

琉球大学学術リポジトリ

沖縄における農地の所有と利用の構造に関する研究(生物生産学科)

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学農学部 公開日: 2008-02-14 キーワード (Ja): 農地の所有と利用, 農地利用の柔軟性, 「家」制度, 地割制度, 相続における農地の分割 キーワード (En): ownership and use of agricultural land, flexibility of agricultural land use, ie system, Jiwari system, division of agricultural land through inheritance 作成者: 仲地, 宗俊, Nakachi, Soushun メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/3757

沖縄における農地の所有と利用の構造に関する研究

仲 地 宗 俊*

Soushun NAKACHI : Studies on the Structure of the Relationship
between Ownership and Use of Agricultural Land in Okinawa

キーワード : 農地の所有と利用, 農地利用の柔軟性, 「家」制度, 地割制度,
相続における農地の分割

Key words : ownership and use of agricultural land, flexibility of agricul-
tural land use, *Ie* system, *Jiwari* system, division of agricultur-
al land through inheritance.

目 次

Summary	2
序 章 問題意識と課題	5
第1節 問題意識と課題	5
第2節 視角と方法	11
第1章 私的土地所有権付与の前史	
—地割制のもとでの農地の利用と農業生産—	15
第1節 近世琉球の経済構造と農業生産	15
第2節 地割制の仕組みと農地の利用	17
第3節 旧慣存続期における農地の「貸し借り」	22
第4節 沖縄県土地整理事業を契機とする農地の所有・貸借関係の変化と存続	27
第2章 戦前期における農家の存在形態と社会的性格	
—農地の所有と利用の主体としての農家の性格を巡って—	38
第1節 農業生産の基礎条件	38
第2節 農家経営の構造と生産力	40
第3節 農家の存在形態と社会的性格	50
第3章 戦前期における農地貸借の構造	57
第1節 ウェーキ・シカマ関係を巡る論点	57
第2節 預け・預かり慣行	63
第3節 戦前期における農地貸借の構造	65
第4章 戦後における農家の存在形態と農地の所有	
—アメリカ軍占領下における農業と農地問題—	71

*琉球大学農学部生物生産学科

琉球大学農学部学術報告 41 : 1~126 (1994)

第1節 農業生産の構造と農家の存在形態	71
第2節 農地改革及び農地法が欠如したもとの農地所有の構造	77
第5章 農地の所有と利用の基本構造	84
第1節 農地の相続慣行と所有	84
第2節 農地貸借の形態と性格	90
第3節 農地の所有と利用の基本構造	96
第6章 現段階の農地の所有・貸借関係の変化と課題	101
第1節 復帰後の農地の所有・貸借関係の変化と移動の構造	101
第2節 復帰後の農業の展開と生産構造の変化	108
第3節 農地の所有・利用関係の課題と展望	
—まとめにかえて—	118
謝辞	122
参考文献	122

Summary

1. Objectives

The inherent problems concerning the ownership and use of Japanese agricultural land have been an important issue throughout the course of modern Japanese history, while their structure and form have changed. Before the Second world War, there were three major problems concerning the relationship between ownership and use of agricultural land. The first problem was that a few landlord exploited the tenant farmers who actually farmed the land. The second was that agricultural land was managed as property of the *Ie*, family system grounded on patriarchy. The third was that farm size was generally very small.

After the Second World War, the Japanese landlordism and the *Ie* system were finally abolished. The next attention was paid to the accumulation and transfer of agricultural land rights for the purpose of getting rid of small size farming and increasing farm size, especially since the Agricultural Foundation Law was enacted. However, the transfer of rights on agricultural land has not advanced as expected, and there is little hope for progress in the situation.

An allergy to leasing agricultural land and the rapid rise in land prices during the period of high economic growth have generally been pointed out as the reasons for preventing the transfer of agricultural land rights. However, a more fundamental reason may be that land is essentially not produced as a commodity but is connected with human existence as a basis of maintaining life and production. From this standpoint, getting rid of small size farming is not only a matter of increasing farm size by transferring the rights of agricultural land but may be said to be required to establish a land use system based on diversity connected with human life, production, and agricultural land in each region.

In Okinawa, the landlordism had not formed, and the *Ie* system had not developed

before the Second World War. Agricultural land has been loaned for use more easily in Okinawa than in mainland Japan since the prewar days. Although Okinawa has been included in the Japanese capitalistic economic system, her land ownership and use have considerably been different from that in mainland Japan. What are the structure and process of the land ownership and use in Okinawa? Clarifying the answers to the above question will provide an understanding of the characteristics of the Okinawan agricultural structure as well as the life of the inhabitants of Okinawa. In addition, it may provide clues for solving the problems of ownership and use of agricultural land in Japanese Agriculture. The aim of the present study, therefore, is to analyze the structure of land ownership and use in Okinawa.

2. Methods of analysis

The following methods were adopted for this study. The first was to analyze the problem from the view point of the social characteristics of farm households related to the ownership and use of agricultural land and management of production. Hitherto, the analysis of the ownership and use of agricultural land in Okinawa has used only a morphological approach. The social characteristics of farm households that live on the land and produce there have been neglected. Previous studies have pointed out smallness of farm size, low productivity, and backwardness as characteristics of Okinawan agriculture. They have not, however, analyzed the social characteristics of farm households and their relation to production. It is exceedingly important to approach the subject from the relationship between the life of the people and agricultural land for the purpose of analyzing the land ownership and use.

The second was to analyze the ownership and use of agricultural land in Okinawa from an historical perspective. Land use customs had formed in Okinawa before the advent of private ownership of land, and they have continued to exist in an independent social and economic environment after the Second World War. In this sense, the land ownership and use in Okinawa are exceedingly historical products. Therefore, it is necessary to analyze them from historical viewpoint to make clear the process of forming their structure and mechanism for continuance.

3. Results

- (1) Private ownership of land had been given from 1899 to 1903 in Okinawa. Before that time agricultural land was owned by the *Mura*, small village communities, and its utilization was allotted to each community member for a settled term. This system of land use is called the *Jiwari* system. The special characteristics of the *Jiwari* system were community of land tenure and rotation of land use in the *Mura*. The peasantry rotated land use among each other after allotting it according to changes in the number of workers and consumers in a family.
- (2) Before the Second World War, the patriarchic *Ie* system had formed in mainland Japan, but it had not developed in Okinawa. The historical factor proposed here is that land under the *Jiwari* system was owned by the *Mura* and property of households as a basis of the *Ie* could not be formed until the private ownership of land

- were given. After being given the private ownership of land, households in Okinawa could not accumulate wealth because of extremely small farm size and low productivity. It can be said that agricultural land use has served the function of maintaining the people's way of life. Consequently, a system of agricultural land inheritance was different from that in mainland Japan in which not only the eldest son but also the second and third sons inherit land developed in Okinawa. In practice, the custom in which agricultural land was able to use with free of charge, especially among relatives, was developed. Under these socioeconomic conditions of the agricultural land ownership and use, Okinawan people have a strong sense of land ownership but are flexible with land use.
- (3) The main structure in the relationship between ownership and use of agricultural land which had formed before the Second World War continued after the war because there was no reformation in ownership in Okinawa. The following three points are summarized concerning today's issues related to agriculture in Okinawa: First, the rate of transfer of agricultural land is high; frequent changes in the agricultural land ownership and use allow for the possibility of adjustments in land use. Second, the extremely small plots of land and the dispersion of the ownership and use of agricultural land are the largest factors in preventing from the improvement of labor instruments (mechanization). Therefore, in order to promote mechanization to pursuit of a means of rationalizing land use is required at the same time. Third, the division of agricultural land through inheritance and the flexibility of agricultural land use make it easy for newcomers to engage in farming and foster new young farmers.

序章 問題意識と課題

第1節 問題意識と課題

農地の所有と利用を巡る問題は、歴史段階により問題の構造と発現の形態を異にしながら、常に日本農業の最大の課題として存在し続けてきた。

戦前期の寄生地主制のもとでは、利用が所有に従属する関係にあり、そこでは地主と小作の関係もまた支配と従属の関係として現れ、高率の小作料が収奪され、そのことが農業の生産力を大きく制約していた。したがってこのような体制のもとでは、寄生地主制の打破が農業の生産力を引き上げる最大の課題となった。

戦後段階は、農地改革による寄生地主制の解体と農地法を制度的裏付けとした自作農的土地所有が形成されるが、一方では日本資本主義の強蓄積、経済の解放体制が推し進められ、農業は零細農耕制からの脱却、生産の効率化が求められるようになる。そのことを政策目標として打ち出したのが1961年の農業基本法だった。農業基本法は零細農耕制の打破を目標に掲げ、農家の経営規模の拡大、農地の流動化、大型機械化を軸に日本農業の構造を改善していこうとするものであった。このうち、機械化については中型機械技術体系が形成されたものの、規模の拡大については政策の目標通りには進まず逆に大量の兼業農家を生み出すとともに、担い手の流出をもたらした。

他方、農産物貿易の自由化を巡る政府・財界の圧力と産地間競争の激化のもとで、農民の側でも地域の状況に対応した農地の集団の利用を追求するなど、零細農耕制からの脱却を試みる様々な工夫と実践を重ねつつある。

しかし、高度経済成長期における日本資本主義の強蓄積に起因する貿易黒字の増大、アメリカにおける財政収支の悪化による農業保護の削減要求、農産物貿易自由化攻勢のもとで、政策は農民の努力と工夫の次元を大幅に上回る農業生産の効率化、規模拡大を求め、最近では株式会社を農業へ導入する議論も出されている。

かくして、日本農業における土地問題は今、自らの努力と工夫で徐々に零細農耕制からの脱却を図ろうとしている農民的土地利用の試みと、急速な規模拡大、農地の流動化を図ろうとする政府・財界的な方向との矛盾として展開しつつある。

土地は、そもそも商品として生産されたものではなく、石井啓雄がいうように「地球の一部として生活から生産までおよそ人間生活のすべての絶対的基盤」である⁽¹⁾。特に農業においてはこの関係はより直接的である。農地の所有と利用は、それぞれの地域における農業の展開の段階、人と土地の結び付き、労働市場の展開、さらには地域の歴史によって異なる。したがって、零細農耕制の打破も単に個別農家の規模の拡大のみではなく、それぞれの地域に応じた方向が追求されるべきであろう。陣内義人の表現を借りれば、「そこでは農地を単に商品として取り扱う行政ベースにゆだねるよりも、農地に託された個々の農家の歴史をわきまえ、しかも構成員の一人として発言権を保証された集落の話し合いなり、親族に託する方が農家の実態に則している」⁽²⁾のである。

農地を、人々の生活、生産との結び付きでみると、それは地域によって様々な形態をもって現れる。人々の生活、生産と農地の結び付きは日本農業という共通の基盤をもちつつも、それぞれの地域によって独自のメカニズムを持っていると考えられる。その意味で今、人々の生活、生産と農地の結び付きの多様性を踏まえた農地の所有と利用の関係のあり方とその論理の構築が求められているのではないだろうか。

そのとき、沖縄における農地の所有と利用の構造を明らかにすることは、地域に根ざした農地の利用のあり方と論理を構築していくうえでの議論の一端を担いうるのではないかと考える。すなわち、沖縄においては近代に入ってもなお共同体的土地所有が存続し、戦前期においては寄生地主的土地所有が成立せず、戦後においても長期にわたって、我が国自作農体制を支えた農地の所有と利用に関する制度を

もたなかった。したがって、そこでの農地と人々の生活、生産との結び付きは、生存の条件としての農地の所有と利用がより自由なかたちで、それゆえにまたより原基的な形態で存在しているのではないかと考えられるのである。

沖縄の農業も明治以降、時期的な遅れや戦後期中断はあるものの基本的には日本資本主義に包摂された農業として生産を行ってきた。しかし、沖縄の農業は、日本資本主義のなかにありながら、戦前戦後を通じて日本農業とは異なる歴史を歩み、異なる構造を形成してきた。商品としての農産物の生産の面では常に限界地としての位置にあり、また労働市場との関連においても最下層の低賃金労働力の供給地として位置付けられてきた。

その根底には、農業生産を規定する基本的条件である自然条件のみならず、歴史的条件、さらに社会的条件が本土と大きく異なっていることがある。自然条件についていえば、亜熱帯という気候条件は温帯作物についても熱帯作物についても限界になるという作物生産の制約要因として作用するとともに病虫害の多発をもたらし、また島嶼という地理的条件のもとで河川の形成が弱く、水資源が乏しいことも農業生産にとって大きな制約条件となった。さらに、島々の耕地を形成する土壌がいずれも腐植含量が少ない不良土壌であること、台風の常襲地帯であることなども見落としてはならないであろう。これらの制約条件のもとで農業の自然的豊度は極めて低い水準にとどまらざるをえなかった。

経済的条件でいえば、戦前期まで農業が産業の主体をなし、第二次産業、第三次産業の形成が未熟な構造のもとで、労働市場は極めて狭隘であった。そのもとでは人々は農業にしがみつかざるをえず、農地がほとんどの県民の生存の基盤とならざるをえなかった。

また、自立した農業経営が成立する基盤となる農地所有の歴史的条件についていえば、近代に入ってもなお、近世以来の村落を単位とした耕地の共同体的所有と割替えの制度が存続し、農地の私的所有の権利が付与されるのは1899年(明治32)になってからである。そして、戦前期においては日本農業の生産構造を大きく規定していた寄生地主制が成立しえず、戦後にはアメリカ軍の占領支配のもとで、我が国戦後自作農が成立する基盤をなした農地改革は実施されず、農地法、食管法の枠外に置かれてきた。これらの法律が適用され、本格的に農業の生産基盤の整備がなされるようになるのは、ようやく1972年に施政権が日本に復帰してからのことである。

さらに、生産の担い手であり、かつ農地の所有と利用の主体である農家の社会的性格についていえば、強い位牌承継の観念をもちながらも、戦前期日本農業のなかで「家」制度として理念化された家父長的な直系家族の形成は極めて弱く、農家は基本的に夫婦家族の形態をとる生活の単位として存在した。そこでは農地は「家産」としてではなく、人々の生活を支えるものとして機能していた。

このように、経済の体制としては日本資本主義に包摂されながら、しかし農業生産のうえでは日本農業一般とは異なる歴史過程を経てきた沖縄農業における農地の所有と利用はどのような構造をもち、またそれはどのような過程を経て形成されてきたのか。このことが本研究の基本的な問題意識であり、課題である。もちろん、その場合単に構造の解明ということだけではなく、それが現段階の農業においてもつ意義の評価と農地の利用が直面している問題へのアプローチも重要な課題である。

また、課題との関連で農地の「利用」という用語についても若干説明を加えておきたい。農地の「利用」という用語は一般に二通りの意味をもつ。一つは「土地利用方式」を意味する場合の「利用」であり、いま一つは単に「耕作」を表すものとしての「利用」である。ここでは後者の場合の「利用」であることをあらかじめ断っておきたい。

そこで、これらの課題をより具体化するために、この問題に関するこれまでの研究の流れを大まかにたどっておきたい。沖縄における農地の所有と利用に関する研究で最初になされたのは、地割制、土地整理事業などの土地制度史に関わる研究を除けば、戦前期における地主・小作関係の解明であった。この過程で地主・小作関係に関する二つの実態が明らかにされた。第1はウェーキ・シカマ関係と称される前期的な農地の貸借関係が存在したこと、第2は沖縄においては戦前期寄生地主制は成立しなかった

ということである。

ウェーキ・シカマ関係という場合の、ウェーキとは農地を大規模に有する資産家を言い、シカマとはウェーキから金銭または農地を借り、その代償として労働力を提供する者をいう⁽³⁾。ウェーキ・シカマ関係の特質は小作料が労働地代の形態をとっている点にあり、その存在についてはほぼ共通の認識になっているが、その経済的性格と農地の貸借関係におけるその規定性についてはなお議論が分かれている。例えば、来間泰男はその歴史的性格を「寄生地主制よりもいちだんと古い経営」⁽⁴⁾と規定しているのに対し、向井清史はウェーキ・シカマ関係を「雇役借地」とし、それが地主・小作関係の規定的関係になることはなかったし、「寄生地主制と範疇的に区別されるべき段階のものとは言えない」⁽⁵⁾としている。しかし、向井のウェーキ・シカマ関係の性格に関する理解は、依拠した資料の批判的検証がなされていないところに問題があり、また農地の貸借関係におけるその規定性に関しても、来間と向井の間には、ウェーキ・シカマ関係が規定する対象についての認識のズレがある。この点については本論で検討したい。

第2の寄生地主制の成立を巡る問題については、沖縄において私的土地所有の権利を付与した土地整理事業以降大正中期まで5~7%にとどまっていた小作地率が、大正後期以降高まる動きが現れたことから、当初、来間泰男らはこの時期を境にウェーキ・シカマ関係が後退し、「しだいに本土型の寄生地主が形成されはじめ」ととらえた⁽⁶⁾。これに対して、中江淳一、石井啓雄は、寄生地主への移行を否定し⁽⁷⁾、また、向井清史もこの時期の小作地の増加を統計的に検討し、寄生地主制への移行というとりえ方に疑問を提起した⁽⁸⁾。これらの疑問をうけて、来間もさらに検討を加え、「寄生地主制は戦前の沖縄県においてはついに成立することがなかった」⁽⁹⁾という見解を示した。かくして、戦前期沖縄における地主・小作関係については、寄生地主制は成立しなかったということがほぼ共通の理解になっているといつてよい。

また、寄生地主制の問題については、当初、小作地面積の増加、小作地率の上昇、小作農、自小作農の増減といった統計に基づいて検討がなされたが、向井清史はこの分析をさらに進め、農地価格が最下層農民の採算価格として形成される結果、「地主的採算地価に比べて、実際に形成される農地価格は優等地ほど相対的に高くなる」⁽¹⁰⁾こと、「農地利回りに比べて貸付金利率ははるかに高かった」⁽¹¹⁾ことを指摘し、寄生地主的土地所有が成立しなかったことの論拠とした。しかし向井は、一方では、前述のように、地主・小作関係の性格については沖縄も本土と同じであるととらえており、単に、農地の所有関係において地主的土地所有が規定的ではなかったという点に両者の違いをみているだけである。この点はなお検討が残されている。

ところで、寄生地主制の成立については否定されたが、大正後期から上昇し始めた小作地率の増加は昭和初期には15~16%に達する⁽¹²⁾。この小作地の性格について石井啓雄は「沖縄における男子分割相続制と移民と出稼ぎおよびその移民の出稼ぎ性」によるものではないかとの仮説を提起した⁽¹³⁾。すなわち、沖縄では男子については分割相続が行われるが、分割された零細な農地では生活の維持が困難であり、多くの農民が出稼ぎまたは出稼ぎ型移民として流出していく。その際、彼らの農地は縁者に預けられ、耕作されるか、縁者の管理のもとで貸し付けられる。そのような土地が小作地として把握されたのではないかというのである。このような農地を石井は“預け・預かり地”と称した。

このうち、農地相続における分割の慣行については、その後の研究によってほぼ検証されたが⁽¹⁴⁾、移民・出稼ぎによる“預け・預かり”と小作地の増加の関係についてはなお議論が残されている。すなわち、石井は大正後期から昭和初期にかけての小作地の増加を、移民・出稼ぎによる“預け・預かり”によるものと考えたが、しかし1935年（昭和10）の人口千人当たり海外、他府県在住者割合と1916年（大正5）から1935年までの小作地増加率の間には相関関係は認められないのである⁽¹⁵⁾。このことは、この時期の統計に現れた小作地の増加は移民・出稼ぎによる“預け・預かり”だけではないことを意味する。したがって、この時期の小作地の増加については、移民・出稼ぎによる“預け・預かり”だけで

はなく、それ以外の要因も含めて検討されなければならない。

さて、以上のような、農地貸借の形態とその性格の分析がなされるなかで、農地の利用の問題として耕作権の弱さが指摘され、そこからさらに農地の所有の性格の問題が浮かび上がってくる。まず利用の問題については石井啓雄が、「耕作権の確立が決定的に弱い」ことをあげ、その内容として第1に、「所有権に対立する概念としての耕作権が弱い」という意味で耕作権が弱い」だけでなく、第2には、「農地を耕作労働の対象として把握するという意味でも『耕作権』が弱い」、「人間の耕作労働の、土地を支配する関係としての耕作の自立の程度が低い」ことを指摘した。そして、そのような耕作権の弱さを規定する要因として「自然条件」、「農業生産力の低さ」、「家族制度、相続制度、門中制度」をあげた⁽¹⁶⁾。しかし、ここではこれらのことは仮説的に提起されたにとどまった。

また農地所有の性格については、石井啓雄が「所有権の強さ」を強調しているのに対して磯辺俊彦は「労働に規定された所有」としてとらえる見解を提起している。石井は沖縄の農地所有の性格を「生存・労働条件としての土地所有」として位置付けたうえで、それが強い所有権へと収斂していくメカニズムを次のように説明している。「極端な零細所有と耕地分散制、そして著しく低い生産性」と「圧倒的な過剰人口のもとで、自分の耕せる土地さえ十分にあれば、(出稼ぎにも移民にもいかず)『シマ』＝故郷で生活できるという願いが、圧倒的な沖縄県民の心情であった。ここに根強い土地希求が形成され、農地貸借が一般に成立しない条件の下では、耕作の権利は、沖縄県土地整理のありかたともかわって、土地所有の権利から分立せず、耕作のための土地確保要求はひたすらに土地所有(権)の確保に向かい、所有権絶対の思想を再生産し続けてきた⁽¹⁷⁾。

ここでは戦前期の状況が説明されているのであるが、しかし戦前の段階に限定しても「生存・労働条件としての土地所有」、「強い所有権」という限りでは、一般的な規定であり、農地を所有し、そのうえで労働する主体としての農民と農地との結び付きはなお具体的ではない。さらには、所有権が強いといわれるなかで、所有者が農地を利用しない場合には、容易にそれを必要とする者の利用を許容するという、所有における柔軟性の側面が引き出されていないという点に問題が残されているといえよう。

一方、磯辺俊彦は、農地の所有を「家産」の概念を媒介としてとらえる視角から、本土における単独相続に基づく土地所有が、「厩大な過去蓄積ゆえの『所有による労働規定』つまり家産制の構造を条件づけ、それが『不自由・安定・停滞』の社会的性格の根拠となっている」のに対し、沖縄(・鹿児島)では、「分割相続が、その貧しい『裸の土地』ゆえの『労働による所有規定』を条件づけ、それが『自由・不安定・発展』の社会的性格を生み出しているのではないか、という仮説を提起した⁽¹⁸⁾。

確かに、沖縄においては農地の相続は分割的になされ、そのもとで土地所有は世代によって変動し、硬直的ではない。農地の所有を「家産」の概念を媒介としてとらえることによって、沖縄における農地の所有の性格についてもより具体的な把握がなされるようになったといえてよい。さらに分割相続に基づく農地の所有、沖縄農業を、「本土農業の批判者として位置付け⁽¹⁹⁾」ようとしたところに磯辺の独自性があった。しかしこの場合、「労働に規定された所有」が直接「自由・不安定・発展」の社会を生み出すものとして提起されている。「労働に規定された所有」が「自由・不安定・発展」へと推転していくためには、さらにそこにおいて労働する主体の性格と、農地の所有と利用の構造が明らかにされなければならないであろう。

以上みてきたように、沖縄における農地の所有と利用に関する研究は、戦前期における地主・小作関係の分析から始まって、今日、改めてその構造と性格が問題にされつつある。そこでは特に、農地の所有と利用の形態だけではなく、農地を所有し労働する主体としての農家の性格を含めた構造の解明が求められている。そして一方では、我が国の農地所有のなかにおける沖縄の農地の所有と利用の構造がもつ意義についてもまた見直されつつある。しかし、そのような視点からの課題設定はなお問題提起の段階にとどまっている。また、歴史的に形成された農地の所有と利用の構造が、現段階の農業生産構造とどのようにかわるかもなお課題として残されている⁽²⁰⁾。

沖縄の農業は今日、基幹作物であるさとうきびの価格据置きが続くなかで、労働力の流出と脆弱化が進み、労働手段体系の高度化＝機械化とそれに対応する土地利用体系の再編成が求められている。この場合、土地利用体系の再編にとって、沖縄において独自の歴史的背景のもとで形成された農地の所有と利用の構造との関連が問題とならざるをえない。

一方、復帰後の特徴として、それまでのさとうきび単作に加え、野菜、花卉などの商品作物が急速に展開してきた。この過程で数は少ないながら若い担い手の参入もみられる。これらの担い手の就農の経路は新規学卒、Uターン、新規参入など様々であるが、農地の所有と利用の構造のあり方がこれらの担い手の定着を規定する大きな条件の一つであることはいうまでもない。

そこで、本研究の課題を再度まとめると次のようになる。第1に沖縄における農地の所有と利用に関する構造を、その主体である農家の性格を含めて明らかにすること。第2に歴史的に形成された農地の所有と利用の構造と、現段階の沖縄農業の農地問題との関連を明らかにすることである。

これらの課題に対し、本研究では次のような論点からアプローチを試みる。これは本論文の立論の柱でもある。

第1の点は、沖縄における農地の所有は、私的土地所有の権利が付与されて以来一貫して農民的所有として存在したが、我が国一般の農地所有のなかにおけるその特質は、戦前期においてもいわゆる制度としての「家」の基盤をなした「家産」的所有を形成せず、より直接的に個々の農民の生存の条件をなしたという点にある。そこでは農地が生存の条件であるがゆえに強い所有意識をもつが、一方、所有者が利用しない場合にはそれを必要とする者に利用させるという柔軟な側面もある。このような利用における柔軟な面もまた農地が生存の条件であることによるものではないだろうか。

この構造は具体的には、次のようなかたちで現れる。農家において農地の所有の最初の契機をなす相続の形態は、長男を優先しつつも男子には長男以外にも分割する形態をとる。長男が優先されるのは沖縄独自の位牌承継の慣行を背景にしたものであるが、一方では生存の条件としての農地の所有の性格があり、このことが次・三男への分割として現れる。

社会的には、戦前期においては一部にウェーキと称される比較的大規模な土地所有が形成されるが、それは土地の所有関係を規定的する階層にはなりえず、全体としては農民的所有が基本的な形態をなす。また貸借については、戦前期においてはウェーキ・シカマと称される資産家と零細農民の間の貸借がある一方で、無償の“預け・預かり”があり、戦後においても小作料の支払いを伴う一般の貸借がある一方で、“預け・預かり”の形態での無償の農地の“やりくり”がなされる。

相続において、次・三男へも農地が分与されるが、しかし次・三男へ分与される農地は零細であり、そのみでは生活の基盤になりえない。したがって、彼らは農地を残して移民・出稼ぎに出、追加の農地を購入するか借り入れることができるようになった時に帰農する。その間、これらの農地は親しい者に預けられる。あるいは在村の者の間で“やりくり”がなされる。相続における農地の分割が“預け・預かり”の一つの要因になっていると考えられる。

第2の点は、農地の所有と利用の間でこのような柔軟な構造が形成された歴史的要因としては次のように考えられる。すなわち、沖縄においては近代に至るまで農地の共同体の所有と割替えによる利用の形態が存続したが、この段階の割替えは貢納の仕組みとしての性格を持ちながらも共同体の構成員の生存の基盤としての性格を強くもっていた。そこでは農地は単に割替えられただけでなく、割替え後に生じる農地と労働力の不均衡を調整するための“やりくり”もまたなされていたのではないかと考えられる。

農地の共同体的所有は、1899年（明治32）から1903年（明治36）にかけて実施された沖縄県土地整理事業によって私的所有へと移行するが、その方法は地割制のもとでの配当地にそのまま所有権を認めるものであった。このことによって耕作の単位と所有の単位が基本的には一致する形態が形成され、利用の独自の領域は極めて小さくなる。しかしながら所有と利用が一致する形態を支える基盤は生存の条

件としての所有と利用にあり、したがって所有と利用が一致しない場合の“やりくり”は潜在的な慣行としては引き継がれたのではないだろうか。

第3に、相続において農地が分割されるのは、所有と利用の主体たる農家の性格が、一方で強い位牌承継の観念をもちながらも、戦前期においても我が国一般におけるような制度としての「家」の形成は未成熟であり、農地が「家産」としてではなく、個々人の生活を支えるものとして意識されたことによるのではないかと考えられる。

農地の各人への分割は、強い位牌承継の観念のもとで形成された位牌に農地が付随するという慣行によって、長男を優先するというかたちで制約され、さらに利用の面においても農地基盤の零細性と過剰人口の存在によってその柔軟性は制約されるが、しかし、農業における蓄積の乏しさと狭隘な労働市場に規定されて滞留する過剰人口の存在が、一方で所有の分割と利用の“やりくり”を再生産してきたと考えられる。

第4の点は、戦後の農地の所有と利用の関係の問題である。沖縄は、1945年から72年までアメリカ軍の軍事占領下に置かれ、農地改革は行われず農地法も適用されなかった。このことが戦前期の農地の所有と利用の構造がほぼそのままの骨格で戦後段階に引き継がれた条件をなしたと考えられる。また後には労働市場が拡大するが、占領直後でいえば、海外や本土からの引き揚げ者が農村に流入し、一時、農家数は戦前を上回る数に膨張する。

第5の点は、このように歴史的に形成された農地の所有と利用の構造の現段階的意味である。零細で分散錯圃の耕地を基盤とした所有と利用は、今日、さとうきび作において求められている労働手段の高度化＝機械化にとっては大きな障害要因として立ちはだかっている。この面においては地域を単位とした農地利用システムの形成が課題となる。この場合も、歴史的に沖縄の農地利用の基層をなしてきた農地利用の“やりくり”、柔軟性は、その調整の可能性を内包しているのではないかと考えられる。

一方、復帰後の特徴として野菜、花卉などの新しい商品作物の急速な展開がみられたが、この過程で若い農業者の参入もみられる。彼らは必ずしも、ヤー(家)⁽²¹⁾のあととりとは限らず、次・三男の場合も少なくない。また相続においても慣行的な長男を優先しつつ次・三男に分割する形態から、農業をすする者へ一括して相続する形態が少数ながら現れ始めた。農家における家族の関係が比較的自由であることがその基盤となっているのではないかと考えられる。そこでは農業が個人の職業として意識されている。農業が家業として営まれてきた日本農業にあっては新しいタイプの担い手といえるのではないだろうか。

以上が本論文の立論の柱であるが、最後に、このことに加えて、本研究が持つ派生的意義についても述べておきたい。

第1の点は、制度としての「家」が未成熟なもとにおける生存・労働の条件としての農地の所有と利用の構造は、戦前期、「家」制度のもとで家産として所有されてきた我が国一般における農地の所有と利用とは異なる、より原基的な形態として提示しうるのではないかとということである。そのことは我が国における農地の人々の結び付きの多様な形態を認識する一つの手がかりになりうるのではないかと考える。

第2の点として、「家」の形成が未成熟なもとでの農地の所有と利用の構造を明らかにすることは、さらに視野を広げると、日本農業と東南アジア農業を比較するうえでの事例的、理論的媒介としての役割を担うことができるのではないかとということである。すなわち、沖縄農業は、制度的、経済的には日本農業のなかにありながら、一方では社会構造の基層としては、東南アジアと共通の面をもつことが、社会学、文化人類学の分野で指摘されている。したがって、沖縄における農業の展開過程、特に農地の所有と利用の構造を農業生産との関連を明らかにすることは、アジア農業を理解する媒介になるとともに、アジア的視点から日本農業の特質を解明する媒介項となりうるのではないかと考えられるのである。

第2節 視角と方法

さて、以上のような課題を分析する視角と方法は次のとおりである。

第1の点は農地の所有と利用の関係に、その主体であり、かつ生産の担い手である農家の社会的性格の問題を導入することである。従来、沖縄における農地の所有あるいは利用の分析は形態論的であった。そこではその土地のうえで生活し、生産している農家の性格がややもすると軽視されていたのではないだろうか。沖縄の農業については、これまで、耕作規模の零細性、生産力水準の低位性、おくれということが指摘されてきたが、生産の担い手である農民、農家の社会的性格と生産、さらには農地の所有、利用の仕組みと生産の関連は明らかにされてこなかった。

しかし、統計の上では同じ農家であっても「家」制度のもとにある農家と「家」の性格が未成熟な農家では、労働力の編成、農地の所有の意味は異なるはずである。人々の生活、生産と農地の結び付きを明らかにするという課題に接近するためには、この視角からの分析がとりわけ重要だと考える。

さらに、この視角から課題に接近していく方法として農地相続の形態を設定した。農地の相続は農地の所有が形成される初期の契機をなすとともに、その基盤をなす。したがって、農地の所有の構造とその性格を明らかにするためには、まず農地の相続がどのようになされているかを明らかにする必要がある。

第2の点は歴史的視角からの分析である。沖縄における農地の所有と利用の基本的構造は、私的土地所有の権利が付与される以前の農地の利用慣行を前史として戦前期に形成され、それが、農地改革が欠如し、農地法もなかったという歴史的過程のなかで戦後に引き継がれてきたと考えられる。その意味で、それはすぐれて歴史的所産である。したがって、その構造の形成の過程と存続のメカニズムを明らかにするためには、まず歴史的な視角からの分析が求められよう。

かかる視角と分析の方法を一言でまとめると、制度としての「家」の形成が未成熟なもとの農地の相続を通じた農地の所有・利用関係の分析を横軸に、その構造が形成され、存続する歴史過程を縦軸にして、農地の所有と利用の構造を分析するということになる。

そこで、本論文の叙述の構成について述べると次のようになる。

沖縄においては1899年（明治32）から1903年（明治36）にかけて実施された土地整理事業によって私的土地所有の権利が付与されるが、それまでは農地は村落共同体によって所有され、利用は共同体の構成員の間で一定の期間毎に割替えを行う、いわゆる地割制のもとにあった。地割制は土地整理事業によって廃止されるが、その後の農地の所有と利用の構造も地割制のもとにおける農地の利用を引き継ぎつつ形成されると考えられる。したがって、沖縄における農地の所有と利用の構造を解明するためには、この時期の農地の利用の関係を踏まえないわけにはいかない。そこで、私的土地所有の権利が付与される前史として、地割制のもとでの農地の利用の構造と私的土地所有権の付与の過程における特質を第1章でとりあげる。

第1章において従来の研究との比較で特に強調しておきたい点は、地割制の段階でもある時期の地割から次の地割に至るまでの間に農民同士で耕地の“やりくり”がなされていたのではないかとということである。地割制のもとでも、貧農が地方役人を中心とする富農層から農地を「借りる」関係は従来指摘されていたが、それだけではなく、零細農の間での農地の“やりくり”が存在したことも見落としてはならないであろう。さらに、これらの地割制のもとでの農地の「貸借」「やりくり」の一部は私的土地所有権付与の後にも引き継がれたのではないかと考えられ、この点も農地の利用慣行の継承として指摘したい。

第2章は、本研究の基本的課題の一つである農地の所有と利用の主体としての農家の性格の分析である。戦前期我が国農業の基本単位をなした制度としての「家」は、近世封建社会においていわゆる封建的小農として原型が形成されたとされているが、沖縄においては近代になっても共同体的土地所有が存続しており、封建的小農が形成される基盤はなかった。

さらに、明治後期に私的土地所有の権利が付与されるが、その後間もなく、大正後期には第一次世界大戦の反動恐慌に逢着し、農民は経営を確立する間もなく、その基盤は崩り崩され、労働力を売ることによって生活せざるをえなくなる。農産物の販売者として自立する前に自らの労働力を商品化していくことになる。かくして沖縄の農民は経営の確立もなしえない零細農として存在することになる。

農民は労働力を商品化せざるをえなかったのであるが、しかし、彼らの労働力を吸収しようとする県内労働市場の形成はきわめて未熟であった。したがって、彼らは早くから海外、県外に出ざるを得なかった。しかし長い歴史過程を共同体の紐帯のなかで生きてきた農民にとって海外、県外への流出はなお共同体＝郷里への執着をもちながらの流出であった。

このような社会・経済的条件のもとで、農家は父系系譜を軸とする強い位牌承継の観念をもちつつも、家族の形態としては家長の支配力の弱い夫婦家族の形態をとり、また家業、家産、家名、家格といった制度としての「家」を構成する観念も弱いという「二重」の構成をもつ家族単位（ヤー）として存在する。

この章では、従来の沖縄農業の分析のなかでとりあげられることがなかった農家の社会的性格の問題を、農地の所有と利用の構造を明らかにしていくポイントのひとつとして位置付け、沖縄農業がよって立つ自然的な条件、農業経営の構造と農家の存在形態を通して明らかにする。

第3章では、戦前期における農地の貸借関係を分析した。沖縄においては戦前期、寄生地主制は成立しなかったが、しかし、ウェーキとよばれる富裕層が存在し、この階層が農地を所有し農地の貸し手として存在していた。いわゆるウェーキ・シカマ関係による農地の貸借である。これは労働地代を媒介とする前期的形態の農地の貸し借りを特質とする。ウェーキ・シカマ関係は沖縄農業研究のなかでは早くから議論されてきており、その性格もかなり明らかにされているが、なお論点が残されている。ここではこれらの論点を整理する。

さらにその一方では、移民や出稼ぎによる農地の“預け・預かり”が存在した。従来ウェーキ・シカマ関係と“預け・預かり”は別々に論じられることが多かったが、ここではこれらを戦前期における貸借関係の形態として、貸借関係全体のなかにおける位置付けを試みた。

第4章では、戦後アメリカ軍占領期における農地の所有と利用の問題を検討する。沖縄においては、戦後アメリカ軍の占領支配下に置かれ、戦後日本農業の発展の基礎をなした農地改革は実施されず、その成果を引き継いだ農地法もなかった。その結果、農地の所有と利用の関係は、戦前期の構造が引き継がれるのであるが、それだけではなくさらにアメリカ軍による土地接収、軍用地の介在が加わり、新たな問題を惹起し、なお今日に課題を残している。これらの点は、先学の研究によってほぼ明らかにされているが、ここでは本研究の課題である農地の所有と利用の構造をみるうえで必要な範囲で整理をしておきたい。

第5章では、本研究の中心課題である農地の所有と利用の基本構造を分析する。分析の方法は、農地の所有の出発点をなす農地相続と貸借関係を通して、所有と利用の関係、及びその性格を明らかにする。この場合、相続についても貸借についても具体的な資料が得られるのは戦後であることから、相続については復帰後の調査を基礎に、貸借については農地法が適用されておらず、貸借が「自由」になされていた復帰前の調査結果を基礎に分析する。

沖縄における農地の相続は、位牌を承継する長男を優先しつつも男子については次・三男にも分与されるという形態を特徴とする。次・三男への分与は零細であるが、それは彼らの生活を補助するという意識に支えられている。

位牌を承継することが何故に土地所有と結び付くのかはなお十分には明らかではないが、一つには親が生存している場合には親の扶養、さらには位牌を祭ることによる祭祀儀礼の多さとそれに伴う費用の負担などがその要因になっているのではないだろうか。そしてそれが徐々に形式化され、土地は位牌に結び付くものであるという強い観念が形成されたのではないかと考えられる。

しかし一方、農地は人々の生存と労働の条件でもあり、その面では位牌は全面的に次・三男を農地から排除することはできない。このことが農地の相続において長男を優先しつつも次・三男にも分与するという形態となって現れていると考えられる。

また、貸借においても小作料の支払いを伴う一般の貸借がある一方で、無償の“預け・預かり”“やりくり”が存在する。相続における零細性は、貸借における“やりくり”によって補完、調整され、零細ながらも農業生産の基盤として独自の意義をもつ。

このような農地の相続における強い長男優先の観念（所有の主張）と利用における柔軟性、“やりくり”の二重性が沖縄における農地の所有と利用の構造の特質をなしている。

最後の第6章は、現段階の沖縄農業の農地の所有と利用の構造の問題と全体のまとめである。1972年の日本復帰を契機に沖縄農業の生産構造は大きく変化した。まず一つは農業の基幹たるさとうきびの停滞、後退である。さとうきびの価格は復帰後1981年までは引き上げがなされるが、82年以降横ばいに転じ、収益性が低下するとともに生産は停滞から後退に向かいつつある。このような動きの背景には、急速な労働力の流出、高齢化による生産の担い手の脆弱化がある。この間、生産の構造と農業を取り巻く環境は大きく変化した。しかし、労働手段体系の改編は遅々としており、今日その大幅な高度化＝機械化が求められている。しかし、さとうきびを対象とした機械化は農家の経営規模の零細制と、耕地の分散錯圃制によって大きく制約されている。したがって、労働手段の高度化＝機械化を進展させるためには土地利用の再編成がなされなければならない。この局面を明らかにするとともに、機械化を単に機械の導入、省力化というとらえ方ではなく、労働手段の高度化にはそれに対応する土地利用の再編がなされなければならないという観点から、その再編の方向と展望を検討する。

一方では復帰後、本土への野菜の冬春期出荷、花卉部門の急激な拡大により、生産に新たな展開がみられるようになる。ここではこの新たな生産を担う、特に若い生産者の農地取得とそこにおける農地の所有と利用の構造のもつ意義を明らかにする。

注

- (1) 石井啓雄「当面する農業構造問題—家族経営と土地問題を中心に—」（井野隆一・重富健一・千葉燎郎編著『日本農業再建の道標』筑波書房、1991年）p.56.
- (2) 陣内義人『人間と自然の生産力』農山漁村文化協会、1989年、p.158.
- (3) ウェーキに労働力を提供する層としては、シカマの外にイリチリと呼ばれる者がいる。シカマは通いで労働力を提供するのに対して、イリチリは住み込みである。ウェーキ・シカマ関係というとき、シカマはシカマとイリチリを総称する用語として使われている。
- (4) 来間泰男『沖縄の農業』日本経済評論社、1979年、p.19.
- (5) 向井清史『沖縄近代経済史』日本経済評論社、1988年、p.301.
- (6) 来間泰男「土地整理事業」（『沖縄県史』1、通史、1976年）p.433.
また、安仁屋政昭・仲地哲夫「慢性的不況と県経済の再編」（『沖縄県史』3、経済、1972年）でも同様の理解がなされている。
- (7) 中江淳一「『土地整理』と商品生産農業の展開—戦前期沖縄における農業土地問題—」（『土地制度史学』64号、1974年）p.48.
石井啓雄・来間泰男『沖縄の農業・土地問題』農政調査委員会、1976年、p.23.
- (8) 向井清史は、この時期の小作地面積の増加は「農業調査」以降、大東島分が集計されたからであり、自小作農の増加は基本的には転落ではなく上向によるものとした。向井清史「両大戦間期沖縄における農民層分解」（『土地制度史学』第55巻、第1号、1983年）p.15.
- (9) 来間泰男「近代沖縄におけるウェーキ・シカマ関係についての研究状況」（九州農業経済学会、1983年度大会、報告レジュメ）。

- (10) 向井, 前掲『沖縄近代経済史』, p.320.
- (11) 向井, 前掲『沖縄近代経済史』, p.321.
- (12) 大東島を除いた小作地の割合は, 12~13%である。
- (13) 石井・来間, 前掲『沖縄の農業・土地問題』, p.23.
- (14) 沖縄総合事務局農林水産部農政課『農家の土地保有・利用関係基礎調査報告書』1983年。
仲地宗俊『南西諸島における農地相続慣行と農地の所有構造に関する研究』(昭和63年度科学研究費研究成果報告書)。
仲地宗俊「農地の相続慣行」(『農業法研究』26, 1991年)。
- (15) 仲地宗俊「農地」(『沖縄県農林水産行政史』第3巻, 農政編, 1989年) pp.252~253.
- (16) 石井・来間, 前掲『沖縄の農業・土地問題』, p.89.
向井清史は, 耕作権が弱い条件を, 農村からの農家労働力のプッシュ要因とプル要因が十分機能しうる余地があり, 農家労働力が大量に流出しえたことに求めている。前掲『沖縄近代経済史』p.297.
- (17) 石井啓雄「生存・労働条件としての土地所有と軍用地料—沖縄の軍用地料と『補償』について—」(駒沢大学経済学会『経済学論集』第15巻, 第3・4号, 1984年) p.246.
- (18) 磯辺俊彦「家族制農業の分析課題」(『土地制度史学』第119号, 1988年) p.64.
- (19) 磯辺, 前掲「家族制農業の分析課題」p.64.
- (20) 今日の課題については, 石井, 前掲「生存・労働条件としての土地所有と軍用地料」及び「沖縄—裸地的零細農業と軍事基地の島の農地問題」(『工業化社会の農地問題』農山漁村文化協会, 1989年)。
- (21) 沖縄の家族の特質を表現する表記として用いられる用語。詳しくは第2章第3節で述べる。

第1章 私的土地所有権付与の前史 —地割制のもとでの農地の利用と農業生産—

沖縄に県制が施行されたのは1879年（明治12）のことであるが、それまではこの地域は独自の文化と政治、経済の体制を有する国家、すなわち琉球王国として存立していた。

琉球王国は、15世紀前半、北は奄美諸島から南は八重山の島々を領域として成立したが、二度の歴史的契機を経て、幕藩体制、さらに日本国家のなかに統合されていった。その第1の契機は17世紀初頭の薩摩島津氏の侵略であり、その結果、奄美諸島は琉球王国から切り離され、沖縄諸島、宮古諸島、八重山諸島の地域が薩摩藩の従属的な国家として存立することになった。さらに第2の契機は明治政府による日本国家への統合である。この過程は明治政府による武力を背景とした強権的なものであったがゆえに、沖縄近代史の上では「琉球処分」と称されている⁽¹⁾。

沖縄における私的土地所有権の付与は、1899年（明治32）から1903年（明治36）にかけて沖縄県土地整理事業として実施されたが⁽²⁾、王国時代から1899年まで存続していた土地制度は、地目ごとに管理と利用の種類によって多くの種類に区分され、農地についてはその大部分が「村」（むら）⁽³⁾によって共同体的に所有され、一定の年限でもって農民の間で割替えを行う地割制のもとにあった。

いうまでもなく、農地の共同体的所有と割替えは、この時期の琉球王国の経済構造に規定され、さらに農民の存在形態と相互規定的に結び付いたものであった。地割制のもとで形成された農家の性格と農地利用の慣行は、土地整理事業によってただちに变革されたのではなく、その後長年にわたって、農地利用の観念の深部に横たわっていたと考えられる。したがって、沖縄における農地の所有と利用の構造を解明するためには、私的土地所有の前史としての地割制のもとでの農地の利用の仕組みを踏まえる必要がある。

また、地割制を廃止し私的土地所有の権利を付与した沖縄県土地整理事業については、沖縄における近代的土地所有の始点をなすとともに、沖縄の農民、農村が日本資本主義に包摂される契機をなした事業として、これまでその歴史的意義とともに問題点の指摘がなされてきた。これらの点は確かに土地整理事業のもつ重要な歴史的役割であるが、しかし農業の生産、とくに農地の利用という側面からみた場合、法形式の変化によって実態も同じようなレベルで変化したとはいえないであろう。農地の利用の面では私的土地所有の前史として存在した地割制の段階の利用の慣行が、なおかなりの程度引き継がれたのではないだろうか。これらの点を明らかにするのが本章の課題である。

第1節 近世琉球の経済構造と農業生産

15世紀以来独自の政治と経済の体制を有していた琉球王国は、17世紀初頭の薩摩藩の支配を契機に近世幕藩体制の中に組み込まれていくが、しかし、薩摩藩支配以降も王国体制はそのまま温存され、また、中国との冊封・進貢関係も存続されるなど、琉球が幕藩体制へ完全に一体化するという事は起こらなかった⁽⁴⁾。

薩摩藩による支配を契機に、首里王府は支配体制の近世封建的な編成を目指すが、社会の根底には薩摩藩支配前の古琉球の体制、慣行が根強く残り、近世封建的な編成は十分展開しないまま近世期を経たというのが、近世琉球の社会の特徴をなしていたといえる⁽⁵⁾。

近世琉球の歴史段階を示す特質は幾つかあげられるが、ここではその主要な側面である身分制と人民支配の仕組みについてふれておきたい。琉球において身分制が制度として確立されるのは1689年である。このことは日本本土において、近世封建制成立の大きなメルクマールとされる太閤検地、刀狩りに比べてその時期が大きく遅れているということも一つの特徴であるが、より大きな特徴は身分の構成とその性格である。

すなわち、身分は大きく士と百姓に区分されるが、士は官人あるいは役人であり、武士団は存在しな

い。身分制が形成された当初は、士には職業の規制があったが、やがて士族人口が膨張し、下級の平士のなかに職につけない無禄の士が増えてくると、王府自らこの規制を崩していく。これらの無禄士族は絵師、包丁、船頭、作事に従事し、あるいは農村に移住し農民の土地を小作するなどした⁽⁶⁾。

行政の単位としては、基礎単位としての「村」があり、いくつかの「村」をまとめた単位として「間切」(まぎり)⁽⁷⁾と称する単位があった。王府の支配層を形成する上級役人は、その身分に応じて「間切」または「村」を領有するが、彼らは首里にとどまり「間切」や「村」は在地の地方(じかた)役人が采配した。地方役人は身分は百姓であるが、一般の百姓とは異なり、それぞれの「間切」、「村」を領有する上級役人と結び付く特権層を形成していた。

さらに人民支配の特徴としては、ノロと称される神女が政治組織のなかに組み込まれ、祭祀を通して王府の支配を支えていたことがあげられる。ノロは各地域に配され、独自の階層の序列をもち、その最高位には国王の姉妹が就き、下位のノロを支配した。

また「間切」や「村」には「内法」と呼ばれる共同体規制があり、人々の生活から生産の手順、貢納の方法までを細かく規制していた⁽⁸⁾。

さてそこで、琉球王国の経済の構造に移ろう。経済の基盤はいうまでもなく農業であった⁽⁹⁾。栽培された作物は時期によっても異なると考えられるが、近世の農書⁽¹⁰⁾によれば、食用作物として甘藷、田いも、やまいも、稲、麦、粟、黍、大豆、小豆、きゅうり、とうがん、まくわうり、へちま、にがうり、ゆうがお、ごま、なす、にんじん、だいこん、ごぼう、しょうが、そらまめ、かぶ、ささげ、ふだんそう、にら、にんにく、らっきょう、わけぎなどがみられ、工芸作物として甘蔗、木綿、蘭、葉たばこなどがみられる。

さらに、これらの農書から農具は鍬、鎌、へらが使われ、肥料には海草、水肥、厩肥、下肥が使われたことも分かる。

近世期の農業生産力の水準を明らかにしうる資料はないが、1903年(明治36)から11年(明治44)までの9年間の平均で、水稲の反収が全国平均1.6石に対して0.6石、37.5%の水準であったことからすれば、極めて低い水準にあったことが推定しうる⁽¹¹⁾。

石高は、薩摩藩の侵略直後の検地の結果、89,086石とされ、そのうち5万石が王位の「御蔵入」、残り39,086石が諸士への配分高とされた⁽¹²⁾。

貢租は、沖縄本島とその周辺離島では、地租として課され、宮古・八重山では人頭税として課されたとされている。税目は、田租は米、畑租は麦、下大豆であったが、これらの一部は砂糖、真綿で代納され、畑租についてはさらに粟、黍、小豆などの雑穀での代納もなされた。また人頭割で賦課された宮古では粟と反布、八重山では米と反布が課された⁽¹³⁾。

首里王府が取得する貢租は以上であるが、農民にはこれらの外にさらに王府の上級支配層を形成する地頭⁽¹⁴⁾、および「間切」、「村」を采配する地方役人たるオエカ人へ納入しなければならない貢租として、米、雑穀、夫銭(夫役、銭及び雑物)などが課されていたと言われている⁽¹⁵⁾。

貢租の種類は以上のとおりであるが、その納入の仕組みは、沖縄本島とその周辺離島では「間切」または「村」に課され⁽¹⁶⁾、したがって貢租納入の最終責任は「間切」、「村」が負う仕組みになっていた。このような仕組みのもとで農地は基本的には共同体の単位である「村」の所有のもとに置かれ、一定の期間毎に「村」の構成員である農民の間で割替えられ耕作された。いわゆる地割制である。

地割の仕組みについては、第2節で改めてとりあげることにして、ここでさらに貢租納入との関連で農業労働の編成についてふれておきたい。この点については研究状況はなお不十分であるが、さしあたり1768年(乾隆33)の南風原間切の「耕作働方締方帳」が一応の手がかりとなりうる。同「締方帳」は、労働の仕組みについて次のように述べている。

「百姓中耕作方之義、エイ組を以相働候得者、別而威ひ出特不働之者迄引勧過分爲に罷成候處、至頃年緩怠之義有之候様子見及申候間、向後左之通エイ組を以て不断可相働させ事。エイ組人数之内より頭

取一人宛相立、左候而村々耕作當并位所居分不賦り合を以て、村出口に罷出、何れも未明に原出可仕させ候、若エイ組仕事不仕者は、科鞭十五、且又日出候而原出仕候者は、同十宛可打付事」⁽¹⁷⁾。

すなわち、エイ組（ユイ組）をもって働かせると、勢いが出て、あまり働かない者まで励ましよく働いたが、近頃、仕事を怠ける者が見受けられるようになった。そこで今後、エイ組のなかから頭取をたて、村々の耕作当（農地の管理や耕作の督励を担当する地方役人）と役付きの者が村の出口に出て、未明に畑に出させ、エイ組の仕事をしない者は鞭打ち15、太陽が昇ってから畑に出た者は鞭打ち10の罰を与えること、というのである。

沖縄本島ではこの外、北部の名護、金武、久志、国頭、羽地、今帰仁、本部の各間切で、村内法のなかで耕作当に対して農民を原（畑）に「駆り出す」ことを指示している例がみられる⁽¹⁸⁾。また、八重山では、「富川親方八重山島農務帳」⁽¹⁹⁾に同様の条項がみられ、宮古でも多良間島で五人与が編成されていたとする報告がなされている⁽²⁰⁾。

さらに具体的な例として、1894年（明治27）に、県内を巡って旧慣諸制度の実態を調査した内務省書記官一木喜徳郎による八重山のさとうきび栽培⁽²¹⁾についての報告がある。一木は次のように述べている。

「其栽培ハ共同法ナリシヲ以テ、實際労働スルモノハ旧慣法ニ依リ、十五歳以上五十一歳迄ノ正男之ニ従事スルコトニシテ、…中略…其代金ハ耕作者人員ヘ平等ニ配当シタルモ、当時貨幣ノ流通ナキ折柄、現金ハ各自ニ下渡サス其耕作者カ納入スヘキ民費ト差引決算シタル故ニ、帰スル処ハ同一ナレトモ、只労働ノ報酬カ各自ノ手中ニ入ラサリシヨリ、決算上ノ意義徹底セス。遂ニ甘蔗ノ裁製ハ強制的御用労働ナリ」（句読点、引用者）⁽²²⁾。

すなわち、さとうきびは共同で栽培され、その代金は彼らが納入すべき貢租と差引する仕組みになっており、それは強制的御用労働であったというのである。

沖縄本島と宮古・八重山では税制が異なるため、「駆り出し」労働が農作業全般にかかわっていたのか、あるいは特定の作業についてなされたのかは明らかではないが⁽²³⁾、少なくとも、農作業の一定の部分が「駆り出し」でなされていたことは指摘しうる。

以上が近世琉球王国の経済の基本的な構造をなしていたといつてよいであろう。近世琉球の歴史段階的性格については、歴史学の分野でも研究の成果は少ないが、大枠でいえば、「沖縄の社会は、封建社会への傾斜は示しても、幕末にいたるまで、ついに、言葉の厳密な意味での封建社会への段階には達し得なかった」⁽²⁴⁾とされており、あるいは封建社会とみる場合でも、「特殊沖縄的封建社会」⁽²⁵⁾という限定的なとらえ方がなされている。

第2節 地割制の仕組みと農地の利用

第1節でみたような近世琉球の農業は、「村」が農地を共同体的に所有し、一定の年限でもって農民の間で割替えを行う地割制を基盤に成り立っていた。地割制についてはすでに広く紹介されているが、ここでは、私的土地所有権付与後の農地の所有と利用の構造を分析する基礎となる範囲で、その内容の整理と二、三の検討を行いたい。

まず、土地の種類からみていこう。土地の区分の仕方は地域によっても異なるが、旧慣の土地制度が存続していた時期に沖縄県がとりまとめた「沖縄旧慣地制」、「沖縄旧慣租税制度」⁽²⁶⁾によれば、農地では、沖縄本島の場合、大きく百姓地、地頭地、オエカ地、ノロクモイ地、仕明地、請地、払請地の七つの種類に区分されている。宮古では農地は田畠と称され、八重山では上納田と自分田畠に区分されている。

農地以外の土地では、山林原野が16、その他の屋敷地、馬場、墓地などの土地として23の種類があげられている。土地整理事業以前、土地がいかに細かく区分され、利用されていたかが分かる。

農地についてさらに具体的にみると次のようになる。百姓地は「村」によって共同体的に所有された

農地で、「村」の構成員たる農民に耕作が認められた農地である。一定の期間毎に農民の間で割替えがなされ、売買や金銭貸借上の抵当とすることは禁じられた。耕地の配分を受けた農民は貢租を負担する。百姓地のうち農民の減少、あるいは「村」の疲弊のため、「村」外の者に小作させた農地は一般の百姓地から区分され、浮掛地・叶掛地とよばれた。

地頭地は、地頭の作得地として授けられた農地で、これはさらに地頭自作地、地頭拾掛地、地頭質入地、地頭村持地に細分される。地頭拾掛地は地頭地を小作させた農地、地頭村持地は「村」民の地割に加え耕作させた農地である。オエカ地は間切または「村」の役人に与えられる役地、ノロクモイ地は神女であるノロに与えられる役地である。いずれも百姓地と同じように貢租が課され、売買、質入れは禁じられていた。

仕明地は、新たに開墾された農地で、私有が認められた。請地は「村」の疲弊や人口の減少のために耕作できなくなった農地を、王府が士族に払い下げた農地で、払請地は貢租が不能になった農地を王府が売却し、その代金は「村」に下付し、買受けた者に耕作させた農地である。請地、払請地も仕明地と同じように売買譲与が認められた。

また、八重山の上納田は沖繩本島の百姓地と同じ性格を持ち、宮古の田島、八重山の自分田島は仕明地と同じく島民相互の売買が認められていたとされている。

それでは、これらの農地の構成はどのようになっていたのであろうか。そのことを示すと表1-1-(1)、表1-1-(2)のようになる。表1-1-(1)は前述の「沖繩県旧慣租税制度」に掲載されている表で、これは旧慣調査当時、各間切に保存されていた元文検地(1737~50年)の竿入帳から集計して作成されたものとされている。集計の対象は沖繩本島の各間切と離島

表1-1-(1) 農地の種類別構成(1)

(元文検地, 1737~50年)

(単位: 反, %)

	田	畑	合計	構成比
百姓地	31,220	106,932	138,152	67.1
地頭地	9,790	18,190	27,980	13.6
オエカ地	4,516	9,991	14,507	7.0
ノロクモイ地	716	1,968	2,684	1.3
仕明請地	7,149	4,656	11,805	5.7
仕明知行	2,277	867	3,144	1.5
請地	1,667	2,377	4,044	2.0
払請地	462	3,106	3,568	1.7
合計	57,797	148,087	205,884	100.0

注: 1. 「沖繩県旧慣租税制度」(『沖繩県史』21, p.208) より引用。
2. 沖繩本島と伊江島の集計である。

表1-1-(2) 農地の種類別構成(2)

(1897年, 明治30)

(単位: 反, %)

	田	畑	合計	構成比
百姓地	28,545	184,606	213,151	59.7
地頭地	8,682	21,635	30,317	8.5
オエカ地	5,916	12,597	18,513	5.2
請地	1,253	7,626	8,879	2.5
仕明地	21,374	38,107	59,481	16.7
開墾地	860	25,585	26,445	7.4
合計	66,630	289,967 (290,156)	356,597 (356,786)	(100.0)

資料: 『沖繩県農商務統計表』1897年

- 注: 1. オエカ地にはノロクモイ地が含まれていると考えられる。
2. 宮古の田島、八重山の上納田は百姓地に、八重山の自分田島は仕明地に含まれている。
3. 畑の開墾地は原表では2,558反となっているが、間切別内訳の計および畑計との照合の結果誤りと判断されるので、25,585反に訂正した。
4. 畑と合計の欄の()内は筆者の計算による数値である。
5. 原表の表題は「田畑」である。

では伊江島のみであるが、琉球王国時代の農地の種別の構成を知ることができる限られた資料である。それによれば、百姓地が67%、地頭地、オエカ地、ノロクモイ地などの役地が22%、残り11%が仕明地など売買譲与の自由が認められた農地という構成になっている。農地の大半は百姓地であったことが分かる。

また、表1-1-(2)は土地整理事業直前1897年の農地の種類別の構成を示したものである。ここでは、百姓地60%、役地14%、仕明地・開墾地などが26%となっている。

この二つの資料は、調査の種類も項目のとり方も異なるので単純に比較することはできないが、大まかな傾向として旧慣存続期において、仕明地など私有の性格をもつ農地の割合が高くなっていることがうかがえる。

以上が農地の区分の種類であるが、次にこのなかの主として百姓地を対象になされた地割の仕組みについてみておきたい。ここで依拠する資料は「沖縄県旧慣租税制度参照表」⁽²⁷⁾である。

- (1) まず、対象となる農地は基本的には百姓地であるが、地域によっては地頭地、オエカ地、百姓模合仕明地、明替地、雑種地なども対象になった⁽²⁸⁾。
- (2) 地割の年限は、「村」によって異なる。農地については田は最短期2年から最長期30年、畑は最短期2年から最長期35年までの幅があり、雑種地では最短期2年から最長期50年までであった。
- (3) 耕地の配当を受ける者は「村」本来の構成員である地人（＝農民）である⁽²⁹⁾。
- (4) 地割配当の単位は「地」とよばれ、一地の組立方として大きく次の三つの種類があった。(i)面積を基本とする方法、(ii)叶米を標準とする方法、(iii)人頭割に基づく方法である。いずれの場合も「村」内の耕地を、肥瘠、土地の便否、耕耘の難易によって組み合わせたものである。したがって、一地は散在する耕地片の組み合わせによって成り立っている。

明治期に地割制について研究した仲吉朝助は、この耕地の細分の状況について、「一反未満なる一筆の田畑にして、猶ほ十数区の持主を異にし、且つ其一区の面積二坪内外のものありて、持主の住居よりの距離二十町（約2km）以上に及ぶものあり」（括弧内は引用者）⁽³⁰⁾と述べている。

ちなみに、地割制のもとでの耕地の区画を示すと、図1-1-(1)、図1-1-(2)のようになる。

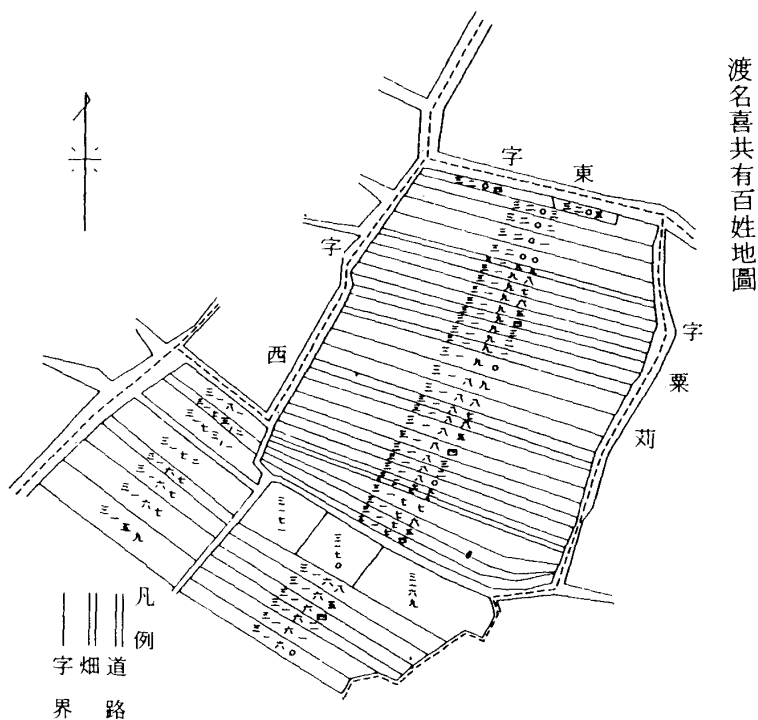


図1-1-(1) 地割制下の耕地の形態(1)

出所：田村浩『琉球共産村落の研究』沖縄風土記社、1969年（初版1927）、p.218より引用。

(5) 耕地配当の基準は、人頭割、貧富割、貧富及耕耘力割、貧富及人頭割、貧富及勤功割、持地ノ変動ナシの六つのタイプがあるが、これらはそのなかでさらに細かく分かれる。まず人頭割については「年齢ニ関セサル法」と「年齢ニ関スル法」があり、「年齢ニ関スル法」のなかには、さらに「年齢ニヨリ部合(ママ)ヲ設ケシテ平分スル法」、「年齢ニヨリ部合(ママ)ヲ設クル法」、「折衷法」があった。「年齢ニヨリ部合(ママ)ヲ設クル法」はさらに、男女とも平等に配分するもの、男女ともに配分するが女性は男性の2分の1から4分の1を配分するもの、男性のみに配分するものの三つの配分法がある。

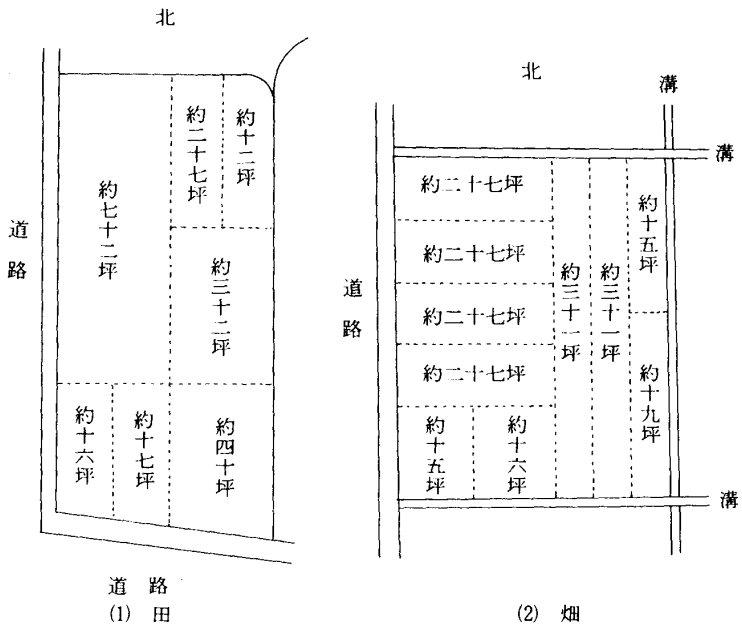


図1-1-(2) 地割制下の耕地の形態(2)

出所：仲吉朝助「琉球の地割制度」(『史学雑誌』第39編8号) pp.803~805より引用。

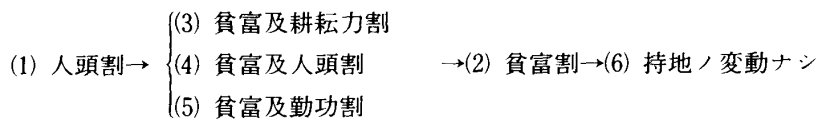
耕地の割当は抽選でなされたが、抽選の方法も直接各戸(人)に配分する方法と、村内の与(くみ)⁽³¹⁾を単位に土地を配分し、与内で配分する方法があった。

以上が地割の概要であるが、その方法は、「間切」、「村」により実に多種、多様であり、王府との関係においても「藩庁之ヲ各村ノ便宜ニ放任シ其ノ村ニ於テ負担セル貢納ヲ完納セル限リハ之ニ干渉スルコトナク唯タ公平ニ分配スヘキコトヲ命スルニ止マレリ」⁽³²⁾という状況だった。すなわち、地割は首里王府からの指令によって実施されたものではなく、それぞれ「間切」、「村」の慣行にしたがって行われていたということである。

この制度については、沖縄の歴史研究のなかでも多くの蓄積をもつ分野であり、かなりの解明が進みつつある。ここでは本論文の論旨に関するところの二つの点について現段階の研究の到達点を整理しておきたい。その一つは地割制の起源をめぐる問題であり、他の一つは、近世期におけるその変容をめぐる問題である。

前者については、大別して①薩摩藩支配前の古琉球にその起源があるとする説、②薩摩藩の支配以降、制度化されたとする説がある。①、②の説ともその細部においてはさらに論者によって異なっているが⁽³³⁾、安良城盛昭は、地割制の起源に関する諸説を体系的に整理し、かつ②の近世起源説を代表する仲松弥秀の説⁽³⁴⁾を、それが依拠している史料解説の方法を批判しつつ、近世以前の起源を示唆している⁽³⁵⁾。これが、現段階の地割の起源に関する研究の到達点といってよい。

後者については、近世末期においては農民のなかに階層分化が生じ、その内部に私的所有が芽生えつつあったとする、いわゆる地割制変容説⁽³⁶⁾と、近世末期にあっても地割制はなおその原則に基づいて実施されていたとする説⁽³⁷⁾がある。この問題については、変容が生じていた実態がほぼ明らかにされつつある。例えば、安良城盛昭は、1883年(明治16)に沖縄県が行った「地割基準」に関する調査を分析し、先述した地割基準のタイプを単に静態的な形態としてではなく、



という経路を経て、地割の基準が変容していく動態的な形態として整理している⁽³⁸⁾。

そして、地割基準のタイプの地域分布を整理し、農業の後進的地域とみなされる沖縄本島北部（国頭）では、地割基準の最も古いタイプと考えられる「人頭割」が大半を占めているのに対し、さとうきびの集中的産地であり農業の先進地帯である沖縄本島南部（島尻）では、「持地ノ変動ナシ」が大半を占め、沖縄本島中部（中頭）がその中間にあるということから、「砂糖キビ作＝黒糖生産の中心地であった島尻郡の農業における、共有に対する私的所有の契機の発展が、このような（『持地ノ変動ナシ』のような…引用者）耕地の割替え基準を生み出したものと考えて大過あるまい」⁽³⁹⁾としている。

さらに、地割制と農業生産との関係についてもふれておく必要がある。地割制と農業生産との関係を知ることができる史料は、先にみた1734年の蔡温「農務帳」の一節である⁽⁴⁰⁾。ここでの問題の検討のために今一度この節に立ちかえると、

「田島義時々割直為指究主付無之、模合持之筋仕置ニ付而地方之格護致大形、地位漸々薄相成不宜候。依之地割申付永々授置候條堅得其意、此心得専大切ニ存格護可有之事」というものであった。この一節はかつて地割の起源に関する蔡温起源説の論拠ともされた史料であるが、今日では「これまで田畑が『模合持』＝共有であり、適時に『割直』＝土地割替を行なってきたために、一筆毎の耕地について『主』＝保有者が定まらず、その結果として略奪耕作になりがちで、耕地の地味が荒れていくから、今後は『永々』＝永久に田畑を『授置』くように『地割』を申し付ける」⁽⁴¹⁾とする解釈が定説となっている。

すなわち、地割のもとで略奪耕作が行われ、地力が低下してきているというのである。地割は生産力が低い段階では、農民の生存を支える共同体的紐帯として合理性をもった仕組みであったと考えられるが、18世紀前半には農業生産を制約する側面が表面化しつつあったことがうかがえる。

しかしこの段階では、それは薩摩藩による支配以降、王府の支配体制の近世化を凶ろうとした支配層にとっての矛盾ではあっても、農民にとってはなお、共同体の紐帯として彼らの生存を支える機能をもっていたと考えられる。そのことが、蔡温が地割を廃止し、田畑を永久に「授置」ように指示したにもかかわらず、農民の間では、なお地割が行われることになる要因になっていたのではないだろうか。

以上が地割制を巡るこれまでの主な論点であるが、農地の所有と利用の構造を分析する視点からは、なお検討されなくてはならない問題が存在する。

その第1の問題は、ある時期の割替えから次の割替えまでの間における農地の利用の問題である。地割の期間が長期に及ぶ場合、農民のなかには死亡したり、新たに耕地の配分を受ける年齢に達する者も出てきたであろう。割替えと割替えの間に農地を配分されていた農民が死亡した場合、あるいは、配分の対象になっていなかった者が配分の年齢に達した場合、どのように処理されたであろうか。

これについては仲吉朝助の「琉球の地割制度」のなかに、次期の地割までに発生する異動に対しては「上納外れ」から引き揚げて「新付き」に配当する例（八重山島）、「男女六十歳以上に達すれば持地を村に返付し、村は之を『取除地』と唱え小作に付し、毎年十五歳の男女には『取除地』より配当する例（島尻地方摩文仁間切摩文仁村）、構成員の年齢の変化に応じて毎年配当地の追加と減却を行っている例（国頭郡各村）が紹介されている⁽⁴²⁾。これらのことから、地割の期限の間でも耕地が必要な者には臨時に土地を配分するなど相互に“やりくり”がなされていたのではないかと考えられる。

第2の点は、宮古と八重山における農地の利用の仕組みの問題である。宮古・八重山においては貢租は人頭税として課され、宮古では地割はなく、八重山では部分的にあったとされている。このような宮古・八重山における農地の所有と利用は、地割制との関連でどのように考えればよいかという問題である。このことは、本研究のなかで、宮古・八重山をどのように位置付けるかという問題でもある。

宮古・八重山における人頭税の起源については、従来、「沖縄県旧慣租税制度」における「寛永十三年人口ノ調査ヲナシ翌十四年ヨリ人頭ニ賦課スルコトトナシタリ」⁽⁴³⁾という記述を基に、首里王府が1637年から宮古・八重山に賦課した特殊な税制として理解されていた。しかし安良城は、人頭税は1637年から始まったものではなく、「島津が琉球を征服する以前の古琉球の租税の徴収様式であったろう」

とし、そしてそれは両先島に限られた税制ではなく「本島においてもまた人頭税は、廃藩置県つまり琉球処分⁽⁴⁴⁾の時期までは、貢租徴収の基本的な形態だった」と述べている。また、黒島為一も、古琉球の基本的な税制は人頭税であったが、島津の支配を契機にして、本島では地割制に移行していき、宮古・八重山では人頭税のままとどまったという考え方を提起している⁽⁴⁵⁾。

もっともこの場合、古琉球には地割がなかったということではなく、黒島によれば、島津の支配以前は「模合持式地割」があり、それが元文検地（1737-50年）によって新たな地割（土地整理期まで存続した地割）が実施されたとする⁽⁴⁶⁾。元文検地を契機に新たな地割が実施されたとしている点についてはなお検討の余地が残されているが、人頭税と地割制が全く異なった租税の体系をもつものではなく、「人頭税は〈模合持式地割〉において容易に貫徹することが可能であった」⁽⁴⁷⁾点を指摘したことは注目される。

このことは、人頭税のもとにあった宮古・八重山における農地の利用を沖縄本島における地割制のもとでの農地の利用と別のものとしてとらえることについても検討される必要があることを示している。

例えば、「富川親方宮古島規模帳（抄）」（同治13年〈1874〉）、「富川親方八重山島農務帳」（同治13年〈1874〉）によれば、宮古・八重山においても「（耕地）の持不足の者は持過の方より配分し、または近辺の野地を開墾させ、一統難儀に及ばざるよう」にすることを指示している⁽⁴⁸⁾。

『伊良部村史』や『平良市史』⁽⁴⁹⁾では、「富川親方宮古島規模帳（抄）」で指示されたような耕地の配分はなされなかったであろうとしているが、その根拠は示されていない。

しかし、大正末から昭和初期にかけて沖縄の内法に関する調査を精力的に行った奥野彦六郎は、八重山与那国島と宮古伊良部島で、貧しい者に土地が配分された例を報告しており⁽⁵⁰⁾、また、『多良間村史』では、近世の多良間島では五人与が編成されていたが、その編成の原理は「各与が同じ面積を所有するように均分に編成された」⁽⁵¹⁾としている。

以上のことから、地割制がなかったとされる宮古・八重山においても、農地は基本的には頭数を単位に、さらにいえば労働力を単位に利用されていたのであり、その原理は地割のもとにおける農地の利用と同じであったと考えられる。人頭税のもとでは、農地と労働力との対応関係が地割のように形式化されていないという意味では、両者の関係はむしろより柔軟であったといえてよいであろう。

このことは、宮古・八重山の明治期の農地の利用の状況からもうかがうことができる。例えば、先にも紹介した一木喜徳郎は当時の宮古、八重山の農地の利用の状況について次のように述べている。

宮古では、「売買ハ証書ニ由テ之ヲ行ヒ別ニ地券ニ類スルモノナシト雖トモ、証書ニハ売主ノ親族連署シテ之ヲ証明スト云フ、然レトモ土地ノ境界判明ナラサルヨリ争論ヲ生シ警察署ノ説諭ヲ要スルモノ少ナカラス。未開墾地ハ村民ハ随意ニ之ヲ開墾スルヲ得ヘシ、開墾成功スルトキハ開墾者ノ所有ニ販シ、開墾後二三年間土地ヲ荒蕪ニ付スルトキハ他人ノ占有スル所トナルモ之ヲ争フヲ得ス。之ニ反シテ旧来ノ耕地ニ付イテハ永年之ヲ捨置キ荒蕪地タルノ実績具備スルニ非サレハ他人之ヲ占有シ自分有トナス能ワス」。

また八重山については、「村民新ニ土地ヲ開墾セントスルトキハ島ハ全ク随意ナレトモ田ハ蔵元ヲ經由シ役所ノ認可ヲ要ス。…中略…開墾地ハ直ニ開墾者ノ所有ニ帰スルモ三年以上島ヲ荒蕪ニ付シ他人之ヲ耕作スルトキハ前ノ開墾者ハ其権利ヲ失スルモノトス」（句読点、引用者）⁽⁵²⁾。

一木の見聞はまだ土地整理事業前であるが、このような状況は土地整理以降も見受けられる。例えば八重山について、真栄田義見（1902年〈明治35〉生）は「私の少年時代の八重山の石垣島宮良あたりでは収穫したら捨ててその隣地を耕す、また捨ててその隣地を耕す、肥培管理などはしないでも四、五年の休耕で土地は肥えて、農民は無理な働きはしないでも生活ができていた」と述べている⁽⁵³⁾。

第3節 旧慣存続期における農地の「貸し借り」

旧慣存続期における農地の「貸し借り」についてのこれまでの研究は、地割制の変容、農民の階層分

化という視点から進められてきた。ここでは、地割制のもとにおける農地の利用という観点から「貸し借り」の状況を検討する。

農地が「村」の共同体的所有のもとにあった地割制のもとにおいて、農地の「貸し借り」はどのような形で存在したのであろうか。一般的には、①仕明地の貸付け、②地頭地、オエカ地、ノロクモイ地が貸し付けられるもの、③「村」の農民の減少または「村」の疲弊のために、「村」外の者に貸し付けられるもの、④貢租を支払えなくなった農家の耕地が貢租負担の肩代りとして「村」または富裕な農家に引き上げられ貸し付けられたもの、⑤「村」の共有地の貸付けなどが知られている。もっとも農地が共同体の所有のもとにあった段階では、これらのうち、①の仕明地の貸付けを除けば、それは「所有権」に基づいた貸し借りではなく、地割配当地の「貸し借り」ということになる。

まず、農地の「貸し借り」の統計的な検討から始めよう。小作地の面積については1890年（明治23）から93年の数値が示されている。県全体で11～13%で、地域別には、沖縄本島中南部の14～20%を最高に、八重山で18～19%、沖縄本島北部3～11%、宮古で0.1～1.7%となっている。「自作地」「小作地」の定義は示されていないが、一般的には配当地の耕作を自作、配当地以外の耕作を小作ととらえたのではないかと考えられる。しかしこの時期は、後に述べるように耕地面積の把握が不十分であり、特に小作地のような権利関係を伴う耕地の把握についてはなおさら実態との乖離が大きいと考えられる。

そこでここでは、自作農、自小作農、小作農といった農家の構成から農地の「貸し借り」関係をみることにする。表1-2は1894年（明治27）、95年、96年の平均でみた自作農、自小作農、小作農の構成を示したものである。県全体でみると自作農は48.5%、自小作農28.4%、小作農は23.1%となっている。自小作農、小作農が意外に多い。

表1-2 旧慣存続期の自作・自小作・小作農家構成（1894、95、96年平均）

（単位：戸、%）

	実 数				構 成 比			
	総農家数	自作農	自小作農	小作農	総農家数	自作農	自小作農	小作農
県 計	70,971.0	34,422.3	20,144.7	16,404.0	100.0	48.5	28.4	23.1
沖縄本島及び周辺離島	55,853.7	24,777.3	18,477.3	12,599.0	100.0	44.4	33.1	22.6
首里・那覇	3,953.7	125.7	80.0	3,748.0	100.0	3.2	2.0	94.8
宮古	7,494.3	7,468.0	4.3	22.0	100.0	99.6	0.1	0.3
八重山	3,669.3	2,051.3	1,583.0	35.0	100.0	55.9	43.1	1.0

資料：『沖縄県統計書』

注：この間の数値の変動が極端に大きい真壁、摩文仁、宜野湾、金武の各間切と鳥島を除く。

地域別にみると沖縄本島及び周辺離島では自作農44.4%、自小作農33.1%、小作農22.6%である。宮古はほとんどが自作農であるが、八重山は自作農は56%で、自小作農が43%を占めている。宮古と八重山の違いは明確ではないが、八重山では一部に地割があったことから配当地の「貸し借り」があったのではないかと考えられる。

首里・那覇はほとんどが小作農であるが、これは首里・那覇は士族の居住地であり、元々耕地の割当がなかったことによる。1883年（明治16）の『沖縄県統計書』は首里・那覇の農業について次のように記している。「首里ハ農家アリテ耕地ナシ専業及ヒ兼業者ノ自作小作トモ皆、眞和志、南風原、西原、浦添、四間切内ノ田圃ヲ耕耘ス、又那覇ハ士民トモ過半農家ヨリ下男下女ヲ雇入レ蔬菜甘藷烟草等ヲ栽培スルモ皆兼業ト云フニ至ラサル小作ナリ」。

さらに、地割と農地の「貸し借り」の関連を検討するために、沖縄本島と周辺離島について、自小作農、小作農の割合を間切別に示すと表1-3のようになる。自小作農では、全農家が自小作農になって

いる渡名喜を筆頭に喜屋武, 伊平屋, 名護, 大里, 美里, 勝連, 佐敷のように農家の6割以上が自小作農になっている間切・島がある。

表1-3 間切・島別の自作・自小作・小作農家構成 (1894, 95, 96年平均)
(沖縄本島及び周辺離島)

(単位: %)

間切・島	総農家数	自作農	自小作農	小作農
渡名喜	100.0	—	100.0	—
喜屋武	100.0	7.2	92.8	—
伊平屋	100.0	—	83.4	16.6
名護	100.0	0.6	71.4	28.0
大里	100.0	5.8	68.5	25.7
美里	100.0	0.6	65.2	34.5
勝連	100.0	33.1	62.9	4.0
佐敷	100.0	13.2	61.3	25.5
玉城	100.0	5.9	57.2	36.9
西原	100.0	24.9	54.9	20.2
豊見城	100.0	23.8	50.2	26.0
具志頭	100.0	29.1	45.1	25.8
羽地	100.0	31.9	45.0	23.1
小禄	100.0	41.1	44.5	14.4
今帰仁	100.0	32.0	39.8	28.2
真志	100.0	20.8	36.5	42.7
浦添	100.0	47.3	35.4	17.3
東風平	100.0	54.7	34.8	10.5
恩納	100.0	70.5	28.5	1.0
本部	100.0	54.7	26.7	18.6
南風原	100.0	52.2	24.8	23.0
兼城	100.0	50.8	24.3	24.9
読谷山	100.0	62.1	24.0	13.9
大宜味	100.0	72.7	23.4	3.9
仲里	100.0	82.6	17.4	—
国頭	100.0	66.8	11.3	21.9
越来	100.0	59.6	10.6	29.8
知念	100.0	51.9	10.3	37.8
具志川(島)	100.0	82.7	8.9	8.4
北谷	100.0	41.4	8.2	50.4
具志川(中)	100.0	41.5	2.8	55.7
中城	100.0	81.8	2.1	16.1
与那城	100.0	88.1	2.0	9.9
久志	100.0	84.1	0.2	15.7
高嶺	100.0	72.6	—	27.4
渡嘉敷	100.0	100.0	—	—
座間味	100.0	100.0	—	—
粟国	100.0	100.0	—	—
伊江	100.0	100.0	—	—

資料:『沖縄県統計書』

注:1. 首里・那覇, 真壁, 摩文仁, 宜野湾, 金武, 鳥島を除く。

2. 間切・島は自小作農の割合が高い順に並べた。

一方、高嶺、渡嘉敷、座間味、粟国、伊江のように自小作農が全くない間切・島もある。また、小作農では、北谷、真和志、知念、玉城ではその割合がかなり高いのに対し、渡嘉敷、座間味、粟国、伊江のように小作農が全くない地域もある。そこで、地割制のもとにおけるこのような自小作農、小作農が存在することの意味について検討することにしよう。

まず、小作農についてである。この場合、農地の借り手として一般的に考えられることは、首里・那覇から農村に移住した、耕地の割り当てのない士族層である。図1-2-(1)、図1-2-(2)はそれぞれ、士族の割合を独立変数とした間切別の士族の割合と自小作農の割合及び小作農の割合の回帰関係を示したものである。士族の割合と自小作農の割合との間には回帰関係は認められないが、小作農の割合との間にはかなり強い回帰関係が認められる。首里・那覇から農村に移住した士族層が小作農として存在していたことは統計的にも確認しうる。

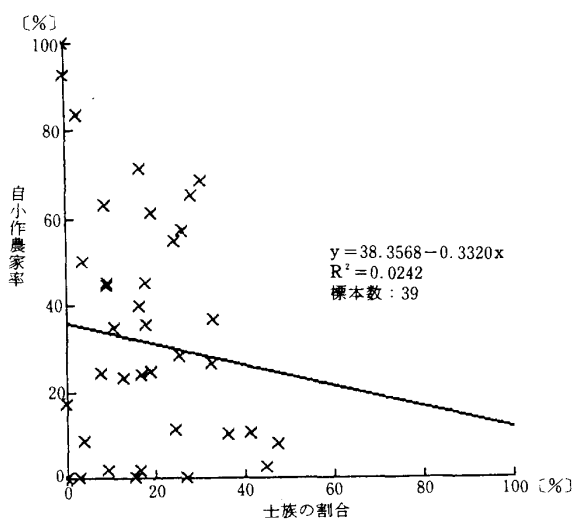


図1-2-(1) 士族の割合に対する自小作農家率の回帰関係

資料：『沖縄県統計書』

注：首里・那覇，真壁，摩文仁，宜野湾，金武，鳥島，宮古・八重山を除く。

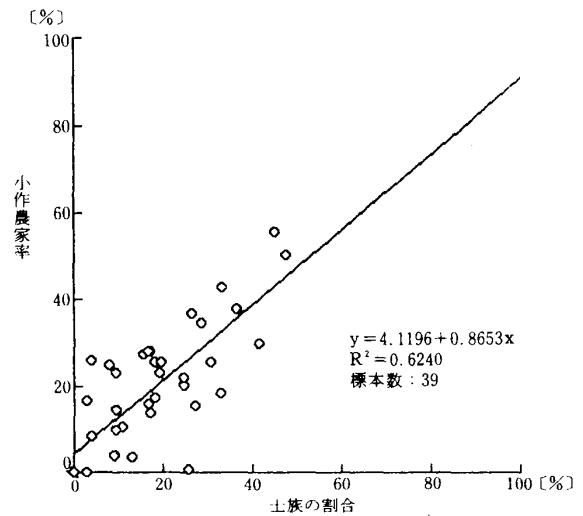


図1-2-(2) 士族の割合に対する小作農家率の回帰関係

資料：『沖縄県統計書』

注：図1-2-(1)に同じ。

旧慣存続期における小作層は首里・那覇から農村部へ移住した士族層がその中核を形成していたと考えられる。ちなみに、農村に移住した士族がすべて小作農になったとして、士族がそれぞれの間切の小作農のなかで占める割合をみると、50%以下は五つの間切にとどまっているのに対し、50~70%が4間切、70~100% 9間切、100%以上が14間切にのぼっている⁽⁵⁴⁾。

自小作農についてはどうであろうか。表1-3によれば自小作農の割合は地域によってばらつきはあるが、多くの間切において高い割合を占めていた。自小作農と士族の間にはなんら回帰関係がみられないことから(図1-2-(1))、自小作農は元々「村」の農民であると考えられるが、これを農地の種類との関連でみると表1-4のようになる。農地の種類からみて貸し付けに出される可能性の高い農地は、まず仕明地であり、以下、地頭地、オエカ地、百姓地となろう。しかし、渡名喜、喜屋武、伊平屋、名護、大里、美里、佐敷、玉城ではほとんどの農家が自小作農か小作農であり、これらの間切では百姓地も含めて広範に「貸し借り」がなされていたのではないかと考えられる。なかでも、美里、勝連、佐敷、具志頭の諸間切では百姓地の割合が高い地域であるが、これらの間切でも自小作農の割合はかなり高い⁽⁵⁵⁾。

表1-4 自作農, 小作農の割合と耕地の種類別構成 (1894, 95, 96年平均)
(沖縄本島及び周辺離島)

(単位: %)

間切・島	自作農、自作農、小作農の割合			農地の種類別構成				
	自作農	自作農	小作農	百姓地	地頭地	オエカ地	請地	仕明地
渡名喜	—	100.0	—	54.6	21.9	9.7	—	13.8
喜屋武	7.2	92.8	—	37.0	37.1	24.4	1.1	0.4
伊平屋	—	83.4	16.6	38.2	8.0	27.2	25.9	0.8
名護	0.6	71.4	28.0	28.8	8.9	4.9	—	25.5
大里	5.8	68.5	25.7	55.0	19.0	6.0	12.4	7.7
美里	0.6	65.2	34.5	70.1	15.7	10.0	—	4.2
勝連	33.1	62.9	4.0	81.0	8.1	4.7	—	1.2
佐敷	13.2	61.3	25.5	61.0	8.0	5.4	—	25.6
玉城	5.9	57.2	36.9	57.6	22.8	8.7	—	10.9
西原	24.9	54.9	20.2	52.4	15.8	5.8	11.1	14.8
豊見	23.8	50.2	26.0	51.2	17.1	3.5	—	28.2
具志	29.1	45.1	25.8	81.9	8.5	8.1	0.2	1.4
羽地	31.9	45.0	23.1	31.1	5.7	7.1	—	18.7
小禄	41.1	44.5	14.4	60.4	17.1	4.4	2.6	15.5
今帰	32.0	39.8	28.2	46.2	6.8	8.7	—	5.7
真和	20.8	36.5	42.7	49.7	14.6	4.5	27.5	3.7
浦添	47.3	35.4	17.3	65.5	18.3	5.7	7.0	3.5
東風	54.7	34.8	10.5	63.4	17.1	6.3	2.0	11.2
恩納	70.5	28.5	1.0	48.7	15.8	9.8	—	21.8
本風	54.7	26.7	18.6	40.1	6.9	9.4	—	8.7
南風	52.2	24.8	23.0	66.4	13.6	4.4	9.1	6.5
兼城	50.8	24.3	24.9	66.0	12.9	9.7	—	11.3
読谷	62.1	24.0	13.9	79.8	12.4	6.0	0.2	1.5
大宜	72.7	23.4	3.9	13.5	6.9	3.8	—	5.4
仲里	82.6	17.4	—	82.1	4.3	10.6	—	3.0
国頭	66.8	11.3	21.9	38.1	10.7	10.5	—	22.4
越来	59.6	10.6	29.8	68.0	19.7	6.5	—	5.9
知念	51.9	10.3	37.8	62.9	16.5	4.0	3.2	13.4
北谷	41.1	8.2	50.4	42.9	14.2	4.7	28.8	9.5
中城	81.8	2.1	16.1	69.0	14.0	10.3	1.2	5.6
与那	88.1	2.0	9.9	76.6	13.1	6.7	—	3.6
久志	84.1	0.2	15.7	28.7	15.8	10.0	—	16.1
高嶺	72.6	—	27.4	70.2	10.6	8.0	2.6	8.5
渡嘉	100.0	—	—	57.7	34.1	7.7	—	0.4
座間	100.0	—	—	60.5	22.1	11.7	—	5.7
粟国	100.0	—	—	80.3	4.9	5.2	—	9.6
伊江	100.0	—	—	84.5	3.1	11.5	—	0.9
平均	44.0	34.9	21.1	57.6	12.3	7.6	3.7	9.5

資料: 農家の割合は『沖縄県統計書』, 農地の構成は『沖縄県農商務統計表』による。

注: 1. 農地の種類は, 1894年の統計では内訳の計と合計が一致しない間切が多いことから, 1895年, 96年の平均をとった。

2. 次の間切, 地域は集計から除いた。

① 1894, 95, 96年の間に数値の変動が極端に大きい間切: 真壁, 摩文仁, 宜野湾, 金武。

② 農地の種類別の集計に疑問のある間切: 具志川(中頭), 具志川(島尻)。

③ 農地の区分が一般の間切と異なる地域: 首里区, 那覇区, 宮古, 八重山。

3. 1879年の県制施行以降の開墾とみられる開墾地は除いた。

4. ○ はそれぞれの項目で平均を上回る間切を示す。

地割制のもとで百姓地を対象として小作が発生する背景には、「村」内部における階層分化、土地集積の進行があったことが指摘されている。地割制は近世末にはすでに変容が生じていたことは、第2節で述べたところであるが、仲地哲夫はこれらの論をさらに展開し、近世末から明治にかけて、年貢を払えず借金を重ね、身売りをする農家が出る一方、資産家による土地集積が進行していたことを指摘している⁽⁵⁶⁾。先にあげた農地の「貸し借り」の形態の④である。この場合、土地の集積を行った資産家は地方役人を中核とする層であったことは田港朝昭が明らかにしており⁽⁵⁷⁾、彼らはまた仕明地を有する層でもあった。

しかし、表1-3、表1-4に示されているように、農家のほとんどが自小作農である間切がいくつもあるということは、富裕な農家から貧困層への農地の貸付けということだけでは説明がつかない。これほど広範に農地の「貸し借り」があったということは、階層分化によって生じた農地の「貸し借り」だけではなく、農家相互の配当地の“やりくり”があったことを示しているのではないだろうか。すなわち第2節で述べたように、地割から次の地割までの間に、耕地を必要とする者がでた場合、あるいは逆に耕地の配当を受けた者が死亡した場合などには適宜耕地を“やりくり”している例がみられた。こうした耕地の“やりくり”が統計上「貸し借り」として現れているのではないだろうか。さらに地割の際の耕地の配当後に、それぞれの農家の耕作の便利を考えた交換があったことも考えられる。この場合は農家は一方では耕地を「貸し」、他方では「借りる」側として現れる。「貸す」側も「借りる」側も同時に自小作農家になるのである。このことが、旧慣存続期における自小作農家の割合がかなり高いことの要因ではないかと考えられる。

このように考えることができるとすれば、土地整理事業前の農地の「貸し借り」は次のようにまとめることができよう。大きくは「村」が主体となって「貸す」ものと「村」内部における「貸し借り」に分かれる。「村」が主体となって「貸す」ものは、最初にあげた「貸し借り」の形態の③⑤と④の一部であり、従来言われていた形態である。「村」の内部における「貸し借り」には、さらに二つの形態がある。一つは地方役人を中心とする富裕層が貧困な農家に「貸す」もので、形態の①②④がそれである。これらの形態もこれまで指摘されてきた。他の一つは一般の農家同士の「貸し借り」である。これは地割と地割の間の農民相互の耕地の“やりくり”，交換などが内容をなすと考えられる。従来指摘されなかったが地割制のもとでの農地の「貸し借り」のもう一つの形態をなすと考えられる。

すなわち、地割制のもとでの農地の富裕層と農民の間の農地の「貸し借り」のみではなく、一方では農民相互の“やりくり”もなされるという二重の構成をもっていたといえるのではないだろうか。

第4節 沖縄県土地整理事業を契機とする農地の所有・貸借関係の変化と存続

県制施行後も踏襲されていた琉球王国以来の土地制度、租税制度、地方制度のうち、土地制度、租税制度は、1899年（明治32）から1903年（明治36）にかけて実施された沖縄県土地整理事業によって廃止された。土地整理事業は、本土府県における地租改正に相当する事業であり、沖縄における近代的土地所有の出発点をなすとともに、沖縄の農民、農村が日本資本主義のなかに包摂される契機をなした。したがって土地整理事業については、このような観点からの研究が広くなされ、事業実施の背景、実施過程の特徴とその問題点の分析がなされてきた⁽⁵⁸⁾。しかし、土地整理事業がそれまでの農地の所有と利用の関係をどのような面で変化させ、どのような面で変化させえなかったかという分析はなされていない。そこでここではこれらの点に焦点をあてて検討することにしたい。

土地整理事業の内容は一言でいえば、土地の私的所有の権利を認定し、地租を徴収するための地価を決定することにあつた。所有権の認定の特徴を「沖縄県土地整理法」に基づいて整理すると次のようになる。

1. 百姓地など地割の対象になっていた土地は、地割の配当を受けた者又はその権利承継者の所有とされた。ただしこの場合、土地の配当を受けるべき者多数の協議により、法律施行の日から1カ年以内に土地の割替えを行うことができた（第2条）。

2. 地割の対象になっていない地頭自作地やノロクモイ地などは、その占有者又はその権利承継者の所有とされた(第7~9条)。
3. 無期限の開墾許可を受けた杣山は、その許可を受けた者又は権利承継者の所有とされた(第15条)。
4. 杣山、川床、堤防敷、道路敷は官有とされた(第18条)。

さらに、このような所有権認定の方法についての問題点と論点として以下の点があげられる。第1の点は、所有権の認定が、すでに地割制が変容しつつあったもとの土地占有の実態、勢力関係を追認する形でなされたということである。この点についてはこれまでも広く指摘されており定説といっていよいが⁽⁵⁹⁾、しかし、「沖縄県土地整理法」第2条の「但し書」に対する農民の対応は、この段階の農地の利用に関する彼らの意識を知るうえで重要な手がかりを含んでいると思われる。この点については別の角度から後に検討したい。

第2の点は、地頭地とノロクモイ地の処分の問題である。「沖縄県土地整理法」では、地頭地、ノロクモイ地のうち地割の対象となっていないものは、その占有者又はその権利承継者の所有とされた。しかし、地頭地やノロクモイ地は、本来「役地」としての性格を持つものであり、地頭やノロの作得は県制施行以降は家禄または俸給として支払われるようになった。したがって、地頭やノロに土地の所有権を認めたのは不合理と言うべきであろう⁽⁶⁰⁾。

第3の点は、開墾許可を受けた杣山がその許可を受けた者又はその承継者の所有とされたことである。杣山は王府の用材を得るための山林であるが、その管理は間切、「村」、島が行い、慣行として農民の入会利用が認められていた⁽⁶¹⁾。県制施行後、無禄士族の救済、殖産興業を名目に杣山の開墾がなされるが、開墾者の半数近くは他府県人が占めた⁽⁶²⁾。そのような開墾者に所有権を認めたのである。これらの土地は後に製糖会社などが所有することになり、沖縄の日本復帰後まで問題を引きずることになる⁽⁶³⁾。

その外、杣山を官有地としたことも一つの問題であるが、官有化された杣山は1906年(明治39)に存置不要処分による払い下げがなされている。

また、土地整理事業のもう一つの柱である地価の査定と地租の確定についても、地価査定の方法が明確でないこと、地租の額が土地整理以前の地租の半額以下になったという政府の説明にもかかわらず、全体としての農民の租税負担は軽減されず、むしろ日露戦争後の増税によって負担が増加したことが指摘されている⁽⁶⁴⁾。

土地整理事業による所有権の認定と地租の確定についての問題は以上の通りであるが、農業生産との関連で、付け加えておかなければならないことは、地割の配当地にそのまま所有権を認めた結果、地割制のもとの著しく零細で分散化した耕地が固定化されたことである。このことは、その後長期にわたって沖縄農業の零細分散錯圃農耕の基盤をなした。

さて土地整理事業の結果、ほとんどの農民が農地の所有権を得たことにより、農地が売買される条件が生み出され、実際にも、仲吉朝助は土地整理事業直後に農地の交換売買が「大い流行」したことを報告している⁽⁶⁵⁾。仲吉はこのことをさらに「大地主階級の統出する現象」として述べているが、この点については来間泰男が指摘しているように、不正確な統計比較による過大な評価であった⁽⁶⁶⁾。

変化は生産の面でも現れる。土地整理事業と農業生産との関連については、事業を実施した当局の評価の他には、仲吉朝助、田港朝昭、来間泰男の言及があるのみで、なお本格的な検討はなされていない。そこでこの点について検討しておきたい。

土地整理事業と農業生産の関係については、土地整理の影響を積極的に評価した「沖縄県土地整理紀要」及び大蔵省主税局『沖縄法制史』の見解と、土地整理は農業の生産力になんらの影響も与えなかったとする仲吉朝助の見解がある。

「沖縄県土地整理紀要」、『沖縄法制史』では土地整理事業後の農地の状況について次のように述べている。「一旦土地所有権ノ確定セラルルヤ堤塘ヲ修メテ水害ニ備ヘ、岩石ヲ鑿出シテ地盤ヲ整ヘ溝渠畝

道ヲ開キテ排水運搬ノ法ヲ立テ、雑草ヲ芟除シ肥料ヲ施シテ地力ノ増進ヲ図ル等、畦シヨウ経界画然トシテ整備シ又荒蕪ノ旧観ヲ留メス」(読点、引用者)⁽⁶⁷⁾、「其結果ノ外形ニ現ハレタルモノヲ述ブレバ、耕作ノ方法益々丁寧トナリ肥料使用ノ勧誘ニ應シ植樹開墾ニ勉メ間切税賦課ノ方法ヲ一新セントスル等其主ナルモノニシテ、土地所有権新租施行ナル文字ハ躍如トシテ総願悲壯ノ民ニ一道ノ活気ヲ添エタルモノ如シ」(読点、引用者)⁽⁶⁸⁾。

これに対して仲吉は、「地割制度廃止後七年の平均を以て、之を廃止前五年の平均に比すれば主要農作物の一反歩當り増産は毫も増加の跡を見ざるなり」⁽⁶⁹⁾として全く否定的な見解を述べている。また、来間泰男は、前者については「当事者の自画自賛的な作文でしかない」とし、後者については「信憑性のうすい『事業』前の面積統計を無批判に利用したものである」とし、「真実は両者の中間にあるのであろう」としている⁽⁷⁰⁾。

「沖縄県土地整理紀要」、『沖縄法制史』と仲吉の評価は全く对象的である。前者については状況の説明であり検証が困難であるので、統計的に一定の検証が可能な仲吉の説を検討することにしよう。仲吉は『沖縄県統計書』におけるそれぞれの作物の作付面積で収穫量を除して、一反当たりの収穫量を算出し、それを土地整理前と後で比較している(表1-5)。しかし、土地整理前の耕地面積及び作物の作付面積は実際の面積より過少に把握されていた可能性があるのである。耕地面積の推移の検討は、本論文の論旨からはややずれるが、これまで論証がなされていないことからこの点についても検討しておく必要がある。

表1-5 土地整理事業前と後における主な作物の反収の比較

	明治27~32 平均	明治33~43 平均	明治44~大正10 平均
米(合)	723	673	911
黒糖(斤)	564	565	577
甘藷(貫)	391	387	462
大豆(合)	449	421	553

出所：仲吉朝助「琉球の地割制度」pp.828~829の表を簡略して引用。

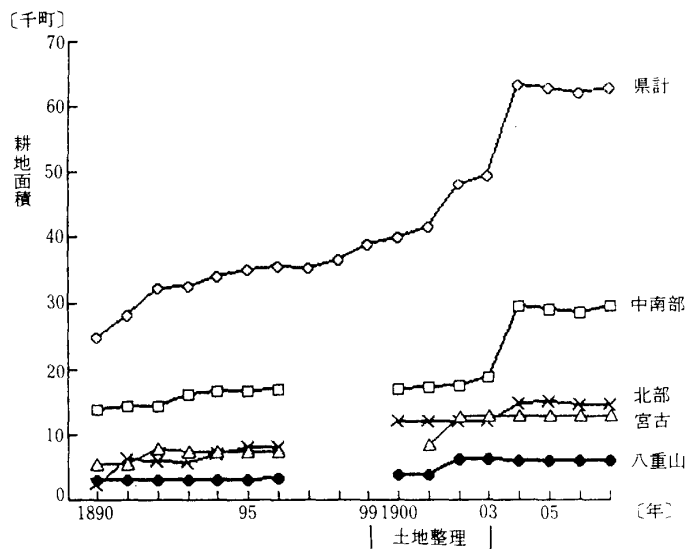


図1-3 旧慣存続期における耕地面積の推移
資料：『沖縄県統計書』

1899年、1900年は加用信文監修『都道府県農業基礎統計』(農林統計協会、1983年)によって補充した。

- 注：1. 沖縄本島は周辺離島を含む。
2. 折れ線が中断している年次は資料を欠く。

旧慣存続期の耕地面積の推移を、『沖縄県統計書』にしたがって示すと図1-3のようになる。1890年(明治23)が25,027町で、以後年々増加していくが、1901年(明治34)から翌02年にかけてと、1903年(明治36)から翌04年にかけては増加の勢いが急激に大きくなっている。1901~02年は宮古、八重山における増加、1903~04年は沖縄本島における増加によるものであるが、増加が不自然であることは明らかである。

『沖縄県統計書』における耕地面積がこの時期に急増した要因としては、次の三つのことが考えられる。第1は、開墾による増加である。第2は、面積の計測単位が土地整理事業前に比べて土地整理後は短縮されたことによる表示面積の増大である。耕地面積の計測の単位は土地整理前は一間六尺五寸四方をもって一坪としていたが⁽⁷¹⁾、土地整理の時点で一

間六尺四方の単位が採用された。第3は、土地整理の前と後における耕地の把握の仕方の問題である。

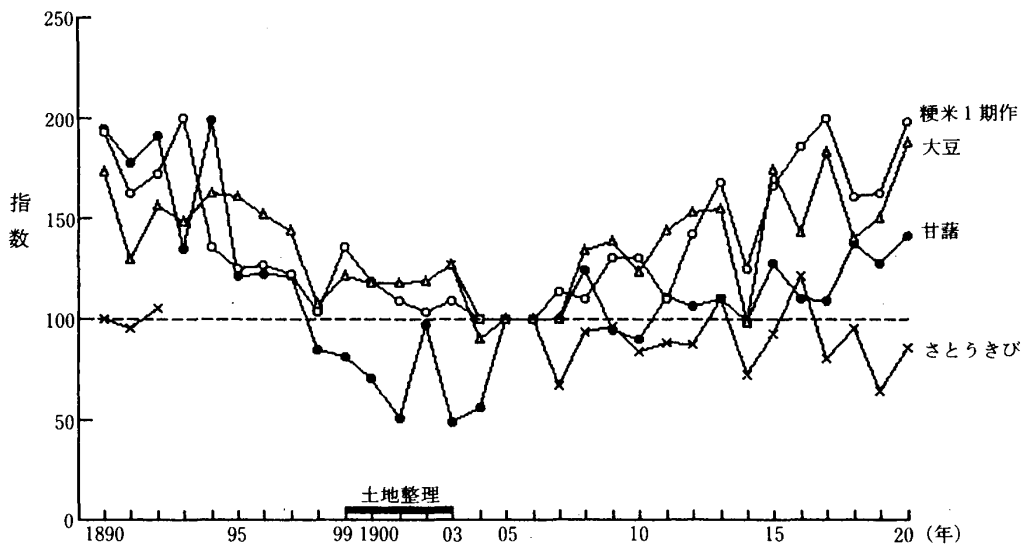
まず第1の点から検討していこう。1901年から04年にかけて増大した耕地面積は、県全体で21,759町(52.7%)にのぼっているのに対し、1891年(明治24)から1904年(明治37)までに開墾が許可された面積は10,561haである⁽⁷²⁾。また地域別にみても、耕地面積の増加は沖縄本島北部2,811町(23.6%)、沖縄本島中南部10,904町(58.3%)、宮古4,527町(55.7%)、八重山2,147町(54.3%)であるのに対し、開墾許可面積は国頭3,661ha、中頭・島尻2,129ha、宮古0.2ha、八重山4,746haとなっており、両者の数値にはほとんど対応がみられない。さらに、開墾許可面積のうち開墾されなかったものもかなりあったとされており⁽⁷³⁾、この間の耕地面積の増大が開墾による面積の組み入れの結果によるものでないことは明らかである。ちなみに、1897年(明治30年)の『沖縄県農商務統計表』における農地の構成(第1節 表1-1-(2))の開墾地の面積は2,644町で、当時把握されていた耕地面積の7.5%であった。

第2の点についてはどうか。一間の長さが六尺五寸から六尺に短縮されることによって統計上の面積が大きくなる割合は17.4%である。したがって増加面積の一部はこれによって説明しえてもその全てを説明しうるものではない。

そこで残された可能性は、土地整理事業前における耕地面積の把握の問題である。すなわち土地整理前においては耕地の面積が正確に把握されておらず、土地整理の過程で実施された測量によって正確な面積が把握され、それが宮古・八重山では1902年から、沖縄本島では1904年から『沖縄県統計書』に計上されるようになったのではないかということである⁽⁷⁴⁾。ちなみに、土地整理事業による碎部(マ)測量が完了するのは、宮古・八重山では1901年7月、国頭1902年7月、中頭1902年11月、島尻1903年6月である。1890年から1901年にかけての継続的な増加は、耕地面積が正確に把握されていないなかであって、年々新たに把握された面積が『沖縄県統計書』に計上されていった過程を示していると考えられる。耕地面積が実態より少なく把握されていたということは、それぞれの作物の作付面積についても実際より少なく把握されていたということである。

このことから、土地整理前の『沖縄県統計書』における作付面積と、収穫量に基づいて計算された作物の一反当たり収穫量は実際より高くなっていると考えられ、これを土地整理後の反収と単純に比較した仲吉の方法は正確ではない。しかも仲吉の比較には時期の取り方、数値の根拠などにも問題がある。

そこで、改めて『沖縄県統計書』に基づいて土地整理前と後の反収の比較をしてみよう。図1-4



指数100の基準年：さとうきび；1904～06年平均，甘藷；1905～07年平均
籾米1期；1904～06年平均，大豆；1905～07年平均

図1-4 土地整理事業前後の主な作物の反収の変化(指数)

資料：『沖縄県統計書』

は、甘藷、さとうきび、粳米、大豆の反収について、土地整理事業の直後を基準とした1890年（明治23）から1920年（大正9）までの推移を指数化して示したものである。甘藷、粳米、大豆は、1897年（明治30）まではかなり高い反収を示すが、1898年から土地整理の直後にかけて低下し、1908年頃から再び上昇するという動きがみられる。さとうきびは土地整理直後の反収よりやや低い水準で推移している。土地整理前の反収が統計的に過大に現れていると考えられることから、土地整理後の数値の推移は、緩やかではあるが、反収が上昇する動きを示しているといえてよいであろう。

土地整理事業後の農業生産は、「沖縄県土地整理紀要」や『沖縄法制史』が述べているように画期的な変化があったとみることはできないが、しかし仲吉がいうように「毫も増加の跡を見ざるなり」と決めつけることはできない。私的土地所有の権利が付与されたことによる変化は生産の面でも徐々に現れていったといえてよいであろう。

以上の点が農業生産において土地整理事業後に現れた主な変化であるが、しかしこの点のみを指摘することは一面的にならざるをえない。農地が生活の基盤として個人に結び付いていく観念や、農民同士の「貸し借り」はかなりの部分が土地整理事業後も残されたのではないかと考えられるのである。この点も見落としてはならないであろう。

まず農地と農民の結び付きの面から検討しよう。「沖縄県土地整理法」では第2条で、地割配当地に私有の権利を認めたらうえて、「但し書」によって、「其ノ配当ヲ受クヘキ者多数ノ協議ニ依リ此ノ法律施行ノ日ヨリ1ケ年以内ニ地割替ヲ為スコトヲ得」としていた。

最後の地割は沖縄県土地整理事務局も勧誘したとされているが、それにしたがって最後の地割を実施した「村」は、「沖縄県土地整理紀要」によれば、沖縄県の563の「村」のうち291（52%）となっている⁽⁷⁵⁾。つまり、48%の「村」は最後の地割を実施しなかったものであり、このことがこれまでの研究で私的所有が形成されつつあったことの根拠とされてきた⁽⁷⁶⁾。確かにその点は正当といえてよい。

しかしこの点のみを強調することは、この段階の農地の利用についての農民の意識の一面しか把握しえないことになる。48%の「村」は地割を実施しなかったが、地割を実施した「村」も52%あるのである。さらにその割合を地域別にみると、島尻郡44.6%、中頭郡58.3%、国頭郡80.7%、八重山郡3.1%と、地域によって極めて大きな格差がみられる。八重山郡では地割を行っていた12の「村」のうち、7つが毎年割替え、3つが3年期限の割替えとなっており、割替え期間が短いことから、最後の地割を実施する必要性も少なかったと考えられる。本島の3地域についていえば、地割の変容の地域性とほぼ対応しているといえる。

最後の地割がどのように実施されたかを、全体的に示す資料は少ないが、資料が得られる羽地間切真喜屋村・稲嶺村の「土地整理に関する綴」⁽⁷⁷⁾及び名護間切宇茂佐村の例⁽⁷⁸⁾では、雇人⁽⁷⁹⁾まで含めて均等に配分された例が示されている。また伝承の範囲ではあるが、沖縄本島中部の離島である宮城島の一「村」においても最後の地割がなされ、その年に生まれた子供まで含めた農地の配分がなされたと伝えられている⁽⁸⁰⁾。これらのことから最後の地割は、それまでの過程で耕地を失った者に対しても耕地を配分するという、共同体としての農地利用の調整を行ったものと考えられる。農地が共同体の構成員の生活を支える基盤としてなお強く意識されていたといえるのではないだろうか。

次は農地の「貸し借り」関係の変化の問題である。「沖縄県土地整理法」における農地の「貸し借り」関係の処理の基本的な原則は次のようになっている。

1. 「村」又は「与」が、浮掛又は叶掛⁽⁸¹⁾をした土地は、「村」又は「与」の地割配当権を持つ者の共有とする（第6条）。
2. 但し、叶米又はそれに代わる報償不能の場合の外、「取戻スコトヲ得サル浮掛又ハ叶掛ノ土地」は、その浮掛又は叶掛を受けた者の所有とする。
3. 「村」が浮掛又は叶掛を受けて地割した土地のうち、報償金を支払って「村」の所有となった土地は、地割を受けた者の所有とする。

すなわち、「村」または「与」から借りている土地については、一定の報償金を支払えば借り手の所有が認められたのである⁽⁸²⁾。

以上が、土地整理事業における小作地の処理の方法であるが、ここで注意すべき点は、「沖縄県土地整理法」で規定されているのは「村」または「与」が貸し手となっている農地についてのみであり、この借り手の側は、一部に農民も含まれてはいるが、その大部分は帰農士族たる居住人であったと考えられる。土地整理前、広範に存在していたとみられる農民相互の農地の「貸し借り」、「やりくり」(第3節)については、何等言及されていない。

そこで、土地整理事業前と後の自作農、自小作農、小作農の割合を比較することによって、土地整理事業を契機とする農地の「貸し借り」関係の変化を検討することにしよう。

自作農、自小作農、小作農の実数と割合について土地整理前の1894(明治27)、95、96年の3カ年平均と土地整理後の1905(明治38)、06、07年の3カ年平均を比較したのが表1-6である。なお、ここで比較の時期については土地整理に最も近い前後の時期で村単位で3カ年継続して数値が把握できる時期とし、村についてはそれぞれ3カ年の間に変動が大きい村は除外した。

表1-6 土地整理前と後における自作・自小作・小作農家構成の変化

(単位：戸，%)

		実 数				構 成 比			
		総農家数	自作農	自小作農	小作農	総農家数	自作農	自小作農	小作農
沖縄本島及び 周辺離島	土地整理前	53,498.3	23,389.3	18,160.3	11,948.7	100.0	43.7	33.9	22.3
	土地整理後	58,091.7	39,480.3	13,284.0	5,327.3	100.0	68.0	22.9	9.2
首 里	土地整理前	3,056.0	41.3	16.0	2,998.7	100.0	1.4	0.5	98.1
	土地整理後	2,173.7	219.7	316.0	1,638.0	100.0	10.1	14.5	95.4
宮 古	土地整理前	6,918.7	6,892.3	4.3	22.0	100.0	99.6	0.1	0.3
	土地整理後	7,104.7	6,937.7	101.7	65.3	100.0	97.6	1.4	0.9
八 重 山	土地整理前	3,669.3	2,051.3	1,583.0	35.0	100.0	55.9	43.1	1.0
	土地整理後	3,291.7	3,675.0	509.7	107.0	100.0	81.3	15.5	3.3

資料：『沖縄県統計書』

注：1. 土地整理前は1894、95、96年平均、土地整理後は1905、06、07年平均である。

2. 比較の対象とした土地整理前の3カ年、または土地整理後の3カ年の間で変動が大きい以下の区・間切(村)・島は除いた。

那覇、真壁、摩文仁、具志頭、座間味、越來、宜野湾、金武、鳥島、多良間である。

まず、全体的にみると、自作農が増加し、自小作農、小作農が大きく減少している。土地整理事業の結果としては当然の変化といえよう。しかし、地域的には減少の仕方かなりの違いがみられる。沖縄本島及び周辺離島においては、総農家数が土地整理後はその前に比べて4,593戸増加している。先に紹介した羽地間切真喜屋村・稲嶺村では、最後の地割の際に分家可能な者は分家させた例がみられることから⁽⁸³⁾、このようなことが総農家数の増加となって現れたのではないかと考えられる。小作農は土地整理前の11,948戸から土地整理後は5,327戸に減少している。小作農の半数近くが所有権を得たと考えられる。しかし、自小作農については、18,160戸から13,284戸への減少(減少率27%)にとどまっている。このなかには土地整理前の自小作農が自作農になり、小作農が自小作農になったという入れ替わりもあると考えられるが、土地整理前の「貸し借り」関係のかなりの部分が土地整理後に持ち越され

たのではないかと考えられる。

首里では小作農の割合は土地整理後も75.4%とかなり高いが、これは小作農の減少と総農家数の減少が同時に進んだことによるものであり、首里の士族が周辺の農村で農地を取得し、流出した結果と考えられる。第3節で明らかにした土地整理前の小作農の構成、事業における小作地の処理の経過からして、沖縄本島及び周辺離島と首里における小作農の減少は、婦農士族たる居住人が農地の所有権を取得したことを示していると考えられる。

宮古では土地整理前からほとんどが自作農であり、大きな変化はみられない。八重山では土地整理前農家の43.1%を占めていた自小作農が大きく減少して自作化した。しかし小作農が35戸から107戸に増えている。

以上のことから、土地整理前に形成された農地の「貸し借り」のうち「村」が貸し手となった農地（借り手は主に婦農士族であったと考えられる）は土地整理事業によって自作化されたが、農民相互の「貸し借り」はかなりの部分が土地整理後に引き継がれたと考えられる。土地整理前の農地の「貸し借り」が地方役人を中心とする富裕な農家が貧農に「貸す」関係と、農民相互の“やりくり”という二重の構成をもって存在していたことは先に述べたとおりである。

土地整理事業後の農地の貸し借りもまた、このような土地整理前の二重の農地の「貸し借り」を引き継ぎつつ形成されていったのではないだろうか。

注

(1) 沖縄における置県の経緯は、琉球王国が直接沖縄県になったのではなく、1872年（明治5）に琉球王国が琉球藩とされ、さらに1879年（明治12）に、琉球藩が廃され沖縄県が設置されるという特異な経緯をたどった。

(2) 県制施行後も、土地、租税、地方行政などの制度については、琉球王国以来の諸制度、慣習が踏襲された。これらの旧慣諸制度のうち、土地制度と租税制度については土地整理事業によって廃止されたが、地方行政の機構が改編されるのは1908年（明治41）になってからであり、有禄士族への金禄の支給が打ち切られるのは1910年になってからであった。

県制施行後もなお旧慣諸制度が踏襲されていた時期を、沖縄近代史では明治政府が沖縄から財政的収奪を行うために積極的に旧慣諸制度を維持したものであるととらえ、「旧慣温存期」と称してきた。

これに対して、安良城盛昭は、明治政府の沖縄統治策は「旧慣温存」で一貫していたわけではなく、旧慣の「温存」は当時の沖縄の状況からしてやむをえない策であったとして「旧慣温存」説を批判し、「旧慣存続」という用語でこの時期を言い表している。

以下、本論文でも「存続」を用いる。

この点について詳しくは、安良城盛昭『新・沖縄史論』（沖縄タイムス社、1980年）、及び西里喜行『沖縄近代史研究—旧慣温存期の諸問題—』（沖縄時事出版社、1981年）を参照。

(3) 近世琉球の行政の基礎単位。ほぼ現在の字、集落に相当する。共同体の基礎単位であるとともに、人々の生活と生産の基盤をなした。「むら」は近世琉球における呼称で、古琉球における共同体の基本単位は「シマ」と呼ばれたようである。「シマ」は地縁・血縁の紐帯で強固に結びついた人々が住む、社会的にも、宗教的にも自己完結的な単位であったといわれている。近世の「村」はこのような「シマ」を統合または分割して再編成された単位であるとされている。以下本稿ではこのような共同体を「村」と表記する。

高良倉吉「村」、比嘉政夫「シマ」、いずれも『沖縄大百科事典』沖縄タイムス社、1983年、所収。

(4) 高良倉吉『琉球王国の構造』吉川弘文館、1987年、pp.21～22。

- (5) 王府の支配体制の近世的再編については、高良倉吉「向象賢の論理」、梅木哲人「近世農村の成立」(いずれも『新琉球史 近世編(上)』, 琉球新報社, 1989年)及び田名真之「身分制—士と農—」、田里修「間切と公事」、糸数兼治「蔡温の思想とその時代」(いずれも『新琉球史 近世編(下)』, 1990年, 所収)。

またその評価については、高良が「『近世の論理』は、『古琉球の論理』をある面では克服することができたものの、初期の目的通りに『古琉球の論理』を完全に越えることはできなかった」、
「『古琉球の論理』は近世琉球のなかに流れ込み、「近世の論理」と衝突・妥協をくりかえしながら、同時に近世琉球を規定しつつ徐々に衰退していった」(前掲『琉球王国の構造』pp.252~253)として整理している。

- (6) 田名, 前掲「身分制」。

- (7) 「間切」はほぼ今日の市町村に相当する。

- (8) 内法については、古くは奥野彦六郎の研究があり(『南島村内法』至言社, 1977年, 初版1957年)、近年では上野重義が、その地域類型化を行っている(「沖縄における旧慣間切内法・村内法の類型的考察」『九州大学農学部学芸雑誌』第44巻, 第1・2号, 1989年)。

- (9) 王府の財政としては中国との進貢貿易による収入もあったとされるが、安良城盛昭は「御財政」とよばれる首里王府の財政史料を分析し、進貢貿易による収支は赤字であったことを論証している。

「進貢貿易の特質」(安良城, 前掲『新・沖縄史論』)。

- (10) 安次富松蔵編『琉球農業全書』(1977年復刻版)及び『日本農業全集』第34巻, 農山漁村文化協会, 1983年, 所収の以下の農書によった。

仲地哲夫翻刻・現代語訳「耕作下知方並諸作物節附帳」

福仲憲翻刻・現代語訳「寒水川村金城筑登之親雲上, 耕作方相試田地奉行所へ申出之條々」

福仲憲翻刻・現代語訳「安里村高良筑登之親雲上, 田方并芋野菜類養生方大概之心得」

福仲憲翻刻・現代語訳「西村外間筑登之親雲上農書」

- (11) 来間泰男「昭和戦前期における沖縄県の経済構造について」(『沖縄歴史研究』8号, 1970年)。

原資料は、農林省農林経済局『農作物累年統計表』。

- (12) 石高は後に増石され、1727年には94,230石余となる。なお、琉球の石高は初高表示であったといわれている。

新里恵二『沖縄史を考える』勁草書房, 1970年, pp.53~54.

金城正篤「近世沖縄の経済構造」(『沖縄県史』3, 経済, 1972年) p.53, p.78.

- (13) 「沖縄県旧慣租税制度」(『沖縄県史』21, 旧慣調査資料, 1968年)。

- (14) 首里王府の中枢を構成する上級支配層の役職名。間切・島あるい「村」を作得地として授けられていた。

- (15) 比嘉春潮『沖縄の歴史』沖縄タイムス社, 1959年, pp.249~250.

- (16) 前掲「沖縄県旧慣租税制度」によれば、置県前は「間切」が「納税人」であったが、置県後「村」に改められたとしている。

- (17) 小野武夫編『近世地方経済史料』第九巻, 1932年, p.136.

- (18) 「沖縄県旧慣間切内法」(『沖縄県史』14, 雑纂1, 1965年)。

- (19) 『沖縄県史料・首里王府仕置2』1989年, p.466

- (20) 里井洋一「多良間島塩川村丑年惣頭帳」(『多良間村史』1981年) p.502.

- (21) さとうきびは、1887年(明治20)までは、沖縄本島北部の一部と久米島、宮古、八重山では栽培が禁止され、これらの地域で栽培されるようになるのは、1888年以降とされている。

- (22) 「一木書記官取調書」(『沖縄県史』14) p.597.

- (23) 主要な貢租の対象であった砂糖の製造が、砂糖与と称される共同組織によってなされたことは知られているが、それが「自生的」のものであったか「官製」であったかは明らかではない。
来間泰男は、砂糖の製造もその原料であるさとうきびの栽培も役人の監督のもとでなされたのではないかとの仮説を提起している（来間泰男「近世沖縄における砂糖の生産と貢納」、沖縄大南島文化研究所、近世史研究会報告レジュメ、1990年）。
- (24) 新里、前掲『沖縄史を考える』p.198.
- (25) 田港朝昭「沖縄地域史研究における時代区分」（『沖縄歴史研究』9号、1971年、『沖縄文化論叢1 歴史編』平凡社、1972年、所収）。
- (26) 「沖縄旧慣地制」は1893年（明治26）、「沖縄県旧慣租税制度」は1895年に刊行され、いずれも『沖縄県史』21（旧慣調査資料）に収録されている。
- (27) 「沖縄県旧慣租税制度参照巻」（『沖縄県史』21）。地割制度の仕組みについてはこの外、仲吉朝助「琉球の地割制度」（『史学雑誌』第39編、1928年）にも詳しく述べられている。
- (28) 地域としては、沖縄本島とその周辺離島、八重山の納田において地割があったことが知られているが、宮古では地割が存在したことを示す資料は確認されていない。
- (29) 18世紀以降、首里・那覇の下級士族が農村に移住し、農業に従事するが、これらの帰農士族は耕地配当の対象にならなかった。
- (30) 仲吉、前掲「琉球の地割制度」p.806.
- (31) 近世琉球における人民編成の単位。地与、五人組、砂糖与などの種類があったとされている。ここでは地与を指している。
- (32) 「沖縄県旧慣租税制度」（『沖縄県史』21）p.203.
- (33) 近世以前起源説では、太古の琉球の原始共同体にその起源を求める説（仲吉朝助、前掲「琉球の地割制度」pp.809～817）、英祖王（1260年に即位し1299年まで琉球を統治したといわれる王）の井田制に起源を求める説（田村浩『琉球共産村落の研究』、沖縄風土記社、1969年、初版1927年）pp.169～175）、薩摩藩支配前であるがその時期は明らかではないとする説（安良城盛昭「琉球における地割制度の起源と変遷（上）」（『大阪府立大学紀要』〈人文・社会科学〉第29巻、1981年）がある。
また薩摩藩支配以降、制度化されたとする説には、17世紀後半羽地朝秀によって始められたとする説（東恩納寛惇「地割制」『東恩納寛惇全集4』琉球新報社、1979年）、蔡温によって1737年に始められたとする説（仲松弥秀『古層の村—沖縄民俗文化論—』沖縄タイムス社、1977年、pp.112～11）、元文検地（1737～50年）を契機とする説（渡口眞清「地割起源考」『近世の琉球』法政大学出版社、1975年）などがある。
- (34) 仲松説は、1734年の蔡温の「農務帳」のなかの一節「田畑之義、時々割直為指究主付無之、模合持之筋仕置＝付而地方之格護致大形、地位漸々薄相成不宜候。依之地割申付永々授置候条堅得之其意、此心得専大切＝存格護可有之事」（前掲『日本農業全書』第34巻）のなかの「永々」という語句を地割の実施を指示したものであるとして解釈したものであり、これに対して安良城はこの一節は地割の廃止を意図したものであるとしている。
- (35) 安良城、前掲「琉球における地割制度の起源と変遷（上）」。
- (36) 地割の変容を指摘した論考としては、次のようなものがある。
仲原善忠「集落」（『仲原善忠全集』下巻、沖縄タイムス社、1969年）pp.392～398。
山本弘文「近世沖縄史の諸問題（一）」（『歴史評論』83、1957年）pp.56～57。
田港朝昭「近世末期の沖縄農村についての一考察—地方役人層の動きを中心に—」（『琉球大学教育学部紀要』第8集、1965年）
安良城盛昭「琉球における地割制度の起源と変遷（下）」（『大阪府立大学紀要』〈人文・社会科学〉

第30巻, 1982年)。

仲地哲夫「沖縄村落—首里王府の基本政策と村落の階層分化—」(『日本村落史講座』第7巻, 雄山閣, 1990年)。

- (37) 近世末期においても地割が原則に基づいて実施されたとする論考としては次のようなものがある。
渡口眞清「地割と不均等配分」「地割と無親疎配分」「地割制は崩壊しつつあったか」(『近世の琉球』法政大学出版局, 1975年)。

梅木哲人「近世沖縄の『地割制』の問題性」(和歌森太郎先生還暦記念『近世封建支配と民衆社会』1975年, pp.289~290)。

- (38) 安良城, 前掲「琉球における地割制度の起源と変遷(下)」p.44.
(39) 安良城, 前掲「琉球における地割制度の起源と変遷(下)」p.43.
(40) 注(34)を参照。
(41) 安良城盛昭「地割制」(『沖縄県史』別巻, 沖縄近代史辞典)。
(42) 仲吉, 前掲「琉球の地割制度」pp.578~583.
(43) 『沖縄県史』21, p.192.
(44) 安良城盛昭「前近代の沖縄歴史研究をめぐる二, 三の問題」(前掲『新・沖縄史論』) pp.9~13.
(45) 黒島為一「人頭税」(『新琉球史 近世編(下)』琉球新報社, 1990年)。
(46) 黒島, 前掲「人頭税」p.143.

なお, 黒島は元文検地の時期を1736-51年としているが, 「沖縄県旧慣租税制度」における記述とは1年のズレがある。

- (47) 黒島, 前掲「人頭税」p.143.
(48) 「富川親方宮古島規模帳(抄)」(前掲『首里王府仕置2』) p.374.
「富川親方八重山島農務帳」(前掲『首里王府仕置2』) p.458.
(49) 伊良部村史編集委員会『伊良部村史』1978年, p.316.
平良市史編さん委員会『平良市史』1979年, p.166.
(50) 奥野彦六郎『南島村内法』至言社, 1977年(初版1952年) p.86, p.98.
(51) 里井, 前掲「多良間島塩川村丑年惣頭帳」p.502.
(52) 前掲「一木書記官取調書」p.546.
(53) 真栄田義見『祭温』文教図書, 1976年, p.143.

もっとも真栄田はこのくだりを「大昔少ない人口の沖縄」では地割はなかったということを言うための前段として述べている。

- (54) 小作農に対する土族の割合が100%を上回る間切については, ①土族が自作化した, ②農業以外の仕事に従事している, ③小作農の把握が不十分であるなどが考えられる。しかし, 可能性としては, ①, ②はそれほど多くはないであろう。
(55) 表1-4では, 自小作農, 小作農の割合の間切によるばらつきが大きいという統計上の問題がある。しかし渡嘉敷, 座間味, 粟国については, 地頭地, オエカ地, 仕明地がかなりの割合を占めているにもかかわらず, 自小作農, 小作農が存在しないということは, 農地の種類との対応で不自然であり, 統計上の把握の方法に問題があるのではないかと考えられる。
(56) 仲地, 前掲「沖縄村落—首里王府の基本政策と村落の階層分化—」。
(57) 田港, 前掲「近世末期の沖縄農村についての一考察—地方役人層の動きを中心に—」。
(58) 西原文雄「土地整理」(『沖縄県史』別巻, 沖縄近代史辞典), 西原文雄『「土地整理」に関する一考察」(沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆』), 田港朝昭「土地整理事業」(『沖縄県史』3経済), 来間泰男「土地整理事業」(『沖縄県史』1, 通史, 1976年)。
(59) 注(58)を参照。

- (60) 「沖縄県旧慣租税制度」(『沖縄県史』21)でも、地頭、オエカ人(地方役人)、ノロが県制施行後も役地を保有していることの問題を指摘している。
- (61) 前掲「一木書記官取調書」p.566.
- (62) 仲間勇栄『沖縄県林野制度史研究』ひるぎ社、1984年、p.120.
- (63) 復帰後の企業所有地の問題は、石井啓雄・来間泰男『沖縄の農業・土地問題』農政調査委員会、1976年を参照。
- (64) 注(58)を参照。
- (65) 仲吉、前掲「琉球の地割制度」p.822.
- (66) 来間、前掲「土地整理事業」pp.430~431.
来間泰男『沖縄の農業』日本経済評論社、1979年、pp.16~17
- (67) 『沖縄県史』21、p.610.
- (68) 農林省農政局『沖縄法制史』1941年、p.96.
- (69) 仲吉、前掲「琉球の地割制度」pp.829~830.
- (70) 来間、前掲「土地整理事業」p.414.
- (71) 「沖縄県旧慣租税制度」(『沖縄県史』21) p.207.
宮里栄輝「琉球古来の土地反別法」(『南島論叢』1970年、初版1937年) p.264.
- (72) 仲間、前掲『沖縄林野制度利用史研究』p.120.
- (73) 仲間、前掲『沖縄林野制度利用史研究』p.122.
- (74) 土地整理前、耕地の面積が正確に把握されていなかった可能性については、来間、前掲「土地整理事業」pp.413~414、及び『名護市史資料編1近代歴史統計資料集』(安良城盛昭執筆)1981年、p.30においても指摘されている。
- (75) 「沖縄県土地整理紀要」(『沖縄県史』21) pp.608~609.
- (76) 例えば、西原、前掲「『土地整理』に関する一考察」pp.87~88.
- (77) 『土地整理に関する書類綴ー真喜屋・稲嶺村』(琉球大学附属図書館蔵)。
なお、同資料については以下の論文で分析されている。
浮田典良「沖縄本島における村落形態と村落構造」(九学会連合『人類科学』26、1974年)。
春日文雄「『土地整理期』沖縄農村の社会構造」(『村落社会研究』23、1987年)。仲地宗俊「明治期沖縄本島北部農村の家族構成」(九州農業経済学会『農業経済論集』第38巻、1987年)。
- (78) 仲吉、前掲「琉球の地割制度」p.598.
- (79) 中江淳一はかつて、土地整理事業による所有権の付与について「年期奴隷たる雇人も、当然ラチ外にあったと思われる」「沖縄県『土地整理』と商品生産農業の展開」(『土地制度史学』64、1974年、p.43)と述べたが、最後の地割を実施した「村」では、むしろ雇人まで含めて所有権を付与したというところに特徴があると言うべきであろう。
- (80) 新崎盛暉編『沖縄現代史への証言下』沖縄タイムス社、1982年、pp.11~12.
- (81) 農林省農務局『本邦小作慣行』(1926年)によれば、浮掛は、30年、50年の長期あるいは無期限で「村」が居住人(婦農士族)に貸し付けている農地で、永小作に相当し、叶掛は普通小作としている。
- (82) 報償金は最終的には、従来の叶米(小作料)または報償の3ヶ年分とし、さらに年賦も認められた(「沖縄県土地整理法第六条第一項第四項ノ報償ニ関スル件」『沖縄県史』13、沖縄関係各省公文書2、1966年、pp.700~701)。
所有権の対価としては極めて安い金額といえる。
- (83) 注(77)を参照。

第2章 戦前期における農家の存在形態と社会的性格 －農地の所有主体としての農家の性格を巡って－

農地の所有と利用は農家の性格と深く結びついている。したがって、農地の所有と利用の構造を分析するには、農地の所有あるいは利用の主体であるところの農家の存在構造とその性格を明らかにする必要がある。

従来の沖縄農業の分析では、この視点が欠落していた。そのため、例えば、戦前期において沖縄では自作農の割合が高かったことから、これを「自作農的土地所有」⁽¹⁾とする把握もなされた。しかし、沖縄における農家は、戦前期、いわゆる「家」としての性格をもって存在した本土における農家とはその性格が異なると考えられ、したがってまた、そこにおける農地の所有の性格も異なると考えられるのである。沖縄の農地所有を単に「自作農的土地所有」とするだけではその特質を明らかにすることはできない。

また磯辺俊彦は、相続の形態と「家産」の観点から、本土における土地所有が、単独相続と家産制の構造のもとで、『不自由・安定・停滞』の社会的性格の根拠となっているのに対し、沖縄においては、「分割相続が、その貧しい『裸の土地』ゆえの『労働による所有規定』を条件づけ、それが『自由・不安定・発展』の社会的性格を生み出」⁽²⁾しているととらえた。この観点は、「沖縄農業を本土農業の批判者として位置付けること」⁽³⁾をねらいとした問題意識に立つもので、沖縄における農地の所有に新たな光を当てる視点として注目されるが、この場合も、農家の存在の構造と農地の所有の関連は明らかにされているとはいえない。

このような問題意識から、沖縄における農家の存在形態とその性格を検討することが、本章の課題である。

第1節 農業生産の基礎条件

農家の存在形態を規定する大きな要因は、地域の歴史条件、社会・経済的条件であることはいうまでもないが、自然的、地理的条件もまた重要な要因として作用する。沖縄について自然的要因でいえば、この地域が気候的に亜熱帯地域に属していること、地理的に日本本土から遠隔の地に位置し、歴史的に長い間孤立していたこと、及び商品市場から孤立していたこと、さらに琉球石灰岩を基盤とする起伏の激しい地勢と水源の乏しさが、農業及び農家の性格が形成されるうえで大きな影響を与えてきたと考えられる。

これらの条件のうち、歴史的条件については第1章において検討した。社会・経済的条件については第3章以下で述べることとし、ここでは主に農業生産の基盤としての農地の条件について検討することにした。

その第1にあげられるのは、農業生産の基盤が畑作であるということである。田の割合は、耕地の面積が正確に把握される土地整理事業後、1903年（明治36）から07年には14%台を維持していたが、その後徐々に低下していき、1932年（昭和7）以降は10%台になる。

もっとも、水田の割合は地域によって大きな差があり、八重山においては1932年以降でも30%程度を占めていた。地域をさらに細かく、村の段階まで区分するとその割合が30%を超える村もいくつかある。例えば、八重山の与那国島では大正末まで50~57%を占め、1926年以降はやや低下するがそれでも40%台の割合を占めた。また、仲里村、伊平屋村、羽地村でも30~40%の割合を占めた。限られた地域とはいえ、かなりの水田が存在していたことも無視できない。沖縄農業を畑作農業として規定するとき、沖縄における水田農耕の性格についても検討する必要がある。

沖縄において、水田に限られた地域でしか立地しえなかったということは、水田が展開する条件である平地が少なく、河川の発達も乏しいというこの地域の地理的、地勢的条件による制約に加えて、経済

的にも、食糧作物としては甘藷が、換金作物としてはさとうきびが存在し、この二者との競合で劣位にあったことがあげられる。

地理的、地勢的条件でいえば、全体として平地が少なく、河川の発達が乏しい条件のもとで、水田の立地が可能なのは、山間の低地や石灰岩傾斜面であった。したがって、水田は小規模で分散し、水源は天水と小規模の河川、あるいは湧水に依存せざるをえない。このことが、亜熱帯、冬雨地帯という気候条件とともに、この地域の水田農耕の性格を規定する要因となる。

高谷好一は、南西諸島の稲作の農法の特徴を、「散在する小水田、蹄耕、冬まき稲、台風」と特徴づけ、「本州の広い灌漑田、犁耕、梅雨まき稲というものとはずいぶん違うもの」で⁽⁴⁾、「系譜的にはきわめて焼畑的色彩の濃い」⁽⁵⁾ものとしている。

南島の水田農耕の耕耘過程の特徴をなす蹄耕については、和田正洲が、かつて八重山諸島、宮古諸島、沖縄本島に広く分布していたことを報告している⁽⁶⁾。

また、佐々木高明は、沖縄における稲作の作型について次のように整理している。古代ないし中世まで、「旧暦の十～十二月に播種、正月に移植、五月に収穫し、そのあとに出てくるヒコバエを育て、七、八月（あるいは九月）に収穫するという原始的な稲作」が広い範囲にわたってひろがっていた。そして15世紀初期頃、沖縄本島中南部の稲作先進地域を中心に二期作型の稲作が現れるが、16世紀末か、あるいは17世紀の比較的早い時期に再び二期作から一期作へ転換が起こる。こうして、「今世紀のはじめ頃に台湾から台中六五号などのいわゆる蓬莱米が導入され、近代的な二期作が実施されるまで、この種の一期作型の稲作が伝統的な稲作形態として営まれてきた」⁽⁷⁾。

このように、沖縄における水田農耕は高度な水管理と灌漑施設を駆使した本土における水田農耕とは異なる農法体系をもった農耕であった。したがって、沖縄の農業を畑作農業というとき、それは単に水田の割合が低いという側面だけでとらえてはならないのであって、水田の割合が比較的高い地域においても、それは本土における水田農耕とは区別される、「焼畑的色彩の濃い」（高谷好一）水田農耕であったという点を見落としてはならない。

また経済的側面で見ると、水稲と競合する作物として、食糧作物としては人口扶養力が比較的高く、栽培も比較的容易である甘藷が存在し、換金作物としてはさとうきびが存在した。さとうきびと米の収益性の比較は資料を欠いているため行いえないが、少なくともさとうきびは、黒糖の製造という加工部門まで含めて労働力を投下し、所得を確保できる点では有利性をもっていたと考えられる。

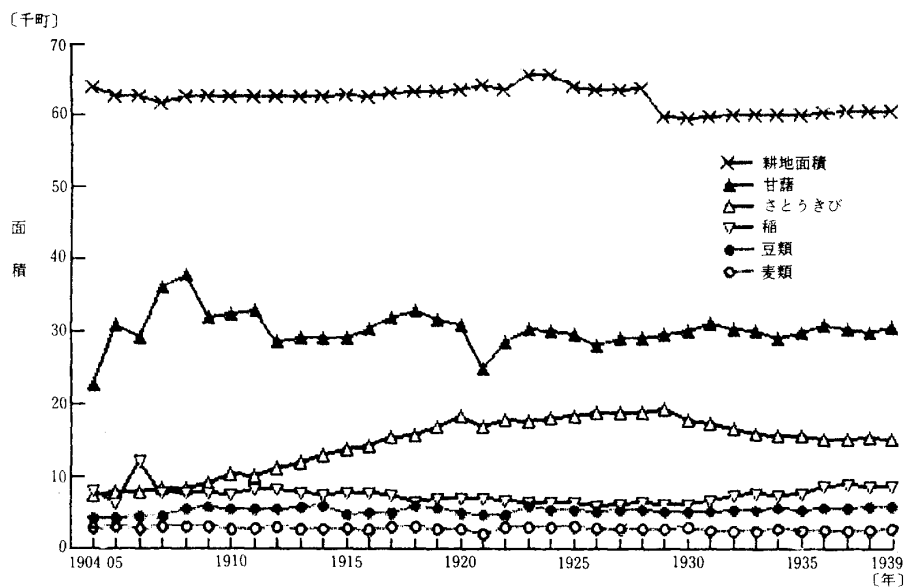


図2-1 主な作物の作付面積の推移（1904～39年）

資料：『都道府県農業基礎統計』（加用信文監修，農林統計協会，1983年）

ちなみに、土地整理事業以降の甘藷、さとうきび、水稻の作付面積の変化を示すと図2-1のようになる。甘藷は1908年(明治41)に最高の38,000町に達して後は、やや減少し明治末から昭和初期にかけて33,000町から25,000町の間を増減するが、1932年(昭和7)年以降はほぼ3万町の面積で推移する。

さとうきびは、土地整理事業直後の8,000町から1920年(大正9)の18,000町へと急速に増大する。その後1921年にかけてはやや減少するが、これは第一次世界大戦後の反動恐慌のもとでの糖価の暴落を契機に始まった県経済の一大不況、いわゆるソテツ地獄の影響と考えられる⁽⁸⁾。1921年以降は再び増加に転じ、26年(昭和元)には19,000町に達する。しかし、1930年(昭和5)年以降は減少に転じ、以後漸減していく。

水稻は、土地整理事業直後の8,000町の水準から漸減し、1926年(昭和1)には5,900町に減少する。しかし1927年以降緩やかながら増加に転じ40年(昭和15)には9,467町に達する。これは1931年以降の準戦時体制、それに続く戦時体制のもとでの食糧増産政策の結果と考えられる。

かくして、作物の作付面積構成を1935年で示すと表2-1のようになる。筆頭は甘藷の41.7%で、以下、さとうきび21.9%、水稻11.2%、豆類10.6%、麦類3.4%である。地域別には、沖縄本島北部と中南部はほぼ似た構成になっているが、宮古は豆類と雑穀が比較的多く、八重山ではさとうきび、豆類が少なく水稻がかなり多いという特徴をもっている。

表2-1 作物の作付面積構成(1935年)

		(単位: %)								
		計	甘藷	さとうきび	水稻	豆類	麦類	雑穀	野菜	その他
県	計	100.0	41.7	21.9	11.2	10.6	3.4	3.2	3.3	4.6
	本島北部	100.0	42.5	26.2	6.6	15.0	1.7	0.8	2.9	4.3
	本島中南部	100.0	42.0	29.7	6.4	12.6	1.4	0.8	3.3	3.8
	宮古	100.0	33.9	21.4	1.9	14.5	10.5	10.8	2.8	4.1
	八重山	100.0	39.4	7.6	33.2	5.1	4.0	3.4	3.7	3.7

資料:『沖縄県統計書』

農業の生産を規定する第2の点としてあげられるのは、土地基盤整備の欠如、土地改良投資の少なさである。沖縄において制度による圃場整備事業が始まるのは、1915年(大正4)からであるが⁽⁹⁾、それが本格化するのにはさらに遅れて、昭和期に入ってからである。さらに1933年(昭和8)を初年度とし、15カ年計画で始まった沖縄振興計画では土地改良が重要な柱の一つとなったが、その後の戦時体制への突入、敗戦によって途中で打ち切られることになる。

1916年から42年の間に何らかの形で土地改良がなされた耕地の面積は、吉永安俊によれば、田1,747町、畑3,257町(耕地整理事業の実績と沖縄県振興計画による耕地改良面積の合計)で、これは1940年(昭和15)当時の耕地面積に対し、田では26%、畑では6%にすぎない⁽¹⁰⁾。このことは、農地に対する土地改良投資がいかに少なかったかということを示している。こうして、地割制以来の裸地的耕地が存続することになり、沖縄農業の制約要因として長期的に作用し続けることになるのである。

第2節 農家経営の構造と生産力

次に農家経営の構造と生産力の問題に移ろう。経営の特徴の第1は、耕地の耕作面積と所有面積規模の零細性である。戦前期における農家数は77,000戸から84,000戸の間を推移するが、その耕作面積規模別の構成は、表2-2に示したように0.5町未満が55~56%、0.5~1町が26~27%で、1町未満で

82～83%を占めている。著しい零細農家の滞留である。所有面積規模構成も同様であって、0.5町未満が52～55%、0.5～1町が25～29%で、1町未満で78～82%を占めている（表2-3）。地域別には、宮古、八重山と本島西北部離島では耕作規模の比較的大きい農家が多いのに対し、沖縄本島と西南部離島においてより零細な農家が極めて多い。

表2-2 耕地の耕作規模別農家構成

(単位：戸、%)

		総農家数	0.5町未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10町以上
年	1922年	100(77,692)	56.1	26.0	11.5	3.4	1.9	0.8	0.2
	1925	100(77,546)	56.0	26.7	11.3	3.4	1.8	0.6	0.1
	1930	100(80,117)	56.3	26.6	11.4	3.3	1.8	0.5	0.1
	1935	100(84,810)	55.5	27.8	11.6	3.3	1.4	0.5	0.1
	1939	100(81,374)	55.3	27.1	12.5	3.3	1.4	0.3	0.0
地域	沖縄本島北部	100(18,616)	63.5	25.2	9.2	1.6	0.6	0.1	0.0
	沖縄本島中南部	100(44,558)	61.0	28.8	8.5	1.4	0.3	0.1	0.0
	本島西北部離島	100(4,930)	42.3	28.4	20.5	6.4	1.9	0.5	—
	本島西南部離島	100(1,576)	60.7	28.7	10.4	0.1	0.1	—	—
別	宮古	100(10,219)	33.0	27.5	21.8	10.5	5.2	1.9	0.2
	(1935) 八重山	100(4,911)	33.8	28.1	18.2	10.0	6.9	2.6	0.4

資料：『沖縄県統計書』

- 注：1. 具志川村（中頭郡）、中城村、佐敷村は階層間に入れ違いがあると考えられ、集計から除外した。
 2. 本島西北部離島は、伊平屋島、伊江島、久米島（仲里村、具志川村）である。
 3. 本島西南部離島は渡名喜島、渡嘉敷島、座間味島、粟国島である。

表2-3 耕地の所有規模別農家構成

(単位：戸、%)

		総農家数	0.5町未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10町以上
年	1915年	100(69,450)	51.8	26.6	15.9	5.0		0.6	0.1
	1922	100(71,960)	54.9	25.4	14.3	4.0	1.2	0.3	
	1925	100(71,834)	54.1	26.9	14.8	3.1	1.1	0.2	
	1930	100(72,567)	54.2	26.7	15.2	3.1	0.7	0.1	
	1935	100(75,617)	54.4	27.4	14.6	2.8	0.7	0.1	
	1939	100(72,430)	52.8	28.8	14.8	3.0	0.6	0.1	
地域	沖縄本島北部	100(16,984)	63.2	24.5	10.6	1.3	0.3	0.0	
	沖縄本島中南部	100(38,400)	59.4	28.8	10.8	0.7	0.2	0.0	
	本島西北部離島	100(4,643)	41.7	30.3	23.2	3.6	1.2	0.0	
	本島西南部離島	100(1,573)	59.2	29.4	11.4	0.1	—	—	
別	宮古	100(9,965)	32.7	27.5	27.8	9.6	2.2	0.2	
	(1935) 八重山	100(4,052)	36.5	22.4	25.4	11.8	3.6	0.4	

資料：『沖縄県統計書』

注：地域区分は表2-2に同じ。

しかも、それらの耕地はまとまって存在しているのではなく、いくつかの地域に分散して存在しているのである。このことを示す資料として図2-2を掲げた。これは沖縄本島中部の一農家の1933年(昭和8)の耕地の分布を地図に示したものである。この農家の当時の耕作面積は3町7反あり、沖縄ではかなり規模が大きい層に属するが、耕地は実に14カ所に分散している。

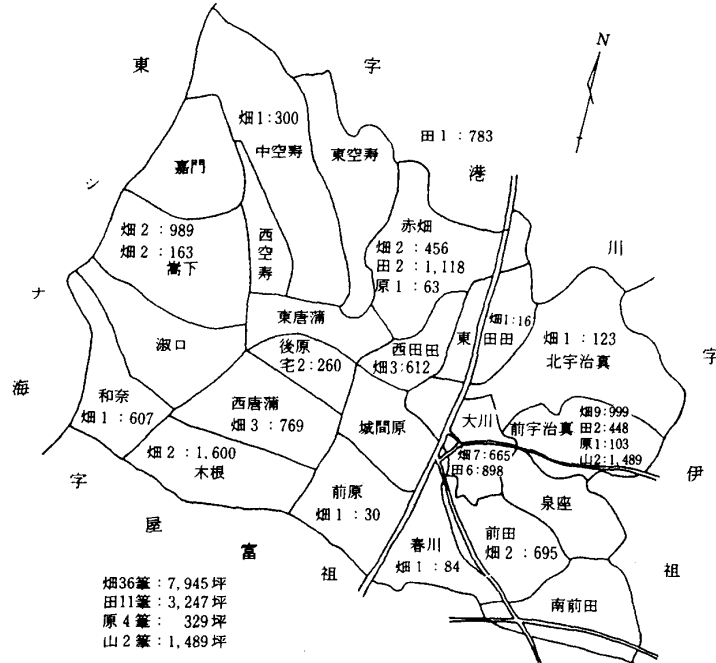


図2-2 1933年(昭和8)の西原家の農地の分布
 出所: 仲地宗俊「戦前期浦添の農家—あるウェーキの農業経営」
 (『浦添市史』別巻, 1990年) P.67.

表2-4 経営耕地の圃場団地数別農家構成

(単位: 戸, %)

	総数	圃場無し	1~2	3~5	6~10	10以上
県計	100.0	3.7	28.9	37.3	22.5	7.5
北部	100.0	2.4	18.0	34.5	30.0	15.0
中部	100.0	3.6	35.7	38.6	17.0	5.0
南部	100.0	5.5	27.8	35.9	23.5	7.2
宮古	100.0	1.7	31.8	34.4	30.0	2.0
八重山	100.0	4.7	36.0	32.2	23.1	4.0

資料: 琉球政府企画局統計庁『1964年 農業センサス報告』

全県的な耕地の分散の状況を示す資料は、戦前期についてはないので、1964年の『沖縄農業センサス』による「圃場数別農家数の分布」によって団地数別農家数の構成⁽¹¹⁾を示すと表2-4のようになる。これによると団地数が3~5の農家が最も多く37.3%、次いで1~2が28.9%、6~10が22.5%となっている。戦後は売買や交換分合によってかなり圃場の集団化がなされたと考えられるがそれでもなおかなりの分散がみられる。

このような耕地の分散と錯圃の状態は、基本的には第1章でみたような地割制段階の零細な耕地の割替え利用が土地整理事業によって所有権として固定され、引き継がれてきたものと考えられる。

さらに、自・小作別、経営耕地面積規模別の生産額の構成をみたのが表2-5である。時期は1940

表2-5 本島における自小作別、経営耕地面積規模別農業生産額構成-1940-

(単位：戸、%)

	調査 戸数	耕 種								養蚕	養 畜			その他
		水稻	麦類・雑穀	甘藷	蔬菜	甘蔗	その他	小計	豚		その他	小計		
自作	~0.5町	40	9.6	4.6	42.3	4.4	12.7	0.5	74.1	-	8.3	4.6	12.9	13.0
	~1.0	54	9.8	4.3	34.0	4.2	14.1	2.1	68.5	0.9	5.8	7.9	13.7	16.9
	~1.5	25	9.9	2.9	28.2	5.2	18.0	2.4	66.6	1.9	4.7	6.4	11.1	20.0
	~2.5	14	10.5	2.7	24.5	5.1	16.0	8.4	67.2	3.2	5.6	7.0	12.6	17.0
自小作	~0.5	36	7.9	3.3	44.7	3.6	14.9	2.2	76.6	-	7.1	8.7	15.8	7.6
	~1.0	28	13.9	2.6	31.2	7.5	11.3	1.3	67.8	0.6	6.8	14.6	21.4	10.2
	~1.5	11	10.3	2.3	28.6	9.4	15.0	3.8	69.4	0.4	5.8	6.2	12.0	18.2
小作	~0.5	12	10.9	2.1	38.4	7.6	11.3	0.1	70.4	-	13.7	0.5	14.2	15.4
	~1.0	14	3.5	4.8	44.6	4.1	19.9	0.4	77.3	-	7.7	7.2	14.9	7.8

出 所：向井清史『沖縄近代経済史』pp.94~95より引用。

原資料：中央農業会、1943年。

原 注：調査戸数10戸以上の階層のみ。

年(昭和15)である。まず全体としていえることは、自作農、自小作農、小作農のいずれの階層においても、甘藷が生産額の第1位を占めているということである。その割合は経営耕地面積が小さい階層においてより高く、自作農及び自小作農の5反未満層では生産額の4割以上を甘藷が占めている。小作農では階層の序列は逆転し、5反未満層における甘藷の割合がやや低くなっているが、それでも4割弱を占めている。

甘藷に次ぐのは甘蔗で、10~20%を占めている。階層別の傾向としては面積が大きい層ほどその割合が高くなっている。特に小作農の1町以上層で19.9%と最も高くなっている。この表では砂糖の項目はないが、これはその他の項目に含まれ、その大部分を占めていると考えられる。甘蔗とその他の項目を合わせてとらえると、その割合は、自作農では5反未満25.7%、5反~1町31.0%、1~1.5町48.0%、1.5~2町33.0%、自小作農では5反未満22.5%、5反~1町21.5%、1~1.5町33.2%、小作農では5反未満26.7%、5反~1町37.7%とかなり大きくなる。自作農及び自小作農の1町5反以上の層では甘蔗+その他が甘藷を上回ることになる。しかし、自作農、自小作農の1町未満及び小作農ではなお甘藷が第1位を維持している。

生産額の構成におけるいま一つの特徴は、養畜の構成である。養畜は全体で10~20%を占めるが、経営面積が小さい階層ほど豚の割合が高く、経営面積が大きくなるにつれてその他の割合が高くなっていく。

全体としては、食糧作物たる甘藷を中心に、換金作物として甘蔗-砂糖の製造を行い、さらに豚、牛を飼育するという作目の構成が形成されていたといえよう。

かつて、仲原善忠が「芋を作って食べ、更に砂糖を売って米その他を買うという太い線でつらぬかれている」⁽¹²⁾と評した戦前期沖縄経済の基礎をなした農業の一面がここに示されている。

第2の点は、経営規模の零細性、資本蓄積の欠如である。その点を府県との比較でみることにしよう。依拠する資料は、1936年度(昭和11)の農林省経済更生部『農家経済調査報告』である⁽¹³⁾。

まず、農家経済の概要を表2-6に示した。『農家経済調査報告』では調査農家を、自作農、自小作農及び小作農のそれぞれについて当該市町村の農家平均一戸当耕作面積の7割以上を耕作する農家とそれ以下の農家に区分し、前者を第一種農家、後者を第二種農家としているが、ここでは煩雑さを避けるため自作農、自小作農及び小作農のみを区分し、経営耕地面積規模は第一種農家と第二種農家の平均をとった。

沖縄の調査農家の経営耕地面積は自作農5.2反、自小作農5.5反、小作農5.7反であり、この時期の

表2-6 農家経済の概要 (1936年度)

	府 県 平 均			沖 縄			沖縄/府県平均 (%)		
	自作農	自小作農	小作農	自作農	自小作農	小作農	自作農	自小作農	小作農
経営耕地面積 (反)	12.8	13.1	12.4	5.2	5.5	5.7	40.6	42.0	46.0
家族農業 従事者数 (人)	3.01	2.98	2.99	2.05	1.80	2.35	68.1	60.4	78.6
農家総所得 (円)	1,029.51	933.33	777.03	504.33	244.41	351.00	49.0	26.2	45.2
農業所得	848.58	756.93	574.26	374.43	212.66	201.97	44.1	28.1	35.2
農外所得	130.19	129.50	150.36	117.72	31.75	80.00	90.4	24.5	53.9
家事収入	50.74	46.90	52.41	12.18	—	68.15	24.0	—	130.0
家 計 費 (円)	841.20	772.19	675.52	249.31	273.42	282.22	29.6	35.4	41.8
農家経済剰余 (円)	188.31	161.14	101.51	255.02	△29.01	68.74	135.6	—	67.8

資料：農林省経済更生部『昭和11年度農家経済調査報告』

注：1. 沖縄の調査戸数は、自作農2戸、自小作農1戸、小作農2戸である。

2. 府県の平均は北海道、沖縄を除く。

3. 家族農業従事者数は能力換算員数である。

4. 家計費には諸負担を含む。

農家の耕作面積規模別構成 (表2-2) のほぼ8割程度を代表しうるものと考えられるが、戸数が自作農2戸、自小作農1戸、小作農2戸と極めて少ない。したがって、数値の一般性については、同年度の帝国農会の調査による『農業経営調査書』(以下、「帝国農会調査」とする)及び農林省経済更生部の『昭和12年度農家経済調査報告』(以下、「昭和12年度調査」とする)によって検証する。一方、府県については、1936年の農家の経営耕地面積規模別構成は5反未満層34.5%、5反～1町層35.2%、1～2町層23.1%、2～3町層5.5%、3～5町層1.5%、5町以上層0.2%であり、やや規模の大きい層に偏っている傾向がある。したがって、両者を比較するにあたってはこの点に留意する必要がある。

そこでまず、沖縄の調査農家の経営耕地面積を府県と比較すると、その水準は自作農40.6%、自小作農42.0%、小作農46.0%である。府県の調査農家が経営耕地面積の大きい層に偏っている傾向があることを考慮しても、経営耕地面積規模においてすでに圧倒的な格差がある。

「帝国農会調査」の沖縄での調査戸数は2戸であるが、その経営耕地面積は14.3反と7.1反となっている。14.3反は沖縄の農家の経営面積規模別構成からすればかなり大きい階層に属するので、ここでは7.1反のみをとりあげる。同調査による府県の農家の平均経営面積は15.6反(小経営)で、府県平均に対する沖縄の水準は45.5%である。また、「昭和12年度調査」による経営面積規模の格差は自作農54.5%、自小作農37.0%、小作農43.4%である。

一戸当たり家族農業従事者数は、府県平均に対して自作農68.1%、自小作農60.4%、小作農78.6%の水準にある。「帝国農会調査」では85.7%、「昭和12年度調査」では自作農73.8%、自小作農70.4%、小作農79.7%である。経営面積規模に比べるとその格差はかなり縮まっている。沖縄における一戸当たり家族農業従事者数が相対的に多いことを示している。このことは、府県と沖縄の農家の経営組織の違いによるものと考えられ、後に検討する。

農業所得は、自作農では経営面積の格差に比べればややその差が縮小しているが、自小作農、小作農では経営面積の格差を大きく上回る格差になっている。農家所得では自作農はさらに格差が縮小し、小作農ではほぼ経営面積と同程度の格差になるが、自小作農では逆に格差が拡大している。「帝国農会調

「昭和12年度調査」における農業所得は府県平均に対して36.6%の水準、「昭和12年度調査」における格差は自作農50.4%、自小作農41.4%、小作農57.9%である。

さらに格差が大きいのは家計費である。自作農、自小作農、小作農ともに、経営面積の格差を大きく上回る格差になっている。「帝国農会調査」では家計費は得られないが、「昭和12年度調査」でもその格差は自作農29.9%、自小作農49.9%、小作農48.6%にとどまっている。沖縄の農家における生活水準の低さを示しているといえよう。

表2-7 農業収入の構成（1936年度）

（単位：円、%）

	府 県 平 均			沖 縄		
	自作農	自小作農	小作農	自作農	自小作農	小作農
総 額（実数）	1,250.38	1,304.66	1,178.47	642.95	548.65	490.41
	(51.4)	(42.1)	(41.6)			
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
稲 作	52.5	56.3	61.2	0.1	—	6.1
麦 作	7.3	8.2	7.8	0.1	—	0.4
園 芸	9.8	9.2	10.9	1.3	3.8	2.9
耕種その他	3.7	4.0	4.1	14.7	12.8	17.6
養 蚕	13.0	10.9	8.2	—	—	0.5
養 畜	7.0	4.9	3.2	18.6	24.6	36.5
農 産 加 工	2.1	3.0	2.0	56.4	59.9	38.7
林 野 収 入	2.4	0.9	0.7	—	—	—
そ の 他	0.5	0.7	0.3	2.9	0.0	0.1
動植物増減額	1.6	1.8	1.6	5.9	△ 1.2	△ 2.8
農業収入の現金化率	69.9	59.7	44.8	83.1	88.0	75.8

資料：農林省経済更生部『昭和11年度農家経済調査報告』

注：沖縄の総額の（ ）の数字は府県平均に対する割合を示す。

次に、農業経営の作目構成を表す農業収入の構成を表2-7に示した。農業収入の構成の特徴は、府県では稲作による収入が5割から6割を占めているのに対し、沖縄では農産加工、養畜、「耕種その他」がほとんどを占めている。もっとも、農産加工、養畜、「耕種その他」の割合は調査の種類と時期によってかなりの変動があり、1936年度の『農家経済調査報告』では表2-7のような割合になっているが、「帝国農会調査」では、「その他耕種」66.4%、養畜18.9%に対して、農産加工は5.6%にとどまっている。また「昭和12年度調査」では農産加工が自作農60.4%、自小作農63.9%、小作農68.0%とかなり大きく、養畜が自作農16.0%、自小作農12.1%、小作農12.5%、「耕種その他」が自作農18.4%、自小作農21.5%、小作農20.1%となっている。この違いはそれぞれの調査の対象となった農家の作目構成の違いによるものと考えられるが、この三つの部門が経営の柱となっていたことは変わりはない。

農産加工はいうまでもなく黒糖の自家製造である。農家が加工部門までも営むことによって収入を確保していたのである。生産が農工未分離の段階にあったことを示している。また養畜では豚が、「耕種その他」では甘藷がそれぞれ主体をなしていたと考えられる。このことが、沖縄の農家の家族農業従業者数が府県に比べて相対的に多いことのひとつの要因と考えられる。この点を踏まえて表2-6の農業所得に立ち返ると、改めてその格差の大きさが認識されよう。

表2-8 府県と沖縄の農業経営費の比較 (1936年度)

	府 県 平 均			沖 縄			沖縄/府県平均		
	自作農	自小作農	小作農	自作農	自小作農	小作農	自作農	自小作農	小作農
総 額	401.80	547.73	604.21	268.52	335.99	288.44	66.8	61.3	47.7
建 物 費	20.16	14.69	11.88	6.96	3.75	2.00	34.5	25.5	16.8
農 具 費	22.59	22.17	18.69	5.06	1.80	1.67	22.4	8.1	8.9
種 苗・蚕種費	16.19	11.62	9.41	1.15	—	0.97	7.1	—	10.3
家 畜 費	23.55	12.88	11.58	61.90	117.50	123.70	262.2	912.3	1,068.2
飼 料 費	55.05	47.92	32.01	1.81	2.40	4.51	3.3	5.0	14.1
肥 料 費	118.40	135.14	126.89	54.65	50.10	41.59	46.2	37.1	32.8
光熱動力費	3.93	3.95	3.55	28.37	11.05	4.20	721.9	279.7	118.3
薬 剤 費	3.01	3.46	3.48	—	—	0.10	—	—	2.9
加工原料費	1.74	1.57	0.48	30.91	44.60	24.55	1,776.4	2,840.8	5,114.6
労 賃	17.74	19.42	11.30	19.10	26.36	15.69	107.7	135.7	138.8
小 作 料	14.47	190.68	329.42	—	54.00	58.81	—	28.3	17.9
諸 負 担	71.62	45.56	15.71	8.69	6.82	0.83	12.1	15.0	5.3
そ の 他	33.36	38.67	29.81	49.92	17.61	9.82	149.6	45.5	32.9

資料：農林省経済更生部『昭和11年度農家経済調査報告』

表2-8では経営費の比較を行った。経営費の総額でいえば、小作農は府県平均に対してほぼ経営面積と同程度の格差であるが、自作農、自小作農では経営面積の格差に比べればかなり縮小している。その要因となっているのは、家畜費と加工原料費である。家畜費と加工原料費の割合が高いことは、その作目構成からしてうなずけるところであるが、家畜費が多い割には飼料費は極めて少ない。残滓を利用した家畜飼養がなされていたことの結果だと考えられる。経営費におけるいま一つの特徴は、農具費と肥料費が圧倒的に少ないことである。農具費は府県平均に対して自作農で22.4%、自小作農8.1%、小作農8.9%にすぎない⁽¹⁴⁾。肥料費は自作農46.2%、自小作農37.1%、小作農32.8%である。「帝国農会調査」では農具費は21.7%、肥料費は30.5%、また「昭和12年度調査」では農具費が自作農11.4%、自小作農4.4%、小作農19.4%、肥料費が自作農51.6%、自小作農21.5%、小作農25.0%となっている⁽¹⁵⁾。

さらに、沖縄の農家では経営費に占める小作料の割合が府県平均に比べて低いことも指摘しておくべきであろう。経営費に占める小作料の割合は府県では自小作農で34.8%、小作農では54.5%にのぼっているのに対し、沖縄では自小作農16.1%、小作農20.4%である。

以上の農家経済の規模を指標で整理すると表2-9-(1)のようになる。沖縄では家族農業従事者数が相対的に多いことは表2-6でみたが、さらに耕地1反当たり労働日数で見ると、沖縄は府県平均に対して自作農225.3%、自小作農135.1%、小作農148.8%とかなり高くなっている。しかし府県と沖縄では農家の経営組織が異なることから、耕地1反当たり労働日数のみではその特質は明らかにならない。そこで家族農業従事者1人当たり農業所得をみると、自作農64.8%、自小作農46.5%、小作農44.8%となる。圧倒的な格差と言わざるをえない。零細な耕地基盤に養畜と農産加工を加えても家族農業従事者1人当たり農業所得は府県平均の半分程度でしかないのである。このことはまた農業において圧倒的な過剰人口が存在していたことも示している。

次に指摘しうる点は、農業固定資本装備率の低さである。農業固定資本装備率はいうまでもなく、労働に対する資本装備の水準を示すものであるが、府県平均に対するその水準は自作農37.7%、自小作農54.5%、小作農66.5%である。ここでも圧倒的な水準の低さが示されている。「裸の土地に裸の労働を投下する」と言われた農業の状態がうかがえよう。

表 2 - 9 - (1) 農家経済の指標 (1936年度)

	府 県 平 均			沖 縄			沖縄／府県平均 (%)		
	自作農	自小作農	小作農	自作農	自小作農	小作農	自作農	自小作農	小作農
経営耕地面積(反)	12.8	13.1	12.4	5.2	5.5	5.7	40.6	42.0	46.0
家族農業従事者数(人)	3.01	2.98	2.99	2.05	1.80	2.35	68.1	60.4	78.6
農業労働日数(日)	784.48	794.86	735.49	718.00	451.00	503.00	91.5	56.7	68.4
耕地1反当労働日数(日)	61.29	60.68	59.31	138.08	82.00	88.25	225.3	135.1	148.8
家族農業従事者 1人当農業所得(円)	281.92	254.0	192.06	182.65	118.14	85.94	64.8	46.5	44.8
農業固定資本装備率	2.73	1.98	1.55	1.03	1.08	1.03	37.7	54.5	66.5
世帯員1人当家計費(円)	129.61	120.09	104.09	55.40	54.68	43.42	42.7	45.5	41.7

資料：農林省経済更生部『昭和11年度農家経済調査報告』

- 注：1. 家族農業従事者数は能力換算員数である。
 2. 農業従事日数は家族農業従事日数+雇用労働日数である。
 日数は、1日1時間以上労働した日を1日と数えた延べ日数である。
 3. 農業固定資本装備率=農業固定資本額÷農業投下労働時間×10

表 2 - 9 - (2) 農家経済の指標 (1937年度)

	府 県 平 均			沖 縄			沖縄／府県平均 (%)		
	自作農	自小作農	小作農	自作農	自小作農	小作農	自作農	自小作農	小作農
経営耕地面積(反)	13.2	12.7	12.2	7.2	4.7	5.3	54.5	37.0	43.4
家族農業従事者数(人)	3.05	2.91	3.01	2.25	2.05	2.40	73.8	70.4	79.7
農業労働日数(日)	783.77	777.47	749.86	656.50	494.00	1,116.10	83.7	63.5	148.8
耕地1反当労働日数(日)	59.37	61.22	61.46	91.18	105.11	210.58	153.6	171.7	342.6
家族農業従事者 1人当農業所得(円)	330.10	283.73	219.52	225.58	166.61	159.35	68.3	58.7	72.6
農業固定資本装備率	2.79	2.00	1.62	1.15	0.93	0.90	41.4	46.5	55.6
世帯員1人当家計費(円)	136.09	121.60	107.59	66.78	59.20	56.37	49.1	48.7	52.4

資料：農林省経済更生部『昭和12年度農家経済調査報告』

- 注：1. 家族農業従事者数は能力換算員数である。
 2. 農業従事日数は家族農業従事日数+雇用労働日数である。
 日数は、1日1時間以上労働した日を1日と数えた延べ日数である。
 3. 農業固定資本装備率=農業固定資本額÷農業投下労働時間×10

さらに、家計費についても1人当たり家計費の府県平均に対する水準を示すと、自作農42.7%、自小作農45.5%、小作農41.7%である。府県の半分以下の家計費でしかない。

以上の点を検証するために、「昭和12年調査」と「帝国農会調査」による同様の指標をそれぞれ表2-9-(2)と表2-9-(3)に示した。数値に多少の変動はあるが、基本的な構造は同一で

表 2 - 9 - (3) 農家経済の指標 (1936年度)

	府県平均	沖 縄	沖縄／府県平均 (%)
経営耕地面積(反)	15.6	7.1	45.5
家族農業従事者数(人)	3.5	3.0	85.7
農業労働日数(日)	891.2	754.2	84.6
耕地1反当労働日数(日)	58.5	106.2	181.5
家族農業従事者 1人当農業所得(円)	342.26	146.03	42.7
農業固定資本装備率	3.93	0.91	23.1

資料：帝国農会『昭和11年度農業経営調査書』

- 注：府県平均は小経営(2町歩未満)の平均である。
 沖縄の調査戸数は1戸である。

あるとってよい。

この時期は、沖縄の経済の展開でいえば、第一次世界大戦の反動恐慌から昭和恐慌へと続いた長期にわたる不況から、ようやく抜け出し、糖価が上昇に転じた時期であった。また農業の生産力の面でも、後にみるように一定の上昇がみられた時期であった。その時期においてなおこのような格差があったのである。

以上、沖縄の農家の経営を府県平均と比較しつつその特徴をみてきた。これらのことから、沖縄の農家は単に経営耕地面積規模が府県に比べて零細であるだけでなく、固定資本装備率、家族農業従事者1人当たり農業所得、1人当たり家計費の水準においても、極めて大きな格差をもっていたということが明らかであろう。

以上の点を確認したうえで戦前期沖縄農業の第3の特徴である生産力水準の低さとその変化の問題に移ろう。

まず、戦前期の主要な作物の反収の推移を示すと図2-3のようになる。食糧の基本をなす甘藷は1921年(大正10)までは緩やかに上昇し、22年には低下し始め、以後1935年頃まで長期にわたって漸減が続く。

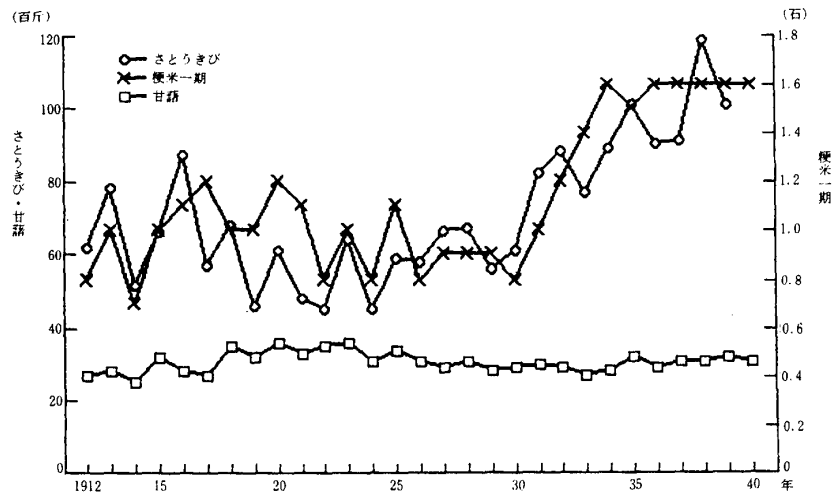


図2-3 主な作物の反収の推移

資料：『沖縄県統計書』

これに対して、さとうきびと水稲は昭和初期に大きく変化する。さとうきびの反収は土地整理事業後も大正初期にかけて不安定な推移を続けるが、1917年以降さらに低下し、同年の5,700斤から1922年(大正11)には4,500斤になる。これは第一次世界大戦後の反動不況、特に1920年からは砂糖価格の大暴落を契機にしたソテツ地獄のもとでの農村の経済疲弊が影響していると考えられる。また水稲の反収は土地整理の後1920年までかなりの勢いで上昇するが、21年を境に以後後退に向う。さとうきびと水稲の反収の低迷は1930年(昭和5)頃までほぼ10年続く。そして翌31年からはこの低迷から抜け出し上昇に転じ、以後急速に上昇していく。しかし、水稲については1935年(昭和10)には早くも頭打ちになる。

1931年以降、さとうきびと水稲の反収が上昇したのは、さとうきび、水稲ともに新品種が導入されたことによる。さとうきびについては1924年(大正13)に台湾から大茎種のPOJ 2725が導入された。POJ 2725は、茎が長く、収量が高い品種として注目され、それまでの沖縄のさとうきび品種の主体をなしていた在来の読谷山種にとって代っていった。ちなみに、「沖縄県糖業要覧(昭和9年)」⁽¹⁶⁾によれば、在来種の反収は新植で5,893斤、株出しで6,344斤であったのに対し、大茎種は夏植えて19,553斤、春植えて10,633斤、株出しで9,483斤に達した。また水稲についても在来の稲に比べ収量が高い台中65号が1928年(昭和3)に台湾から導入され普及していった。台中65号の反収は1931年(昭和6)で、

在来種の0.9石に対して1.7石に達した⁽¹⁷⁾。

さらにこの時期、改良犁である磯野犁の導入など農機具の普及、肥料の増投といった労働手段の一定の改善があったことも生産力上昇の要因をなしたと考えられる。また、さとうきびでは新品種の導入により、従来の春植え主体の作付体系に加え夏植えが可能になり、水稻では二期作の拡大を可能にするなど作付体系もこの時期大きく変化した。しかしこれらの作物の反収は1940年（昭和15）年頃には停滞の局面に入る。

ところで、これらの作物の反収を全国と比較すると、1939年（昭和14）、40年、41年平均で甘藷が147.2%と比較的高い水準にあるのを除けば、水稻は75.4%、小麦は46.8%の水準でしかない⁽¹⁸⁾。また、さとうきびは台湾と比較して1934年、35年、36年平均で80%の水準である。反収が上昇したとはいえ、全国平均に比べればなおかなりの格差があった。

この時期の主な作物の反収の上昇は、戦前期沖縄農業の展開のなかで、新たな技術体系を確立する可能性をもつものであったが、それが主に品種の導入に依存し、生産基盤の整備と労働手段の変革を伴っていなかったがゆえに、生産力の体系として定着しないままに戦時体制に突入し、さらなる展開の芽は摘まれていくことになる⁽¹⁹⁾。

以上が、戦前期における農業経営の構造と生産力の水準であるが、農家の経営の問題についてはいま一つその小商品生産者としての性格の問題がある。最後にこの点を検討することにしよう。

沖縄の農民は、戦前期、現金収入を得る手段として、大半がさとうきびを栽培し、かつ自家での製糖を行っていたが、農民の小商品生産者としての展開は、生産と流通の二つの面から制約されていた。

まず、生産の面でいえばその過程が基本的に共同労働に依存していたということである。砂糖の製造には、大型の工場で行う分蜜糖と、自家で製造する含蜜糖（黒糖）があるが、戦前期はほとんどが自家で黒糖の製造を行っていた。ちなみに分蜜糖生産が最も多かった1938年（昭和13）でも、砂糖の生産高20,341万斤のうち71.1%の14,458万斤は含蜜糖であり、分蜜糖は5,882万斤（28.9%）にとどまっていた。農家数でいえば、農家総数87,920戸のうち、46,039戸（52%）が自家での砂糖の生産を行っていた。

さとうきびの栽培は個別の農家で行うことができるが、その収穫から砂糖の生産に至る過程は個別の農家では行うことはできない⁽²⁰⁾。砂糖の製造を自家で行うときには、製造人1人、釜焚き（火メーカー）1人、さとうきびを搾汁車に挿入する者（ウージハサマー）2人、馬追い（馬ウーヤー）1人、燃料運び及び搾汁したさとうきびの片付け2人の計7人を要する。この労働力は規模の大きい農家では雇用によって確保したが、一般の農家にあっては「ユイ」によって確保した⁽²¹⁾。

この場合、砂糖の製造において決定的な役割を担うのは製造人である。しかし、製造人は一定の技術を取得したものでなければ務まらず、それぞれの集落に数人の専門家がいて彼らが各戸の砂糖の製造にあたるのである。したがって、そこでは個々の生産者が砂糖の生産についての工夫を凝らす余地は少なかったといつてよいであろう⁽²²⁾。

さらに、砂糖の小商品生産としての展開はその流通の構造によっても制約された。沖縄に砂糖の製造技術がもたらされたのは、1623年のこととされているが、近世期にあつては、貢租の代納品して生産から販売にいたる全過程が王府によって管理されていた。生産については、その原料であるさとうきびの作付の制限がなされ、販売については、貢米の一部を黒糖で代納させる専売制度（貢糖）、及び専売によって納入される以外の砂糖を強制的に買い上げる買上糖制度によってほとんどが王府によって掌握されていた⁽²³⁾。かくして、近世期においては農民が直接砂糖を販売する体制はなかった⁽²⁴⁾。

1887年（明治21）にさとうきびの作付制限が撤廃され、それ以降さとうきびの栽培と砂糖の製造は急速に農民の間に普及していくが、しかし、流通はその後も前期的商人資本に支配され続けた。明治30年代の砂糖の取引方法には、前代法、入札法、競売の三つの方法があったと言われ、このうち前代法が多く農家に頻りに利用されたと言われている⁽²⁵⁾。前代法とは、1901年（明治34）の「琉球新報」

記事⁽²⁶⁾によれば、小生産農家が、次の製糖期がくる前に、そこで製造される砂糖を引き当て、高利貸や砂糖商から金を借り（このような借金は砂糖前代とよばれた）、製造された砂糖で清算する方法であった。清算の仕方にはさらにいく通りかの方法があるが、一般的に引き当てられる価格は普通相場より安く、利子は高利であったと言われる。窮迫販売である。

このような、砂糖商、委託問屋による砂糖流通の支配に対して、1920年（大正9）から沖縄県信用販売購買利用組合連合会が砂糖の販売業務を開始するが、流通の大半はなお砂糖商、委託問屋に握られ、産業組合による砂糖の一元販売が行われるようになるのは1937年（昭和12）になってからであった⁽²⁷⁾。

こうした、前期的商人資本に支配された流通の構造のもとで、農民は形態としては小商品生産者の姿をとりながらも、実態は、生産物を販売して代価を得るのではなく、支払われた代価に対して生産物を提供する債務返済者として存在せざるをえない。

以上、やや長くなったが、戦前期の農家経営の特質をまとめると次のようになろう。第1に、経営の基盤としての耕地面積規模が著しく零細であることがあげられる。総農家数の8割強が1町未満の規模であった。第2の点は、作目の構成である。作目の構成は食糧作物としての甘藷を基盤に置き、換金作物として、さとうきび、養畜の組み合わせを基本にしつつ、さらに黒糖の製造をも自家で行うという農工未分離の形態をとっていた。第3の点として、黒糖の製造は、形態としては小商品生産者の姿をとりつつも、その生産は共同でなされ、また流通過程は前期的商人資本に掌握されている構造のもとで、農民は前借りを返済する債務奴隷として存在した。そしてそれは農家の自家労賃部分を生存のぎりぎりまで引き下げる作用をした。その結果として第4に、家族農業従事者1人当たり農業所得及び農家世帯員1人当たり家計費は、一般的に貧しいといわれた我が国農家府県平均のさらに半分程度の水準でしかなかった。また農業生産への資本投下の水準を示す農業固定設備率も府県平均の半分の水準にとどまっていた。これらのことから、戦前期沖縄の農家は、その内部に蓄積のメカニズムをもちえず、経営としての確立の度合いが極めて低かったといえよう。

一方、消費生活の面では、土地整理事業後、急速に貨幣経済が浸透してくる。農業の収入だけで貨幣経済に対応できない農民は、さらに自らの労働力を販売することになる。こうして農民は小商品生産者としての経営を確立し農産物の生産を行えないまま、労働力市場に引き込まれていくことになる。

しかしながら、第3章で述べるように、土地整理事業が実施された明治後期以降、昭和戦前期にかけて、県内では農村から流出する労働力を吸収しうる労働市場は展開していなかった。かくて農村から流出する労働力は海外移民、県外出稼ぎという形をとらざるをえなかった。

第3節 農家の存在形態と社会的性格

それでは、このような経営の確立が未成熟な農家において家族はどのような形態で存在したであろうか。またそれらの農家の社会的性格はどのように把握しうるであろうか。次にこの点の検討に移ろう。いうまでもなく、農民家族の存在形態とその社会的性格は、農地の所有と利用の構造と深く結びついているものであるが、社会学、文化人類学の分野での議論を除けば、従来の沖縄農業の分析のなかではこの側面からの検討はほとんどなされてこなかった⁽²⁸⁾。

我が国の農家の社会的性格は、戦前期にあっては、家長が家父長的原理によって家族を支配・統率する、いわゆる「家」制度と表現されるところの性格をもっていた。それは一方では生産手段たる農地を「家産」とし、それを物的基盤として形成されていた。そこでの家族の形態は直系家族の形態をとり、相続は長男による「家産」の一括相続を原理としていた⁽²⁹⁾。

戦後は、新民法によって制度としての「家」は解体されたが、沖縄における農家の性格についても、このような戦前期本土農村における「家」との比較で論じられてきた。そこで、検討に入る前にこの課題についてのこれまでの議論を簡単に整理しておこう。沖縄における農家の性格については、本土農村

における「家」と同じものにとらえる見解と、それを否定する見解がある。

前者の主な論は社会学の与那国暹にみられる。与那国は沖縄県、秋田県、岡山県における家族類型の調査から得られた、沖縄においては直系家族が少なく夫婦家族が多いという結果を次のように説明している。「外見的に夫婦家族の形態をとっていても、潜在的には厳格な長男相続に基づく直系家族制が期待されている場合が多い。沖縄の農業はもはや魅力あるものではないから、青年男女は都市地区や本土へ就学ないし就職の機会を求めて出かけていくことになる。したがって老夫婦だけの家族が多くなってくるのは当然だし、また生活周期のうえでの一段階として夫婦家族の形態をとっているに過ぎないものもあるだろう。しかるに沖縄では、とくに本島の農村地域においては長男相続が厳格に守られているのである」⁽³⁰⁾。

この調査の時期は、秋田県、岡山県は1968年（昭和43）、沖縄は1971年（昭和46）、72年である。この時期は本土においても経済の高度成長のもとで農村から大量の労働力が流出した後である。したがって、秋田県、岡山県においては直系家族が多く沖縄では夫婦家族が多いということ、単に農村からの労働力の流出だけで説明することはできないし、また、仮に若年者の流出の差としてもこのような労働市場への対応の仕方そのものが農家の性格との関連で説明されなければならないであろう。

このような「家」的性格を強調する論⁽³¹⁾に対して、これを否定する立場に立つのが中根千枝である。中根は「ヒキ、ハロージにみられる重要な点は、日本の“シンルイ”などと違って、“家”の概念の構造的欠如で、あくまで個人を中心としたkinshipのイデオロギーが明確にみられることである」⁽³²⁾として、沖縄における「家」観念の欠如を指摘している⁽³³⁾。

また、文化人類学の比嘉政夫は両者の中間の見解をとっている。比嘉は「今後の厳しい検証と討論の必要性を前提にしていえることは、沖縄においては、ヤーの超世代的な永続性を求める観念はあるが、『家産』や『家業』についての意識・観念は日本本土の『家』制度を支えるものに比して脆弱であったということである。沖縄のヤーにおいては、家長の権威による統率のもとで妻もしくは主婦、長男、嫁などの地位・役割が『家』の枠のなかで厳しく規定されていた本土の家族に比べて、集団としての求心力、成員の地位・役割規制はゆるやかではないだろうか」⁽³⁴⁾、と述べる一方、「位牌・屋敷地の超世代的な存続をめざす観念は明確であり、それに加えて『屋号』の継承などを考慮すると、沖縄にも『イエ』の観念が存在することは否定できない」⁽³⁵⁾としている。「家」の存在を強調する論とそれを否定する論のほぼ中間的な見解といってよい。

以上が、沖縄における農家の社会的性格についてのこれまでの主な論考であるが、これらの論者においては「家」のとらえ方についてのズレがみられるだけでなく、実証もなされていない。そこでここでは、問題の検討に入るまえに、すでに周知のことではあるが、我が国戦前期における制度としての「家」制度の概念についてあらかじめ確認しておこう。

「家」制度を概念としてまとめると、「家産を基礎に成り立っている家業があり、それを維持運営していく労働力を家父長が統率するところの家族でもって編成した家の制度」となる。そして、そこにおける家族の関係は、家父長的原理に基づく家長による家族の支配、長男子による家督と家産の一括相続、直系家族、本家・分家における従属的關係、といったことが特徴としてあげられる。

以上の点を踏まえて、まず、「家」観念の存在を強調する論が根拠としている位牌承継の問題について検討しよう。沖縄においては確かに、位牌の超世代的な永続性を求める観念は極めて強い。しかも父系血筋による承継が求められ、女子は位牌を継ぐことができないとされている。また男子のなかでも、序列が厳しく長男でなければならないとされている⁽³⁶⁾。もっとも位牌承継の規範は地域によっても異なり、沖縄本島、なかでも中南部においては厳格であるが、宮古・八重山では比較的緩やかであるとされている⁽³⁷⁾。

しかし位牌の承継においては、それに伴う権威や規範は祭祀の範囲に限られ、そのことが家業の承継や家族に対する支配の権利といった「家」制度を構成する要素を伴っていないという点に注意すべきで

ある。もっとも、農地の相続においては位牌を承継する長男が多くの部分を取得するが、この点については第5章において検討する。

位牌の承継と「家」の承継の違いは、あととりがない場合のそれぞれの承継のありかたをみればより明確になろう。すなわち、「家」の場合は男子のあととりがない場合には「婿養子」による承継がなされる。この場合、承継の対象になるのはその「家」の「家名」・「家業」・「家産」である。しかし、沖縄の「ヤー」においては、女子がいる場合でも婚出させ、男系の血族のなかから「養子」を迎える。あるいは「養子」として「親子」の関係を結ばずに、血筋によって位牌だけを承継する例も少なくない。ここで問題になるのは、「家名」や「家業」ではなく位牌である。財産は、あれば位牌の承継者が取得するが、財産がない場合でも位牌だけを義務として継がなければならないこともある。両者における外見の類似性をもって性格までも同一とすることはできないであろう。

次は家族の結び付きの問題である。まず統計的に把握が可能な家族の類型から検討していこう。家族の類型については、農林水産省の「昭和58年農業調査」がその全国的な分布を明らかにしている。その結果は表2-10に示したが、ここでは、沖縄は鹿児島と並んで直系家族が少なく、夫婦家族が多く、他の地域とは明確な差があることが示されている。

表2-10は、戦後における家族の形態を示したものであるが、筆者はさらに、明治期の沖縄本島北部農村を事例に、地割の資料と旧戸籍簿によって家族構成を検討し、家族の構成が確認しうる38戸の世帯のうち、戸主夫婦のみまたは戸主夫婦+子供といういわゆる夫婦家族型が地割資料で29戸、戸籍簿で28戸、戸主夫婦+長男夫婦+孫の直系家族型が4戸、戸主夫婦+戸主の兄弟姉妹(未婚)型が5戸であり、圧倒的に夫婦家族が多かったことを明らかにした⁽³⁸⁾。このことは、沖縄の家族類型で夫婦型が多いのは、戦後になってからの特徴ではなく、明治期からすでにそうであったことを示している。したがって、与那国暹の先の主張のように、沖縄の家族類型において夫婦型が多いことを若年層の流出による戦後的形態としたことは当たらないのである。

さて、「家」観念の軸をなす家長の権限についてはどうであろうか。家長権の検証は困難であり、特に経営の責任者としてのその権限を確認しうる資料はいまのところない。したがってここでは、家長による家族の支配の側面について、婚姻の形態を通してみることにしたい。一般に「家」制度のもとにおける婚姻は「家」と「家」との結婚であり、そこでは個人よりも「家」の格が重要な要素になるとされている。しかし、この点においても沖縄の場合異なる。

1927年(昭和2)から28年にかけて那覇地方裁判所に勤務していた奥野彦六郎は県内各地の諸官公庁への問合わせや直接の聞き取りによって、沖縄における婚姻慣行の実態を調査した。その結果は「昔時、沖縄では自由結婚の領域がすこぶる広がったのであり、そこではなんらの儀式を経なくとも、また家の了解を得なくても、結合の当初から夫婦であり、実際にも夫婦の名称で呼ばれてもいたのである」⁽³⁹⁾というものであった。

表2-10 農家家族の類型

(単位：%)

	夫婦家族	直系家族	その他家族	総農家数
北海道	42.1	55.1	2.8	100.0
都府県	34.9	62.3	2.8	100.0
東北	28.7	69.4	1.9	100.0
近畿	33.4	63.8	2.8	100.0
北九州	38.4	59.1	2.5	100.0
鹿児島	63.5	26.1	10.4	100.0
沖縄	61.9	32.4	5.7	100.0

出所：磯辺俊彦「基本法農政の農法論的基礎」

(農政調査委員会『基本法農政下の農業・農政と今後の課題』1987年)より引用。

- 原注：1. 「昭和58年農業調査」より作成。
 2. 「夫婦家族」は「夫婦のみの家族」と「夫婦と未婚の子供」の合計。
 3. 「直系家族」は「夫婦と子供夫婦」と「三世代以上の世帯」の合計。

江守五夫は奥野の見解を敷衍し、「沖縄の庶民階層の婚姻がこのように『イエ本位』ではなくて『ムラ本位』であったのは、イエが閉鎖的な家族共同体を形づくっておらず、イエ内部の人員を支配しイエを外部にたいして代表するような家長の権力がまだ未成熟であるという事情、他方では、ムラがすべての村民の生活を保障する共同体的な互助機構をなしていたこと、にもとづいている」⁽⁴⁰⁾としている。後半の「ムラがすべての村民の生活を保障する共同体的な互助機構をなしていた」という点については今後なお検証を要するが、「家長の権力がまだ未成熟」であるという点は、奥野の調査から導き出される正当な結論といってよいであろう。

さらに、「家産」の形成については農地の相続の形態を通してみることができる。農地の相続の問題については第5章第1節で改めて検討するが、結論を先取りしていえば、沖縄では戦前期から一括相続ではなく、男子には農地を分割する慣行が支配的であった。すなわち、農地を「家産」としてとらえる観念は弱かったといえる。

沖縄の農家を以上のようにみえてくるとき、そこでは「家」制度として理念化されたような性格は極めて未成熟であったといえることができる⁽⁴¹⁾。このことの歴史的背景としては、第1章でみたように、沖縄では近世期から近代の旧慣存続期にかけて、農地は共同体の所有のもとにおかれていたことから、近世封建的小農は成立しえず、したがってまたそこでは「家産」を形成する条件もなかったことが考えられる。そしてさらに、明治後期に私的土地所有の権利が付与されて後も、農業経営は第2節でみたような経営基盤が極めて脆弱な農家として存在したことがあげられる。

したがって、沖縄における農家の行動、農地の所有と利用についての考え方と対応は、戦前期においてもかつて「家」制度として理念化されたよう本土における農家と同一にみてはならず、そこには独自の視点が必要とされるところになる。

ところで、沖縄における農家の性格を、以上のように制度としての「家」とは異なる家族の単位（これを「ヤー」と称することは先に述べた）としてとらえるとき、このような「ヤー」が存在する場としての村落共同体の性格も問題になるところである。

とはいえ、沖縄の村落共同体についての研究は、親族、祭祀の側面からの分析がほとんどであり、生産、人々の生活といった面での実証的な研究はほとんどなされていない。しかも共同体の性格についても仮説的な提示がなされている段階である。ここでは、本論文の論旨に関連する範囲でそれらの研究にふれておきたい。

その一つは、与那国遣による組型集落である。与那国は「厳格な長男相続にうらず^(アア)けられた直系家族が優位を占め、親族集団の名称としても門中のことがよく知られているにもかかわらず、沖縄の村落結合がいわゆる同族結合の型をとらず、組型であることは一見不思議に思われるかも知れない」⁽⁴²⁾としている。

これに対して、松原治郎は「いま沖縄の村落に『家』というこれまで社会学用語でとらえてきたとおりの概念が適用できるのだろうか。『村落共同体』をさがしもとめるようなとらえ方で、沖縄の村落がつかめるのだろうか。もっと別な形のもの、つまり『アジア的共同体』と思えるような原型が崩れて、しかも農民的村落共同体を形成しえないままに、資本主義経済に巻き込まれてしまったというべきなのではないだろうか」⁽⁴³⁾として、アジア的視点からの共同体の把握を提起している。

また、佐渡和子は沖縄本島奥集落の調査を通して「共同体が家族の排他的自立性を抑制し、家族を単位とすることなく、直接ムラ人一人一人を掌握しようとする秩序をもってきた」ことを指摘し⁽⁴⁴⁾、沖縄の村落を《年齢階梯型村落》としてとらえる試みをしている。

共同体の基礎単位が先にみたように制度としての「家」とは異なる「ヤー」であるとすれば、松原や佐渡の仮説は沖縄の村落共同体を分析する有効な理論となりうる可能性をもっていると考えられるが、しかし共同体の性格についてはなお研究の蓄積が少なく、実証を踏まえた研究が課題として残されている。

注

- (1) 向井清史『沖縄近代経済史』日本経済評論社, 1988年, p. 212, p. 296.
- (2) 磯辺俊彦「家族制農業の分析課題」(『土地制度史学』第119号, 1988年) p. 64.
- (3) 磯辺, 前掲「家族制農業の分析課題」p. 64.
- (4) 高谷好一「『南島』の農業基盤」(渡部忠世・生田滋編『南島の稲作文化』法政大学出版局, 1984年) p. 2.
- (5) 高谷, 前掲「『南島』の農業基盤」p. 23.
- (6) 和田正州「稲作技術の伝承」(九学会連合沖縄調査委員会『沖縄—自然・文化・社会—』弘文堂, 1976年) pp. 159~160.
- (7) 佐々木高明「南島の伝統的稲作農耕技術」(前掲『南島の稲作文化』) pp. 46~47.
近世期に沖縄本島中南部の稲作の作型が二期作型から一期作型に変わった要因として, 佐々木は, 「雨沢の利, 暴風の害を避ける, 蕃薯の普及」という伊波普猷のあげた要因を紹介して, それを支持している。
- (8) 第一次大戦後の戦後恐慌から世界恐慌にいたる慢性的不況下において県経済が疲弊し, 県民の生活が窮乏していた時期を指す。食糧が欠乏し, ソテツの実(毒性があり, 処理を誤れば死を招く恐れがある)まで食用にしたことから, こう呼ばれた。
- (9) 農林省農務局「道府県耕地ノ改良及拡張事業ノ概況」(『沖縄県農林水産行政史』第10巻) pp. 309~310.
- (10) 吉永安俊「沖縄水利の実態分析と畑地灌漑に向けての小規模水利開発に関する研究」(『琉球大学農学部学術報告』第37号, 1990年) p. 74.
- (11) 表題は「圃場数」になっているが, 調査記入の手引では「地つづきになっているひとまとまりの田, 普通畑, 樹園地」となっており, 団地のことと考えられる。
- (12) 「沖縄現代・経済史」(『琉球史料』第9集, 文化編I, 琉球政府文教局) p. 32.
- (13) 戦前期の沖縄の農家経済の府県との比較については, 山里敏康『戦前の沖縄県農業』1971年を参照。
- (14) 1933年(昭和8)前後の沖縄農業を分析した石橋幸雄は沖縄の農家の経営費のなかで農具費が極めて少ないことをとりあげ, 次のように述べている。「沖縄農業に於ける労働手段が如何に貧弱であるかと想像されよう。沖縄の農業は正に数個の鋤とヘラの農業といってよい。今は既に消失し, 僅かに口碑, 古書にその傳を傳えている農具が沖縄にあっては今尚現に使用せられているものもある」。
石橋幸夫『農業経営の諸問題』育生社, 1938年, pp. 284~285.
- (15) 向井清史は「沖縄農業の変動過程を証明」という視点から, 戦前期の沖縄農業における農機具の普及と肥料の増投の過程を詳細に分析し, 農機具については昭和4年以降大農具の普及が進んだこと, 肥料については昭和初期から13年頃まで施用量が急増したことを指摘した。
しかしそれでも, 沖縄の農機具資産額は昭和10年で全国の5分の1の水準にとどまり, 肥料については「戦前を通じて肥料施用不足が沖縄農業の低位生産力の主要な要因であり続けたことには変わりがなかった」としている。
向井, 前掲『沖縄近代経済史』p. 57, p. 66.
- (16) 「沖縄県糖業要覧」昭和9年(『沖縄県農林水産行政史』第11巻, 所収) p. 370.
- (17) 藤間五郎「沖縄県ニ於ケル米穀事情調査」(『沖縄県農林水産行政史』第11巻, 所収) p. 274.
- (18) 反収が上昇に向かう前の1929年(昭和4), 30年, 31年の平均では, 府県の平均に対して, 甘藷138.8%, 水稲48.3%, 小麦32.3%の水準であった。
- (19) この時期の反収の上昇を強調した向井清史も, この生産力の伸びとその後の停滞を「1930年代における新生産力体系への移行=技術革新は跛行的に進行し, 新生産力体系の基盤は極めて脆弱な

ものであった。

その結果、沖縄農民は共同体的紐帯の中にさらに深く包摂されざるをえなかった」（前掲『沖縄近代経済史』p80）、「生産力担当層の経営基盤が堀り崩され、農業そのものが崩壊していくというかたちで終わり、新生産力体系はアダ花としての意味しかもちえなかった」（前掲『沖縄近代経済史』p81）と整理している。

- (20) この点について、『沖縄県糖業要覧』（1934年）の「沖縄に於ける含蜜糖の生産組織及取引慣行」の項は次のように述べている。
- 「本県に於ける砂糖は、砂糖与（三ないし五小組合よりなる）と称する砂糖生産者の共同組織に依り、共同生産せらるゝを普通とし、個々の生産は殆ど希なり」（『沖縄県農林水産行政史』11巻、p.544）
- (21) ユイ労働については、経営規模による不均衡が生じたが、この不均衡について、向井清史が「厳密な決済」が行われたとしているが、「厳密な決済」はなかったと考えられる。
- 向井、前掲『沖縄近代経済史』p.124.
- 仲地宗俊「批評と紹介『沖縄近代経済史』（『農林水産図書資料月報』1988年10月）
- 来間泰男『沖縄経済論批判』日本経済評論社、1990年、pp.40～41.
- (22) 共同生産においては労力を除く費用も生産量に応じて割り当てで計算された。前掲「沖縄に於ける含蜜糖の生産組織及取引慣行」によれば、「製糖に要する労力を除く他諸費用は与員の総製糖挺数に割当て負担せしむるものにして四、五月の交^(ア)製糖終了後与頭（世話人）之が計算に当たり挺数に対し徴収するものとす」とされている。
- (23) 貢糖、買上糖を納めた後、なお農民の手元に砂糖が残る場合があり（焼過糖）、これは農民が処分することができたとされている。しかし、それも間切、島の上納が済むまでは販売が禁じられていた。
- (24) 最近、来間泰男は、砂糖を製造し上納したのは農民ではなく、地方役人層ではなかったかという仮説を提起している。
- 来間泰男「近世沖縄における砂糖の生産と貢納」（沖縄大南島文化研究所、近世史研究会報告レジュメ）1990年。
- (25) 金城功は明治34年6月17日の「琉球新報」記事と仲吉朝助「島尻郡製糖業者と其製糖高」に依拠しつつ、砂糖前代によって取り引きされる砂糖が砂糖産出高の5分の1を占め、農家では島尻郡の場合4割から5割の農家がこの方法によって販売していたとしている。
- 金城功「明治期の沖縄の糖業」（『近代沖縄の歴史と民衆』1970年）pp.124～127.
- (26) 『沖縄県史』16、新聞集成（政治経済1）、1967年、p.310.
- (27) 「黒糖集荷解説」（『沖縄県農林水産行政史』第11巻、所収）p.595.
- (28) 来間泰男は、沖縄では制度としての「家」が成立しなかったことを指摘している。
- 来間、前掲「戦前期沖縄農業研究批判への回答」pp.36～38.
- (29) 福武直『日本の農村社会』東京大学出版会、1968年、pp.54～56.
- (30) 与那国暹・鶴飼照喜「沖縄の村落と農民意識」（九学会連合『人類科学』26、1974年）p.5.表5.及びp.6.
- (31) 沖縄における「家」観念の強さを強調している論稿としてはこの外に、松園万亀雄「沖縄座間味島の門中組織」（『日本民俗学』71、1970年）、山路勝彦「〈門中〉と〈家〉に関する覚え書き」（『日本民俗学』78、1971年）、田中真砂子「沖縄の家族」（『家族の文化史』弘文堂、1986年）p.239、がある。
- (32) 中根千枝「南西諸島の社会組織序論」（『民族学研究』VOL.27, No.1, 1962年）。
- (33) 沖縄における「家」の欠如を指摘している論稿はこの外に、小川徹「羽地村真喜屋の社会誌学的

研究」(東京都立大学南西諸島研究委員会編『沖縄の社会と宗教』1965年), 来間, 前掲「戦前期沖縄農業研究への回答」p. 38, がある。

(34) 比嘉政夫『女性優位と男系原理』凱風社, 1967年, p. 23.

(35) 比嘉, 前掲『女性優位と男系原理』p. 46.

(36) 歴史学, 民俗学の研究が明らかにしているところによれば, 位牌祭祀は17世紀に首里・那覇の王府官人層に定着し, 18~19世紀にかけて農村でも受容されたとしている(「イハイ」『沖縄大百科事典』, 玉城順彦「沖縄の位牌に関する資料」『史海』No.2, 1985年)。

17世紀から18世紀にかけての時期は, 沖縄が薩摩藩の支配下に組み入れられ, 第1章第1節で述べたように, それまでの古代国家から近世封建的体制への移行を模索し始めた時期であった。その「変革」の一環として儒教的倫理観の普及も図られるようになる。王府支配体制の近世的再編の試みは, 王府支配層の意図通り進んだわけではないが, 位牌の祭祀儀礼は王府官人層から士族層, そして農民へと広がっていったと考えられる。しかし, 農村で位牌が一般的に普及し始めるのはさらに遅れて明治期は入ってからのこととされている(琉球新報社『トートーメー考』1980年)。

(37) 琉球新報社編『トートーメー考』1980年。

(38) 仲地宗俊「明治期沖縄本島北部農村の家族構成」(『農業経済論集』第38巻, 1987年)。なお同稿では, 「村」内の全ての住民に土地が配分されたことを前提に家族員数を推定したが, このように推定した「村」の人口は, 『沖縄県統計書』における人口より少なくなっている。住民のうち幼年者は土地配分の対象から除かれていたことも考えられる。この点は今後の検討課題である。

しかし, 幼年者が土地配分の対象から除かれていたとしても, 家族構成の類型については変動は起こらない。

(39) 奥野彦六郎『沖縄婚姻史』図書刊行会, 1978年, p. 23.

同書は, 1978年に江守五夫と宮良高弘によって刊行された。

(40) 江守五夫『家族の歴史民族学—東アジアと日本』弘文堂, 1990年, p. 283.

(41) この分野における最近の研究成果としては北原淳が, ヤーを「門中の単位としてのヒラルキー的な儀礼的レベルとムラの単位としての無家格的な法制的レベルからなる二重構造をもつ」ものとして性格づけ, 「ヤーの基層的特質はむしろムラ成員として核家族的ヤーのほうにあり, 門中の直系家族的ヤーは幕末以降, あるいはもっと端的に言えば, 近代以降の制度的所産であり, しかもつねに前者の基層的構造によって制約されたという点にあり」と整理している。

北原淳「沖縄のヤー(家)の二重的性格について」(『転換期農村の主体形成』村落社会研究27, 1991年) p. 224.

(42) 与那国・鶴飼, 前掲「沖縄の村落と農民意識」p. 7.

(43) 松原治郎「沖縄農村の社会学的研究」(前掲『沖縄—自然・文化・社会—』) p. 557.

(44) 佐渡和子「沖縄における年齢階梯型村落」(『転換期の家と農業経営』村落社会研究26, 1990年)。

第3章 戦前期における農地貸借の構造

第1章において、農地の所有と利用の構造の前史としての地割制の仕組みと土地整理事業を検討し、第2章において農地の所有と利用の主体としての農家の性格を検討したが、農地の所有と利用の歴史過程としていま一つ検討しておかなければならない問題に戦前期の農地の貸借がある。

戦前期の農地の貸借関係は、小作地の割合が最も高い時期（1934～37年）でも16%、農家の構成では自小作農家の割合が24～25%、小作農家の割合が10%であった。これは、寄生地主制のもとにあった戦前期我が国の小作地率45～46%、自小作農率39～42%、小作農率27～28%、といった農地の貸借関係とは大きく異なっていた。

このことから、その特質を巡って早くから議論が交わされ、なかでも大正後期から昭和初期にかけて小作地が増加する局面については、地主・小作関係が寄生地主制へ移行する傾向をもつものとするとならざるを得なかった。この点についてはその後の議論のなかで、寄生地主制の成立はなかったとする見解がほぼ共通の認識になっているといえるが、なお見解が分かれている点もある。その意味で戦前期の貸借関係を明らかにすることは、農地の所有と利用の構造を明らかにしていくうえでの重要な課題である。

戦前期の農地貸借の関係としてはウェーキ・シカマ関係、“預け・預かり”という二つの特質をもつ形態がこれまでに指摘されているが、このうち特にウェーキ・シカマ関係については、その経済的性格及び農村における規定性について議論が分かれている。

そこで、本章では第1節においてウェーキ・シカマ関係の経済的性格とその規定性を、第2節において、“預け・預かり”を検討し、第3節において統計的把握を踏まえた農地貸借の構造を検討する。

第1節 ウェーキ・シカマ関係を巡る論点

用語が特殊であることから、用語についての説明を若干加えておきたい。「ウェーキ」とは一般に資産家を意味する用語であり⁽¹⁾、これに対して、農地を借りてその代償に地主に労働を提供する者を「シカマ」と呼んでいる。もっともシカマというのは、資産家に年に幾日あるいは月に幾日という形で通いで労働力を提供する者の総称であり、金銭を借りその利子分として労働力を提供する者もある。ウェーキが受け入れる労働力には、この他にウェーキの家に住み込んで労働力を提供する形態がある。これは「イリチリ」とよばれ、年期奉公的な性格をもつ。イリチリの場合は借金の利子分の代わりとして提供される場合が多い⁽²⁾。

このような農地の貸借関係を先駆的に掘り起こしてきた来間泰男は、ウェーキ・シカマ関係を「農村における社会関係のことであり、ウェーキ経営と、そのもとに債務でしばりつけられている労働力提供者との関係のことであり、後者の労働力提供者の2種（イリチリとシカマ）を、より一般的と考えられるシカマによって代表させて表現したものである」⁽³⁾と定義している。借金の利払いあるいは小作料の代償として労働力を提供するのがこの形態の特徴をなしている。

ウェーキ層を農地の所有規模で一律に画するのは難しいが、耕地所有面積規模別にそれぞれの階層の農家に対する耕作農家数の割合を示すと表3-1のようになる。5反未満層、5反～1町層、1～3町層ではいずれも100を上回っている。すなわち、この階層では所有耕地にさらに耕地を借り足して耕作している農家が多いことを示している。これに対して、3～5町層、5～10町層、10町以上層ではいずれも100を下回っている。これらの階層では所有地の一部を貸付けに廻しているのである。このことから、所有規模で3町以上の階層が農地の貸し手として存在していると考えられ、この層をほぼウェーキとみなしてよいであろう。

表3-1ではさらに次の三つの点が注目される。第1は、農地を貸し付けている階層は比較的所有規模の大きい層であるが、その規模は3町から10町の間であり、地主としては極めて零細であるという

表3-1 耕地所有農家数に対する耕作農家数の割合(耕地規模別)

(単位:%)

	総農家数	0.5町未満	0.5~1.0	1.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10町以上
1922年	108.0	110.3	110.6	112.6	52.4	76.5	84.0
1925	108.0	112.1	107.1	107.4	62.6	66.8	58.5
1930	110.4	114.6	110.0	106.8	66.0	84.5	70.5
1935	112.2	114.3	113.6	114.0	57.4	71.0	77.3
1939	112.3	117.6	105.7	120.3	54.4	63.2	55.1

資料:『沖縄県統計書』

ことである⁽⁴⁾。(農地の所有規模別の農家構成については第2章第2節表2-3に示した)。第2は、この階層は農地の一部を貸し付けているとはいえ、なおかなりの部分を自ら耕作しているということである。彼らが手作地主として存在していることを示唆している。そして第3の点は耕地を借り入れている側もまた零細な階層であるということである。かつて向井清史は戦前期沖縄における地主・小作関係の特質の一つとして、零細小作が忌避される傾向があることをあげたが⁽⁵⁾、表3-1はこのことが全く事実と反することを示している。むしろ零細地片の貸し借りが戦前期沖縄における農地貸借の特徴をなしているといつてよいであろう。

さて、ウェーキ・シカマ関係については、それが存在したことについては共通の認識になっているが、その経済的性格と戦前期の農地の貸借関係におけるその規定性についてはなお議論が残されている。

まず、経済的性格から検討しよう。ウェーキの系譜はいくつかの形態があるが、その主流をなしたのは近世期から旧慣存続期における地方役人層であったと考えられる⁽⁶⁾。この層は地割制のもとで役地として地頭地、オエカ地が与えられ、さらに共同体的に所有されていた百姓地の外延に私的に所有することが可能な仕明地を有していた。そのほかに百姓地についても貢租の負担ができない農民の貢租を肩代りすることによって一定の集積をなしていたと考えられる。そして土地整理事業の過程においては、仕明地はそのまま所有地として認められ、役地についても第1章第4節で指摘したようにかなりの部分が私有化されたことが考えられる。

これらのことからウェーキ層はすでに土地整理事業前あるいはその直後には地域の資産家としての基盤を形成していたと考えられる。土地整理事業後のウェーキ層の動きは、大正中期までは増加していくが、1922年(大正11)年頃を境に以後は減少に転じる。

ウェーキの経営形態としては先に、手作地主であることを指摘したが、昭和の初期に沖縄の小作調査を行った地方小作官牛島英喜の「明治36年に於て地割制地をその儘所有権として附与せられたる関係上殆ど全部の農家か自作経営を行ひし而して当時労力は極めて廉価なりしのみならず隷属関係にありたるものは小作料に代ふるに労務を提供して小作をなさんとする風ありたる為相關的に有利なる経営をなすことを得たりしなり」⁽⁷⁾という叙述はこのことを裏付けているといえよう。

このようなウェーキ層の性格について、来間泰男が「寄生地主制よりもいちだんと古い経営」⁽⁸⁾ととらえたのに対し、向井清史は、ウェーキ経営を支えるシカマを「負債労役にしてもその形態の古さにもかかわらず本質的に賃労働関係にはかならず、寄生地主制と範疇的に区別されるべき段階のものとはいえない」⁽⁹⁾としている。その根拠として、向井は「大正十年小作慣行調査」における小作料を労力で提供する場合の「賃金支払ノ方法」が「労力提供当時ノ普通賃金ヲ小作料納入当時ノ現物ノ価格ニ依リ換算シテ小作料ヨリ差引ク」⁽¹⁰⁾とされていること、及び自ら調査した「沖縄本島における後進的農業地帯であったF部落において」「小作料形態はむしろ小作側の選択に委ねられていた」⁽¹¹⁾ことの2点をあげている。

しかし向井の場合、依拠した資料の批判的考証がなされていないという点に問題がある。前者から検

討すると、「大正十年小作慣行調査」では、36の府県が「労力ヲ以テ小作料トシ又ハ小作料ノ一部ノ代用トシテ労力ヲ提供スル事例」を報告しているが、そのうち沖縄を含む23の県が全く同じ文言の報告をしているのである。さらに疑問なのは労力を換算するにしても直接「労力を賃金でもって換算」するのではなく、「現物ノ価格ニ依リ換算シテ小作料ヨリ差引ク」という迂回的な方法をとっていることである。小作料が現物納入を支配的形態としていた本土府県であればこのような方法は理解できる。しかし現物納入が少ない沖縄でこのような方法をとることは考え難い。この調査の回答は本土の例にならった横並びの回答ではないだろうか。少なくとも労力による小作料支払いが「本質的には賃労働関係」であったということの根拠にはならないといえよう。

また後者についていえば、氏が調査したF集落は首里・那覇の士族が帰農して形成したいわゆる屋取集落であって、ここにおける小作料の形態をすぐに一般化することはできない。

したがって、向井がウェーキ・シカマ関係における負債労役を「本質的に賃労働関係にはかなら」ないとした根拠は成り立たず、やはりそれは「寄生地主制よりいちだんと古い」手作地主とすべきであろう。

さて次に、ウェーキ・シカマ関係を巡る第2の問題である戦前期沖縄農村におけるその規定性の問題に移ろう。この点についても、来間泰男と向井清史の見解は対立している。来間はウェーキ・シカマ関係を、「農村における社会関係のことであり、ウェーキ経営と、そのもとに債務でしばりつけられている労働力提供者との関係」⁽¹²⁾ととらえ、明治末・大正初期においては「一般農民は、すべてシカマという関係をもっている」⁽¹³⁾とした。これに対して向井はウェーキ・シカマ関係を「雇役借地」としたうえで、「地主・小作関係において雇役借地が主流であったとはいえないように思える」⁽¹⁴⁾と批判している。

この問題についてはしかし、両者の間でウェーキ・シカマ関係を論ずる対象の範囲と時期にズレがあるように思える。すなわち、来間が明治末・大正初期を中心にウェーキ・シカマ関係が農村の構造として規定的であった、といているのに対し、向井は戦前期を通しての地主・小作関係あるいは農地の賃借関係においてそれが規定的ではなかったといているのである。

ウェーキとシカマの関係が、金銭の貸借と農地の貸借を通して結ばれた関係であることは両者とも認めており、また一般的に確認しうる⁽¹⁵⁾。したがって、金銭の貸借と農地の貸借を含めた関係としては、そうした関係が明治末・大正初期の沖縄農村において広範に存在していたといっただけであろう。

しかし、それを農地の賃借関係に限定すると把握の仕方は異なってくる。もっとも、農地の賃借関係の場合もその形態は時期によって異なると考えられるので、この点を検討するためにはウェーキ層の時期的な変化を踏まえる必要がある。そこでウェーキ層の統計的な推移をみるために耕地の耕作規模別農家数と所有規模別農家数の推移を示すと表3-2、表3-3のようになる。

耕作規模別の農家数が把握されるのは1922年（大正11）からであるので、この時期以降について、規模別農家数の動きをみると、5反未満層と、5反～1町層は1922年から35年まで増加し、以降減少に転じている。1～2町層も1925年以降増加を続け同年の8,755戸から39年には10,151戸になっている。2～3町層はほとんど横ばいである。

これに対して、ウェーキ層の一応の目安となる3町以上層の動きをみると、まず3～5町層は1922年から30年まではほぼ横ばいで推移するものの30年以降は減少に転じ、1930年の1,471戸から39年には1,174戸になっている。5～10町層は1922年の634戸から39年には275戸にと22年の半数以下に減少し、10町以上層は1922年の163戸から39年には27戸と22年の6分の1に減少した。ウェーキ層は経営としては基本的に1922年以降は没落の過程をたどりつつあったといえる。

所有面積規模別にはどうか。農地を所有する農家の総数では1915年（大正4）の76,296戸から35年には84,810戸に増加するが、39年には81,374戸に減少する。規模別には5反未満は1915年の36,000戸から35年には41,157戸に増加するが、39年には38,274戸に減少する。5反～1町層は1915年の18,497戸から39年には20,828戸になる。1町から5町までの層は1922年までとそれ以後で区分の仕方が異な

表3-2 耕地耕作規模別農家数の推移

(単位: 戸, %)

		総農家数	0.5町未満	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10町以上
実 数	1922年	77,692	43,612	20,174	8,945	2,671	1,493	634	163
	1925	77,546	43,459	20,685	8,755	2,660	1,389	515	83
	1930	80,117	45,076	21,284	9,152	2,644	1,471	435	55
	1935	84,810	47,058	23,538	9,803	2,768	1,207	385	51
	1939	81,374	45,021	22,020	10,151	2,706	1,174	275	27
増 減 率	1925/1922	△ 0.2	△ 0.6	2.5	△ 2.1	△ 0.4	△ 7.0	△ 18.8	△ 49.1
	1930/1925	3.3	3.7	2.9	4.5	△ 0.6	5.9	△ 15.5	△ 33.7
	1935/1930	5.9	4.4	10.6	7.1	4.7	△ 17.8	△ 11.5	△ 7.3
	1935/1939	△ 4.1	△ 4.3	△ 6.4	3.5	△ 2.8	△ 2.7	△ 28.6	△ 47.1

資料: 『沖縄県統計書』

注: 具志川村(中頭郡), 中城村, 佐敷村は規模別の農家数に入れ違いがあるため集計から除外した。

表3-3 耕地所有規模別農家数の推移

(単位: 戸, %)

		総農家数	0.5町未満	0.5~1.0	1.0~2.0	2.0~3.0	3.0~5.0	5.0~10.0	10町以上
実 数	1915年	69,450	36,000	18,497	11,009	3,461		388	95
	1922	71,960	39,526	18,243	10,320		2,848	829	194
	1925	71,834	38,760	19,317	10,624		2,220	771	142
	1930	72,567	39,340	19,356	11,048		2,230	515	78
	1935	75,617	41,157	20,722	11,026		2,104	542	66
	1939	72,430	38,274	20,828	10,686		2,158	435	49
増 減 率	1922/1915	3.6	9.8	△ 1.4	-		-	113.7	104.2
	1925/1922	△ 0.2	△ 1.9	5.9	2.8		△ 22.1	△ 7.0	△ 26.8
	1930/1925	1.0	1.5	0.2	4.0		0.5	△ 33.2	△ 45.1
	1935/1930	4.2	4.6	7.1	0.2		△ 5.7	5.2	△ 15.4
	1939/1935	△ 4.2	△ 7.0	0.5	△ 3.1	2.6		△ 19.7	△ 25.8

資料: 表3-2に同じ。

注: 表3-2に同じ。

るため、接続できないが、22年以降でみると、1~3町層はほぼ横ばいで推移している。

これに対して、ウェーキ層とみなされる階層は1922年を境に大きく変動している。3~5町層については1922年までの動きはつかめないが、5~10町層、10町以上層は1915年から22年まで増加した後、22年以降大きく減少している。1915年までの推移は把握できないが、少なくとも土地整理事業以降この時期までは農地の集積が進行したと考えられる。それは前述した廉価な労働力と「隷属関係にありたるもの」が「小作料に代ふるに労務を提供」することを基盤として手作地主が進展した過程であったと考えられる。

しかし、1922年以降はその流れは大きく変わる。3~5町層の減少は緩やかであるが、5~10町層、10町以上層は大きく減少している。すなわち5~10町層は1922年の829戸から39年にはほぼ半数の435戸に減少し、10町以上層は1922年の194戸から39年には49戸へとほぼ4分の1へと減少する。

以上を要約すると、ウェーキ層は大正後期を境に農業経営者として没落していくとともに、農地の所有者としても急速にその地位を失っていったといえよう。

ウェーキ層が経営として没落していくのは、大正後期のソテツ地獄と称された経済不況のなかで、農村内に滞留していた労働力が流出し始め、それまでウェーキ経営を支えていた労働力基盤が崩壊したことによると言われている。例えば、福岡県内務部の「沖縄県小作ニ関スル調査」（地方小作官牛島英喜調査）では前述の廉価な労働力の存在を指摘したのち、さらに次のように述べている。「近代に至り労賃漸次騰貴したると権義関係の擡頭と内外出稼熱甚だしき等の為労務も容易に得られざるのみならず…経営維持も危からんとす」⁽¹⁶⁾。

さらに、ウェーキ層が農地の所有者としての地位から後退していった要因としては次の二つのことが考えられる。一つは大正後期以降の小作料の低下である。前出「沖縄県小作ニ関スル調査」は次のように述べている。「欧州大戦後の好景気に乗じて小作料の昂上を見たる為地主は争ふて所有地を小作に附することゝし小作人又争ふて之を受作せり而して今や経済界の反動的な不況時に際会して小作経営難に陥りつゝある」⁽¹⁷⁾。

大正後期以降の小作料の低下と3町以上の農地所有戸数、耕作戸数の推移を示すと図3-1のようになる。小作料の低下にしたがって所有戸数、耕作戸数が減少していることが分かる。もっとも、小作料は1933年（昭和8）頃から再び上昇に向かっているが、これは第2章第2節で述べたこの時期のさとうきびと水稻の反収の上昇を反映したものと考えられる。

他の一つは、この階層は農業の手作りをしながら他方では砂糖の流通や金融業に進出していたが、それが、ソテツ地獄の引金になった1920年

（大正9）年の砂糖価格の大暴落によって大きな打撃を被ったことがあげられる⁽¹⁸⁾。

さて、このようなウェーキ層の後退を契機に農地の貸借関係についても変化が生じる。前出「沖縄県小作ニ関スル調査」は昭和初期の小作の種類を、一般に小作料を支払う普通小作と、特殊小作に分け、特殊小作には刈分（クイバキ）と「労務を以て小作料に代ふるもの」があったとしている。そして、労務を以てする小作は「相当行はれ」たが、「近来は労力欠乏のため漸次此の風も減退せり」と述べている⁽¹⁹⁾。

ウェーキ層は大正後期から昭和初期にかけて、農業経営の担い手としても、農地の所有者としても没落し、小作の形態においても小作料の代償として労働力を提供する形態は少なくなりつつあったといっ

てよいであろう。そしてこの時期を境に、前出「沖縄県小作ニ関スル調査」が述べているように金納による小作料の形態が増えていくと考えられる。しかしこのことは、地主・小作関係が近代化されたことを意味するものではない。比重としては低下したといえ、労働を媒介とする小作の形態は事例としては1943年（昭和18）頃まで確認され⁽²⁰⁾、さらに小作料としては高率になる刈分小作が存在していたことも見落としてはならない。

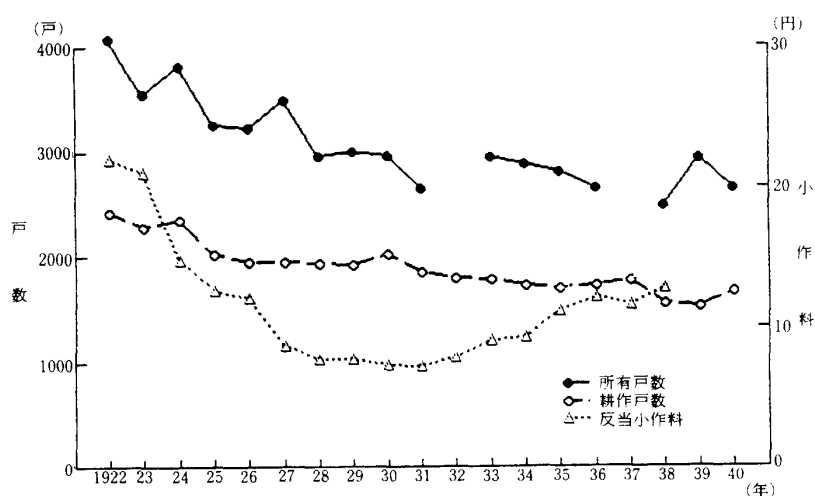


図3-1 3町以上農地所有戸数・耕作戸数と小作料の推移

資料：『沖縄県統計書』

小作料は向井清史『沖縄近代経済史』pp.276～277による。

原資料：日本勸業銀行『田畑売買価格及賃貸料調』

刈分小作について、前出「沖縄県小作ニ関スル調査」は次のように述べている。「刈分小作は一名仕分と云い本県にありては比較的広範囲に亘り実行せられつゝあるのみならず双方の利害を一致せしむる為却て増加の傾向にあるは特異の現象なり」⁽²¹⁾。刈分が行われている地域は「概ね収穫一定せざる地方にして其の分配法は折半最も多く地主は六分小作人四分のものあり」⁽²²⁾。

ところで、大正後期以降ウェーキ層が土地所有者としての地位からも後退していく要因として、小作料が低下したことを述べたが、この点についての理解を深めるために先学の研究が明らかにしている点を踏まえながら要約的に整理しておきたい。

ウェーキ層の寄生地主への移行を阻んだ基本的な要因は小作料の水準の低さと、農地価格に対する貸借純収益利回りと貸付金の利率の関係において、貸付金利の利率の方が圧倒的に高いという関係にあったことがあげられる。

まず、小作料の水準の低さについては来間泰男が、「沖縄より低い北海道、平均より高めの四国、平均よりわずかに低めの九州」と比較している⁽²³⁾。その結果、田については、沖縄は、北海道に比べれば高いものの、九州のほぼ半分の水準でしかない。しかもそれは1924～26年（大正13～昭和1）頃から急速に低落していき、1927～29年（昭和2～4）には0.27石、九州の約4分の1にまで低下する。1930～32年（昭和5～7）からは上昇に向かうが、それでも1933～35年（昭和8～10）でも0.51石であり、低落が始まる前の1921～23年（大正10～12）の0.57石の水準を回復していない。

畑については1918～20年（大正7～9）、1921～23年（大正10～12）は九州に比べるとやや高目の水準にあったが、1924～26年（大正13～昭和1）以降急速に低落し始め、1927～29年（昭和2～4）には8.03円と、この時期の九州の小作料のほぼ半分の水準になる。もっとも九州においても1930～32年（昭和5～7）以降畑の小作料が低落した結果、この時期以降は九州との格差はやや縮まる。

畑小作料のさとうきび粗収益に対する割合は、向井清史の計算によれば⁽²⁴⁾、ピーク時の1921年（大正10）には53%に達したが、翌22年からは減少に転じ、25年には33%、29年には22%に減少する。1930年（昭和5）年から33年にかけてはやや上昇し24%から26%になるが、34年以降は再び減少の局面に入り、16%から24%の間を変動する。この小作料率は粗収益のほぼ5割にもおよんだ寄生地主制のもとにおける高率小作料に比べればその率は低いが、しかしそれは農民の側からすれば、第2章第2節で述べた家計費の水準の低さが示すように生活費をギリギリまで引き下げたの対応であり、これが支払いの限界をなしていたと考えられる。

さらに、向井清史は農地価格に対する貸借純収益利回り（表3-4）と貸付金の利率（表3-5）を比較し、貸付金利の利率の方が圧倒的に高いことを指摘した⁽²⁵⁾。農地価格に対する貸借純収益利回りと貸付金の利潤がこのような関係にある経済構造のもとで、資金は農地には投資されずに貸付け資金として

表3-4 農地売買価格に対する貸借純収益利回りの推移

(単位：%)

	畑			田		
	上	中	下	上	中	下
1910～12年	…	10.10	…	…	8.70	…
1919	7.94	9.11	8.82	6.21	7.35	9.15
1925	7.61	8.85	12.40	7.86	9.39	12.94
1931	5.22	5.54	6.31	5.52	6.06	7.70
1937	5.31	5.75	6.61	5.83	6.36	6.68
1943	4.18	4.52	5.98	4.20	4.41	5.31

出 所：向井清史『沖縄近代経済史』p.322より引用。

原資料：日本勧業銀行『田畑売買価格及収益調』

運用されることになる。

このように小作料が、他の地域との比較では低い水準にありながら農民の支払いとしては上限にあり、また農地貸借純収益の利回りが一般の貸付金利に比べて低いといった条件のもとでは、小作料に依存する地主は存立しえないであろう。かくしてウェーキは、農業経営者として没落するだけでなく、貸付地主としての展開も阻まれ減少していくことになる。

ところで、貸借の関係においていま一つ検討されなくてはならない問題は、小作人の耕作の権利をめぐる問題である。戦前期、寄生地主と小作人が厳しく対立していた本土においては、大正末期から昭和初期にかけて小作争議が展開し、この過程で耕作権が権利意識として形成されたと言われている⁽²⁶⁾。

しかし沖縄においては小作争議の発生は極めて少ない。沖縄の小作争議については、前出「沖縄県小作＝関スル調査」に7件の例が紹介されている⁽²⁷⁾が、うち3件は小作人の小作料引き下げ要求に地主が応じなかったため、小作人が逃散または耕作を放棄したものであり、1件は小作料の滞納を続けているもの、1件は小作条件の改善要求を地主（会社）が拒否して農地の明け渡しを求めたもの、2件は和解または小康の段階にあるものとなっている。

紛争の事例が少ないだけでなく、小作人の要求が受け入れられない場合でも、逃散、耕作放棄といった極めて消極的な対応をしているのである。また地主の立場についても、小作料が低下しつつあった大正後期から昭和初期に限定されるが、次のように述べられている。「内地と異なり地主の自作にも限定あるべきを以て地主は寧ろ弱気の地位にありて小作地の返還を怖れ居るものゝ如く小作料の維持にさへ困難を来しつつあり、それとて進んで軽減する温情も勇氣もなく土地を擁して徒に不安の念に駆られつつあるの実情にあり」⁽²⁸⁾。

農業の生産力水準の低さとそれに規定されるころの農業生産における余剰の低さが、小作料の徴収を目的とする地主的土地所有の形成を阻み、その限りでウェーキ層における土地所有の基盤も弱く、そのことが本土においては地主的土地所有と対抗しつつ形成された耕作権も、沖縄では未熟なままに戦前期を経てきたのではないだろうか。

第2節 預け・預かり慣行

第1節において、戦前期の農地貸借の特徴的な形態としてウェーキ・シカマ関係を取りあげたが、戦前期の農地の貸借についてはあと一つ重要な形態が存在する。すなわち、小作料の支払いはなく、場合によっては預かっている者が固定資産税程度を負担する形態である。

このような農地の利用形態が、統計的に把握されたのは戦後の『1971年沖縄農業センサス』においてであった。同センサスでは借入地を借入れの相手方によって「親せきから預かって耕作している土地」、「その他の個人から借り入れて耕作している土地」、「個人以外から借り入れている土地」といった項目に区分した調査を行った。その結果、1971年（昭和46）年の時点で借入地の22%が「親せきから預かって耕作している土地」であることが明らかになった。「親せきから預かって耕作している土地」以外では「その他の個人から借り入れて耕作している土地」46%、「個人以外から借り入れている土地」32%であった。

表3-5 地域別貸付金利率

—1923年12月末現在—

	年 利 (%)			日 歩 (銭)		
	最 高	普 通	最 低	最 高	普 通	最 低
那 覇 市	25.0	20.0	10.0	7.0	5.0	4.0
首 里 市	28.8	18.0	14.4	8.0	5.0	4.0
国 頭 郡	25.0	18.0	12.0	5.0	4.5	4.0
中 頭 郡	24.0	15.0	10.0	8.6	5.4	3.6
島 尻 郡	36.0	18.0	12.0	10.0	5.0	4.0
宮 古 郡	45.0	25.0	15.0	12.0	7.0	4.0
八 重 山 郡	36.0	24.0	19.2	8.0	5.0	4.0

出 所：向井清史『沖縄近代経済史』p.322より引用。

原資料：田村浩『沖縄経済事情』南島社、1925年、pp.71～72。

このうち、「その他の個人から借り入れて耕作している土地」は小作料の支払いのある一般の賃貸借で、「個人以外から借り入れている土地」は会社、自治体、国などが所有している農地を借り入れたもので、戦後農地法が欠如していたもとで特殊に形成された農地借入れの形態であるが、注目されるのは、「親せきから預かって耕作している土地」である。同センサスの「調査の手引」によればそれは次のように定義されている。「親せきの土地でほとんど無償同様に預かっている土地をいい、…その土地の固定資産税や門中費などの負担金は払っていても、小作料の取り決めがなければここに含まれます」。すなわち、親戚同士の信頼関係を基礎にした土地の“預け・預かり”である。

このような形態は、統計的な把握は戦後になってなされたが、実態は戦前期から存在していたと考えられる。例えば、石井啓雄は沖縄本島南部東風平村の一集落で集落内の親戚構成と農地貸借の関係を調査し、13件の借入れのうち移民に出た親戚の農地を預かって耕作している事例5件、出稼ぎによる管理の事例2件を報告しているが⁽²⁹⁾、このうち移民による預かりの少なくとも4件は戦前期の移民だと考えられる⁽³⁰⁾。また、杉原たまえは沖縄本島北部今帰仁村の集落で同様の事例を報告している⁽³¹⁾。さらに筆者も、沖縄本島北部国頭村の集落でやはり移民に出た兄に分与されるはずの農地を弟が“預かって”耕作している事例を確認した。“預け・預かり”は戦前期においても一般的に存在していたといつてよい。

向井清史は、「預かり地」と称される土地保有形態が存在することを、戦前期の地主・小作関係の特徴の一つとしながらも、「預かり地」が広汎にみられるようになったのは戦後ではないかと推測している。その根拠として向井は、琉球政府農林局「1965年小作料及び小作関係調査」における、小作料の形態別構成比に占める「支払いなし」「固定資産税のみ支払い」の割合が、田で28.7%、畑で15.4%であり、この割合が「1971年センサス」における借入地の借入の相手方別構成に占める「親せきから預かって耕作している土地」の割合の22%に比べて低いことをあげている⁽³²⁾。

しかし、71年センサスにおける「預かり地」は「固定資産税や門中費などの負担金は払っていても、小作料の取り決めがない」ものは全て含まれているのに対し、65年調査においては、固定資産税は除かれているものの、それ以外は少しでも支払いがあれば小作料の支払いとして扱われているのである。小作料の取り決めはなくても盆や正月に多少の謝礼をしたり、農地の所有者が老人の場合は、タバコ代として金銭を渡す例は現在でもよくあることである。1965年当時畑小作料の相場が坪5セントに対し、1セント未満あるいは1~2セントの割合が、現金支払いのなかの22.7%を占めているのである。調査方法の異なる二つの調査を単純に比較して一定の傾向を導き出すことはできないのであって、このことのみをもって“預け・預かり”が広汎にみられるようになったのは戦後だとすることはできないであろう。

さてそれでは、このような農地の“預け・預かり”が形成される要因はどのように考えられるであろうか。まず考えられることは、石井啓雄が指摘した移民・出稼ぎと相続における農地の分割慣行である⁽³³⁾。農地相続については第5章で検討するが、基本的には長男が多く取得するものの、次・三男についても何がしかの農地が分与されるという慣行が支配的である。この形態では次・三男の分与分が零細であるだけでなく、あとのりの経営もまた不安定になる。しかも農家の経営は第2章第2節で検討したようにその内部に蓄積のメカニズムをもちえない極めて脆弱なものであった。零細所有地での農業で生計を維持しえない農民は農外に流出せざるをえない。しかし一方、戦前期における県内の労働市場は極めて狭隘であった。

この点をさらに敷衍すると次のようになる。例えば、表3-6は1920年(大正9)と30年(昭和5)の職業別人口の構成を示したものであるが、いずれも農業が7割強を占めており、工業、商業は合わせても1920年で17.2%、30年で18.1%にすぎない⁽³⁴⁾。1930年代の工業としては、分蜜糖の製造、酒類、帽子、織物、漆、陶器の製造が主なものであった。来間泰男は『沖縄県統計書』に基づいて、1935年で職工5人以上を使用する工場の数は80であり、そのうち原動機を使用しているのは27にすぎないことを指摘している⁽³⁵⁾。

このような極めて狭隘な労働市場のもとで生活の場は農業しかなく、農業で生活が維持できない者は出稼ぎ、あるいは移民として流出していかざるをえない⁽³⁶⁾。しかし、長い歴史過程を共同体的紐帯のなかで生活してきた彼らは、ぎりぎりまで共同体のなかにとどまることを望み、最後の手段として流出に踏みきる。出稼ぎが再び戻って来ることを前提とした流出であることはいうまでもないが、沖縄の場合、移民もまた戻って来ることを前提にした出稼ぎ的性格のものであったことは、移民研究のなかでは広く指摘されている⁽³⁷⁾。こうして彼らは将来帰って来る日のためにいくばくかの土地を残しておくのである。このような農地が身内に“預けられ”“預かり”地として耕作されるのである。

移民の時期的推移は、石川友紀によれば、土地整理事業後の1905年（明治38）から08年にかけて急増し、09年以降はやや減少するが（もっとも1912年、13年は増加している）、大正中期1917年（大正6）から再び増加し、1922年、23年の減少を挟み、第一次大戦後の反動恐慌から昭和恐慌に至る1924年（大正13）以降急増し、以後は連続して流出していく⁽³⁸⁾。また出稼ぎについては安仁屋政昭が、武見芳二の研究⁽³⁹⁾と『沖縄県社会事業要覧』に依拠しつつ次のように整理している。「第一次大戦末期から本土出稼ぎは急増し、大正末期から昭和初期にかけては、もっとも多くの出稼ぎが流出した時期である。そして日本資本主義の恐慌、慢性的不況期に際会すると、まさきき人員整理、賃金切下げ、労働強化といった合理化の犠牲となって郷里へ還流することとなったのである」⁽⁴⁰⁾。

しかし、移民と農地の関係についてはもう一方の側面もふれておかなければならない。すなわち、移民するには多額の渡航費用を準備しなければならずそのために農地を売るケースもあったということである。例えば、金城功は次のように述べている。「渡航した人々が自分でためた金だけで渡航したのではなく、財産を手ばなし、模合を落札し、あるいは地方の金持ちいわゆるウェーキヤーから借りて旅費にあてたようである」⁽⁴¹⁾。したがって、移民の場合はその全ての者が農地を“預けた”のではなく、移民のある部分が土地を残し“預けた”ということになる。

また、“預け・預かり”には移民・出稼ぎによるもののほかに在村者間の“やりくり”もあったのではないかと考えられるが、今のところ、戦前期について、これを裏付ける資料は得られていない⁽⁴²⁾。

第3節 戦前期における農地貸借の構造

以上、戦前期の農地の貸借関係におけるウェーキ・シカマ関係、“預け・預かり”の二つの形態をみてきたが、戦前期の農地の貸借を『沖縄県統計書』の範囲でみると小作地の割合が最も高い時期（1934～37年）でも16%、農家の構成では自小作農家の割合が24～25%、小作農家の割合が10%であった。

このことを時系列的に示すと図3-2のようになる。小作農は土地整理事業のころから減少が始まり、1915年（大正4）には7.4%に低下する。その後やや増加するが、1931年（昭和6）に10%に達してからはほぼ横ばいで推移する。自小作農は1919年（大正8）までは20%前後で推移していたが、20年から増加し始め、26年（昭和元）には25.1%になり、以後この水準で推移する。

表3-6 産業別従業人口の構成
(単位：人，%)

	1920年		1930年	
	実数	構成費	実数	構成費
農業	212,951	72.2	203,168	72.9
漁業	7,909	2.2	6,900	2.4
鉱業	3,667	1.2	1,012	0.4
工業	35,693	12.1	31,406	11.3
商業	15,131	5.1	18,833	6.8
交通	5,854	2.0	4,771	1.7
公務	5,395	1.8	7,050	2.5
家事使用人	5,022	1.7	4,160	1.5
その他	3,468	1.2	1,383	0.4
計	294,790	100.0	278,683	100.0

出 所：富山一郎作成の表を要約引用。

（『近代日本社会と『沖縄人』日本経済評論社）p.84.

原資料：「国勢調査報告」

原 注：1920年の家事使用人＝業種別家事使用人＋本業者家事使用人

小作地は土地整理事業前の11～13%前後からその直後に急減し1904年(明治37)には4.6%になる。その後は漸増の傾向で推移するが、1921年(大正10)から増加の割合が急速に高くなり、26年(昭和元)には14%になり、1934年(昭和9)には16%に達する。

以上が『沖縄県統計書』における戦前期の小作農家率・自小作農家率・小作地率の推移であるが、時系列的な変化として、1921年から29年の間における小作地率、自小作農家率の急速な増加がその特徴をなす。この時期の小作地の

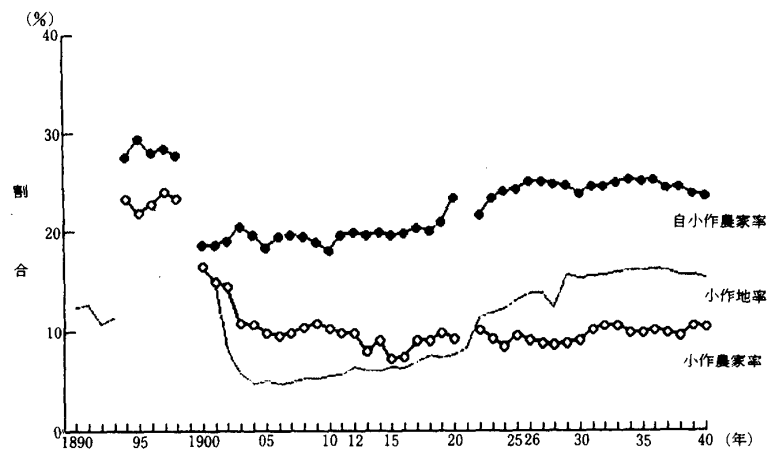


図3-2 戦前期における自小作農家率、小作農家率、小作地率の推移

資料：『沖縄県統計書』

増加を巡る問題が戦前期沖縄農業を把握する一つの論点をなしたことは先に述べたとおりである。この間の小作地の増加の要因としてこれまで二つの面から説明がなされている。一つは、第一次大戦後の不況(ソテツ地獄)を契機に農村から労働力が流出したことによって、低廉な労働力に依存していた手作地主であるウェーキ層は経営の基盤を失い、彼らの土地が貸付けに回されたことによるものである⁽⁴³⁾。しかし、第2節でみたように、この時期ウェーキ層は、土地所有者としての地位からも後退しているのである。したがって、ウェーキの土地は貸付けに回されただけではなく、売却もあったと考えられる。実際この時期、小作地が増加しているだけではなく、自小作農もまた増加している。ウェーキ層の農業経営者としての没落が小作地の増加をもたらした可能性は否定できないが、この時期の小作地の増加の全体を説明する要因としては不十分と言わざるをえない。

二つ目は、石井啓雄が指摘した、この時期の移民・出稼ぎの増加による預け地の増加が小作地として把握されたことによるものである⁽⁴⁴⁾。そこで、この点を検証するために、1935年(昭和10)年の市町村別人口1千人当たりの海外在住者数及び他府県在住者数と、1916年(大正5)から35年までの小作地の増加率を相関図に示すと、図3-3のようになる。一見して明らかなように両者の間に特別の相関は見い出せない。『沖縄県統計書』における小作地の増加については移民・出稼ぎによる“預け・預かり”では説明しえないということである。

そこで改めて、『沖縄県統計書』における小作地の時系列的な推移に注目すると(図3-2)、1921年(大正10)と22年の間、1928年(昭和3)と29年の間にかなり急速な変化が生じていることが分かる。このうち1928年から29年にかけての増加の一部は、29年から大東島の面積が加えられたことによるものであることは、すでに向井清史が指摘しているが⁽⁴⁵⁾、さらにこの二つの時期について、小作地の変化を村単位でとらえると多くの村において県全体の变化を大きく上回る急激な変化をしていることが分かる。その数は、当時の57の市町村のほぼ4割の22にのぼる。その変化を表にまとめると表3-7のようになる。1928年から29年にかけての変化は29年に実施された「農業調査」によってそれまでの数値が修正された結果ではないかと考えられる。1921年から22年にかけての変化の理由は明らかではないが⁽⁴⁶⁾、いずれにせよ1年間に小作地が3倍から4倍、最高では12倍(勝連村)も増加するのは明らかに不自然と言わざるをえない。これは、この間に小作地が増加したのではなく、すでに存在していた小作地がこの時期に把握されたものではないだろうか。

そのことは、例えば前出「沖縄県小作ニ関スル調査」における刈分小作に関する次の叙述からも読み取ることができる。「(刈分小作は)契約随時に行はれ移動常なきを以て面積及び地主小作人の概数を知

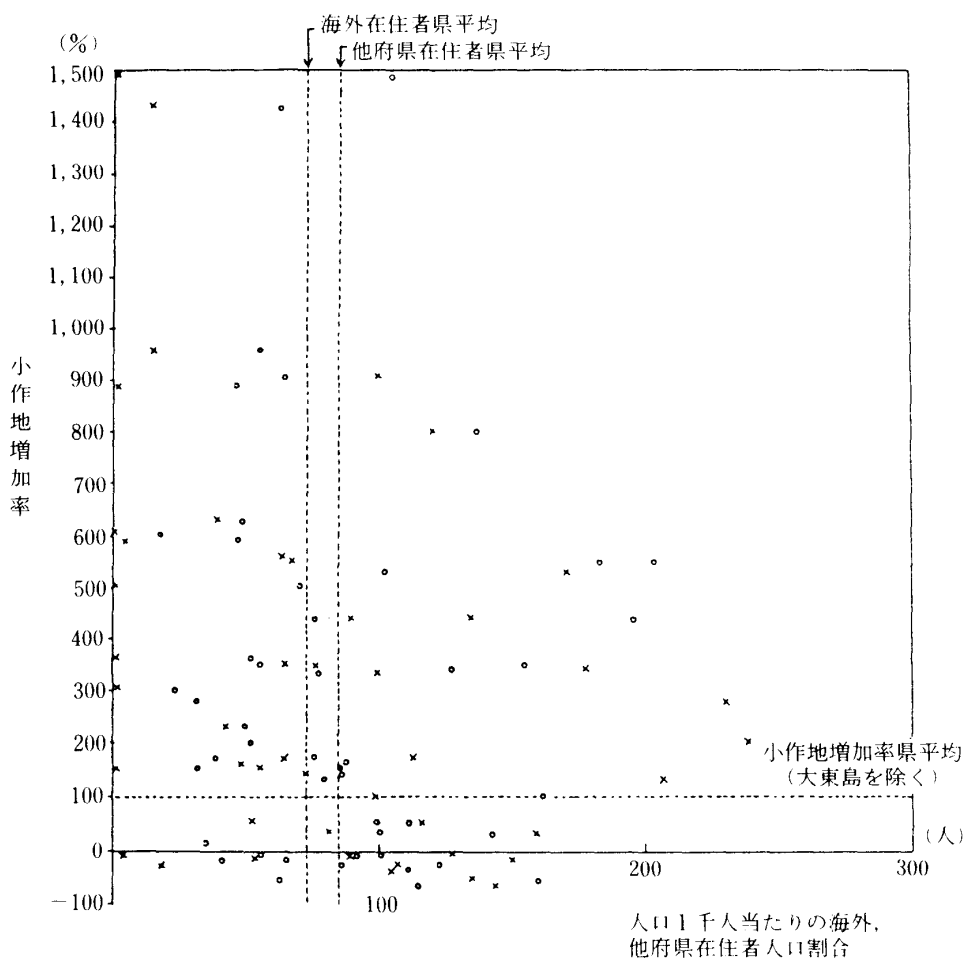


図3-3 海外、他府県在住者割合（人口1千人当たり、1935年）と小作地増加率（1916～35年）の相関

出 所：仲地宗俊「農地」（『沖縄農林水産行政史』第3巻、農政編、1989年）p.257.

原資料：『沖縄県統計書』（大正5年、昭和10年）、『沖縄県史』7、付表第14表、第21表、第22表、『沖縄県史』20、「国勢調査」（昭和10年）による。

注：1. この間の小作地増加率が極端に大きい西原村及び大東島を除く。

2. x：海外在住者割合。

$$\text{回帰方程式：} y = 366.37 - 1.1827x$$

$$R^2 = 0.0528$$

標本数：55

○：他府県在住者割合（植民地在住者を含む）。

$$\text{回帰方程式：} y = 322.24 - 0.6897x$$

$$R^2 = 0.0190$$

標本数：55

ること難し」（括弧内は引用者）⁽⁴⁷⁾。

一般に小作として認識されている範囲でもこのような状況である。まして、親戚間でなされる“預け・預かり”はよりその傾向が強かったと考えるべきであろう。また戦後の調査の事例でも実際の貸借の面積は公式の統計のそれを大きく上回る場合が少なくない⁽⁴⁸⁾。これらのことから、戦前期の小作地には『沖縄県統計書』に把握されていない部分がかかなりあったのではないかと考えられる。その主体を

なしたのは、親戚間の“預け・預かり”，ウェーキと零細農の間の刈分小作であろう。そのうち、一定の部分が1921年と22年，28年と29年に『沖縄県統計書』に組み入れられたのではないだろうか。

以上のことを踏まえて，戦前期における農地の貸借関係をまとめると次のようになろう。

統計的把握の問題でいえば，小作地の割合は最も高い時期で16%，農家の構成では自小作農の割合が24～25%，小作農の割合が10%であるが，しかし，このほかに“預け・預かり”，刈分けを中心に『沖縄県統計書』において把握されていない「貸借」が存在すると考えられる。

貸し手と借り手の関係でいえば，「寄生地主制よりもいちだんと古い」，労働地代を媒介とするウェーキ・シカマの関係と，移民・出稼ぎを中心とする親戚の間での無償の“預け・預かり”の二つの関係が存在した。ウェーキ層は土地整理事業前の地方役人あるいは富裕農民を系譜とする資産家であり，手作地主として存在した。シカマはウェーキから農地を借りてその代償に労働力を提供したが，一部には刈分小作の形態も存在した⁽⁴⁹⁾。

ウェーキ層は大正後期のソテツ地獄と称された経済不況のなかで農村内に滞留していた労働力が流出したことにより，その経営を支えていた低廉な労働力を失い没落していく。しかし一方，農業生産力の低位性に規定された農業収益の低さと小作料水準の低さのもとで寄生地主への転化も阻まれ，農地の所有者としても後退していくことになる。

また，大正後期以降の労働力の流出を契機に，小作料の形態も金納小作料へ移行していったと考えられる。しかし，労働地代の形態は一部では1943年頃まで残り，また刈分小作も水田地帯を中心に存続した。

注

- (1) ウェーキの語源については，来間泰男・波平勇夫・安仁屋政昭・仲地哲夫「近代沖縄農村におけるウェーキ＝シカマ関係」(沖国大南島文化研究所『南島文化』創刊号，1979年)に詳しい。
- (2) 来間・波平・安仁屋・仲地，前掲「近代沖縄農村におけるウェーキ＝シカマ関係」。
- (3) 来間・波平・安仁屋・仲地，前掲「近代沖縄農村におけるウェーキ＝シカマ関係」p.190。
- (4) 1924年(大正13)の農林省農務局「50町歩以上地主名簿」によれば，沖縄では50町歩以上地主が4戸(人)存在した。安良城盛昭は，全府県について50町歩以上地主人数に対する耕地面積(50町歩以上地主の密度)と，総耕地面積に対する50町歩以上地主総所有面積割合(比重)を求め，沖縄，京都，滋賀は他の府県に比べ，50町歩以上地主の密度が極めて低く，後者の比重も極めて小さいことを明らかにしている。

『名護市史』(近代歴史統計資料集) p.27.

表3-7 村単位でみた小作地面積の変動

(単位：反)

	1921年	1922年	1928年	1929年
恩納村	15	17	116	437
伊江村	32	56	1,300	837
本部村	3,001	3,207	4,495	3,512
越来村	714	715	970	1,985
読谷山村	397	1,142	883	2,040
中城村	670	1,935	1,984	1,870
勝連村	58	735	701	163
西原村	185	168	278	1,115
東風平村	144	663	557	1,292
南風原村	155	542	660	1,172
知念村	33	150	168	220
大里村	345	2,220	1,760	1,522
高嶺村	250	1,396	2,183	744
豊見城村	1,111	1,109	1,463	2,506
具志川村	365	365	710	2,096
渡嘉敷村	3	27	3	119
平良村	438	459	475	3,988
下地村	894	2,531	2,530	2,580
石垣村	4,044	5,330	7,494	3,758
大浜村	1,734	1,790	2,208	3,453
竹富村	1,376	940	1,197	2,735
与那国村	557	865	1,482	1,480

資料：『沖縄県統計書』

- (5) 向井清史『沖繩近代経済史』日本経済評論社, 1988年, p.287.
- (6) 来間・波平・安仁屋・仲地, 前掲「近代沖繩農村におけるウェーキ＝シカマ関係」。
波平勇夫「部落有地・ウェーキ・小作人」(浦添市史編集委員会『浦添市史』第6巻, 1986年)。
- (7) 福岡県内務部「沖繩県小作ニ関スル調査」(『沖繩県史』15, 雑纂2, 1969年) p.428.
- (8) 来間泰男『沖繩の農業』日本経済評論社, 1979年, p.19.
- (9) 向井, 前掲『沖繩近代経済史』p.301.
- (10) 「大正十年小作慣行調査」(農林省農務局『本邦小作慣行調査』1926年)。
- (11) 向井, 前掲『沖繩近代経済史』p.302.
- (12) 来間・波平・安仁屋・仲地, 前掲「近代沖繩農村におけるウェーキ＝シカマ関係」p.190.
- (13) 来間, 前掲『沖繩の農業』1979年, p.19.
- (14) 向井, 前掲『沖繩近代経済史』p.300.
- (15) 来間・波平・安仁屋・仲地, 前掲「近代沖繩農村におけるウェーキ＝シカマ関係」p.190。
春日文雄「沖繩農業の階層構造－明治末期から大正期にかけて－」(沖国大南島研『南島文化』第12・13合併号, 1991年)。
波平, 前掲「部落有地・ウェーキ・小作人」。
- (16) 前掲「沖繩県小作ニ関スル調査」p.428.
- (17) 前掲「沖繩県小作ニ関スル調査」p.428.
- (18) 来間・波平・安仁屋・仲地, 前掲「近代沖繩農村におけるウェーキ＝シカマ関係」。
- (19) 前掲「沖繩県小作ニ関スル調査」p.469.
- (20) 仲地宗俊「戦前期浦添の農家－あるウェーキの農業経営－」(『浦添市史』別巻, 1990年) p.70.
- (21) 前掲「沖繩県小作ニ関スル調査」p.486.
- (22) 前掲「沖繩県小作ニ関スル調査」p.469。
刈分がなされている地域は, 八重山, 国頭郡, 中頭郡美里村, 与那城村, 勝連村, 島尻郡豊見城村, 仲里村, 具志川村, 伊平屋村である。これらの地域はまた水田地帯でもある。
- (23) 来間泰男「戦前昭和期における沖繩県の経済構造について」(『沖繩歴史研究』8号, 1970年) p.38.
- (24) 向井, 前掲『沖繩近代経済史』pp.276～277。
なお, ここでは向井が算出した小作料率のうち, さとうきび粗収益5カ年移動平均に対する小作料の率を利用した。
- (25) 向井, 前掲『沖繩近代経済史』第Ⅶ章第3節。
- (26) 谷本一志「耕作権と所有権の現代的構造」名古屋大学農学部食糧生産管理学講座, 研究報告第21号, 1985年, p.5.
- (27) 前掲「沖繩県小作ニ関スル調査」第12章小作争議又は農業紛議。
- (28) 前掲「沖繩県小作ニ関スル調査」pp.484～485.
- (29) 石井啓雄・来間泰男『沖繩の農業・土地問題』農政調査委員会, 1976年, pp.91～95.
- (30) 石井の報告では農地を“預かった”時期は述べられていないが, 移民先がペルーであることから, 戦前期と判断した。東風平村からペルーへの移民は, 戦前は, ハワイ, ブラジルに次いで多いが, 戦後は極めて少ない。ペルー在住戦後移民198人を対象にした本籍地調査によれば, 東風平村出身者は1人もいない。(『南米における沖繩出身移民に関する地理学的研究(Ⅲ)』琉球大学法文学部地理学教室, 1990年)。
- (31) 杉原たまえ「沖繩における土地相続・利用調整の慣行特質」(『転換期農村の主体形成』村落社会研究27, 1991年) p.266. 事例2。
- (32) 向井, 前掲『沖繩近代経済史』pp.298～299.

- (33) 石井啓雄・来間泰男『沖縄の農業・土地問題』農政調査委員会, 1976年, p.23.
- (34) 『沖縄県統計書』によれば, 1935年(昭和10)で, 職業別現住戸数の73%は農家であり, 産業別就業者数の71%は農業就業者であった。
- (35) 来間, 前掲「戦前昭和期における沖縄県の経済構造について」pp.27~28.
- (36) 1940年の沖縄の出移民率(=海外在留者数÷現住人口×100)は9.97%で, 2位(熊本県4.78%)以下とは大きな開きがある。(石川友紀作成『新沖縄文学』45, 1980年)。
- (37) 金城功「移民の社会的背景」(『沖縄県史』第7巻) p.147.
 また, 沖縄からの移民・出稼ぎ者は移民・出稼ぎ先でも同郷の者同士が共同して生活の場を形成する場合が多かったとされている。
 移民については, 例えば移民体験者である豊平良金が「同じ耕地の労働者キャンプで沖縄人は相寄って住み, 沖縄村をつくる傾向があり, その中で沖縄話ばかり話し合っているので, 異人種のような感じを与えたのはむりなかった」(『呼寄せ移民』の苦難と栄光, 前掲『新沖縄文学』45, p.68)という体験談がある。
 また出稼ぎについては, 富山一郎が「近代日本社会が沖縄人をいかなる回路で獲得していったのか」という視座から, 日本資本主義の労働市場における沖縄出身出稼ぎ者の移動, 定着の過程を分析している(前掲「近代日本社会と『沖縄人』」)。
- (38) 沖縄移民関係資料(前掲『新沖縄文学』)。
- (39) 武見芳二「沖縄県出移民の経済地理学的考察(下)」(『地理学評論』四の三, 1928年)。
- (40) 安仁屋政昭「県外出稼ぎと県内移住」(『沖縄県史』7) p.434.
- (41) 金城功「移民の社会的背景」(『沖縄県史』第7巻) p.120.
 同様のことは新崎盛暉も指摘している。(「沖縄にとって移民とは何か」『新沖縄文学』45, 1980年, p.16)。
- (42) 戦後の調査では, 「親せきから預かって耕作している土地」のうち, 面積で70%, 農家数の76%は「所有者は市町村内」である(『1971年沖縄農業センサス』)。
- (43) 安仁屋政昭・仲地哲夫「慢性的不況と県経済の再編」(『沖縄県史』3, 経済, 1972年) pp.620~623.
- (44) 石井・来間, 前掲『沖縄の農業・土地問題』p.23.
- (45) 向井清史「両大戦間期沖縄における農民層分解」(『農業経済研究』第55巻, 第1号, 1983) p.15.
- (46) 『沖縄県統計書』における自作地・小作地の表記の形式でいえば, 1913年までは「自作地及小作地」と表記され, 15年から作付・不作付別耕地反別のなかで表記され, さらに22年から再び「自作小作別耕地段別」として表記されている。
- (47) 前掲「沖縄県小作=関スル調査」pp.487.
- (48) 戦後の農地貸借の実態と統計のズレについては第6章でとりあげる。なお戦後の調査の時期は復帰後であり, 農地法との関連も考慮されなければならないが, 農地法が意識されていない場合でも, 公式の統計には現れない部分がある。
- (49) 石井啓雄は, 戦前期の地主・小作関係を「預け=預かり」と「作り分け」を基本とする「叶地」の2類型によって構成されていたとして整理しているが, 「作り分け」はウェーキと零細農民の間の農地の貸借関係の一つの形態であり, 「預け・預かり」に対置する形態としてはウェーキと零細農民の間の農地の貸借関係全体をとらえるべきであろう。
 「生存・労働条件としての土地所有と軍用地料」(駒沢大学経済学会『経済学論集』第15巻第3・4号, 1984年) p.267.

第4章 戦後における農家の存在形態と農地の所有 —アメリカ軍占領下における農業と農地問題—

沖縄農業の戦後過程は、アメリカ軍の軍事占領下に置かれ、積極的な農業保護政策がとられず、生産基盤の整備がなされなかったということだけではなく、農地の所有と利用の關係に即していえば、戦後我が国農業の出発点をなした農地改革は実施されず、農地法も1972年（昭和47）の日本復帰まで適用されなかったという点に大きな特徴がある。

このような状況のもとで戦前期の農地の所有と利用の構造は、基本的な骨格を維持しつつ戦後段階へ引き継がれる。この点は、戦後段階の出発点において農地改革が実施され、寄生地主制が解体され、自作農が創出された我が国一般における過程と基本的に異なる点である。

本章では、アメリカ軍の占領支配下に置かれたもとの、農家の存在の形態と、農地改革及び農地法が欠如した状態のもとの農地の所有と利用の問題を検討する。

第1節 農業生産の構造と農家の存在形態

1945年（昭和20）4月1日、アメリカ軍は沖縄本島に上陸すると同時に、米国海軍軍政府を樹立した。以後1972年（昭和47）5月15日、施政権が日本に返還されるまで沖縄は軍事占領下に置かれることになる。

軍事基地の維持を目的としたアメリカ軍の軍事支配のもとで、沖縄の経済構造は戦前型の農業を中心とした構造から、第三次産業が肥大し、財政的には米国の援助を中心とする構造に大きく変化していく。この要因は、基地建設のために農地が収奪され農民が強制的に農業から分離されたこと、さらに基地による雇用と基地へサービスを提供する業種が形成されたことにある。

表4-1はアメリカ軍占領期の産業別就業者構成の推移を示したものであるが、第一次産業（そのほ

表4-1 産業別就業者構成の推移 (単位：1,000人、%)

	1940年	1950	1955	1960	1965	1970
総数	(252) 100.0	(285) 100.0	(327) 100.0	(351) 100.0	(350) 100.0	(357) 100.0
第一次産業	76.3	60.2	54.3	43.3	32.7	21.5
農業	74.2	57.8	52.5	41.9	31.3	20.2
林業						
漁業・水産業	2.1	2.5	1.8	1.4	1.4	1.2
第二次産業	9.8	7.7	8.3	11.4	17.4	19.4
鉱業	0.9	0.1	0.3	0.2	0.1	0.1
建設業	1.2	3.7	4.3	5.6	7.5	9.7
製造業	7.6	3.9	3.7	5.7	9.8	9.6
第三次産業	13.6	31.9	37.4	45.1	49.8	59.1
卸売業・小売業	} 6.8	7.6	11.7	16.7	18.3	21.7
金融・保険・不動産		0.2	0.7	1.2	1.5	1.8
運輸・通信業	} 1.9	} 1.9	} 3.7	3.8	5.5	6.0
電気・ガス・水道業				0.5	0.7	0.8
サービス業	1.0	4.7	18.5	19.5	20.1	24.0
公務	3.8	17.4	2.7	3.4	3.8	4.7
分類不能	0.4	0.1	—	0.1	0.1	0.0

資料：琉球政府企画統計庁『1965年臨時国勢調査報告』第1巻 沖縄総括編，1968年。
沖縄県『沖縄県統計年鑑』第17回，1974年。

- 注：1. 総数の（ ）内は実数。
2. 軍労務者は、1950年は公務に含まれているが、以後はサービス業に計上されている。
3. 1940～65年は、来間泰男「沖縄経済の現局面と『七二年返還』」（『経済』No. 80，1970年12月）。

とんどは農業)の急速な割合の低下と第三次産業の急速な伸びが確認できる。軍雇用者は1950年(昭和25)は公務に、1955年(昭和30)以降はサービス業に含まれているが、1940年(昭和15)から50年にかけての公務の伸びと、50年から55年にかけてのサービス業の伸びは群を抜いている。また、第二次産業では1940年から50年かけて、建設業が増加している。基地建設が急速に進んだ時期である。そして1955年以降、卸売・小売業、金融・保険・不動産業、運輸・通信業、電気・ガス・水道業などの分野でも就業者が増加していく。

こうした基地と結び付いた産業分野が異常に肥大した経済構造のもとで、県民の消費物資の多くは県外に依存せざるをえなくなり、「貿易収支」における入超の構造が生み出された。この入超による赤字は1955年までは基地収入によってカバーされていたが、56年以降、基地建設が一段落し基地収入の伸びが頭打ちになってくると、表4-2に示したように基地収入だけでは入超赤字をカバーできなくなる。そこで軍政府は1958年、島内の産業を育成するためにそれまでの保護主義的な経済政策を180度転換し、外資(主に日本資本)の導入、貿易の自由化の政策をとるようになる⁽¹⁾。

しかし、島内の産業を育成するために、外資を導入し、貿易を自由化する政策は論理として矛盾しているのであって、その結果は、牧野浩隆が指摘しているように、安価な外国製品の輸入を増大させ、製造業の発展を阻害し、地元資本を輸入販売業に追いやっていった⁽²⁾。こうして、第一次産業の縮小、第二次産業のゆるやかな増加に対して第三次産業が肥大する戦後沖縄経済の基本的な構造が形成される。

このような経済構造のもとで、農業の生産構造もまた大きく変化する。その第1にあげられるのは、農業の基本的な生産手段である農地面積が大きく減少したことである。表4-3は戦前(1938年)と戦後(1958年)の沖縄本島の耕地面積を比較したものであるが、それによると沖縄本島の耕地面積は戦前の65%に減少した。この減少は戦争による荒廃などもあるが、減少の半分は軍用地の接収による減少である。特に基地が集中している沖縄本島中部においては戦前の14,924町から7,087町へと7,837町

表4-2 貿易収支と基地収入

(単位:百万ドル)

年次	輸出	輸入	収支尻	基地収入
1952年	2.6	39.8	△37.2	45.7
1953	4.6	55.4	△50.8	51.2
1954	7.7	54.3	△46.6	46.9
1955	13.4	62.7	△49.3	49.9
1956	20.2	78.8	△58.6	47.1
1957	15.0	88.8	△73.8	63.1
1958	16.5	99.1	△82.6	n.a
1959	21.2	112.1	△90.9	60.5

出所:琉球銀行調査部『戦後沖縄経済史』1984年、p.566より引用。

原注:暦年ベース。

表4-3 戦前戦後の耕地面積

	戦前耕地面積	戦後耕地面積 A	較差 B	軍用地による 減少耕地面積 C	C/B
	坪	坪	坪	坪	%
沖 縄	126,454,500	82,686,600	△43,767,900	22,070,100	50.43
北 部	35,228,100	25,864,200	△9,363,900	3,298,200	35.22
中 部	44,771,100	21,262,200	△23,508,900	16,264,800	69.19
南 部	46,455,300	35,560,200	△10,895,100	2,507,100	23.01

出 所:瀬長亀次郎『沖縄からの報告』岩波新書、1968年、p87より引用。

原資料:沖縄軍用地問題折衝渡米代表団『沖縄における軍用地問題』1958年

原 注:1. 戦前の耕地面積は1938年沖縄県統計による。戦後の耕地面積は1956年12月現在の琉球政府統計部資料による。

2. 軍用地面積は1958年3月末現在の軍用地関係事務所の資料による。

3. △印は減を表わす。

表4-4 耕地面積と農家戸数の戦前戦後の比較

耕地	戦前			戦後		
	耕地	農家	1戸当たり耕地	耕地	農家	1戸当たり耕地
沖繩	坪 126,454,500	戸 73,061	坪 1,746	坪 82,686,600	戸 71,158	坪 1,162
北部	坪 35,228,100	戸 20,174	坪 1,710	坪 25,864,200	戸 21,455	坪 1,206
中部	坪 44,771,100	戸 27,309	坪 1,650	坪 21,262,200	戸 27,161	坪 783
南部	坪 46,455,300	戸 25,578	坪 1,830	坪 35,560,200	戸 22,542	坪 1,578

出所：表4-3に同じ。

注：表4-3に同じ。

(52.5%)も減少した。このうち、5,421町(69.2%)が軍用地の接収による減少である。このことはまた農家の経営耕地面積規模の一層の零細化をもたらしした。表4-4に一農家当たりの経営耕地面積を示したが、戦前期に比べて大幅に零細化していることを示している。

第2の点は、作物構成の変化である。作物構成は1960年(昭和35)頃までは甘藷を中心とし、それにさとうきび、水稲、大豆、小麦、野菜が加わるといほぼ戦前型の構成を形成していた⁽³⁾。しかし1961年以降、さとうきびが急速に増加する一方、甘藷、水稲、大豆、小麦は急激に減少していき、戦前型の構成は崩れ、65年頃にはさとうきび単一の形態が形成される(図4-1)。

(千町, 千ha)

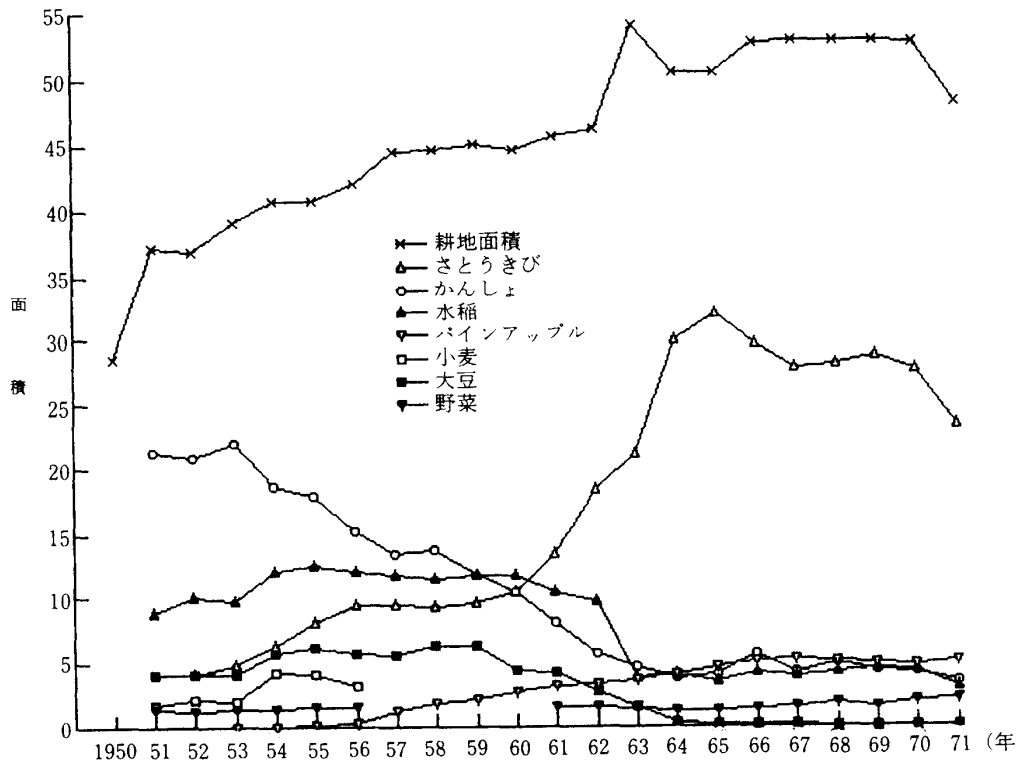


図4-1 アメリカ軍占領下における耕地面積と主な作物の作付面積の推移

資料：加用信文監修『都道府県農業基礎統計』農林統計協会，1983年。

『琉球統計年鑑』第7回(1962年)，第11回(1966年)。

注：耕地面積とさとうきびの1963年まで，かんしょ，水稲，大豆，野菜の58年までの単位は町，それ以外はhaである。

この時期のさとうきび単一化の進行には次のような複数の要因が作用したと考えられる。第1の点は、占領初期に食糧増産政策をとっていたアメリカ軍が食糧をタイ、ビルマ等から輸入するとともに

(これは後にアメリカからの輸入に切り替えられていく), 製糖業の振興を推進する政策に転じたことである。このことに伴って, 製糖業への助成がなされるとともに, さとうきびの新品種 Nco310 が導入された。第2の点は, 前述の外資(本土の製糖資本)の導入によって, 製糖工場の規模拡大, 設備投資が進められたことである。このことによって1960年(昭和35)から63年にかけて短期間ではあったがさとうきび価格が大幅に上昇した。さらに第3の点は, 1962年に大干ばつが沖縄を襲い特に水稲に大きな打撃を与えたことである。

このような農業を取り巻く経済構造の変動と作物構成が変化するなかで, 農家の存在形態も戦前期からの構造を引き継ぎつつも大きく変化していく。その第1にあげられるのは, 経営組織における単一化の進行である。「1971年センサス」によると農産物販売農家の83.4%は単一経営農家である。単一経営の部門は, さとうきびが67.2%で最も多く, 次いで養豚が14.7%, 野菜類が7.6%である。経営面積規模別には30~50a層以下ではさとうきびの単一経営の割合は相対的に低く, 養豚, 養鶏, 野菜部門が比較的多い。また, 200~300a層以上の階層ではさとうきびを首位部門とする単一経営の他に, パインアップルを首位部門とする単一経営も多い。戦前期との比較でいえば, 食糧作物としての甘藷が欠落し, さらに農業収入の大きな部分を担っていた砂糖製造部門が欠落したことが大きな特徴といえる。

第2の点は, 戦後初期の総農家数の増加と, 1960年代以降の減少である。総農家数は1950年には戦前期を上回る92,547戸になる(表4-5)。これは戦後の海外, 本土からの引き揚げ, 食糧確保のための農耕がなされたことによると考えられる。しかし, 1960年代に入ると基地に関連した第二次産業, 第三次産業が拡大したことにより農村からの労働力の流出が始まる。それに伴って農家数も急速に減少し出す。農業センサスでは1964年に77,129戸, 1971年には60,346戸になる。

経営面積規模別には, 1950年から71年にかけて零細層が減少し, 比較的規模の大きい層が増加した(表4-5)。1950年は100~150a層から300~500a層が一括してくくられており, この間にある階層の

表4-5 経営耕地面積規模別農家数の推移

(単位: 戸, %)

		総農家数	例外規定	30a未満	30~50	50~100	100~150	150~200	200~300	300~500	500a以上
実 数	1938, 39, 40年平均	88,951		48,707		25,180	10,756		2,729	1,254	326
	1950年	92,547	9,730	64,325		12,758	5,629				105
	1964	77,129	5,712	26,074	13,705	17,706	7,021	3,097	2,321	960	473
	1971	60,346	2,339	18,453	10,244	14,822	6,340	3,050	2,943	1,530	625
構 成 比	1938, 39, 40年平均	100.0		54.8		28.3	12.1		3.1	1.4	0.4
	1950年	100.0	10.5	69.5		13.8	6.1				0.1
	1964	100.0	7.5	33.8	17.8	23.0	9.1	4.0	3.0	1.2	0.6
	1971	100.0	3.8	30.5	17.0	24.6	10.5	5.1	4.9	2.5	1.0

- 資料: 1. 1938, 39, 40年平均は『沖縄県統計書』
 2. 1950年は『1950年農業センサス』(上村剛一「沖縄農業の戦後過程(-)」『鹿児島大学経済学論集』5 1968年)
 3. 1964年は琉球政府企画局統計庁『1964年農業センサス報告』
 4. 1971年は『1971年沖縄農業センサス』

- 注: 1. 1938, 39, 40年平均, 1950年の階層区分は町反による区分である。
 2. 1950年センサスにおける農家は「農業を営む普通世帯で50坪以上の経営耕地面積を有するもの」である。ただし, 5a未満は例外規定とした。
 3. 1950年センサスの農家数は自小作別農家数では93,127戸になっている。
 4. 1964年センサス, 1971年センサスにおける農家は経営耕地面積5a以上の規模の農業を営む世帯をいう。

動きは把握できないが、1964年への動きでは零細層が減少し、規模の大きい層が増加する分解の形態をとっている。1964年から71年への動きでは150～200a層がその分岐点になっている。規模の大きい層のなかでも特に500a以上層、300～500a層の増加は著しい。

しかし、このような零細層の減少、規模の大きい層の増加という分化は県内全域で一様に進んだのではない。例えば、1971年の経営面積規模別の農家構成を地域別にみると、南北大東島では500a以上の階層が57.4%を占め、八重山、宮古では200a以上の階層がそれぞれ、39.1%、24.9%を占めている。これに対し、本島西南部離島、本島中南部は零細な階層が滞留している。経営面積規模別の農家構成の地域ごとの格差が極めて大きいのである。

1950年から71年にかけて、経営面積規模の大きい層が増加した経路としては二つのケースが考えられる。一つは、未墾地を開墾して規模を拡大する方法、他の一つは農地を購入、あるいは借入れによって規模を拡大する方向である。このことをみるために耕地面積の推移を表4-6に、さらにその地目別の推移を表4-7に示した。まず、表4-6によって耕地面積全体の動きをみると、1950年から64年にかけては面積が急増しているが、64年から71年にかけては逆に減少している。このことから1950年から64年にかけては開墾による規模拡大が進み、64年から71年にかけては農家間の農地の移動によって規模拡大が進んだと考えられる。

表4-6 経営耕地面積の推移

(単位：ha, %)

		総耕地面積	北 部	中 部	南 部	宮 古	八重山
実 数	1950年	31,330	6,490	3,973	8,377	8,174	4,316
	1964	49,460	10,255	7,138	12,803	10,835	8,429
	1971	47,154	10,182	6,082	11,433	11,794	7,662
増 減 率	1964/1950	57.9	58.0	79.7	52.8	32.6	95.3
	1971/1964	△ 4.7	△ 0.7	△14.8	△10.7	8.8	△ 9.1

資料：「農業センサス」各年

表4-7 地目別耕地面積の推移

(単位：ha)

		耕地計	田	畑	樹園地
沖縄県	1950年	31,330	4,504	26,759	67
	1964年	49,460	3,595	42,460	3,405
	1971年	47,154	2,490	39,349	5,316
北 部	1950	6,490	1,862	4,601	27
	1964	10,255	1,400	7,379	1,476
	1971	10,182	886	6,351	2,946
中 部	1950	3,973	385	3,582	6
	1964	7,138	333	6,706	99
	1971	6,082	128	5,774	180
南 部	1950	8,377	902	7,459	16
	1964	12,803	746	11,931	125
	1971	11,433	379	10,900	154
宮 古	1950	8,174	102	8,068	4
	1964	10,835	3	10,827	4
	1971	11,794	-	11,793	1
八重山	1950	4,316	1,253	3,050	13
	1964	8,429	1,113	5,616	1,700
	1971	7,662	1,096	4,531	2,034

資料：「農業センサス」各年

1950年から64年にかけての耕地の拡大は地域別には、八重山での増加が最も大きく、次いで中部、北部、南部、宮古の順になっている。この時期はさとうきびが急増した時期であり、作物としてはさとうきびの栽培のために耕地が拡大されたと考えられる。一方、戦後の新規作物としてのパイナップルもこの時期急速に普及しつつあり、八重山と、北部における耕地面積の増大にはパイナップルの栽培のための耕地の拡大がかなり含まれていると考えられる。表4-7に示した地目別の耕地面積の変化はこのことを示している。すなわち、1950年から64年にかけての耕地の拡大は、寄与率という点では畑の増加によるところが大きいものの、増加率の面では樹園地の伸びが大きい。特に八重山、北部におけるその伸びには著しいものがある。これはこの両地域におけるパイナップルの栽培が拡大したことによる。1964年から71年にかけては耕地面積は減少するが、この時期も樹園地は増加している。

1950年から71年にかけての規模の大きい層の増加は、作物の構成が戦前型の自給的多作目型から甘藷、米などの自給的作目が切り離されていく過程で前半はさとうきびを軸に後半はパイナップルを中心にした規模拡大が進んだと考えられる。

一方、この時期、規模の大きい層が増加するとともに兼業化も急速に進む。兼業農家の割合は1964年で69%、1971年で77.7%で、これは同じ時期の全国の兼業農家の割合、78.5% (1965年)、84.4% (1970年) よりも低い。沖縄のなかでもアメリカ軍の基地が集中している沖縄本島中部では1964年で79.7%、1971年には86.7%に達している。

第3の点は、変化というより戦前の構造を引き継いだ面であるが、経営耕地面積では規模の大きい農家が増えたにもかかわらず、農家の経済規模が著しく零細であること、さらに経営構造が脆弱であることである。表4-8は1964年(昭和39)、65年、66年平均の沖縄の農家経済の概要を都府県と比較したものであるが、農業所得は都府県の44.8%、農外所得が58.4%、農家所得は52%にすぎない。農家経済余剰は67.7%と比較的格差が小さいが、これは家計費が46.4%と少ないことによる。全体として経済規模が零細であることは明らかであるが、なかでも著しいのは農業経営費の少なさである。実に都府県の28.8%にすぎない。

表4-8 沖縄と都府県の農家経済概要の比較 (1戸当たり)
(1964, 65, 66年平均)

(単位: 円, %)

	沖 縄	都 府 県	沖縄/都府県×100
農 業 所 得	161,021	359,366	44.8
農業粗収益	237,384	624,366	38.0
農業経営費	76,363	205,000	28.8
農 外 所 得	236,750	405,400	58.4
農 家 所 得	397,771	764,766	52.0
可処分所得	387,835	778,366	49.8
家 計 費	302,947	653,066	46.4
農家経済余剰	84,888	125,300	67.7

資料: 「農家経済調査」(『農林水産統計表』第41次, 第42次, 第43次)
琉球政府企画局統計庁「世帯経済調査」(『琉球統計月報』No.121,
No.135, No.147)

- 注: 1. 「世帯経済調査」は1ヵ月当たりで表示されているため、これに12を乗じ、さらに1\$=360円に換算した。
2. 四捨五入のため内訳の計と合計は一致しない。
3. 同様の比較は、福仲憲「沖縄農業における経営構造の脆弱性」(『沖縄農業』第8巻, 第2号, 1969年)においてもなされている。

表4-9 沖縄と都府県の農業経営費の比較（1戸当たり）
（1964, 65, 66年平均）

（単位：円，％）

	沖 縄	都 府 県	沖縄／都府県×100
農 業 経 営 費	76,363	265,000	28.8
雇 用 労 賃	7,992	8,700	91.9
種 苗	778	9,033	8.6
動 物	11,678	11,567	101.0
肥 料	13,061	33,167	39.4
飼 料	31,738	71,633	44.3
農 薬	1,440	10,867	13.3
諸 材 料	868	11,667	7.4
光 熱 動 力	—	8,733	—
農 機 具	2,362	51,000	4.6
農 用 建 物	—	21,867	—
賃 借 料	2,563	11,167	23.0
土地改良・水利費	—	5,200	—
小 作 料	734	2,267	32.4
そ の 他	3,154	8,133	38.8

資料：表4-8に同じ。

注：表4-8に同じ。

そこで、農業経営費についてさらに費目別に比較したのが表4-9である。雇用労賃、動物費についてはほぼ都府県に近い額になっているが、戦後の日本農業の生産力の上昇に大きく寄与した肥料は39.4％、農薬は13.3％にすぎず、さらに農機具費は4.6％であり、光熱労働力費、土地改良・水利費にいたっては費目さえもない状態である。1960年代中期における沖縄の農業経営がいかに貧弱であったかが示されている。農家経済、農業経営費における都府県に対する沖縄の格差は第3章第2節でみた戦前期のそれよりもさらに大きくなっている。

このように農家は、戦後段階でもなお経営の内部に蓄積のメカニズムをもちえず、むしろ作目構成でいえば、さとうきびへの単一化が進み、経営の構造としてはより脆弱化したといえよう。

第2節 農地改革及び農地法が欠如したもとでの農地所有の構造

さて、以上のような形で存在した農家のもとで農地の所有と利用はどのようになされたであろうか。次にこの点に移ろう。戦後、アメリカ軍占領下に置かれた沖縄の農地の所有と利用関係における第1の特徴は、我が国戦後農業の出発点をなした農地改革が実施されなかったこと、さらに戦後の農業生産を担った自作農を制度的に支えた農地法が適用されなかったことである。本節ではこのような生産の手段としての農地の所有と利用を支える制度を欠いたアメリカ軍占領下において、農地の所有と利用の関係がどのような形態で存在したのかを明らかにしたい。

そこで、アメリカ軍占領下における農地の所有・利用関係の特徴を明らかにするための前提として、この動きを含めたアメリカ軍の土地政策についてにみておく必要がある。

まず、アメリカ軍が打ち出した農地に関する法令を整理すると次のようになる。

1945年10月23日 米国海軍軍政府指令第29号「旧居住地移住の計画と方針」が公布される。これは、アメリカ軍による占領直後の土地の所有と利用の混乱を解消するために出された指令である。1945年4月、アメリカ軍は沖縄本島上陸と同時に住民を非戦闘地域に移動させ、収容所に収容した。これらの住民は同年10月頃から元の居住地へ帰ることが許されるようになるが、各地でアメリカ軍が土地を占拠したまま居座り、元の居住地に帰れない住民も出るようになり土地の所有と利用の秩序が混乱状態に陥っていた。

この状態を解消するために、元の居住地に戻れない住民に対して、市町村長やアメリカ軍地区隊長の権限で、必要な土地を割り当てて使用させ、「土地所有者と利用者の間には、何等の契約関係も存在しないが、割り当てられた者は無償でその土地を使用する権利を有する一方、地主は、これを立退かしたり、地料を取り立てたりすることは許されない」とされた⁽⁴⁾。アメリカ軍が沖縄での土地利用秩序の整理に向けて最初にとった措置であり、「割当土地制度」とも呼ばれている。

そして農地についてはさらに、市町村長の責任で、所有権とはなんら関係しない形で土地を配分し、耕作させるという「割当耕作制度」が設けられる。すなわち、1946年1月23日付で、米国海軍軍政府指令第108号「農業中央管理」を発し、「有効適切に全部の耕地を利用すること」を指示する⁽⁵⁾。そしてそのための具体的な方法として、1946年3月19日、沖縄諮詢会農務部長から、各市町村、各地方庁へ「農耕地分配=関スル件」が通達される⁽⁶⁾。

しかし、割当耕作の指示はなされたものの、実際には指示通りには実施されなかったと考えられる。例えば、1947年2月21日、沖縄民政府農務部長、警察部長、総務部長、司法部長は連名で、「農耕地ノ適正ナル配分」「土地ノ賃貸借小作料又ハ現物收受等」の取締りを指示する文書⁽⁷⁾を各警察署長、農務関係駐在技術官、市町村長あてに発しており、また、1947年12月3日の沖縄民政府臨時部長会議において比嘉農務部長は割当耕作の実施状況について「厳格な市町村とルーズな市町村あり、区長に任せているので、元地主に大部分させているところがあります⁽⁸⁾」と述べている。

また実施された場合でも、一農家当たり割り当てられた耕地は、四反未満という零細なものであり、自給分の確保にさえもみたなかった⁽⁹⁾。割当耕作は、アメリカ軍の土地占拠を合理化し、農地の不足のしわ寄せを農民におしつけるものであった⁽¹⁰⁾。

「割当土地制度」、「割当耕作制度」は当面の土地利用秩序を整えるためのものであったが、これと平行してアメリカ軍は、戦争による住民の移動、地形の変貌、公簿、公図等の消失によって混乱していた土地所有権を確認するための作業も進めた。すなわち、1945年12月6日には米国海軍軍政府指令第63号「土地関係記録の収集および保存」によって土地関係記録の保存と収集を指示し、さらに1946年2月28日には同指令第121号「土地所有権関係資料蒐集に関する件」を発する。

指令第121号は、各村（市町）と各字に土地所有権委員会を設けさせて、地図と地籍簿を作成することを命じたもので、隣接土地所有者2名の保証連署を条件として、所有土地申告書を出させ、これを基礎に、字内、村内のすべての土地を調査して、最後には、公簿、公図を復元していこうというものであった⁽¹¹⁾。土地の所有権が確認されるまでの作業は次の順序で行われた。

1950年2月1日 米国陸軍軍政府指令第1号「土地所有権認定証明中央委員会」公布。土地所有権認定証明中央委員会が設置され、土地所有権認定の方式が検討される。

1950年4月14日 軍政府特別布告第36号「土地所有権証明」公布。土地所有権証明書の公布と登記簿作成、土地課税台帳整備の方向を明らかにする。

1951年4月1日 土地所有権証明書交付。

こうして戦後6年にして、土地所有に関する秩序は一応の回復をみることになる。

しかしこの過程は、石井啓雄が指摘しているように所有権を優先した秩序の回復であった⁽¹²⁾ということだけではなく、当時の混乱した状況のもとで、所有権の確認が極めて不正確であった⁽¹³⁾という点に大きな問題が残された。

以上が、アメリカ軍が占領直後にとった土地に対する政策であるが、この過程で指摘しておかなければならない重要な問題は、我が国戦後農業の出発点とされた農地改革が、沖縄においては実施されなかったということである。

もっとも経過としては、一時は農地改革の検討を指示したのではないかと思われる資料がいくつかある。この点についてもふれておきたい。すなわち、前述したように、1950年2月1日、アメリカ軍は土地所有権の秩序を回復するために「土地所有権認定中央委員会」を設置するが、この委員会の付随的

任務として「土地の所有に付随する権利の制限について」の研究と進言を行うことが含まれていた。その内容は、①一個人が所有しうる農耕地の面積、②所有者が要求する割当小作人への譲渡価格、③所有者が割当小作人に課しうる小作料、④割当小作人からの土地返還、といった四つの項目からなるが、これは農地改革の検討を指示したものではないかといわれている⁽¹⁴⁾。

またこれに先立つ1949年9月、「琉球列島における食糧並びに農業の現状」を調査したアメリカの農業経済学者であるレイモンド・E・ヴィッカーを団長とする調査団の報告書でも農地改革を実施すべきであることを提言している⁽¹⁵⁾。

同報告書は、当時の農地の利用関係について、「引揚者の増加の結果、土地のない農民の数は増加している」、「大土地所有者が出現する可能性がある」、「土地を有していない農民はしばしば耕作に必要な種子、肥料、労働を提供〔控除〕した後の収穫の50%以上もの法外な賃借料を支払っている。このような状況であるから小作人達は資本を蓄積できず、…非効率的な低い生産レベルに終生しばられている。端的にいうと、これら地主は貧困な小作人を擁することによって利益を得、…。この構造は経済相互取引行為というより搾取にも近い活動である」と述べている。

説明は全体として、戦前期日本本土における地主・小作関係をイメージしたような叙述になっており、大土地所有者が出現するであろうとの予測も大きく外れているが、小作料の率、小作人の立場などについては、終戦直後の小作の状況を比較的正確に映し出しているといつてよい⁽¹⁶⁾。このような状況を述べた後、報告書は「そういう弊害をなくするためにも、事業主が土地を所有できるように政府が奨励し、その上で琉球地域における小作の範囲を制限すべきである。また、小作を続けていかざるをえない人々から取られる地代に制限を設ける。このようなことは、もし琉球が日本国の一部として現在あったならすでに実施されていることであらう。軍政府は早急に日本の農地改革法の琉球版を作成するための基礎作業にとりかからねばならない。」と提言している。

そして、農地改革を実施するにあたって予め調査研究しておくべき事項として、

- a 自身の耕作能力以上の所有にかかる土地を解除〔解放〕した地主に対する補償額を算定するための基礎となる土地価格の等級の確立、
- b 通常の農家が効率的に耕作しうる土地面積の最高限度の確定、をあげている。

ヴィッカー報告と「土地所有権認定中央委員会」の任務として指示された「土地の所有に付随する権利の制限について」の関連を直接示す文書はないが、後者は前者をより具体化した内容となっており、この時期アメリカ軍のなかで農地改革についての検討の動きがあったものと考えられる⁽¹⁷⁾。しかし、「土地所有権認定中央委員会」は土地の所有権が一応確認されたことで任務を完了したとして米国民政府特別布告第8号「土地所有権」（1951年6月13日）によって解散される。農地改革は実施されることはなかった。「土地の所有に付随する権利の制限について」が、どの程度検討されたのか、またどのような判断によって農地改革が実施されなかったのかはなお明らかではない。

確かに、沖縄においては戦前期本土府県におけるような寄生地主制は形成されず、寄生地主を解体するという意味での農地改革の役割は大きくはなかったと考えられる。がしかし、農地改革が実施されなかったことはその後の沖縄農業における農地の所有と利用の関係とその理念において大きな問題を残した。所有の実態でいえば、第1に、自治体、企業等が所有する農地が小作地とした存在したこと、第2に、戦前日本軍が飛行場建設等の名目で接収した農地が国有の小作地として存在したこと、第3に、不在地主が所有する農地が存在したことがあげられる。

以上のことを統計的に確認すると表4-10のようになる。この表は、復帰直前の1972年（昭和47）1～3月にかけて復帰後の農地行政の基礎資料を得ることを目的に当時の琉球政府が行った『沖縄県における農地一筆調査報告書』で、農地法の観点からの農地の所有関係の把握がなされている。全体の構成をみると、農地の総面積は54,084haで、農地の所有主体数は延べ86,279人である。これは延べ数ではあるが「1971年センサス」における農家数60,346戸を大きく上回っている。所有主体は、ほとんど

表4-10 復帰前の農地の所有と賃借に関する総括表

(1) 実数

(単位: ha)

		農地所有 主体数	所有農地 の地積 ①	自作農地 の地積 ②	貸付等自作 以外の所有 農地の地積 ③	所有農地 以外の耕作 農地の地積 ④	耕作農地 の地積 ⑤=②+④
普通の世帯	在 村	70,522	43,876	39,744	4,132	9,938	49,682
	不 在 村	※10,925 (15,757)	4,646	2,174	2,472	320	2,494
	小 計	※81,447 (86,279)	48,522	41,918	6,604	10,258	52,176
普通の世帯以外のもの	部落・社寺(在村のみ)	47	152	88	64	2	90
	会 社 ・ 法 人	49	1,607	607	1,000	133	740
	市 町 村	25	2,798	849	1,949	84	934
	沖 縄 県 (旧 琉 政)		197	20	176	9	29
	国		805	17	787	97	115
	そ の 他	5	3	0	3	—	0
小 計		5,562	1,581	3,979	325	1,908	
合 計	実 数		54,084	43,500	10,584	10,584	54,084
	割合 (I) (%)		100.0	80.4	19.6		
	割合 (II) (%)			80.4		19.6	100.0

(2) 割合

(単位: %)

		農 地 所 有 主 体 数	所有農地の 地 積	自作農地の 地 積	貸付等自作 以外の所有 農地の地積
普通の世帯	在 村	81.7	(90.4)	(94.8)	(62.6)
	不 在 村	18.3	(9.6)	(5.2)	(37.4)
	小 計	100.0	89.7(100.0)	96.4(100.0)	62.4(100.0)
普通の世帯以外のもの	部落・社寺(在村のみ)		(2.7)	(5.6)	(1.6)
	会 社 ・ 法 人		(28.9)	(38.3)	(25.1)
	市 町 村		(50.3)	(53.7)	(49.0)
	沖 縄 県 (旧 琉 政)		(3.5)	(1.3)	(4.4)
	国		(14.5)	(1.1)	(19.8)
	そ の 他		(0.1)	(—)	(0.1)
小 計		10.3(100.0)	3.6(100.0)	37.6(100.0)	
合 計			100.0	100.0	100.0

資料: 沖縄県農林水産部『沖縄県における農地一筆調査報告書』1974年

注: 1. 調査の実施期間は1972年1月~3月。

2. 所有主体の把握は、市町村単位に行われたため延べ数把握となっている。

3. ※欄の下段()内は、市町村の集計値の合計である。

4. 数字はラウンドしてあるため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

5. 農地所有主体数の割合は(1)表の()内の数字に基づく。

は「普通の世帯」であるが、部落・社寺、会社・法人、市町村、県（旧琉球政府）、国といった「普通の世帯以外のもの」も農地を所有しており、これらの者が所有する農地は全農地の1割を占める。「普通の世帯」の農地所有者の所有規模では2町以上の所有者が3,294人、そのうち5町以上の所有者は499人である。

国有地は、旧日本軍が飛行場用地として接収した土地が戦後米国民政府（USCAR）の管理のもとに置かれ耕地として貸し付けられた土地と⁽¹⁸⁾、国有林が開墾され貸し付けられた農地があった。また、会社・法人が所有する農地は戦前、製糖会社が集積した農地がその中心をなす⁽¹⁹⁾。また市町村が所有する農地は明治期に柚山が当時の村に払い下げられ、後に開墾され農地化されされたものがその主なものである⁽²⁰⁾。

「普通の世帯」の農地所有者の約2割は不在村の者で、それらの者が所有する農地は全農地面積の約1割を占めていた。また、1町以上の貸付地を有する「普通の世帯」の農地所有者は912人であった。

このように会社・法人・自治体が農地を所有し貸し付けていること、不在村の者が農地を貸し付けていること、在村者でも1町以上の貸付農地所有者が存在したことが、農地法の適用がなかったこの時期の農地所有の形態的特徴をなす。貸付小作地は全所有農地の約2割で、そのうちの65.7%は、農地法が適用されていたと仮定すれば、いわゆる所有できない小作地に相当するものであった。

全体としてみると以上のとおりであるが、これらはいずれも特定の地域、市町村に集中していることがもう一つの特徴である。例えば、「普通の世帯以外のもの」が所有する農地のうちの割合は、石川市、大宜味村、石垣市、竹富町ではそれぞれ48.2%、36.7%、27.8%、25.1%も占めていた。ここでの「普通の世帯以外のもの」の内訳は、石川市、大宜味村はそれぞれの市と村、石垣市では会社・法人と市、竹富町では国であった。また、不在地主の割合では、粟国村の51%を筆頭に14の市町村で30%を超えている。そして、農地法が適用されていたとすれば所有できない小作地に該当する貸付地が全農地に占める割合が20%を超える市町村が8つある。

これらは当時はそれほど大きな問題にはならなかったが、日本復帰後、農地法が適用されるに当たって耕作権の確立という点で大きな障害であったし、また基盤整備、土地改良等の事業を実施するに当たって農地の権利関係は明確にしなければならないものであった。

さらに、農地の所有と利用の性格にかかわる、より重要な問題として、制度としても理念としても耕作権の確立がなされなかったということがある。すなわち、本土においては大正末期から昭和初期にかけての小作争議を経て耕作権の意識が小作農に形成され、それが農地改革によって具現化され、さらに農地法において、「農地は耕作する者が所有することが最も適当である」とする農地の所有と利用についての基本理念が打ち立てられ、これが戦後自作農を支える基盤となっていくが、その理念、精神は沖縄の農民には及ばなかったということである。その結果、農地は先祖からの財産として位牌に付随して移動するものであるという戦前来の農地所有観念は払拭されることなく、それに対する耕作権は確立されえないまま今日まで引き継がれることになるのである。

さて、アメリカ軍占領下における独自の土地問題としてはこのほかに、軍用地及び軍用地内に存する農耕地いわゆる「黙認耕作地」の問題があるが、このことについては詳細な研究がなされているので⁽²¹⁾、ここではその概要のみを確認しておこう。アメリカ軍の施設区域内にとり込まれているいわゆる「黙認耕作地」とは、アメリカ軍の恩恵によって耕作が認められた耕地ということではなく、元々農民の生存の基盤としての耕地が、アメリカ軍の軍用地として取り込まれるが、その後もなお農民の生存権の行使として耕作され続けたという点にその本質がある⁽²²⁾。

実態としては、1964年では面積が1,627ha、軍用地内の耕地のみを経営する農家が1,669戸、耕作面積と農家数に占める割合がそれぞれ、3.3%と2.2%、71年では1,015haと992戸、割合では2.1%と1.6%を占めた。全耕地と農家のなかでの比重はそれほど大きくはないが、軍事基地が集中する沖縄本中部では1971年でも嘉手納村で全耕地の82.8%が、読谷村では56.9%が、北谷村では48.8%が軍用地

内にある耕地であり、作物の規制、火気使用の禁止、あるいは予告無しの耕作の禁止など極めて不安定な耕作が強いられた。

注

- (1) 外資の導入、貿易の自由化を進めるために次の布令が発布された。
 1958年9月12日 高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」。
 同12号「琉球列島における外国貿易」。
 1958年9月15日 高等弁務官布令第14号「通貨」。
 布令14号は、琉球列島における法定通貨をそれまでのB円から米国ドルに切り替えるというものであり、9月16日付で実施された。
- (2) 琉球銀行調査部『戦後沖縄経済史』1984年、p.607.
- (3) 戦後一時期、アメリカ軍は、さとうきびは食糧増産の妨げになるとしてその栽培を禁止する措置をとった。この方針が変更され、アメリカ軍が糖業の復興に取り組むようになるのは1950年になってからである。
- (4) 石井啓雄・来間泰男『日本の農業』106・107—沖縄の農業土地問題—農政調査委員会、1976年、p.69.
- (5) 『琉球史料』第7集（『沖縄県農林水産行政史』第12巻、所収）p.388.
- (6) 前掲『琉球史料』第7集 p.389.
 なお、「農耕地分配ニ関スル件」で指示された農耕地の分配の方法は次のとおりである。
 農耕地配分方法
 農耕地ヲ左ニ依リ分配スルモノトス。
 一 耕地ハ、軍政府ノ委嘱ニ依リ、村長（市町長）ノ責任ニ於テ、之ヲ住民ニ分配耕作セシムルモノトス。但シ、土地ノ所有権トハ何等関係ナキモノトス。
 二 耕作者ヲ、次ノ通り二種ニ區別ス。
 A 該村（市町）ニ定着スル農耕者。
 B 移動ヲ予想セラルル住民。
 三 耕地ノ分配
 1 耕地ハ、可動者数ニ基イテ分配スルコト。
 2 耕地ノ一部ヲ共同耕作地トシ、今後受入移動者ニ分配スル様保有スルコト。
 3 Aニハ、自活ノ出来ル程度ニ耕地ヲ分配スルコト。Aニハ、戦前ノ所有地ガ判明セルモノハ、ナルベク其ノ者ニ分配スルコト。
 又Bニハ、耕地ヲAヨリ少ク分配スルコト。Bニハ、前記ノ共同耕作地ヲ併セ共同耕作セシムルコト。
 四 軍政府ノ作業ハ、ナルベクBニナサシムルコト。
- (7) 前掲『琉球史料』第7集 pp.390～391.
- (8) 1947年12月3日 沖縄民政府臨時部長会議における比嘉農務部長の報告。
 『琉球史料』第1集（『沖縄県農林水産行政史』第12巻、所収）p.183.
- (9) 「沖縄の農業経営に関する要望事項」（前掲『琉球史料』第1集 pp.226～227）。
- (10) 1949年9月、琉球列島における食糧並びに農業の現状を調査したアメリカの農業経済学者であるレイモンド・E・ヴィッカーリーを団長とする調査団の報告書「琉球列島における農業および経済復興について」でも、①アメリカ軍が占拠している土地がかつて耕作されていた土地の20%を占めている、②軍施設の境界線が一定せず常に変更されているので、農家は将来どの土地が使えるのかまったく予知できない、③恣意的に土地を接収されたり、農作物を台なしにされる等の被害を被っ

た農家に対し、何の補償もなされず、被害農民の権利が保護されなかった、としてアメリカ軍の土地接收の「非効率性」を指摘し、すべての軍施設は土地の必要性を改めて検討し、さほど重要でない分に関しては解放すべきである、と提言している。

(『沖縄県農林水産行政史』第12巻, 所収) p.823.

(11) 石井・来間, 前掲『沖縄の農業土地問題』p.71.

(12) 土地所有権確認後、「割当土地」に対しては次のような措置がとられた。1951年4月16日付で特別布告第4号「土地所有権について」を發布し、51年4月1日から6カ月間は、原則として、所有権の行使によって占有者を立ち退かしてはならないとした。そして沖縄群島政府はこれを受けて、1951年9月28日、「沖縄群島割当土地に関する臨時処理条例」を制定し、「土地所有者と土地使用者は、1951年4月1日をもって、公共・住居又は農耕を目的とした割当土地の賃貸借を締結したものとみなす」と定めた。その存続期間は建物所有3年、耕作1年6カ月であった。

石井・来間, 前掲『沖縄の農業土地問題』p.70.

(13) 土地所有権確認の不備な点について、石井啓雄は次のように整理している。

①諸記録滅失、証拠不十分のまま行わざをえなかった。②素人が手製の器具で測量しただけのものだった。③住民の離散、死亡、行方不明、未帰還などのため申告もれとなった例や、親戚が代わって所有権証明書を受けた例も多かった。④すでに米軍用地だったところは測量できず、筆界確定もできないまま図面の上だけで、面積を「はめ込む」とどまった例も多かった。そのため「所有者不明土地」や「市町村非細分土地」として、一括登記しなければならなかった土地も生じた。

石井・来間, 前掲『沖縄の農業土地問題』pp.71~72.

(14) 来間泰男「沖縄における土地問題」(九州農業経済学会『農業経済論集』第25巻, 1974年) p.20.

石井・来間, 前掲『沖縄の農業・土地問題』p.72.

(15) 「琉球列島における農業および経済復興について」(『沖縄県農林水産行政史』第12巻), 引用文中 [] 内は筆者。

また同報告書では、また戦前期に日本軍が飛行場建設等のために接收し戦後日本国有地として保有している土地、および会社、法人等が所有している土地についても、その所有権を住民に移すことを求めている。

(16) 第5章第2節で述べるように戦後の一時期、水田の小作においてはかなり高率の小作料が存在していた。

(17) アメリカ軍とは別に沖縄の側でも農地改革の構想があったことが、後に明らかにされた。構想の立案者は沖縄民政府知事で、時期は1947年1月から6月とされている。

嘉陽安春『沖縄民政府』久米書房, 1986年, pp.132~137.

(18) 旧日本軍飛行場用地の耕作の問題について、来間泰男「旧日本軍接收用地問題—宮古・石垣島の場合—」(『沖縄タイムス』1977年1月10~15日)。

沖縄総合事務局農林水産部農政課『農家の土地保有・利用関係基礎調査報告書』(石井啓雄「伊江村」) 1983年。

『沖縄県史』10, 沖縄戦記録2「八重山編 第3章 飛行場建設」, 1974年。

(19) 会社・法人所有地の耕作については、石井・来間, 前掲『沖縄の農業・土地問題』(「石垣島、製糖会社有小作地地区の農地問題」)を参照。

(20) 第1章第4節を参照。

(21) 石井・来間, 前掲『沖縄の農業・土地問題』(「軍用地と軍用地耕作」)。

石井啓雄「生存・労働条件としての土地所有と軍用地料」(駒沢大学経済学会『経済学論集』第15巻第3・4号, 1984年)。

(22) 石井・来間, 前掲『沖縄の農業・土地問題』(「軍用地と軍用地耕作」)。

第5章 農地の所有と利用の基本構造

第1章から第4章において、農地の所有と利用の歴史過程を検討してきた。そこで明らかにされたことを整理すると次のようになる。

まず、私的土地所有の権利が付与されるまでの前史をなす共同体的土地所有を基盤とする地割制の段階において、従来指摘されていたような富農と貧農の分化、配分地の集積が進んでいただけではなく、その一方では地割と地割の間に生じる農地の利用を調整するための農民相互の農地利用の“やりくり”も広範になされていたことが考えられた(第1章)。また、この農地の利用における二重の構成は、私的所有権が付与される土地整理事業の過程を経て後も、それぞれの関係は全てが清算されたのではなく、農地の利用、貸借の観念としては引き継がれたことが考えられた(第1章)。

農地の所有と利用の主体となる農家は、私的土地所有権が付与されて後も、経営体としての基盤が極めて脆弱であり、戦前期、「家」制度として理念化された我が国一般における農家の性格は極めて未成熟であった(第2章)。

戦前期の農地の貸借の関係では、ウェーキ・シカマ関係と称される労働地代を媒介とする寄生地主制より一段と古い貸借関係が形成されるが、その寄生地主制への転化は農業における生産力水準の圧倒的な低位性に規定された余剰の少なさによって阻まれる。その一方では“預け・預かり”と称される、親戚同士の小作料を伴わない農地の利用が存在した(第3章)。

ウェーキ・シカマ関係の農地の所有者であるウェーキ層は近世期から旧慣存続期における地方役人を主な系譜としていることから、この関係が形成される基盤には、土地整理事業前の地方役人あるいは富農層と貧農の関係があると考えられる。また“預け・預かり”は、戦前期にあっては移民・出稼ぎに出た者が農地を親戚に“預ける”ものが、その主な形態とされている。

さらに、戦後は1945年(昭和20)から72年(昭和47)まで、アメリカ軍の軍事占領下におかれ、ここでは農家の経営基盤はなお脆弱であり、また農地の所有と利用の面においては、戦後我が国農業の出発点をなした農地改革は実施されず農地法も1972年の日本復帰まで適用されなかった。その結果、農地の所有・貸借の関係は基本的には戦前の関係が戦後段階へ引き継がれることになる(第4章)。

そこで、このような過程を経てきた農地の所有と利用は、今日どのような構造で存在し、それはどのような性格を有しているのか。このことを分析することが本章の課題である。分析は、農地所有の性格を直接反映すると考えられる農地相続の形態と農地の貸借を通して行う。また基本構造を把握する時期は、所有と貸借についての具体的な資料が得られる戦後期においた。

第1節 農地の相続慣行と所有

我が国における農地相続の形態は、あととりである直系年長男子(以下、長男子とする)による単独相続を支配的な形態としている。長男子単独相続は、戦前期にあっては、家長の統率のもとに農業経営を行う「家」制度及びその物的基盤としての「家産」の承継と深く結び付いた形態として存在していた。戦後は、一連の民主化の過程で「家」制度が解体されたことから、農地の相続もまた分割の形態に向かうのではないかとする見解も生まれた。しかし川島武宜は、1965年、農家の相続を農地以外の財産も含めてとらえると分割の形態をとっているが、農地についてはなお、あととり(一揆的には長男)が単独に相続していることを明らかにした⁽¹⁾。

もっとも、我が国における農地相続の形態は、一般的には長男子単独相続を支配的な形態としながら、その一方に分割相続の慣行が存在する地域があることも知られていた。分割相続については、鹿児島における慣行が早くから注目され、多くの調査、研究がなされてきた。中尾英俊は、1965年、鹿児島における農地の分割相続の起因を鹿児島農業の生産力の低位性と、幕藩体制下の薩摩藩における独自

の土地制度である門割制度に求め、さらに、そこにおける農家の性格として、「家」あるいは家父長制が成立していなかったことを指摘した⁽²⁾。また、石黒重明、川口諦も1966年、同様のことを指摘し⁽³⁾、そこにみられる特殊性は「日本農村社会一般に広く内在されているメカニズムの一つの表現ではないのか」「特殊のなかの一般としてのそれではないのか」との視点を提起した⁽⁴⁾。

そこで、沖縄における農地の相続形態であるが、長い間、位牌の承継に伴う長男による単独相続という説がほぼ通説化していた⁽⁵⁾。

これに対して、石井啓雄は1976年、沖縄本島南部の農村で分割相続の事例を報告したのを始め、各地の調査で同様な事例がみられることを指摘した⁽⁶⁾。その後、1978年には全国農業会議所が農地相続についての意識と実態に関する全国規模の調査を行い、さらにその翌年、農林水産省も同様の調査を行ったことにより、沖縄の農地の相続形態を全国のそれと比較することが可能になった。表5-1-(1)、表5-1-(2)は農林水産省による調査の結果を示したものであるが、いずれも、鹿児島と並んで沖縄でも相続の際に農地を分割するケースが多く、他の地域との間に大きな断層があることを示している。

表5-1-(1) 農地の生前贈与の形態 (1970~79年) (単位：%)

	あとつぎに一括贈与した (1)	あとつぎだけに一部贈与した (2)	配偶者や他の子供にも贈与した (3)	配偶者やあとつぎ以外の子供だけに贈与した (4)	その他 (5)	計	あとつぎ以外にも分割贈与した (3)+(4)+(5)
北海道 都府県	83.6	8.0	3.0	0.9	4.5	100.0	8.4
	63.0	12.2	10.3	4.6	9.9	100.0	24.8
東北 近畿 北九州	72.0	11.8	5.1	3.3	7.8	100.0	16.2
	61.2	12.1	11.6	4.1	10.9	100.0	26.6
	66.4	13.9	8.6	2.0	9.1	100.0	19.7
鹿児島 沖縄	35.9	17.3	27.3	5.2	14.3	100.0	46.8
	35.3	20.2	31.2	5.0	8.3	100.0	44.5

出所：磯辺俊彦「基本法農政の農法論的基礎」（農政調査委員会『基本法農政下の農業・農政と今後の課題』、1987年）より引用。

原注：1. 都府県は沖縄を除く。

2. 計は不明を除く。

3. 農水省農政課『農地保有の構造と意識』昭和56年による、この調査は昭和54年に実施され36,153戸が集計された。

表5-1-(2) 農地の相続形態 (1970~79年) (単位：%)

	あとつぎが一括相続した	均分に相続した	均分ではないが配偶者や在宅の子供も相続した	均分ではないが他出している者や他出する者も相続した	農地の分割方法を決めておらず共有のまま	計
北海道 都府県	90.7	1.5	3.1	1.5	3.3	100.0
	85.2	2.8	4.8	4.6	2.6	100.0
東北 近畿 北九州	92.7	1.6	2.2	2.1	1.3	100.0
	88.4	1.4	3.0	4.2	3.0	100.0
	83.2	3.3	6.5	4.1	3.0	100.0
鹿児島 沖縄	53.1	11.9	12.6	15.4	7.0	100.0
	57.9	14.7	18.9	1.1	7.4	100.0

出所：表5-1-(1)に同じ。

原注：表5-1-(1)に同じ。

以上の結果を受けて、筆者は、沖縄における農地相続のより具体的な実態を明らかにし、その論理を検討するために、県内全域において同一の調査方法をもって農地相続に関する調査を行った。

調査の方法は、地域を沖縄本島と宮古、八重山に区分し、沖縄本島をさらに北部、中部、南部に区分した。さらに農地所有の歴史的な性格に着目し、かつて地割制があった百姓集落（以下、本集落とする）とそれがなかった屋取集落⁽⁷⁾に区分した。調査対象集落と調査戸数は表5-2のとおりである。

農家選定の基準は、経営耕地面積規模が各階層に分布するように考慮し、さらに世帯主に兄弟姉妹がいること、世帯主の年齢がおおむね50歳以上であることにおいた。

相続には、民法でいう相続のみではなく、被相続人の生前になされた財産の分与（贈与）も含めてとらえた。農地の場合、贈与での分与もかなりあり、分与を民法の規定する相続のみに限定すると、農地分与の全体をとらえたことにならないからである。また、相続の数え方については、一つの世帯での親から子への分与を1件としてとらえた。例えば、兄弟が3人いて3人に分与があった場合、その時期にズレがあっても1件としてとらえるということである。相続の事例は一つの世帯でも2件ある場合があり（世帯主への相続と世帯主の親へ相続）、したがって、相続の件数は調査戸数を上回る。

調査の時期は、宮古、八重山が1986年、沖縄本島が1987年である。

以下、調査の結果をまとめると次ようになる⁽⁸⁾。まず、表5-3に農地相続の単独、分割の割合を示した。沖縄本島では、本集落において分割の割合が高い値を示しているのに対し、屋取集落ではその割合が低いことがまず指摘できる。また、宮古、八重山でもかなり高い割合で分割が現れている⁽⁹⁾。

しかし、分割の場合も、分与の対象となっているのは男子であり、女子はほとんど対象になっていない。つまり、農地は相続の際に分割されるのであるが、それは基本的に男子を対象にした分割であるということである。

さらに分割の方法について、分割の場合のあととり（一般的に長男）の取り分を示すと表5-4のようになる。本集落では、分割の事例の約半数は、被相続人の代の農地の7~8割をあととりが取得している。あととり以外の者には残りの2~3割程度が分与されることになるのである。屋取集落では、あととりの取り分がさらに多くなり、あととり以外の者の取り分は1割程度でしかなくなる。逆に宮古、八重山では、あととり以外への分与の割合が相対的に大きい事例が多いという傾向がみられる。

あととり以外への分与を実際の面積でみると、沖縄本島では1反から2反の事例が多いが、1反未満の事例もみられる。特に屋取集落では300坪未満の事例が相対的に多い。宮古では3~5反、5反~1町、1町以上に分散しており、八重山では1町前後の事例が比較的多い。

以上のことをまとめると、沖縄における農地の相続は、男子を対象に分与する形態が支配的であるが、分与の方法はあととりたる長男が優先され、長男以外の者には全体の2割から3割の範囲で分与されるということになる。

以上が農地相続の形態であるが、それではこのような相続形態が形成される背景にある、農地に対する農家の考え方はどのようなものであろうか。

表5-2 調査集落と農家数 (単位:戸)

集 落 名		調査農家数	集落総農家数 (1985年農業センサス)
本 集 落	国頭村比地	13	20
	石川市嘉手苅	14	43
	知念村久手堅	15	34
屋 取 集 落	本部町大堂	14	20
	具志川市川田	15	101
	知念村久原	16	50
宮 古	下地町上地	14	100
	多良間村塩川	11	230
八 重 山	石垣市大浜	15	217
	竹富町波照間	14	187
	与那国町祖納	15	144

表5-3 農地相続の単独、分割の割合

(単位：件，%)

		単独、分割の区分			あととり以外の分与の対象						土地 なし	未定
		計	あととり 単 独	分 割 (割合)	男 子			女 子				
					計	分 与 (割合)	分与 なし	計	分 与 (割合)	分与 なし		
沖 縄 本 島	本 集 落	57	20<11>	37(64.9)	46	37(80.4)	9	44	1(2.3)	43	9	-
	屋取集落	74	47<18>	27(36.5)	56	27(48.2)	29	60	1(1.7)	59	9	-
	宮 古	36	10< 7 >	26(72.3)	29	26(89.7)	3	31	-	31	-	-
	八 重 山	66	16< 6 >	50(75.8)	60	50(83.3)	10	52	3(5.8)	51	1	2

出所：仲地宗俊「農地の相続慣行」(『農業法研究』26, 1991年) p. 20.

原注：1. 世帯主の親の代への相続と世帯主の代への相続を対象にした。

2. 単独、分割の区分は、農地が分割されているか否かによった。

3. 単独の欄の < > は相続人の代の男子が1人のみのものである。

表5-4 分割相続の場合のあととりの取り分

(単位：件)

		50%未満	50~70	70~90	90%以上	計
沖 縄 本 島	屋取集落	1	4	8	5	18
	本 集 落	5 ^{1) 2) 3)}	4	9	1	19
	宮 古	3 ⁴⁾	6	5	1	13
	八 重 山	5 ⁵⁾	6	7	2	20

出所：表5-3に同じ。p. 21.

原注：それぞれの個人の分与分が分かる事例の集計である。

1. 長男、次男は出嫁ぎ、三男が親を扶養。位牌は長男。

2. 長男は出嫁ぎ、五男が親を扶養。位牌は長男。

3. 長男は海軍に行行って行方不明だったので、次男が財産を分けた。

4. うち2件は長男が死亡。

5. うち1件は長男が死亡し、次男が親を扶養。

まず、長男が優先するという側面から検討しよう。相続において長男が農地の大部分を取得する理由として一般的に言われていることは、長男が位牌を承継し、位牌に土地が付くからだとされている。

位牌を承継する者が農地の多くの部分を承継する要因については、「慣行」とされているだけで明確な根拠は把握できない。ただ数は少ないが具体的な回答例としては、「長男は親兄弟のめんどうをみて位牌を継ぐ」「(位牌をもつと) スーコー(法事)をしたりいろいろたいへん」と表現されることがある。親の扶養、あるいは位牌祭祀の行事が極めて煩雑であることから、そのことに伴う経済的負担の代償などが考えられるが、位牌に土地が結び付く要因についてははっきりした論証はなされていない。

さてそこで、農地相続のいま一つの特徴をなす分割の側面に移ろう。この場合まず問題になるのは、分割についての意識である。この点を検討するために、分割についての考え方を表5-5に示した。表現はそれぞれ異なるが、いずれも、分家する次・三男になんらかの生活の補助をするという意識がある

ことが読み取れる。宮古の上地や八重山の大浜では、補助の範囲にとどまらず、農耕のための馬や水牛を含めて、一戸の農家が成り立つような分与がなされている。すなわち、相続における農地の分割は、分家する者になんらかの生活の補助をするという意識に基づいてなされているといえよう。

表5-5 何故、農地を分けるか

集落名	農家番号	年齢	続柄	兄弟・姉妹	農地の分与についての考え方
比地	8	79	三	男6 女2	長男、次男出稼ぎ、三男(本人)が親のめんどうをみた。位牌は長男。三男分与分70%。
	10	53	四	男4 女1	200坪でも300坪でもあればイモを作ったり、野菜を作ったりできる。
嘉手苳	3	55	四	男6 女3	土地は父だけではなく兄弟もいっしょに働いて買った。だから分けるのはあたりまえ。父もそのように言っていた。
	5	53	長	男3 女5	父は、土地は子や孫のために(譲る)増やすのだと言っていた。土地がないと生活できない。
久手堅	11	67	三	男5 女4	男5、ほぼ平等に分けた。長男は長い間八重山に行っていて、末子の五男が「家(ヤー)」をみていた。
上地	5	55	次	男4 女5	長男死亡により、次男(本人)が「家(ヤー)」を継ぐ。土地を分けるのは(次・三男が)分家して生活ができるようにするため、昔は土地だけでなく、牛、馬、豚、味噌までも分けた。
	8	63	次	男5 女3	※分与については、本人の母親(79)より聞き取り。長男 戦死。次男(本人)が「家(ヤー)」を継ぐ。三男、他出(分与あり)。四男 地元、農業。五男 他家へ養子。三男、四男に本来の分け分の他、畑9反を買って分けた。三男、四男の生活のため、次・三男が分家すると労働(力)も失う。財産も失う。みんな借金して次・三男を分家させた。
大浜	5	64	長	男4 女3	次男 死亡。三男 養子。四男 地元、農業。四男への分け分、畑5反、田2反、屋敷150坪、馬一頭。
	7	67	長	男4 女2	次男 地元、農業。三男 他出。四男 地元、農業。次男への分け分、畑1町、田2反、屋敷150坪、水牛1頭、馬1頭。三男 土地なし、父の印鑑を持ち出し金を借りた。四男 土地なし、屋敷と水牛1頭。籾2,000斤。
	11	62	長	男2 女1	次男 畑2反、屋敷200坪。その他、父の遊び子に8畝分ける予定。

出所：仲地宗俊「農地の相続慣行」(『農業法研究』26, 1991年) p.24.

原注：分与の理由について回答が得られた17の事例のうち、代表的なものを例示した。

次の問題は、このような分割の慣行がいつごろから存在していたかである。分割の歴史性をみるために、表5-3に示した分割の事例を時期別に整理したのが表5-6である。この表から、農地の分割は、近年になって発生したものではなく、明治・大正期までさかのぼり、かなり早い時期から存在していたことが分かる。それだけではなく、この表はさらに、本集落、宮古、八重山と屋取集落の間にみられた農地の分割の割合の隔たりも、明治・大正以来のものであることを示している。

本集落と屋取集落との土地所有をめぐる歴史的な違いは、本集落は土地整理事業前に百姓地を共同体的に所有し、地割を行いつつ利用していたのに対し、屋取集落ではそのような土地所有及び地割がなかったという点にある。地割は農地が集落の構成員たる個々の農民に配分され、一定の期間において割替えされるという制度であった。すなわち、地割制のもとでは、農地の利用は労働力(農民の頭数)と対応していたと考えられる⁽¹⁰⁾。このことが農地が個人に結び付く観念を形成し、それが土地整理事業後

も引き継がれ、相続の際に農地を分割する慣行として存続したのではないだろうか。本集落と屋取集落の間における分割相続の割合の差はそのことを示しているのではないだろうか。

表5-6 時期別にみた分割相続の割合 (単位：%)

	沖 縄 本 島		宮 古	八 重 山
	本 集 落	屋 取 集 落		
不 明	—	—	—	—
I 明 治・大 正	71.4	21.4	75.0	100.0
II 昭 和 戦 前	85.7	46.2	100.0	100.0
III 昭 和 20～31 年	72.7	75.0	100.0	81.8
IV 昭 和 32～46 年	100.0	50.0	100.0	71.4
V 復 帰 後 (予 定 を 含 む)	83.3	42.9	71.4	60.0
計	80.4	48.2	89.7	83.3

出所：表5-5に同じ。p. 25.

原注：1. あととり以外の男子についての分割の割合である。

2. 分割の時期は最初の分与の時期をとった。

3. 昭和20～31年は、沖縄において旧民法が効力を有していた時期である。

4. 昭和32～46年は、琉球立法院における旧民法の親族・相続編改正法（内容は新民法に同じ）が施行されていた時期である。

ちなみに、地割制のもとでの分家の際の農地の分与について、仲吉朝助の「琉球の地割制度」は次のように述べている。「地人の子弟が分家する場合には、之を地人に編入して地割地を配当するを普通とすれども、土地狭少なる村にありては、近代に至り分家者には之を配当せず、分家者は地割替毎に其本家の地割配当を受けたる土地の中より分配を受くるに過ぎず、従って此等の分家者は村に対して、直接貢租及び夫役の義務を負担せずして、本家に対して其分与されたる土地に相当する分担をなすものなり」⁽¹¹⁾。つまり一般的には分家者に対しては「村」が配当をするのであるが、「近代」になると本家が分与しているというのである。これは地割が変容しそれぞれの家の持地数が固定した地域での対応と考えられる。

また、一木喜徳郎は、「分家ヲナシタルモノニハ村ノ承諾ヲ要セスシテ本家ノ分配高ヨリ分与スルモノアリ、又間切ニ依リ分家ノ数多キトキハ臨時割替ヲ行フコトアリ」(読点、引用者)⁽¹²⁾といった事例を報告している。これらは地割制のもとでの分家者に対する土地の分与が当初は「村」によってなされていたものが、徐々に本家から分家者への分与という形に移行してきたことを示している。この過程で本家が零細で分与が出来ない場合も生じたであろう。この場合まず女子が分与の対象から除かれていったのではないだろうか⁽¹³⁾。

以上のことから、長男を優先しつつ男子に農地を分割する相続の意味は次のようにまとめることができよう。すなわち、近世から旧慣存続期にかけて、農地は「村」の所有のもとに置かれ、利用は「村」の構成員の間で割替えして行い慣行が存在していた。そこへ、近世末から明治にかけて、長男による承継を原理とする位牌承継の観念が農村に広まるようになる。それが土地整理事業によって土地の私的所有の権利が付与されることにより、零細な耕地規模と低い生産力水準のもとで、位牌を承継しかつ親を扶養する長男の経済的要求として、位牌と農地の所有が結び付いていったのではないか。しかし一方、農地利用のより基層には、農地は各人の生活の基盤であるという地割制以来の意識があり、位牌を背景とする農地の取得は農地利用の基層をなすこの観念と衝突、妥協を繰り返しながら、長男を優先しつつも男子には農地を分与する形態として形成されていったのではないだろうか。

つまり、この形態は単に長男を優先しつつ次・三男にも農地を分与するという静態的な二面性としてではなく、それぞれのヤーの内部、あるいは地域における長男優先と次・三男分割の衝突と妥協の結果として現れる形態といえよう。したがって、それは地域によっても長男優先がより強く現れる地域、あるいは比較的分割が多い地域といったバリエーションを伴うことになる。

ところで、農地の相続において分割を行う論理が以上のように考えられるにしても、それが存続しえた要因はどのように考えればよいであろうか。次にその点へ論を進めよう。

まずいえることは、第2章第3節で明らかにしたように、沖縄では「家」の形成が未熟であり、したがって、そこでは農地が「家産」としての性格をもたず、家族員の生活の基盤として意識されてきたことである。そして第2の点として、第2章第1節でみたように農地の大半が分割が比較的容易な畑であり、かつ過去労働の投下が極めて乏しい「裸の農地」として存在したことがあげられる。

このことにさらに経済的条件として、戦前期の県内における労働市場の未展開、その狭隘性の問題が加わる。すなわち、第3章第2節で述べたように戦前期における沖縄の労働市場は極めて狭隘であった。狭隘な労働市場のもとで生活の場は農業しかなく、農村には過剰人口が絶えず滞留することになる。農業で生活が維持できない者は出稼ぎ、あるいは移民として流出していかざるをえないが、しかし、長い歴史過程を共同体的紐帯のなかで生活してきた彼らは、ぎりぎりまで共同体のなかにとどまることを望む。こうしたことが先述の二つの要因と合わせて、相続の際にわずかな農地ながらも分与するという慣行が維持されてきた基盤をなしてきたのではないだろうか。

また戦後にあっても、アメリカ軍の軍事占領支配のもとに置かれていた1972年までの間は、農業の生産基盤はなお弱く、また農村から労働力が流出していくのも1960年代に入ってからであった。

第2節 農地貸借の形態と性格

次に、農地の貸借の構造に移ろう。ここでの構造の把握は日本復帰前の貸借関係を通して行いが、その理由は以下のとおりである。一つは、農地法など農地の管理に関する法律・制度がまだ適用されておらず、農地の貸借が「自由」に行われていたこと、さらに、このような状況のもとでの農地の貸借の特質を把握する調査（「1971年沖縄農業センサス」）がこの時期⁽¹⁴⁾に実施されていることである。

まず、この時期の農地の貸借関係を統計的に把握すると表5-7のようになる。「1971年センサス」の結果によれば、自小作別の農家構成では、自作農51.9%、自小作農33.6%、小作農9.1%、「軍用地内の耕地のみ経営する農家」1.6%となっている。また耕地面積の構成では自作地76%、借入地21.9%、

表5-7 自小作別農家構成と自小作別耕地構成 (1964, 71年) (単位: 戸, ha, %)

		農 家					耕 地			
		総 数	自 作	自小作	小 作	軍用地内の耕地のみを経営する農家	総 数	自 作	小 作	軍用地内の耕地
実 数	1964年	74,269	40,336	23,631	8,633	1,669	49,460	37,826	10,007	1,627
	1971	60,346	31,326	20,286	5,403	992	47,154	35,883	10,316	992
構 成	1964年	100.0	54.3	31.8	11.6	2.2	100.0	76.5	20.1	3.3
	1971	100.0	51.9	33.6	9.0	1.6	100.0	76.0	21.9	2.1

資料: 「農業センサス」(1964年, 1971年)

注: 1971年の農家数は自小作別農家数から例外規定農家が除外されているため、自小作別の計と総数は一致しない。

「軍用地内の耕地」2.1%である。1964年（昭和39）から71年（昭和46）へかけては自作農の割合が減少し、自小作農の割合がやや増加、小作農がやや減少しているが、それほど大きな変化とはいえない。「軍用地内の耕地」は、第4章で述べたように、アメリカ軍が軍用地を囲い込んだ後もそのなかに存在し耕作され続けた、いわゆる「黙認耕作地」と称される耕地である。

この自小作農、小作農、借入地の割合は、同時期の全国のこれらの割合を大きく上回っている。ちなみに「1965年農業センサス」、「1970年農業センサス」における全国の割合は、1965年が自小作農17.9%、小作農1.7%、借入地5.3%、70年が自小作農14.5%、小作農1.1%、借入地5.6%である。これは、戦後の出発点において農地改革によって戦前の寄生地主制が解体され、さらにその後、農地法によって自作農体制を維持してきた本土府県における農地の所有と貸借関係の戦後過程と、戦後の出発点において、農地改革、農地法がともに欠如し、戦前期の農地の所有と貸借の関係がそのまま戦後に引き継がれた沖縄の戦後過程の違いといえよう。

農地の貸借関係をさらに経営耕地面積規模別にみたのが表5-8（1964年）、表5-9（1971年）である。1964年の自作・小作農別の農家構成の特徴としては、例外規定層と30a未満の零細層に小作農が多いことがまず指摘できる。自小作農は30a以上の各階層とも40%前後を占めており、この範囲では大きな階層差はみられない。また例外規定層と30a未満の零細層では「軍用地内の耕地のみ経営する農家」の割合も他の階層に比べるとかなり高い。経営耕地に占める借入地の割合は、例外規定層では41.5%と圧倒的に高く、30a未満層で26.8%、30a以上の層では20%前後でほぼ同じような割合になっている。

1971年には、例外規定層では農家の自作・自小作・小作の分類はなされていないが、借入地の割合でみると、例外規定層と30a未満層においてかなり高い割合を占めている。

以上のことから、農地の貸借の階層性については二つのことが確認できる。一つは例外規定層、30a未満層といった零細層のほぼ半数は自小作農、小作農という形で存在していること、他の一つは、30a以上の各階層でも借入地のある農家の割合が4割を上回っており、農地の貸借がかなり広範になされているということである。

表5-8 経営耕地面積規模別自小作別農家構成と自作地・借入地面積構成（1964年）
（単位：ha, 戸, %）

農家 耕地 区分 階層区分	農 家					経 営 耕 地			
	総農家数	自作	自小作	小作	軍用地内の 耕地のみ経 営する農家	総面積	自作	借入地	軍用地内の 耕 地
総 数	100.0(100.0)	54.3	31.8	11.6	2.2	100.0	76.5	20.1	3.3
例 外 規 定	100.0(7.5)	46.9	3.5	42.5	7.1	100.0	49.1	41.5	9.4
30a 未 満	100.0(33.8)	54.0	22.8	19.3	3.9	100.0	66.1	26.8	7.0
30~50	100.0(17.8)	54.5	37.0	6.9	1.6	100.0	73.8	20.6	5.6
50~100	100.0(23.0)	54.0	40.5	4.6	0.8	100.0	76.3	19.9	3.8
100~150	100.0(9.1)	57.2	38.1	4.0	0.7	100.0	78.9	18.4	2.6
150~200	100.0(4.0)	56.2	38.8	4.6	0.4	100.0	78.7	19.4	2.0
200~300	100.0(3.0)	55.0	40.5	4.0	0.4	100.0	78.5	19.5	2.0
300a 以上	100.0(1.8)	57.3	36.2	6.1	0.4	100.0	79.5	19.5	1.0

資料：琉球政府企画局統計庁『1964年農業センサス報告—総括編—』1966年

注：1. 経営耕地面積を有する農家のみである。

2. 軍用地の農地の貸借は除かれている。

3. 総農家数の欄の（ ）内は経営面積規模別の農家構成を示す。

表5-9 経営耕地面積規模別自小作別農家構成と自作地・借入地面積構成 (1971年)
(単位: ha, 戸, %)

農家 耕地 区分 階層区分	農 家					経 営 耕 地			
	総農家数	自作	自小作	小作	軍用地内の 耕地のみ経 営する農家	総面積	自作	借入地	軍用地内 の 耕 地
総 数	100.0(100.0)	51.9	33.6	9.1	1.6	100.0	76.0	21.9	2.1
例外規定	100.0(3.8)	—	—	—	—	100.0	55.5	38.9	5.6
30a 未 満	100.0(30.5)	59.1	20.8	16.5	3.7	100.0	70.1	24.2	5.1
30~50	100.0(17.0)	53.2	37.4	8.2	1.3	100.0	72.7	23.0	4.3
50~100	100.0(24.6)	51.0	42.3	5.8	0.9	100.0	74.8	22.2	3.0
100~150	100.0(10.5)	51.1	43.5	4.9	0.6	100.0	76.4	21.5	2.1
150~200	100.0(5.1)	51.1	44.9	3.7	0.3	100.0	77.7	20.8	1.5
200~300	100.0(4.9)	50.5	45.2	4.0	0.2	100.0	77.5	21.3	1.2
300~500	100.0(2.5)	50.8	43.9	5.2	0.2	100.0	76.3	22.9	0.9
500a 以上	100.0(1.0)	57.6	36.6	5.6	0.2	100.0	79.8	19.7	0.4

資料：農林省統計情報部『1971年沖縄農業センサス 沖縄県統計書』1973年

- 注：1. 例外規定農家は自小作別の分類がなされていない。
2. 軍用地内の耕地の貸借は除かれている。
3. 総農家数の欄の()内は経営面積規模別の農家構成を示す。

さて、このように借入地のある農家の割合が4割を上回り、特に30a未満の零細層では小作農が多いという階層の特徴をもつ農地借入れの小作料の形態と水準はどのようになっていたであろうか。この点については石井啓雄が琉球政府農林局農政課の「1965年小作料及小作関係調査」の結果を整理している⁽¹⁵⁾。同調査による小作料の形態を示すと表5-10のようになる。小作料の形態では、田と畑では大きく異なり、田では「支払いなし」が25.4%ある一方、「現物のみ支払い」が50.5%存在する。この現物小作料が「作り分け」であることは石井が指摘しているが⁽¹⁶⁾、筆者も離島の水田地帯で1960年代初期に水稲一期作が半々、二期作で地主3分の1、小作3分の2という形態の「作り分け」が存在したことを確認した。この地主は戦前来のウェーキの系譜を引く資産家であった。この「作り分け」は第3章でみた福岡県内務部「沖縄県小作ニ関スル調査」(1930年)⁽¹⁷⁾で報告されている「刈分小作」と同じ形態と考えられる。

畑の場合は8割が「現金のみ支払い」であるが、「支払いなし」が10%、「固定資産税のみ支払い」が5.4%存在するほか、「労働のみ提供」、「現金と労働提供」も1.9%存在する。

小作料の水準は、現物の場合を表5-11、現金の場合を表5-12に示した。現物の場合畑ではほぼ収穫高の3~4割の範囲であるが、田では3~4割が39%、5~6割が28.5%とかなり高い水準にある。「作り分け」小作の小作料の高率性を示している。田の小作料は現金の場合も高く、坪当たり4~5セント、10~15セントの両極に分布している。畑は5セント以下が73.2%を占めている。ちなみにこの時期のさとうきびを対象にした農地純収益は坪当たり8セントで、小作料4セントはその5割、5セントは6割に相当する⁽¹⁸⁾。

すなわち、小作料の形態は支払いのない形態と「作り分け」による高率の現物小作料を両極に、その間に現金支払いを主体とするいくつかの形態が並存する構造をもっていたといえよう。

次の問題は、このような多様な小作料の形態を形成する農地の貸し手と借り手の関係である。この点は農地貸借の性格を明らかにするうえで重要な意義をもつ。「1971年センサス」は借入地を借入れの相手方によって「親せきから預かって耕作している土地」、「その他の個人から借り入れて耕作している土

地」、「個人以外から借り入れている土地」といった項目に区分した調査を行っている。「親せきから預かって耕作している土地」は小作料の支払いのないいわゆる“預け・預かり地”であり、「その他の個人から借り入れて耕作している土地」は小作料の支払いのある一般の賃貸借、「個人以外から借り入れている土地」は会社、その他法人、自治体、国などから借り入れている農地であった。その結果の概要については第3章第2節で述べたが、ここで農地賃借の特質を明らかにするために、さらに具体的に検討することにした。

表5-10 小作料の形態（面積割合）

（単位：％）

	支払いなし	固定資産税のみ支払い	現金のみ支払い	現物のみ支払い	現金と労働提供	労働のみ提供	計
田	25.4	3.3	20.2	50.5	0.4	0.3	100.0
畑	10.0	5.4	80.4	2.3	0.1	1.8	100.0

出所：石井啓雄・来間泰男『沖縄の農業・土地問題』p.97.

原資料：琉球政府農林局農政課『1965年小作料及小作関係調査』

表5-11 小作料の水準－現物のみ支払うもの場合（面積割合）

（単位：％）

	3割未満	3～4割	4～5割	5～6割	6割以上	計
田	17.4	39.0	15.1	28.5	—	100.0
畑	2.6	97.3	—	—	—	100.0

出所：表5-10に同じ。

表5-12 小作料の額－現金のみ支払うもの場合（面積割合）

（単位：％）

	坪当たり1セント未満	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7	7～8	8～9	8～10	10セント以上	計
田	2.7	6.8	12.2	17.1	30.0	2.2	4.8	4.5	1.3	—	18.5	100.0
畑	10.3	11.4	19.8	16.9	14.8	11.1	2.7	2.6	1.4	8.0	5.0	100.0

出所：表5-10に同じ。

借入地の相手方別の構成を面積と農家の割合で示すと表5-13のようになる。面積の構成では、「親せきから預かって耕作している土地」21.7%、「その他の個人から借り入れて耕作している土地」46.1%、「個人以外から借り入れている土地」32.2%、農家の構成では「親せきから預かって耕作している土地がある農家」34.7%、「その他の個人から借り入れて耕作している土地がある農家」57.6%、「個人以外から借り入れている土地がある農家」18.4%となっている。

「個人以外から借り入れている土地」のうち、会社が所有している土地は、戦前期、製糖会社が取得した土地が主体をなし、自治体の土地は、自治体が所有する林野が戦後開墾されたもの、国からの借入地は国有林の開墾と、戦時期に飛行場を建設するために旧日本軍が接収した農地を耕作しているものなどが主体をなす。製糖会社が所有する小作地はすでに戦前期にもあったが、戦後におけるこのような小作地の存在は、農地改革と農地法を欠いた戦後沖縄における特殊な形態と見てよい。これらの借入地は農家の割合に対して面積の割合がかなり大きくなっているが、これは会社、自治体、国などが所有する土地が、主に宮古、八重山、沖縄本島北部に存在し、一農家当たり借入面積が比較的大きいことによる。

表5-13 借入れの相手方別借入耕地の面積と農家数 (単位: ha, 戸, %)

		総 計	親せきから預かって耕作している土地			その他の個人から借入れている土地			個人以外から借入れている土地
			小 計	所有者は市町村内	所有者は市町村外	小 計	所有者は市町村内	所有者は市町村外	
実数	面積	10,316	2,238	1,570	668	4,754	3,594	1,160	3,324
	農家数	27,949	9,688	7,358	2,703	16,103	13,222	4,037	5,145
構成	面積	100.0	21.7	(70.4)	(29.6)	46.1	(75.6)	(24.4)	32.2
	農家数	100.0	34.7	(75.9)	(27.9)	57.6	(82.1)	(25.1)	18.4

資料：農林省統計情報部『1971年沖縄農業センサス』

注：農家数は延べ数である。したがって、総計と内訳の計は一致しない。

一般の賃貸借である「その他の個人から借り入れて耕作している土地」についての小作料の形態とその水準については、先にみたところであるが、「親せきから預かって耕作している土地」については、新たに指摘されるべき点が残されている。すなわち、その所有者の在村・不在村の構成が在村者76%、不在村者24%と圧倒的に在村者が多いということである。このことは“預け・預かり”が主に在村者相互でなされていることを意味する。不在村者のなかの県外の割合は分からないが、いずれにせよこの数字でみる限り、農地の所有者が県外に在住している割合はかなり低いと考えられる。このことは戦後における“預け・預かり”は、移民・出稼ぎによるものは少なく在村者相互の“預け・預かり”が主体をなしていることを示している。

戦前期における“預け・預かり”地の所有者の構成は把握できないが、一般的には移民・出稼ぎによるものとされたきた。しかし、「1971年センサス」における「親せきから預かって耕作している土地」の所有者の在村者の割合の高さは、戦前期においても移民・出稼ぎ以外の在村者相互の“預け・預かり”，農地の“やりくり”もかなりあったのではないかということを示している。このことが、第3章2節において戦前期の“預け・預かり”にも移民・出稼ぎによるものだけでなく、在村者同士の農地の“やりくり”もあったのではないかということを示している一つの理由である。

もっとも、戦後においては移民・出稼ぎによる“預け・預かり”を「統計上」減少させたであろうと考えられる要因も存在する。

すなわち、アメリカ軍が占領下の土地所有権秩序を回復するため行った土地所有権認定事業による土地所有名義の変更である。この事業は戦後の混乱した土地所有権を確認するために、隣接土地所有者2名の保証連署を条件として、所有土地申告書を出させ、これを基礎に所有権を確認していったもので、1946年2月に作業の指令が出され、51年4月1日付けで土地所有権証明書が交付された⁽¹⁹⁾。この過程で不在者の土地がどのように処理されたかは明らかではないが、所有者不明の土地はアメリカ軍に取り上げられるといううわさのなかで、便宜的に在村者の名義で申告したり、すでにアメリカ軍に軍用地として占拠された地域では在村者でも自分の所有地の確認が困難であった⁽²⁰⁾などの事情から、結果的に不在村者の所有地が減少したことも考えられる⁽²¹⁾。したがって、「1971年センサス」における「親せきから預かって耕作している土地」の所有者の在村と不在村の構成をそのまま戦前期に当てはめることはできないが、戦前期においても在村者による“預け”があったことは十分考えられる。

それでは、在村者相互の“預け・預かり”“やりくり”の形態としてはどのようなものがあるだろうか。主な形態として次のような例がある。老齢による預け、位牌の承継者がいない農家の位牌を非農家が承継したことにより取得した農地を預ける例（この形態は、戦争により本来の承継者が死亡したことによって特に戦後増えたと考えられる）などがあり、さらに“預け・預かり”の一つの特質をなすと思

われるが、農地が無い者に対して親戚あるいは友人が、それぞれが可能な範囲で農地を提供して耕作させる形態などがある。この例として例えば、沖縄本島南部 K 集落において、農地を売ってブラジルに移住した後、戻ってきた者が友人や親戚から交互に農地を借入れ（友人は小作料の支払いあり、親戚はなし）、農業を営んでいる事例がみられた⁽²²⁾。また、やはり農地を所有していない者に対して、周囲が意識的に農地を貸している（小作料の支払いあり）例が沖縄本島北部でみられた⁽²³⁾。これらは、農地の“やりくり”とあってよい。

“預け・預かり”が行われる範囲は基本的には親戚の範囲でなされるが、その範囲は血族のみではなく、姻族をも含む双系的な広がりをもち、また場合によっては、親戚の枠を越えた親しい友人同士の“預け・預かり”もある。

以上が戦後における農地貸借の形態とその特徴であるが、しかしこの形態は農地法が適用される日本復帰前の形態であり、復帰後は農地の貸借関係の形態は大きく変化する。最後にこの点についても述べておきたい。

「1971年農業センサス」と復帰後の「1974年農業センサス」における農地の貸借関係を比較すると表5-14のようになる。1971年から74年にかけて借入地、貸付地の面積、及び借入地、貸付地のある農家数が大きく減少していることが分かる。その要因としては主に次の三つの点が考えられる。第1は、1971年から74年の間には、農地法による買取、所有権移転、解約など農地法に則った処分がなされたことである。この面積は1,231 ha でこの間に減少した借入地の20.6%に相当する⁽²⁴⁾。第2は、1971年に大干ばつと、台風常襲地帯の沖縄でも記録的といわれた強烈な台風が襲来し農業に大

きな打撃を与えたこと、さらに復帰に伴う経済の変動で農業が大きく後退し、離農、耕作放棄が相次いだことである。そして第3の点は、農地法の適用による耕作権の発生を恐れた小作地の引き上げである。第2の点と第3の点については統計的には把握できないが、小作地の取り上げについては来間泰男がその事例を報告している⁽²⁵⁾。この時期においても耕作権は権利としては極めて弱かったといえる。

表5-14-(1) 復帰を境にした借入地、貸付地の減少 (1971~74年)

(単位：ha, %)

	経営耕地 ①	所有農地 ②	借入地 ③	貸付地 ④	借入地率 ③/①	貸付地率 ④/①
1971年	47,155	39,049	10,316	2,210	21.9	5.7
1974年	36,836	34,025	4,326	1,515	11.7	4.1
減少	10,319	5,024	5,990	695		
減少率	21.8	12.9	58.1	31.4		

表5-14-(2) 復帰を境にした借入地、貸付地のある農家の減少 (1971~74年)

(単位：戸, %)

	総農家数 ①	借入地の ある農家数 ②	貸付地の ある農家数 ③	借入地のある 農家の割合 ②/①	貸付地のある 農家の割合 ③/①
1971年	58,683	27,949	7,905	47.6	13.5
1974年	48,018	12,574	5,077	26.2	10.6
減少	10,665	15,375	2,828		
減少率	18.2	54.4	35.8		

資料：『1971年沖縄農業センサス』, 『1975年農業センサス』

注：1. 経営耕地, 所有農地, 借入地, 貸付地は農家が経営, 所有, 借り入れ, 貸し付けている農地である。

2. 総農家数は、経営耕地のある農家数である。

第3節 農地の所有と利用の基本構造

以上、述べてきた農地相続の形態と性格、農地の貸借の形態を踏まえつつ沖縄における農地の所有と利用の構造を整理すると以下のようなになる。

農地所有の性格を直接反映すると考えられる相続の形態は、長男を優先しつつも次・三男にも分割する形態をとっていた。相続の形態をとおして農地の所有をみると、位牌祭祀と結び付いた強い所有観念がある一方、生存の基盤として柔軟に利用するという二重の意識があることがいえる。

相続において長男が優先されるのは、近世末から明治期に農村に普及した位牌の祭祀儀礼とその承継慣行のもとで祭祀の権威を背景にした農地の取得であるが、しかし一方では農地が各人の生活を支える生存の基盤であるとする意識も根強く存在し、これによって長男単独による農地の取得は阻まれ、次・三男にも分与される慣行が形成される。

次・三男に農地が分与されることの歴史的背景としては、私的土地所有の権利が付与される前史としての地割制の段階で農地が共同体の構成員のそれぞれに結び付いて利用されていたこと、かつ私的土地所有の権利が付与された後も農地が「家産」として固定されなかったことによると考えられる。

また、土地基盤整備の歴史的遅れと経営が脆弱なゆえの土地への投資の少なさの結果としての「裸の土地」は、農地の分割を可能にする条件として作用した。

さらに、県内における労働市場の未展開、狭隘性による農村内の過剰人口の滞留は、経済的側面から農地の相続における分割を規定してきた。

沖縄の農地所有が、「家産」として固定されることなく、直接、生存・労働の条件として所有され、利用されてきたということは、農地所有の主体である農家の性格が、戦前期我が国農業の基礎単位をなした制度としての「家」の形成が未成熟であったことに規定されているが、このことには、さらに二つの歴史的条件が作用している。その一つは、農地の私的所有の権利が付与される段階においても、農地は共同体的所有のもとにおかれ、近世封建的小農が形成されていなかったことであり、他の一つは、さらに私的土地所有の権利が付与されて後も、農家の経営は脆弱であり、資本蓄積のメカニズムをもちえなかったことである。

そこでは、農家は位牌の承継を軸とする祭祀的求心性をもちながら家族の関係はフラットで自由であるという二重の性格をもって存在した（このような家族単位を「ヤー」と称した）。そして、農地は位牌に付くという強い観念をもちながらも、一方では各人の生活を支えるものであり、生存の基盤であるとする意識もまた強い。このことが、相続においては、位牌を承継する長男を優先しつつも、次・三男にも分割するという形態をとって現れることになる。

一方貸借については、戦前期は、ウェーキと称される資産家とシカマと称される零細農民の間の農地の貸借関係と、農民同士の“預け・預かり”の形態が存在した。ウェーキは近世期から旧慣存続期における地方役人、富裕農民を系譜とする手作り地主で、労働力を小作料とする「寄生地主制よりもいちだんと古い経営」として存在した。しかしウェーキ層は、第一次大戦後の反動恐慌のなかで、労働力が流出したことによってその経営の基盤は崩されるが、一方では、農業の生産力水準の低さと農業収益の低さに規定されて寄生地主への転化も阻止され後退していく。その後のウェーキの貸付地の多くは小作料を現金で納める形態へ移行したと考えられる。しかし、一部では労働地代の形態はなお存続し、また生産力の低い地域では「刈分小作」の形態も残った。

戦後は、普通の賃貸借と小作料の支払いのない“預け・預かり”が存在し、さらに会社、自治体、国などから借入れている形態が存在した。このうち、自治体、国などから借入れている形態は、戦後になって形成されたが、会社が所有する小作地は戦前期から引き継がれたものであり、また、賃貸借と“預け・預かり”も戦前期に形成された農地の貸借、利用の関係がその基盤をなしていると考えられる。

“預け・預かり”は、戦前期は移民・出稼ぎによるものとされているが、戦後は、在村者同士の“預け・預かり”が主体をなす。その形態は、所有者の高齢化によるもの、位牌の継承に伴うもの、あるいは

は農地のない者への“やりくり”がある。

沖縄における農地の所有と利用は、以上の点において、我が国一般の農地の所有に対して独自性をもっているといえる。その本質は、生存・労働条件としての農地の所有が「家産」を媒介とすることなく維持されてきたということであり、そこでは所有に対する観念は強いが、一方、利用の面では比較的柔軟な側面を合わせもつというところにある。

しかしながら、生存・労働条件としての農地の所有は、常に本来の性格を実現しえたわけではなく、そのことを制約する条件もまた存在した。その第1は、近世末から明治期にかけて農村に浸透してきた位牌祭祀と農地の結び付きである。これは今日もなお農地の利用に対する制約条件として作用している。第2は、戦前期における前期的土地所有者としてのウェーキ層の存在である。農業における生産力水準の低さと収益性の低さによって、この層は寄生地主としては存在しえなかったが、零細農民に対しては高率の小作料取得者として存在した。さらに第3は、戦前期における圧倒的過剰人口が存在するもとの農地の絶対的不足である。農地の生存・労働条件としての所有は、こうした諸条件によって常に制約されていたことも見落としてはならない側面である。

以上、述べてきたような、農地の所有と利用の現段階の存在の形態を集落レベルで示すと表5-15のようになる。調査集落は沖縄本島南部、那覇市に近い都市近郊型の集落であるが、なおさとうきびと野菜を主体にした農業生産が盛んな地域である。調査した戸数は20戸であるが、農地の移動が少ない4戸は省略しここでは、16戸についての経営耕地面積の構成とその取得、減少の状況を示した。農地が所有権の移動、貸借、“預け・預かり”といったかたちで頻繁に移動していることが示されている。特にNo.2, No.16は初期の取得である相続あるいは贈与は10aに満たない面積であったが、現在ではそれぞれ93a, 47aの耕地を経営するようになっている。No.10, No.18もこれに近いタイプである。相続時における分与面積は少なくともその後これを基盤に農地を取得し、農業に参入していくケースは他の集落でも少なくない。農地相続における次・三男への分与はその面積が零細であることからこれまで軽視される傾向があったが、本研究でその意義に注目する理由もここにある。

さらに、『1990年世界農林業センサス 農家調査報告書—総括編—』によって沖縄における借入耕地のある農家の割合と借入耕地面積の割合を全国のそれと比較すると、全国平均ではそれぞれ20.5%、9.5%であるのに対して、沖縄では借入耕地のある農家の割合が36.2%、借入耕地面積の割合が19.4%と、都道府県単位で最も高い割合となっている。ここでも農地の利用が比較的柔軟になされているという性格が反映されているといえよう。

表5-15 農地の所有と利用の構造 (沖縄本島k集落) (単位: a)

農家番号	経営耕地面積		取				得				減					
	自作	借入預かり	購入	借入	購入	借入	購入	借入	購入	借入	購入	借入	購入	借入	購入	
1	100	-	78	21	42										42	
2	93	-	6	①5(弟と交換)②37(妻の実家)③38(長兄)④12									6			
3	93	43	104			①10(義兄) ②33(母方の親戚)							①12 ②17(公共) 23(集落外)	26(婿の親) (預け)		
4	86	10	86	14(友人)	10											
5	81	52	51(未定) (うち8放棄)					①30(父のいとこ) ②15(同上) ・放棄)								
6	69	26	28	40		9(義弟)						17				
7	64	32	47 (うち20贈)	19(妻の実家) (うち4放棄)											15(貸付)	
8	64	39	25	39(甥)												
10	60	60	15	S.60より利用増進法											15	
11	58	-	32	24(妻の親戚)												20
12	57	21	36	①3 ②17												
13	53	7	42	38												
14	50	20	30	7(放棄)											22	
15	50	50	25													47
16	47	47	7	50(甥)												50 ②33
18	40	23	12	35(長兄) 17(長兄)												17(長兄) (売却)
				①11 ②6	23							9				

出所: 仲地宗俊「農地の相続慣行」『農業法研究』26, 1991年 p. 26~27.
 原注: 1. 自作地以外の耕地のうち、農地法または農用地利用増進法の手続きを経ているもの、あるいは小作料の支払いがあるものを借入れとし、それ以外は預かりとした。
 2. 調査した農家は20戸であるが、農地の移動が少ない4戸は表示を省略した。
 3. 調査の時期は、1990年9月である。

注

- (1) 川島武宜編著『農家相続と農地』東京大学出版会, 1965年, pp.143~153, p.76.
- (2) 中尾英俊「鹿児島県の実態」(前掲『農家相続と農地』) p.546.
- (3) 石黒重明・川口諦・窪谷順次『鹿児島農業の諸問題』農業総合研究所, 1966年, pp.134~153, pp.183~190.
- (4) 前掲『鹿児島農業の諸問題』p.272.
- (5) 沖縄における農地相続を長男による一括相続としている論稿には以下のものがある。
与那国暹・鶴飼照喜,「沖縄の村落と農民意識」(九学会連合『人類科学』26, 1974年)。
新垣進「祭祀相続と相続の形態変化の概観」(『琉球大学短大部紀要』1979年)。
吉川博也『与那国』三省堂, 1984年, p.166。
高谷紀夫「島社会としての構造と秩序」(渡部忠世・生田滋編『南島の稲作文化』法政大学出版局, 1984年) p.205。
田中真砂子「沖縄の家族」(『家族の文化史』弘文堂, 1986年)。
- (6) 石井啓雄・来間泰男『沖縄の農業土地問題』農政調査委員会, 1976年。
沖縄総合事務局農林水産部農政課『農家の土地保有・利用関係基礎調査報告書』1983年。
沖縄総合事務局農林水産部農政課『農家の土地保有・利用関係基礎調査報告書』1985年。
- (7) 18世紀以降, 首里, 那覇の士族が農村に移住し形成した集落。本来の農民とは区別され, 地割の対象にならなかった。
- (8) 調査の結果については, 以下の報告書, 論文において公表した。
仲地宗俊「南西諸島における農地相続慣行と農地の所有構造に関する研究」(昭和63年度科学研究費補助金・一般研究C・研究成果報告書)
仲地宗俊「沖縄における農地相続の慣行と農地移動の性格」(九州農業経済学会『農業経済論集』第40巻, 1989年)
仲地宗俊「農地の相続慣行」(『農業法研究』26, 1991年)
- (9) さらに筆者は, 鹿児島と沖縄の中間に位置する奄美諸島においても農地の相続に関する調査を行い, ここでも分割が支配的であることを確認した。
仲地宗俊「奄美諸島における農地の相続と農家の承継」(沖国大南島文化研究所『南島文化』第12・13合併号, 1991年)。
鹿児島, 奄美, 沖縄と続く分割相続地帯の広がり, 分割相続を長子単独相続のなかの例外的な形態としてではなく, 我が国の農地相続形態のなかで長子単独相続に対する一つの型としてとらえうることを示すものではないかと考えるが, この点は本研究の直接の課題からはずれるので, ここでは立論の可能性を指摘するにとどめる。
- (10) 地割制は近世末には変容していたと言われているが, それでも1899年(明治32)から1903年にかけての土地整理事業の際に, 52%の「村」が最後の地割を実施している。
- (11) 仲吉朝助「琉球の地割制度」(『史学雑誌』第39編, 1928年) p.459.
- (12) 一木喜徳郎「一木書記官取調書」(『沖縄県史』14, 雑纂) pp.542~543.
- (13) 女子については, 地割の段階でも配当地が男子より少ないかあるいは配当がない形態があった。第1章第2節参照。
- (14) 『1971年沖縄農業センサス』の調査時期は, 1971年10月1日現在である。
- (15) 石井啓雄・来間泰男『沖縄の農業・土地問題』農政調査委員会, 1976年, p.97.
- (16) 石井・来間, 前掲『沖縄の農業・土地問題』p.98.
- (17) 福岡県内務部「沖縄県小作ニ関スル調査」(『沖縄県史』15, 雑纂2)。
- (18) 農林省「沖縄における農地問題について」(沖縄現地調査報告, 謄写版資料) 1970年。

- (19) 石井・来間, 前掲『沖縄の農業・土地問題』p. 71.
- (20) 仲井間宗政・砂川恵伸「戦後における沖縄の土地所有権」(『琉大法学』第3号, 1960年)。
- (21) 移民・出稼ぎに出た人達の土地は, 復帰の前後にもかなり処分されたと言われている。「沖縄返還協定」が調印されたのが1971年6月であり, 「1971年センサス」における“預け・預かり”地の数値を読む際にはこの点も考慮する必要があるだろう。
- (22) 仲地, 前掲「農地の相続慣行」。
- (23) 仲地, 前掲「沖縄における農地相続の慣行と農地移動の性格」。
- (24) 仲地宗俊「復帰後の沖縄における農地の移動」(九州農業経済学会『農業経済論集』第32巻, 1981年) p. 46.
- (25) 来間泰男『沖縄の農業』日本経済評論社, 1979年, p. 164.

第6章 現段階の農地の所有・利用関係と課題

1972年（昭和47）5月15日、沖縄が日本に復帰したことを契機に沖縄経済は名実ともに日本経済と一体化し、農業を取り巻く条件は大きく変化した。

制度の面でいえば、戦後日本農業の生産を支えてきた農地法、食管法が適用され、アメリカ軍の占領行政のもとで大きく立ち遅れていた農業生産基盤の整備にもようやく着手されるようになった。流通の面では植物防疫法の壁がなくなり特殊病害虫の寄主となる野菜や果実の移動の制限を除けば、本土の市場へ自由に出荷できるようになった。

農地の所有と貸借の面においては、所有と貸借を管理し規制する性格をもつ農地法と、農地の流動化を進めるための農振法、農業者年金、農用地利用増進法などの法律や事業がほとんど同時に適用された。このことはそれまで、「自由」に展開していた農地の所有と利用の関係に変化をもたらすことになる。復帰後、農地の管理制度のもとで農地の所有と利用の構造はどのように変化し、あるいは従来の形態を維持しているのか。この点を明らかにするのが本章の第1の課題である。

第2の課題は、復帰後急速に進みつつある農業の生産構造の変化、その結果求められつつある農業再編の課題に対して、沖縄の歴史のなかで形成されてきた農地の所有と利用の構造の特質はどのような意義を有し、あるいは問題となるのか、ということを検討することである。

復帰後の農業を取り巻く条件の変化のなかで農業の生産構造もまた急激に変化した。沖縄農業の基幹作物たるさとうきびは復帰後一時期、価格の引き上げによって生産が伸びたものの、1982年以降価格が横ばいで推移するようになると、生産は停滞し近年は後退に向かいつつある。さとうきび作ではさらに生産者の高齢化が進み、早急な労働手段の高度化＝機械化が求められている。しかし機械化を進めるためには農地の利用についての調整が求められる。ここに生産構造の再編に対応した農地利用の課題が存在する。

さとうきびが停滞から後退に向かいつつある一方、花卉部門が急速に拡大しつつあるということもまた、復帰後の沖縄農業の構造変化の一つの特徴である。さらに担い手の動きとして、特に後継者の存在の形態に一定の変化が生じつつある。すなわち、従来、長男が位牌を継ぐことによって農地の大部分を取得するというのが一般的であったが、このなかから位牌は長男が継ぐが、農業は次・三男が行い、農地は位牌から分離され農業をする者が一括して継ぐという形態が現れつつあるのである。

本章では、現段階の沖縄農業の大きな課題であるさとうきび作の機械化の問題を農地の所有と利用の構造の視点からとらえるとともに、後継者の性格の変化とそこにおける農地相続の形態の変化をみていくことにしたい。

第1節 復帰後の農地の所有・貸借関係の変化と移動の構造

戦後アメリカ軍の占領下に置かれ、農地改革後の農地法を基礎とした農地行政の枠外にあった沖縄では1972年の復帰によって、「農地法」を始め、「農業委員会等に関する法律」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「都市計画法」、「農業者年金法」などの農地の管理に関する法律・制度が適用され⁽¹⁾、本土と同一の農地行政が展開されることになる。

農地法の適用によって、農地の所有と貸借は一定の規制のもとにおかれ、また農地の流動化を促進するための諸制度・事業によって農地の移動は農政の目標に沿う方向に誘導されることになる。そのことは、農地の所有と貸借の関係に一定の変容をもたらすが、しかしその根幹はなお従来の構造を維持している。本節では、復帰後、農地法とそれに関連する諸制度・事業が導入されるなかで、農地の所有と利用の構造が変容した側面と、変容することなくなお従来の構造を維持している側面を検討する。

まず変化の側面から検討すると、その第1の点は、復帰前、農地法が欠如していた条件のもとで、会

社等の法人、自治体が所有していた農地法上所有できない小作地の買収、売り渡しがなされたことである。農地法適用当時、農地法6条に基づく所有制限にかかる小作地は沖縄県の調査によると⁽²⁾、全体で4,827ha、所有者別の内訳では会社有地966ha、市町村有地2,125ha、個人有地1,644ha存在した。これらの農地のうち1972年から87年3月までに農地法第9条に基づいて買収され、第36条に基づいて売り渡された農地の面積は、総面積で2,282ha、所有者別の内訳では、会社等が所有していた農地941ha、市町村有地1,246ha、個人有地94haとなっている。会社有地についてはそのほとんどが処分されたといえる。しかしながら1987年3月現在、市町村有地、個人有地を中心になお1,213haの所有できない小作地が存在している⁽³⁾。

旧日本軍が接収し国有地となっていた農地については、元地主と現耕作者がほぼ一致していた宮古島下地町、上野村については、160haが所管替で払い下げがなされた。(その他、南大東島で14.6ha、石垣市で37.3haが所管替で処分されている)。他の地域では、所有者と耕作者が一致しないケースが多く、そのもとで元地主が払い下げを要求しており、問題が残されている。

国有林野内の農地については、1977年と79年に西表島において393haの所属替えがなされ、売り渡されている。

これらの点は、農地法の適用によって生み出された前進的側面といてよいであろう。しかし一方、個人の所有できない小作地についてはほとんどが相対の処理に委ねられた。その結果、在村地主の貸付地については、一部で、第5章第2節で述べたような小作地の引き上げをもたらし、さらに不在地主の土地については復帰後もかなり部分が残され、その後の土地改良などの基盤整備を行う際の障害として横たわることになる⁽⁴⁾。

復帰後、農地法を中心とした農地管理制度が適用されたことにより、農地の移動についても体系的な把握が可能になる。そこで、農地管理制度による農地の移動の分析を通してその構造を検討することにしよう。もっとも、農地管理制度の枠外でもかなりの移動があると考えられるが、この点は後に改めて検討する。

まず、耕作目的の権利移動の推移を示すと図6-1のようになる。農地法3条による権利の移動は1975年までは低調であるが、76年以降急激に増加している。この動きは、復帰直前の大干ばつ、台風などの自然災害と、復帰時の社会・経済の変動により、復帰後一時期農業が大きく後退し、1976年頃から

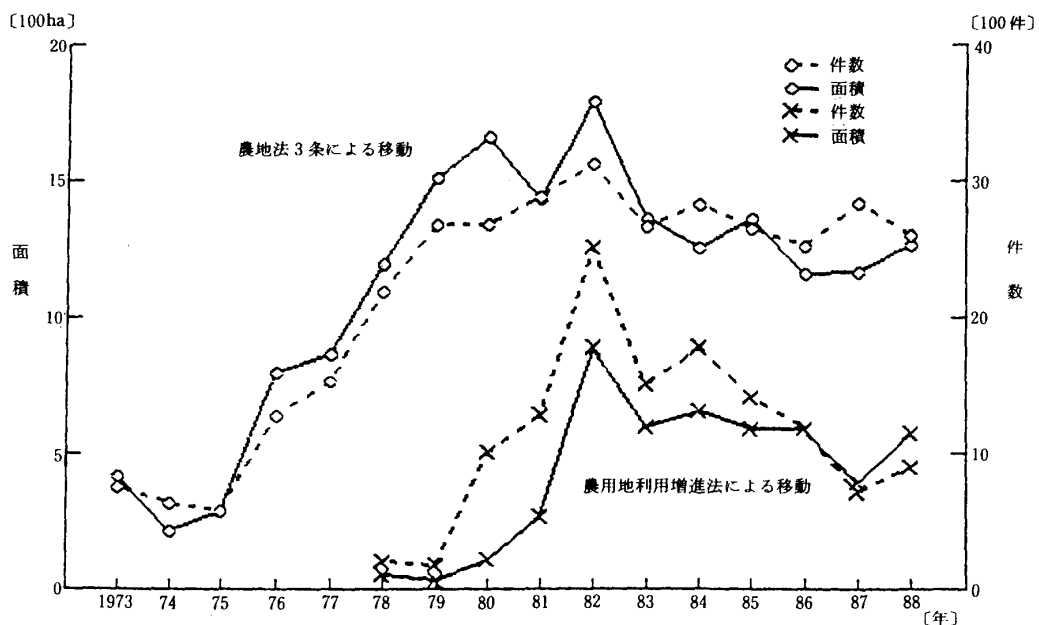


図6-1 耕作目的の農地の移動

資料：農林水産省構造改善局『農地の移動と転用』

所有権の移転のなかでのもう一つの特徴は、1973～75年の間における小作地の所有権移転の割合が高いということである。この小作地の所有権移転は、復帰後、農地法上所有できない小作地の移転が集中的になされたことによるものと考えられる。

ところで、所有権の移転のなかで沖縄において自作地の有償移転の割合が高く、無償移転の割合が低いことについて、沖縄総合事務局『沖縄農業の動向』（1985年）では、「自作地有償所有権移転のウェイトが高いのは、そもそも沖縄の農地価格が、中南部を除いて農業収益価格から離れていないことに加えて、市町村有地の払い下げ、農業廃止に伴う農地の譲渡が全国に比べて極めて多いことが等が大きな要因と考えられる」と説明している。これらのことも確かに考えられる要因ではある。

しかし、このことをもっと実態に立ち入ってみると、無償移転そのものが少ないのではなく、次・三男への贈与の形での無償移転はなされているが、それらは普通は登記されず、したがって農地法上移転として現れないということではないだろうか。このことを実証しうる資料はないが、事例調査のなかでは売買の場合でも登記されていない例がかなりの割合で出てくる。無償移転が増加してくる時期と農業者年金制度における経営移譲による年金の給付が始まった時期とがほぼ一致していることも、無償移転の一部が経営委譲による年金の給付が始まったことにより農地法の手続きを経て現れるようになったのではないかということをおうかがわせている。

ちなみに、所有権の無償移転について、その時系列的な推移を面積でとらえると、1973年、74年は5ha前後、75年15ha、76～78年70～90ha、80～84年150～200haと推移し、85年には300haを超えるようになっている。75年まではほとんど問題にならない数字であり、多少ともまとまった件数、面積が出てくるのは1976年以降である。76年を境にしてそれまでとは明らかに流れが異なってくる。76年は農業者年金制度による年金の給付が始まった年である。そして76年以降の無償移転の大部分は、農業者年金の経営移譲にかかるものである。

無償移転について、さらに都府県との比較で指摘しうる点は、都府県においては無償移転の件数の割合に対して、面積の割合がかなり大きいものに対して沖縄ではそのような傾向はみられないということである。都府県において件数の割合に対して、面積の割合が大きいということは、1件当たりの面積が大きいことを意味する。すなわち後継者などにまとまった面積が贈与されていると考えられる。これに対して沖縄では贈与にしても小面積の増与にとどまっている。すなわち、相続が分割してなされる慣行のもとで、後継者に贈与するにしても農地の全てではなく、部分的になされているのではないかと考えられる。

次に農地の移動の事由についてみてみよう。まず、所有権の有償移転の事由別の構成を表6-2に示

表6-2 自作地有償所有権移転の譲渡事由別構成（面積）

（単位：％）

	1973年	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
1	E 52.0	E 38.6	E 26.9	M 30.5	E 31.6	A 26.5	A 25.0	H 40.1	M 29.1	M 34.5	A 36.4	H 40.9	H 29.1	H 22.7	A 29.9	A 27.3
2	B 20.2	B 12.9	G 21.1	E 23.9	A 17.9	E 17.3	E 23.1	E 14.9	E 19.6	H 19.5	B 22.0	A 17.0	E 18.2	A 20.1	H 21.3	H 22.0
3	I 6.6	C 9.5	H 13.0	A 12.9	M 11.0	M 13.1	H 13.8	M 11.9	A 13.7	A・E 11.1	E 15.2	E 12.7	A 16.3	E 13.4	E 12.9	I 11.3
4	G 5.4	K 9.3	M 9.0	B 8.1	I 10.6	B 10.8	M 11.5	A 7.7	H 11.0	C 5.6	M 7.3	I 6.1	I 12.4	I 7.1	I 8.7	E 8.7
5	A 5.3	G 9.0	B 8.1	H 6.4	B 9.1	H 8.6	N 6.8	B 5.3	B 5.7	B 4.7	C 3.4	B 5.2	J 5.0	M 6.1	D 6.3	G 6.4

資料：前掲『農地の移動と転用』

注：設定の事由

A：相手方の要望

B：労力不足

C：資金の必要（その他資金）

D：交換

E：農業廃止

F：耕作不便・低生産地のため

G：兼業による経営縮小

H：農地保有合理化法人

I：その他

J：資金の必要（療養・生活資金）

K：資金の必要（営農資金）

L：資金の必要（農地購入資金）

M：その他法人

N：農業生産法人

した。年次別には大きな変動を繰り返しているが、全体としては「農業廃止」、「相手方の要望」、「その他の法人」、「農地保有合理化法人」などが高い割合を占めている。都府県との比較では、法人による譲渡と農地保有合理化法人による譲渡が高い割合を占めていることが特徴となっている。前者は、復帰前に一般の法人が所有していた農地が処分された結果であり、後者は復帰前後の土地買占めブーム時に農外の企業によって買い占められた土地を、農業開発公社（農地保有合理化法人）が買い戻し、農家に売り渡したことの結果である。交換による移動が少ないことも沖縄の特徴の一つとなっている。

表示は略したが、件数の構成では、復帰直後の1973年から77年までは「農業廃止」が第1位を占めるが、78年以降は「相手方の要望」が第1位を占めるようになる。この時期から、買い手の側からの積極的な農地取得の動きが出てきたことをうかがわせている。しかし1978年以降「農業廃止」の割合は低下するとはいえ、なお「相手方の要望」に次ぐ割合を占めている。

さらに賃借件設定の事由を表6-3に示した。ここでは1976年までは、「相手方の要望」、「労力不足」、

表6-3 賃借権設定の事由別構成（面積）

（単位：％）

	1973年	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
1	A 62.5	A 85.8	B 36.0	H 24.5	O 63.9	O 36.3	O 31.3	E 42.6	O 43.6	O 50.1	O 49.5	O 25.0	O 40.4	O 53.4	O 37.0	O 32.1
2	I 17.2	B 10.5	E 25.9	E 22.2	E 14.7	E 27.8	E 29.0	O 28.1	A 19.8	A 17.7	A 23.0	A 23.1	A 19.2	A 26.6	A 37.0	A 24.4
3	B 12.5	I 2.4	A 18.4	B 16.4	B 6.1	B 11.7	A 17.0	I 7.6	B 11.8	B 9.3	B 13.6	I 20.6	E 12.2	B 10.2	B 12.2	R 22.2
4	E 7.8	G 1.0	N 15.9	O 15.7	I 4.1	A 8.2	B 12.3	A 7.2	E 11.2	E 8.8	E 7.5	B 14.7	B 9.8	E 3.7	E 5.1	E 5.5
5	-	F 0.3	I 2.5	A 9.9	A 3.5	I 7.5	P 3.9	B・H 6.0	I 5.2	I 6.1	I 2.1	E 10.6	I 7.1	G 2.6	Q 4.4	I 5.3

資料：前掲『農地の移動と転用』

注：設定の事由

A：相手方の要望

B：労力不足

E：農業廃止

F：耕作不便・低生産地のため

G：兼業による経営縮小

H：貸人農地保有合理化法人

I：その他

N：参加農業生産法人への貸付等

O：経営移譲年金受給のため

P：分家に貸付

Q：高齢化

R：その他法人

「農地保有合理化法人」が第1位を占めるが、77年以降「経営移譲年金受給のため」が急増する。これらの事由に次ぐものは1979年までは「農業廃止」であるが、81年以降は「相手の要望」になる。

1977年以降の「経営移譲年金受給のため」の急増は、76年から農業者年金制度による経営移譲年金の支給が始まったことによるものと考えられるが、このことを、農業者年金の経営移譲の形態の側からみると、経営移譲の相手方別構成は、全国では後継者移譲が91.7%、第三者移譲が8.1%と、ほとんどが後継者であるのに対し、沖縄では後継者移譲69.5%、第三者移譲30.9%となっており、第三者の割合がかなり高いことが特徴となっている⁽⁵⁾。ここでも所有と利用が強固に結び付いている都府県に対して沖縄では、第三者へ貸すことにあまりこだわらない農地の利用の特質が現れているといえよう。

農用地利用増進事業は、沖縄では1978年から取り組みが始まり、82年まで急速に増加するが、82年をピークに83年以降減少に転じる。利用権の設定と所有権の移転の内訳では、全体の79%が利用権の設定である。

農用地利用増進事業における賃借権設定の事由は（表6-4）、都府県が「労力不足」と「兼業による経営縮小」であるのに対し、沖縄では「相手方の要望」、「労力不足」、「市町村等の要望」、「農業廃止」などが主な理由となっている。

最後に、農地流動化政策の目標である農地集積の進展をみるために、経営耕地規模1haを分岐点にして上層、下層に区分した階層間の農地の移動を表6-5に示した。まず自作地所有権の移動では、上層と下層の間の移動に比べて下層同士、上層同士の移動が多いことが全体の特徴をなしている。これは一

表6-4 農用地利用増進事業による賃借権設定の事由別構成 (面積)

(単位：%)

	1978年	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
1	E 58.4	S 89.1	S 40.7	A 37.9	B 26.0	E 37.6	A 44.9	A 34.4	E 27.0	E 35.7	E 31.4
2	S 41.6	E 6.5	A 28.8	S 27.6	A 22.9	B 25.1	E 18.3	E 17.3	A 24.5	A 15.2	A 20.3
3		I 1.9	E 17.4	B 16.5	E 22.0	A 18.0	B 17.2	B 10.8	R 15.6	R 13.7	R 12.0
4		O 1.6	B 10.8	E 11.3	S 14.1	S 7.0	G 9.2	G 9.5	Q 9.2	Q 12.0	Q 9.5
5		B 0.9	I 1.6	G 5.4	G 10.4	G 5.5	S 5.4	I 9.3	G 8.7	G 8.4	H 7.7

資料：前掲『農地の移動と転用』

注：設定の事由

- A：相手方の要望
- B：労力不足
- E：農業廃止
- G：兼業による経営縮小
- H：農地保有合理化法人
- I：その他
- O：経営移譲年金受給のため
- Q：高齢化
- R：その他法人
- S：市町村等の要望
- T：利用権の再設定

表6-5 階層間の農地移動の構成

(単位：%)

	1973年	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988
自作地有償 所有権移転	8.5	13.5	23.5	15.4	17.0	25.3	24.8	20.8	31.8	49.6	31.5	24.7	11.2(6.6)	17.0(5.6)	14.0(0.9)
「交換」以外	16.6	22.4	33.5	46.3	20.9	28.0	31.4	40.9	37.7	25.1	40.2	33.1	14.8	22.8	16.1
農用地利用 増進法による 賃借権の設定	59.6	40.4	23.3	20.5	24.2	16.5	15.4	19.7	16.4	16.5	14.6	20.7	38.4(6.4)	37.3(3.5)	47.0(5.8)
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
①下層から上層								37.9	18.9	27.1	34.8	36.1	37.9(0.2)	40.5(0.5)	32.3(2.8)
②下層同士								52.3	29.0	39.9	28.2	34.9	20.4	14.8	22.5
③上層同士								3.9	37.0	21.8	24.9	21.9	34.6(1.0)	27.6(6.7)	30.5(2.5)
④上層から下層								5.9	15.1	11.3	12.0	7.2	6.0	9.9	9.3
計								100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：前掲『農地の移動と転用』

- 注
1. 上層と下層は1haを境に区分した。
 2. 1980年については階層間の移動が示されていない。
 3. () 内は受人が法人で外数。

つには、1ha未満層と1ha以上層の分布が地域によって大きく異なっていることによると考えられる。時期別には1985年までは下層同士の移動が多いが、86年以降は上層同士の移動が多くなっている。階層間の移動については、1979年までは下層から上層への移動より、上層から下層に移動する割合が高い。1981年以降、下層から上層に移動する割合が高くなり、流れが変わったかに見えたが、85年を境に、下層から上層への移動の割合は低下し、再び上層から下層への移動が下層から上層への移動を上回るようになってきている。

農用地増進事業による移動では、1981年は下層同士の移動が半数を占めている。これはそれまで“預け・預かり”、“やりくり”として存在していた農地の慣行的利用が農用地利用増進事業へ移行していったことによるものと考えられる。この傾向は1985年頃まで続く。一方、1984年頃からは下層から上層への移動も増えてくる。これは、農用地利用増進事業が農地の貸借の受け手を地域における農家平均の耕作面積以上の耕地を経営する農家としていることによる政策的誘導の結果といえるが、しかしそれでも、上層同士、下層同士の移動がかなりの割合を占めている。

以上が農地の管理制度を通してみた農地の移動の形態であるが、これらのことから現段階における農地の移動の特徴として次の点があげられる。

第1の点は、農地の移動の形態としては所有権の有償移動が主体をなしている。

第2の点は、所有権の無償移転は都府県に比べて割合が低い。これは直ちに無償移転が少ないことを意味するものではなく、農地法の手続きを経たものが少ないことによる割合の差であると考えられる。また都府県との差は件数の割合より面積の割合においてより大きくなっているが、これは分割相続慣行のもとで、移転が小面積でなされていることによると考えられる。

第3の点は、貸借による移動が相対的に多い。つまり貸借についてのこだわりが都府県に比べて少ないことを示しているといえよう。

第4の点は、階層間の移動では、地域による階層の格差が大きいという条件のもとで、上層同士、下層同士の移動が主流を占め、下層から上層への移動はそれほど多くない。

以上が農地の管理制度を通してみた復帰後の農地の移動の特徴であるが、農地の移動には農地管理制度が把握しているものだけではなく、それ以外でもかなりの農地が移動している。例えば、表6-6は「農業センサス」が把握した農地の借入れ割合と集落を単位とした聞き取り調査による農地の借入れ割合を示したものである。「農業センサス」における農地の借入れ割合も農地法や農用地利用増進法が把握している借入れよりは多目に出ていると考えられるが、聞き取り調査の結果は、それをさらに上回っているのである。

このような統計に把握されない貸借は二つの形態で存在している。一つは農地法が適用されていなかった復帰前に借り入れたものである。復帰前の農地の貸借については農地法の適用時に、借り手と貸し手が市町村長に申告すれ

表6-6 「農業センサス」と聞き取り調査による借入れ面積割合の相違

(単位：%)

集 落 名	H	N	K	U
農業センサス	17.6	13.0	22.7	28.2
聞き取り調査	32.1	19.3	34.5	41.8

- 注：1. H集落：福仲憲・仲地宗俊『農業生産基盤の整備と農業経営の展開』 沖縄県農業会議，1978年。
 N集落：来間泰男・安谷屋隆司・平良吉春・仲地宗俊『集落農業の基礎構造』 沖縄県農業会議，1979年。
 K集落：仲地宗俊「都市近郊農業の構造変化と構造改善の課題」(『沖縄農業構造改善の推進方向に関する総合調査報告書』 全国農業構造改善協会，1990年)
 U集落：仲地宗俊「地域農業経営改善調査報告書」(沖縄総合事務局1991年)
2. 集落の位置は、H集落が沖縄本島中部、N集落・K集落が沖縄本島南部、U集落は北部離島である。
3. 比較の対象とした「農業センサス」は、H集落・N集落については「1975年センサス」、K集落・U集落は「1985センサス」である。

ば、農地法上の貸借関係と同一の効果をもつものとされた⁽⁶⁾。しかし多くの場合、申告はされず、そのまま復帰後に引き継がれてきている。もう一つは農地法適用後に農地法の許可を経ないでなされた借入れである。このなかには農地法を意識して、その煩わしさを避けるために農地法の手続きをとっていないものもあるが、復帰前の意識のままに従前の慣行にしたがってなされた貸借もかなりある。したがって、これらの貸借は法形式的にいえば

「ヤミ小作」ということになるが、それは一部を除けば必ずしも農地法を意識したのではなく、農地法適用前の農民の農地貸借観念を引き継いだものである。ちなみに、このような貸し借りは親戚関係にある者同士でなされるのが多く(表6-7)、その性格はこれまでみてきたいわゆる“預け・預かり”と同じと見てよいであろう。

この意味では、農地の所有と貸借は復帰後の農地の管理制度のもとで、かなりの部分は管理制度のなかに移行していくが、基本的には零細所有を基盤とした利用の“やりくり”を基礎にしていると考えられる。

さて、このような農地の所有と利用が今日の農業生産との関連でどのような課題と意義を有するかが次の課題であるが、そのためには復帰後の農業の生産構造を明らかにしておく必要がある。次にその点に移ろう。

第2節 復帰後の農業の展開と生産構造の変化

復帰後の農業は、生産農業所得でみると1973年(昭和48)から78年にかけて急速に伸びるが、79年以降は停滞から後退の傾向をたどりつつある。この間、生産構造も大きく変化し、復帰前にはみられなかった新たな問題に直面しつつあるとともに、新しい動きも生じつつある。本節ではこれらの動きと農地の所有・利用の関係の関係を明らかにしていく範囲で復帰後の農業生産の構造の変化を整理する。

復帰後の農業の変化を大きくとらえると、第1にあげられることは生産基盤の整備が急速に進んだことである。復帰直前855haにすぎなかった区画整理は1987年には10,307haになり、要整備面積の26.4%に達し、灌漑排水整備は191haから6,910ha、14.7%になった。復帰時まで全く整備がなされなかった農道、農地防災、農地保全もそれぞれ789km、611ha、3,408haの整備がなされた⁽⁷⁾。

第2に、前半における農業粗生産額と生産農業所得の急速な伸びと後半における停滞、作物でいえばさとうきびの停滞から後退への推移、野菜の急速な伸びから停滞への移行、花卉の一貫した伸びがあげられる。

第3は、生産の担い手たる農家数の減少、農業労働力の流出と高齢化の進行がある。しかし、担い手の動きでは全体として流出、高齢化が進行する一方で若い担い手層、特に後継者と農地相続の結び付き方に変化が生じつつあることも注目される。

第2の点と第3の点を統計的に示すと次のようになる。まず、図6-2に農業粗生産額と生産農業所得の推移を示した。農業粗生産額の推移からみると、1973年から76年にかけては急速な伸びを示しているが、77年以降伸び率は低下し、86年から88年にかけては減少に転じ、89年に再び増加に転じるという推移をしている。生産農業所得では、1978年までは急速に伸びるが、79年以降は、ほぼ2年おきで減少と増加を繰り返している。全国との対比でみると、全国の生産農業所得は1976年から減少と増加を繰り返しており、この間の全国の生産農業所得の後退傾向に比べれば、沖縄のそれはまだ落込みが少ない方といえる。

表6-7 借入れの相手のうち親戚の占める割合(面積)
(単位:%)

集落名	親戚の占める割合	調査の時期	参考:1971年センサス
H	50.9(20.0)	1977	13.3
N	92.0(33.0)	1978	32.4

注:1. 聞き取り調査による。

2. ()内は、1971年センサスと同じ基準で、小作料の支払いなし、または固定資産税の支払いのある借入地を「親戚から預かって耕作している土地」とした場合の割合である。

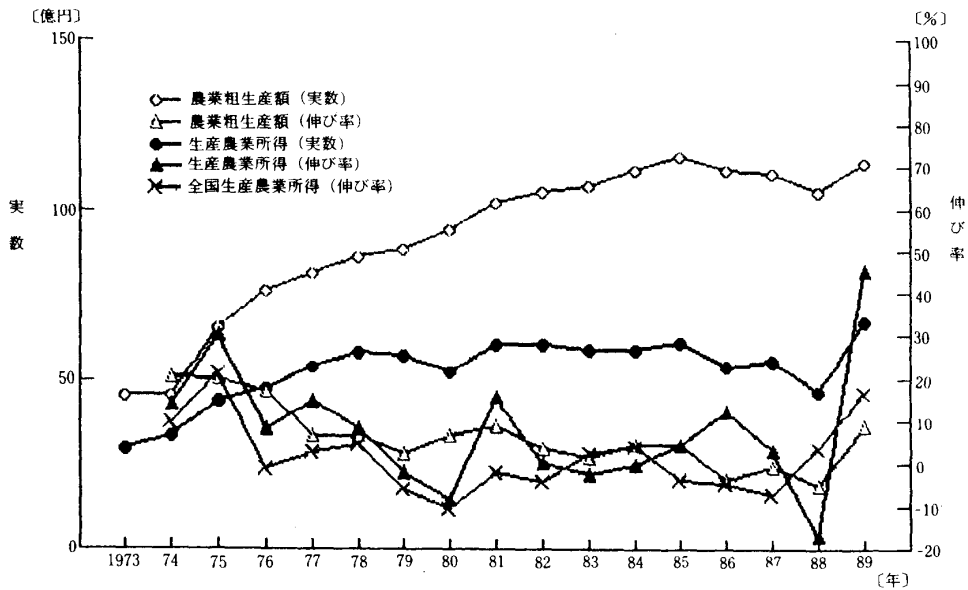


図6-2 農業粗生産額及び生産農業所得の推移

資料：「生産農業所得統計」（沖縄総合事務局『農林水産統計年報』各年版，所収）

農業粗生産額の伸びを作物別にみると表6-8のようになる。さとうきびは1974年から78年まで伸びているが、79年以降は減少と増加を繰り返している。野菜は1974年から76年にかけて急速な勢いで伸びているが、77年以降は伸び率が低下し、81年以降はほとんど横ばいの状態にある。花卉は1974年は減少しているものの、75年以降は急速に伸びており、特に76年、80年、81年にはそれぞれ88.2%、56.8%、82.5%という著しい伸びを示している。畜産でみると、豚は1974年と75年に伸びた後は低迷しているが、肉用牛は74年と83年に減少した以外は比較的安定した伸びを示している。乳用牛は1975年以降比較的高い割合で伸びてきたが83年以降伸び率にかげりがみられる。

表6-8 作物別にみた農業粗生産額の増減率

(単位：%)

	農業粗生産額 総額	さとうきび	野菜	花卉	豚	肉用牛	乳用牛
1974年	20.1	25.7	41.5	△ 5.6	27.1	△ 17.8	△ 10.8
1975	19.7	17.9	26.6	9.5	33.1	1.2	28.8
1976	17.0	16.8	21.7	88.2	3.9	34.0	35.2
1977	6.4	18.6	6.7	13.6	△ 0.4	0.6	27.5
1978	6.6	10.4	2.7	14.5	11.0	1.2	38.3
1979	2.2	△ 8.2	4.9	6.7	5.3	12.2	35.1
1980	6.4	△ 5.8	18.0	56.8	3.7	27.5	23.3
1981	8.8	24.2	△ 0.3	82.5	△ 9.4	7.6	11.5
1982	3.5	△ 4.0	8.3	37.7	14.6	1.0	21.1
1983	1.3	13.9	△ 10.3	19.3	2.4	△ 6.5	2.3
1984	4.2	△ 0.3	2.7	22.1	4.5	2.0	5.5
1985	4.2	1.9	4.2	8.3	7.9	12.3	0.6
1986	△ 3.7	△ 15.8	△ 2.2	10.1	△ 1.3	12.0	11.3
1987	△ 0.8	7.0	0.7	7.3	△ 7.0	15.3	1.8
1988	△ 5.3	△ 12.6	△ 8.0	0.1	△ 4.5	9.8	0.2
1989	8.5	23.3	△ 1.4	8.1	△ 7.8	13.1	1.2

資料：「生産農業所得統計」（『農林水産統計年報』各年版，所収）

農業粗生産額と生産農業所得及び作物の変化は以上のとおりであるが、生産の担い手の存在構造についてはさらに大きな変化が進んだ。まず農家数の変化を表6-9に示した。総農家数は、復帰前1971年

表6-9 経営耕地面積規模別農家数の推移

(単位：戸，%)

		総農家数	例外規定	30a未満	30~50	50~100	100~150	150~200	200~300	300~500	500a以上
実 数	1971年	60,346	2,339	18,453	10,244	14,822	6,340	3,050	2,943	1,530	625
	1974	48,018	812	14,863	8,608	12,242	5,429	2,556	2,134	903	471
	1979	44,823	691	12,996	7,668	12,739	4,624	2,531	1,947	951	676
	1984	44,314	463	12,807	7,465	12,268	4,415	2,622	2,373	1,266	635
	1989	38,512	601	10,222	6,394	10,944	3,906	2,330	2,181	1,252	672
増 減 率	1974/1971	△20.4	△65.3	△19.5	△16.0	△17.4	△14.4	△16.2	△27.6	△41.0	△24.6
	1979/1974	△6.7	△16.9	△12.6	△10.9	4.1	△14.8	△1.0	△8.8	5.3	43.5
	1984/1979	△1.9	△33.0	△1.5	△2.6	△3.7	△4.5	3.6	21.9	33.1	△6.1
	1989/1984	△13.1	29.8	△20.2	△14.3	△10.8	△11.5	△11.1	△7.7	△1.1	5.8

資料：「農業センサス」各年

- 注：1. 1989年（「1990年センサス」）から、農家を規定する耕地面積の下限が従来の5aから10aに、例外規定農家の農産物販売金額の下限が15万円以上に変更された。
2. 「1990年センサス」では、農家を販売農家と自給農家に区分しているが、ここでは「1985年センサス」までの面積規模別農家数と比較するため、例外規定販売農家の10~30a層と自給的農家の10~30a層を30a未満層とし、例外規定販売農家の10a未満層と自給的農家の例外規定農家を例外規定とした。

の60,346戸から74年には48,018戸へと、わずか3年2カ月の間に20.4%も減少した。この時期の全国の農家数の減少率が7.3%（ただし1970年から1975年の間）であったことからすれば、沖縄における農家の減少がいかに激しかったかが分かる。減少は全階層に及んでいるが、特に300~500a層41%、200~300a層27.5%、500a層24.4%と上層で減少の割合が大きい。また1971年まである程度の層をなしていた例外規定農家もこの間大きく減少し、1974年には71年のほぼ3分の1になった。

この間の農家の減少の要因は単純ではなく、いくつかの要因が複合的に重なっている。まず一つは復帰前年の1971年に、1880年以来という200日に及ぶ大干ばつに続いて、大型の台風が沖縄を襲い、農業に大きな打撃を与えたことである。また日本復帰による社会経済の変動があったことに加えて、この時期、いわゆる日本列島改造ブームに端を発した土地買い占めが沖縄にも波及し、土地を手放した農家が少なくなかったことの影響も大きい⁽⁸⁾。この間の農家の減少が特に規模の大きい階層において大きいのは、これらの自然災害と土地買い占めが比較的規模の大きい農家の多い、宮古、八重山、沖縄本島北部に集中していたことによる。

1974年以降も減少は続くが、その割合は74年までの減少に比べれば小さい。1989年までの動きで見ると、総農家数は48,018戸から38,512戸へ減少した。減少率は19.2%である。

経営面積階層別には、150~200a層以下の階層が減少しているのに対して200~300a層以上の階層では増加している。もっとも200~300a層は1974年から79年にかけて減少した後、79年から84年には増加し、84年から89年にかけては横ばいという動きをしている。300~500a層は1971年から74年に大きく減少した後、74年から84年にかけて増加するが、84年から89年は横ばいに転じている。500a以上層は1971年から74年に大きく減少した後、79年にはすぐに74年の水準を回復するが、79年以降横ばいで推移している。

減少している階層でその割合が大きいのは、30a未満層の31.3%、100~150a層の28.1%、30~50a層の25.7%である。なお、1974年から84年まで一貫して減少してきた例外規定層が84年から89年にかけて増加に転じているが、これは、「1990年センサス」において例外規定層の定義が変更されたことによる⁽⁹⁾。

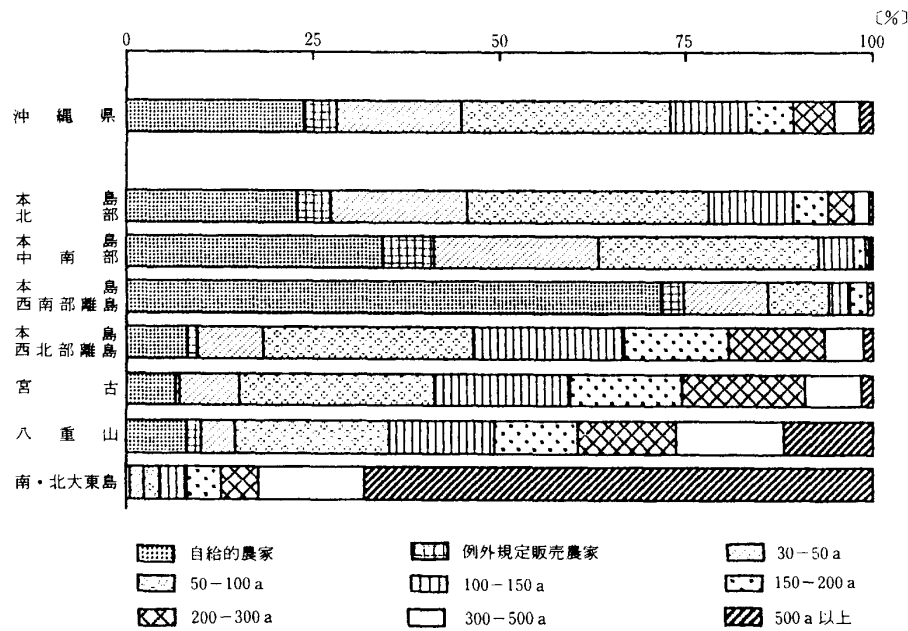


図6-3 地域別経営耕地面積規模別農家構成

資料：『1990年農業センサス』

さらに経営面積別農家構成を地域別にみると図6-3のようになる。県全体では自給的農家が23.8%、50～100a層が28.4%となっているが、耕地面積規模別の農家構成は地域的な偏りが大きく、沖縄の農家の68%が存在する沖縄本島と本島西南部離島では極めて零細の農家が多いのに対して、沖縄本島西北部離島、宮古、八重山、南北大東島では規模の大きい農家の割合が多い。前者のなかでも、本島西南部離島では71.7%が自給的農家である。また、本島中南部でも34.5%が自給的農家であり、規模別構成のなかで最も大きい割合を占めている。沖縄本島北部では50～100a層32.7%、自給的農家22.8%となっている。後者の地域のなかでは特に南北大東島は抜きんでており、農家の68%が500a以上層に属する。

農業生産の担い手という視点から、農家数の減少以上に大きく変化したのは、農業就業人口の減少及びその高齢化の進行である。表6-10は1974年以降の年齢別の農業就業人口の推移を示したものである。これによると農業就業人口が大きく減少していることが分かるが、それを年齢別にみると変化は一

表6-10 農業就業人口の推移

(単位：人，%)

		計	16～29歳	30～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	女性
実数	1971年	¹⁾ 100,078	¹⁾ 21,276	—	²⁾ 51,898	³⁾ 26,904	—	58,109
	1974	75,715	12,618	22,161	17,125	8,391	15,420	43,462
	1979	71,814	11,395	17,907	17,244	8,802	16,466	38,393
	1984	67,774	7,728	14,882	17,022	9,718	18,424	35,191
	1989	60,420	4,714	11,009	14,334	9,480	20,883	31,107
構成比	1971年	100.0	21.3	—	51.9	26.9	—	58.1
	1974	100.0	16.7	29.3	22.6	11.1	20.4	57.4
	1979	100.0	15.9	24.9	24.0	12.3	22.9	53.5
	1984	100.0	11.4	21.9	25.1	14.3	27.2	51.9
	1989	100.0	7.8	18.2	23.7	15.7	34.5	51.5
全国(1990年)		100.0	5.6	19.8	21.3	17.5	35.7	60.2

資料：「農業センサス」各年

注：1. 15歳も含む。

2. 30～49歳も含む。

3. 65歳以上も含む。

層ドラスチックである。すなわち16～29歳層は1974年の16.7%から89年には7.8%に低下し、それに対して65歳以上層の割合が74年の20.4%から89年には34.5%に高まっている。しかも65歳以上層の割合が高まる度合いは「農業センサス」の調査毎に大きくなってきており、現在の傾向が続くとすれば、5年後には農業就業人口の4割は65歳以上の高齢者によって占められる可能性もある。

この傾向は基幹的農業従事者において一層顕著である。農業就業人口に占める65歳以上層の割合はほぼ全国における割合に近いが、基幹的農業従事者における65歳以上層の割合は全国の割合を大きく上回るものとなっている(表6-11)。

しかし担い手の問題については、農業就業人口、基幹的農業従事者が全体として流出、高齢化してい

表6-11 基幹的農業従事者の推移

(単位:人,%)

		計	16～29歳	30～59歳	60～64歳	65歳以上	女性
実 数	1971年	61,044	—	—	—	—	30,661
	1974	50,166	1,991	31,110	6,681	10,384	25,561
	1979	43,219	2,335	24,192	6,375	10,317	17,616
	1984	45,315	1,864	23,459	7,493	12,499	18,483
	1989	41,327	911	18,710	7,344	14,362	16,882
構 成 比	1971年	100.0	—	—	—	—	50.2
	1974	100.0	4.0	62.0	13.3	20.7	50.9
	1979	100.0	5.4	56.0	14.8	23.9	40.0
	1984	100.0	4.1	51.8	16.5	27.6	40.8
	1989	100.0	2.2	45.3	17.8	34.8	40.8
全国(1990年)		100.0	2.5	49.3	19.4	28.8	48.1

資料:「農業センサス」各年

くなかで、後継者の動きにこれまでとは違った動きがみられる。この点は新しい動きとして注目されるが、農地の所有と利用という観点から後に改めてとりあげることにする。

以上のように、復帰後の沖縄農業は1973年から78年までは、農業粗生産額、生産農業所得は伸びたものの、79年移行は停滞から後退の傾向で推移し、作物では基幹作物であるさとうきびの後退が進行し、県外出荷の野菜も復帰直後の急増から停滞の局面に移行しつつあるなかで、花卉が一貫して高い割合で伸びてきている。また、担い手の動きでは、農家数の減少、農業就業人口、基幹的農業従事者の大幅な減少と高齢化が進行しつつある一方で、新たな形での若い担い手の参入もみられるようになった。

そこで以下、さとうきびの後退の問題と若い担い手の参入の形態について、より立ち入った検討を加えることにしたい。

まず、さとうきびについて、収穫面積と生産量の推移を示すと図6-4のようになる。復帰直前の1970～71年期から71～72年期にかけて大幅に落込み、収穫面積で27,700haから23,300haに減少し(減少率15.8%)、生産量では198万トンから126万トンに減少する(減少率36.2%)。これは前節で述べたこの時期の自然災害と農地の買い占め、復帰による社会的・経済的変動と不安による農業からの労働力の流出などの影響と考えられる。

以上の傾向は1972～73年期から75～76年期まで続く。1976～77年期以降回復に向かい、収穫面積は78～79年期には22,500haまで回復する。しかし79～80年以降は横ばいに転じ、85～86年以降は減少に転じている。生産量は1971～72年期の126万トンから74～75年期にはさらに落ち込み、115万トンにまで減少するが、75～76年期以降は増大し、78～79年期には167万トンまで回復する。しかし79～80年期以降は120万トンから170万トンの間を大きく変動しながら推移している。特に1986～87年期以降は89～90年期の178万トンを除けば、後退の局面にあると見てよい。

さて、さとうきびの後退にはいくつかの要因が作用しているが、基本的には復帰後1981年まで上昇

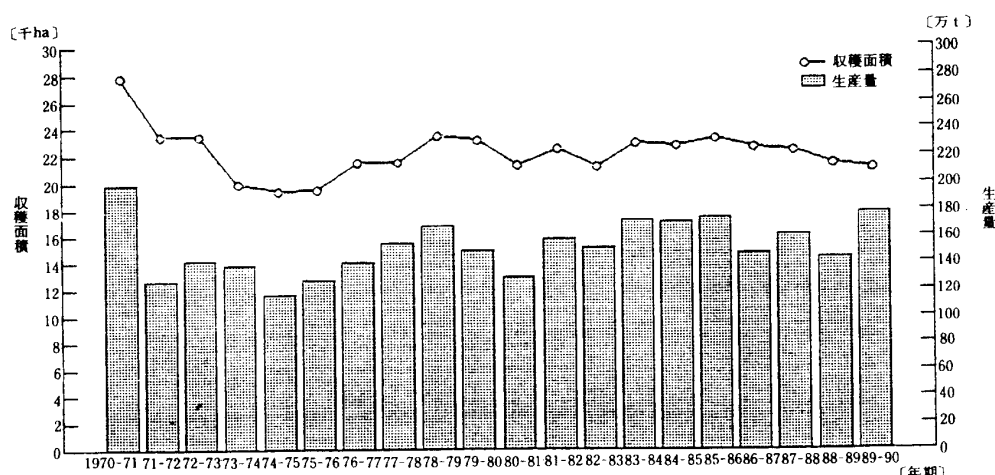


図6-4 復帰後のさとうきびの収穫面積と生産量の推移

資料：沖縄県農林水産部『糖業年報』第31号，1991年。

が続いた価格が82年以降横ばいに転じたにもかかわらず費用の低減が進まず、収益性が低下し、かつ担い手の減少、高齢化が進んだことがあげられよう。復帰後のさとうきびの価格と生産費の推移を図6-5に示したが、価格は、1973年と74年にそれぞれ43.9、50.0%という大幅な引き上げがなされた。75年以降は引き上げ率は小さくなるが1981年までは上昇の傾向が続く。しかし82年以降はほとんど横ばいの状態で推移する。

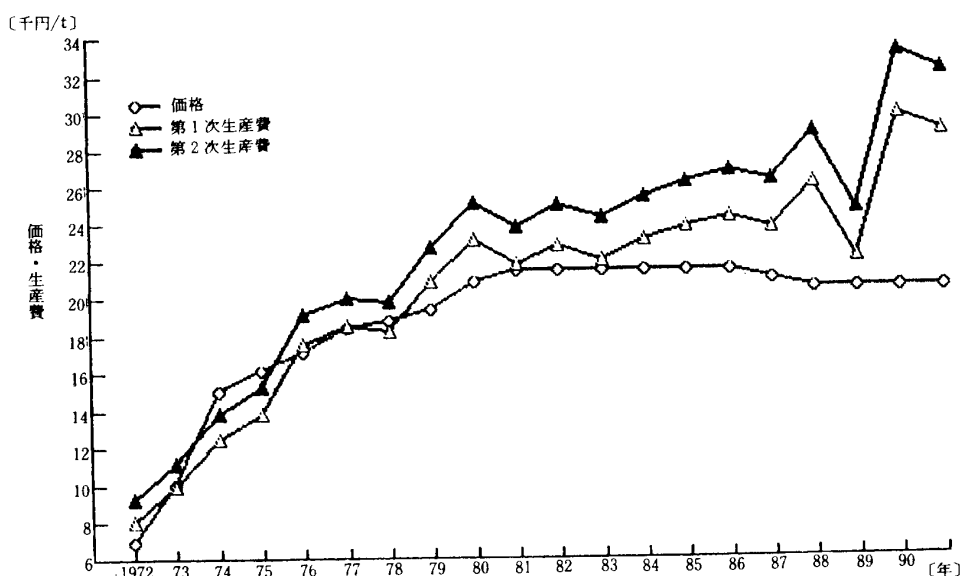


図6-5 復帰後のさとうきびの価格と生産費の推移（1トン当たり）

資料：農林水産省統計情報部『工芸農作物等の生産費』

沖縄県農林水産部『糖業年報』

注：1. 家族労働費評価基準は、1975年までは農業臨時雇賃金、
76年以降は農村雇用賃金である。

2. 価格は奨励金及び栽培改善費を含む。

生産費は、第一次生産費、第二次生産費ともに1973年から80年まで急速に増大した後、81年から83年にかけては、やや停滞するが、84年以降再び増加に転じている。生産費の増大は後にみるように生産費のなかで大きな比重を占める労働費の増大によるところが大きい。

価格と生産費の関連では、第二次生産費に対しては1972年から価格は生産費を下回っているが、1979年以降その格差が急速に拡大している。第一次生産費に対しては、1973年から75年までは、価格が生産費を上回る水準にあった。1976年以降は78年を除いては生産費が価格を上回るようになるが、両者の

格差はそれほど大きくなく、79年と80年を除けば、83年まではほぼ均衡していたといえてよい。しかし、82年以降価格はほとんど横ばいの状態にあるのに対し、生産費は84年以降再び上昇に転じており、価格と第一次生産費の格差は急速に大きくなってきている。その結果、1984年以降さとうきびの収益性は低下し、収穫面積、収穫量が停滞から後退へと向かうのである。

そこで、さとうきび作の生産費費目構成をみると、表6-12のようになる。費目別に最も構成比が高いのは労働費であり、春植えて70.9%、夏植えて67.0%、株出しで87.0%、平均で78%を占めている。さとうきび作における労働費の比重がいかに高いかが示されている⁽¹⁰⁾。さとうきび作の費用は労働費に、若干の肥料費、賃借料及び料金で成り立っているといても過言ではない。

表6-12 さとうきび作10a当たり生産費費目構成 (1986, 87, 88年平均) (単位: %)

費用計	実 数				構 成 比			
	春植え	夏植え	株出し	平 均	春植え	夏植え	株出し	平 均
費用計	225,581	173,736	196,018	190,782	100.0	100.0	100.0	100.0
種 苗 費	6,665	8,520	—	3,992	3.0	4.9	—	2.1
肥 料 費	19,738	17,559	14,322	16,169	8.7	10.1	7.3	8.5
農 業 薬 剤 費	5,612	8,231	1,896	4,710	2.5	4.7	1.0	2.5
光 熱 動 力 費	1,577	1,569	627	1,093	0.7	0.9	0.3	0.6
その他の諸材料費	1,390	1,254	1,543	1,416	0.6	0.7	0.8	0.7
水 利 費	594	797	446	599	0.3	0.5	0.2	0.3
賃借料及び料金	22,066	11,511	1,994	7,859	9.8	6.6	1.0	4.1
建物及び土地改良設備費	462	367	271	330	0.2	0.2	0.1	0.2
農 機 具 費	7,476	7,270	4,430	5,843	3.3	4.2	2.3	3.1
畜 力 費	—	287	29	122	—	0.2	0.0	0.1
勞 働 費	160,000	116,369	170,459	148,648	70.9	67.0	87.0	77.9
(うち家族労働費)	(149,323)	(102,588)	(156,541)	(135,199)	(93.3)	(88.2)	(91.8)	(91.0)
第 1 次 生 産 費	225,581	173,736	196,018	190,782				
第 2 次 生 産 費	243,495	198,873	213,562	211,253				

資料：前掲『工芸農作物等の生産費』

表6-13 さとうきび作10a当たり投下労働時間 (1986, 87, 88年平均) (単位: 時間, %)

計	実 数				構 成 比			
	春植え	夏植え	株出し	平 均	春植え	夏植え	株出し	平 均
計	183.5	148.9	179.7	168.4	100.0	100.0	100.0	100.0
耕起及び整地	2.3	1.4	—	0.7	1.3	0.9	—	0.4
基 肥	1.2	0.3	—	0.2	0.7	0.2	—	0.1
定 植	17.2	13.5	—	6.2	9.4	9.1	—	3.7
整 苗	6.5	6.4	0.4	3.1	3.5	4.3	0.2	1.8
追 肥	7.6	5.7	5.7	5.8	4.1	3.8	3.2	3.4
中 耕 除 草	23.3	11.5	14.8	14.1	12.7	7.7	8.2	8.4
培 土	8.0	3.7	1.5	2.8	4.4	2.5	0.8	1.7
防 除	4.2	4.8	2.5	3.5	2.3	3.2	1.4	2.1
その他管理	40.7	22.3	61.7	45.3	22.2	15.0	34.3	26.9
収 穫 ・ 調 整	72.5	79.3	93.1	86.7	39.5	53.3	51.8	51.5
動力運転時間	7.3	7.7	3.4	5.2				
(うち収穫・調整)	(0.9)	(0.8)	(0.8)	(0.8)				

資料：前掲『工芸農作物等の生産費』

さらに、投下労働時間をみると表6-13のようになる。春植えて183.5時間、夏植えて148.9時間、株出で179.7時間、平均168.4時間を要している。作業別には特に収穫労働の割合が高く春植えて39.5%、夏植えて53.3%、株出で51.8%、平均51.5%を占めている。収穫作業に次いで時間数が多いのは「その他管理」であるが、これは「生産費調査」で「乾燥」として区分されている項目を含むものであり、作業の内容としては剥葉が中心である。剥葉は管理作業としての性格ももつが、一方では、収穫の準備作業としての性格ももっている。「剥葉」を収穫の準備作業としてとらえるならば、収穫作業のもつ比重はさらに大きくなる。

さとうきび作の10a当たり投下労働時間の時系列的变化をみるために1964, 65, 66年平均と1986, 87, 88年の平均を比較すると、夏植えては1964, 65, 66年平均の296.4時間から1986, 87, 88年平均は148.9時間へとほぼ半分に低下しているのに対し、春植えては239.5時間から183.5時間へと23.4%の減少にとどまり、さらに収穫面積のほぼ5割を占める株出は188.5時間から179.7時間になっているのみでほとんど変化は見られない。その結果、作型平均では213.9時間から168.4時間へと減少率はわずか21.3%にとどまっている。異なる作物である水稲と比べると問題はあっても、水稲の10a当たり労働時間が都府県平均で1965年の141.1時間から1985年に55.1時間へと61%も減少していることと比べると、沖縄におけるさとうきび作の省力化の進行が如何に緩慢なものであるかが分かる。

また図6-6は、1964年から90年の間のさとうきびの10a当たり収量と投下労働時間100時間当たり収量の推移を示したものであるが、10a当たり収量は年次による変動はみられるものの、傾向としては

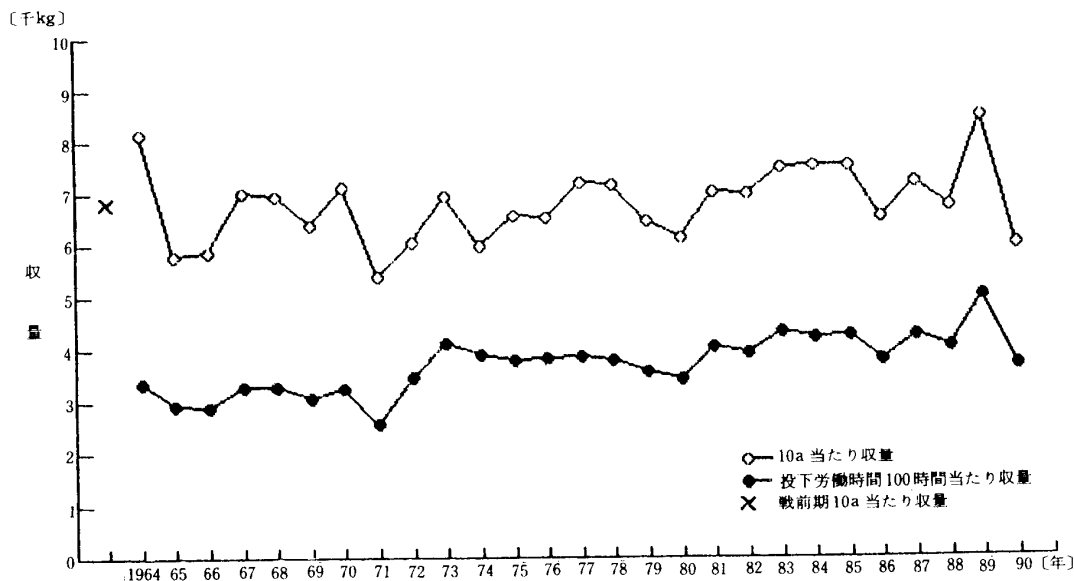


図6-6 さとうきび10a 当たり及び100時間当たり収量の推移

資料：池原真一『沖縄糖業統計』農林統計協会、1973年。

沖縄県農林水産部『糖業年報』

注：戦前期の10a 当たり収量は、1938, 39, 40年平均である。

ほとんど停滞したままといってもよく、戦前期、1938年、39年、40年平均で達した6,800kgをやや上回る水準でしかない。100時間当たり収量は若干の増加はみられるが、それでもほぼ20年間で3,000kg台から4,000kg台への上昇であり、そのペースは極めて緩慢と言わざるを得ない。

このように、さとうきび作の大部分がなお人力に依存している状態は、農業就業人口の流出、高齢化が進むなかでさとうきび作の展開に大きな障害となっている。公式の統計には現れていないが、すでに1989年産、90年産からは収穫労働の不足からくる収穫放棄が各地で出始めている⁽¹¹⁾。現在の状態が続くならば、さとうきび作は近い将来激減せざるを得ないだろう。さとうきび作の崩壊は沖縄農業に占めるその地位からして沖縄農業そのものの崩壊につながることになる。

さとうきび作の生産を維持し、拡大していくためには、労働不足への対応とコストの引き下げが必要であり、そのためには、さとうきび作の作業過程、特に収穫作業における機械化が大きな課題となる。しかし、さとうきび作における機械の導入は現在のところ限られた地域にとどまっており、しかもそれは多くの問題を抱えており、普及は進んでいない。

さとうきび収穫作業の機械化は、現状では作物の性格からして大型、重量、高価とならざるをえない。したがって、部分的な作業を対象とした機械を除けば個別農家での対応は困難であり、地域的あるいは集団的な対応が不可欠である。このことを現在部分的に導入されている中型ケンハーベスターを例にすると次のような問題がある⁽¹²⁾。

まず、ハーベスターと伴走車2台をセットとすると、標準的な価格で約40,000千円になり、補助事業を想定しても約8,000千円の負担になる(耐用年数8年)⁽¹³⁾。これが収支のバランスがとれるかたちで運営されるためにはトン当たり作業料金を7,000円として一製糖期間に1,000トン以上の原料を処理する必要がある⁽¹⁴⁾。これに対して農家の側からの臨時雇導入あるいは請負いへの委託とハーベスター委託への分岐点は5,000円と想定される(ハーベスター料金がトン当たり5,000円未満の場合はハーベスターが有利、5,000円以上の場合には臨時雇、請負いへの委託が有利)。現在、ハーベスターは、そのほとんどが作業料金トン当たり5,000~6,000円、処理量は500~600トンの水準での運営を余儀なくされている⁽¹⁵⁾。この結果1989年までに導入された12台のハーベスター(8輪タイプ4台、クローラタイプ8台)のうち、3台は稼働停止になり、残りの9台もほとんどが赤字を抱えての運営になっている⁽¹⁶⁾。

収支のバランスを規定するのは、ハーベスター運用のコストと作業料金であるが、これらはまた機械の価格と耐久性のほか、降雨時の稼働の制限といった機械自体の問題と、圃場の小規模性、分散性、畝幅、株出更新時期の不統一などによる稼働の制限といった受け皿の整備の状況によって規定されている。従来の零細分散所有に基づいた個別分散的な農地の利用は、さとうきび収穫作業の機械化に対しては制約要因となっているのである。

機械の構造がもつ問題は専門の分野から追求されなければならないが、一方の受け皿の問題は農地の利用調整の問題として解決されなくてはならない課題である。しかも機械の効率的な稼働性を確保するための圃場条件と団地性の確保、株出更新時期、畝幅などの統一性を追求していくことは、単にさとうきび作だけの問題に限らず、地域全体の農地利用の再編という課題にならざるをえない。ここにさとうきび収穫作業の機械化を単に機械の導入という視点だけではなく、地域における農地の所有と利用の構造を含めてとらえる視点が求められることになる。

さて、復帰後の沖縄農業の変化のなかで農地の所有と利用に関連していま一つ指摘しておかなければならない問題は、若い担い手層の就農と農地相続の形態の変化である。

長男を優先しつつ次・三男にも農地を分与するという相続慣行のもとで次・三男が就農する例が少なからずみられるということは先に指摘したが、それは農地の大部分を長男が位牌ともに承継するという形でなされていた。しかしその構造にも変化が生じつつある。この動きは現在微弱なものにすぎないが、今後の沖縄農業を考えるうえで無視できない動きといえる。この動きの実態を示したものが表6-14である。この表は沖縄本島北部で花卉、野菜などの園芸作物が比較的展開しているN集落における農地の相続と後継者の存在形態をまとめたものである。注目される点は、長男がいても農業をしない場合、位牌だけは長男が承継するが、農地は長男以外で農業をする者が一括して、あるいは大部分を承継するという形態が生じつつあるということである。例えば、No.1, No.3, No.7, No.9, No.13, No.17などがその例である。No.13, No.17を除けば、これらの後継者(一部はすでに経営主になっている)は、花卉または野菜と結び付いている。

このことは、従来の農地が位牌に付随して承継された形態から、両者が分離する形態に移行する動きを示しているといつてよい。そしてそれは、長男を優先しつつ次・三男にも農地を分与するという従来の慣行を基礎にしつつも、農地が位牌承継の代償としてではなく、経営の基盤としてとらえられる方向

表6-14 今後の農地相続の意向（沖縄本島北部N集落）

農家 番号	経営 主の 年齢	世 帯 員 親子・兄弟の関係(年齢)	耕地面積(a) 作 物	次代の位牌の承継者と農業のあとつぎ及び農地分与の意向		
				位牌の承継	農業のあとつぎ	農地分与の意向
1	32	同居：父(73),母(72) 兄弟姉妹：3男2女	170(借入90):きく(ハウス) キャベツ,さとうきび,その他	長兄	※三男(経営者) (経営移譲)	しきたりとして長男を優先するが,次・三男にも分与する。
2	32	同居：妻(31),母(72) 兄弟姉妹：2男4女	167(預かり32):すいか(ハウス) みかん,さとうきび,マンゴー, その他	長男	※次男(経営主)	父の従兄弟の農地と父からの相続(本人への相続)
3	62	同居：妻(61),次男(37), <u>長女(34)</u> 子供：4男4女	158:すいか(ハウス),レタス, きゅうり,キャベツ,観業, (放棄46,貸付19)	長男	次男 (農業従事)	農業をする者にまどめたいと思う。(子供を含めての話し合いはまだ)
4	48	同居：妻(40),母(76) 兄弟姉妹：2男2女	155(借入49):レタス,キャベツ, ごぼう,さとうきび	子供無し	-	-
5	61	同居：妻(62) 子供：1男5女	145(借入66):さとうきび,野菜, 飼料,作物,繁殖牛(2)	長男	長男(予定) (県外)	男子は長男1人だから長男が継ぐ。
6	46	同居：父(69),母(69) 兄弟姉妹：4男1女	143:観業(アレカヤシ,クロトン)	長男	※長男(経営主) (経営移譲)	次男以下は宅地を分ける。もし農業をする場合は農地を分与する。
7	33	同居：妻(30),父(68),母(66) 兄弟姉妹：3男3女	138:きく(ハウス),さとうきび	長男	※三男(経営者) (経営移譲)	農地の分与について未定。 (長男,次男に分けるかも)
8	59	同居：妻(59) 子供：2男2女	123(借入62):さとうきび	未定	未定	未定
9	30	同居：妻(27) 兄弟姉妹：2男	97(預かり72):すいか(ハウス) キャベツ,レタス (預け30)	長男	次男(経営主)	兄弟2人で分けるが分け方は未定。
10	49	同居：母(85), <u>妹(?)</u> 兄弟姉妹：4男2女	93(借入50):さとうきび	未定	次男(経営主)	長男,三男,四男他出,帰ってくる可能性はない。農地が少ない。
11	76	同居：妻(70), <u>母(101)</u> , <u>長女(50)</u> 子供：4男5女	88:さとうきび,野菜	長男	未定	農業をする者があれば一括して譲る。いなければ処分する。
12	76	同居：妻(73) 子供：5男5女	73:さとうきび,野菜 (貸付38)	長男	長男(定年後) (村外)	全て長男に譲る。他の子供たちは帰ってこない。
13	43	同居：母(80) 兄弟姉妹：4男2女	49(預かり30):さとうきび (貸付3)	長男 (未定)	三男(経営者)	他の兄弟は帰ってくる可能性はない。
14	75	同居：妻(75), <u>孫(女子23,18)</u> 子供：3男(1男死亡)	43(預かり31):さとうきび,野菜 (放棄62)	次男 (長男死亡)	次男(未定)	農業をする者に全部譲る。
15	79	同居：妻(76) 子供：3男2女	43:キャベツ,レタス,きゅうり ねぎ (預け23)	長男 商業(村外)	次男(未定) (県外)	長男または三男。
16	82	同居：妻(61) 子供：6男6女	27:さとうきび	長男	長男(定年後) (別居)	長男,三男,四男に分与。
17	79	同居：妻(78), <u>三男(47)</u> , <u>五男(30)</u> 子供：5男	24(預かり9):さとうきび	長男	三男または五男	三男または五男(これだけの土地では農業できない)
18	76	同居：妻(71), <u>母(91)</u> 子供：7男1女	5:みかん (預け57)	長男	-	もし農業をする者がおればその者に譲る。

- 注：1. 同居者のうち、下線は農業に従事していない者。
 2. ※印は、あとつぎが経営主となっている者。
 3. 調査の時期は1990年8月である。

表6-15 農地相続の今後の方向

現在の相続の形態	今後の相続の方向
長男に一括して相続・贈与する …… 5.1%	長男に一括して相続・贈与する …… 9.1%
続柄に関係なく農業する者に一括して相続・贈与する …… 1.0	続柄に関係なく農業する者に一括して相続・贈与する …… 14.2
農地が多くある家は次・三男にも分与する …… 15.2	農地が多くある家は次・三男にも分与する (項目なし)
長男を優先するが、一般的に次・三男にも分与する …… 74.1	長男を優先するが、一般的に次・三男にも分与する …… 45.2
一般的に男子には平等に分与する …… 4.1	一般的に男子には平等に分与する …… 26.4
女子にも分与する …… 19.8	女子にも分与する …… 23.4
記入なし …… 0.5	記入なし …… 5.1

出所：仲地宗俊「農地の相続慣行」(『農業法研究』26, 1991)

原注：1. 農業集落を対象にしたアンケート調査のうち、本集落についての結果(回答集落数 197, 回答率 44.5%)である。

2. 「女子にも分ける」項目とその他の項目は重複する。

3. 調査時点：1990年7月。

へ移行しつつあることを示しているといえよう。この傾向は単にN集落だけに限らない。表6-15は県内の農業集落を対象に農地相続の現在の形態と将来の方向をアンケート方式で調査した結果であるが、この調査結果はこれまで述べてきた農地相続の形態をほぼ裏付けるものとなっている。将来の変化の方向として、現在の基本的形態である「長男を優先するが、一般的に次・三男にも分与する」形態が減少し、「一般的に男子には平等に分割する」、「女子にも分割する」形態ともに「続柄に関係なく農業する者に一括して相続・贈与する」形態が増えるであろうとする結果が示されている。「続柄に関係なく農業する者に一括して相続・贈与する」ものの割合は全体の14.2%と低いですが、今後の相続の変化の一つの傾向であることを示している。すなわち、農地の相続は、従来の長男を優先しつつ、次・三男にも分与する形態を基本にしながらも、男子に平等に分与する形態と、農業をする者に一括して相続する形態に分化していくであろうことがうかがえる。

第3節 農地の所有・利用関係の課題と展望

—まとめにかえて—

第1節、第2節でみたように、沖縄の農業は農業就業人口の流出、高齢化の進行のなかでさとうきび作の後退を基本的な潮流としつつ、若い担い手の就農など新しい動きもみられる。以下、農地の所有と利用の観点からこれらの課題と展望を整理することにしよう。

まず課題の面からみていくと、このような状況を打開するためには、さとうきび作における労働手段の高度化＝機械化が必要であるが、経営耕地規模が零細であること、栽培形態が機械の運用に対応していないことが障害となっていることが指摘されている。

つまり、耕地の零細性と分散錯圃制が労働手段の高度化、機械の導入を阻んでいるのである。この局面を農地の所有・利用の仕組みと労働手段、生産力の関係でとらえると、農地の零細分散の所有・利用の体制と労働手段の高度化の矛盾の局面として整理されよう。

ここに、労働手段の高度化、機械化を単に機械の導入、作業過程の省力化という視点だけではなく、農地の所有と利用の仕組みを含めてとらえる視点が求められる理由がある。

もちろん、機械の効率的な稼働については機械の工学的側面の改善も大きな課題であるが、ここでは、その受け皿の側面に問題を絞ると、機械の稼働に対応する耕地規模の形成が重要な課題になる。この場合、個別農家による規模拡大の方向と地域を単位とした農地利用の調整の方向が考えられる。

二つの方向は必ずしも二者択一的なものではなく、その対応は地域の条件によって異なることはいうまでもないが、これまで述べてきたことから、南・北大東島のように農家の経営耕地規模が特に大きい地域を除けば、地域を単位とした農地利用の調整の方向が基本にならざるをえないであろう。

その根拠を再度整理すれば、まず、さとうきびを対象とする機械は作物の性格上大型になり、価格、運営において個別農家では対応が困難なこと、また農地の所有と利用は極めて零細、分散的でありかつ錯綜していること、さらに、農家の経営耕地規模別の分布が地域的に大きく偏っている条件のもとで、農地の移動は同規模階層同士での移動がかなり多く、上層の農家への集積が急速に進む方向にはないことである。

したがって、そこで求められるのは、地域内の農地の利用を調整することによって利用の単位をまとめる体系、すなわち集団的または地域的な農地利用の体系であろう。しかし、これまでの農地の利用は極めて分散的であり、貸借も個別的なものであった。これらを一定の方向へ調整していくためには、地域における農地利用の調整を地域的、組織的に行う必要がある。

もっとも、そのような調整を行う機関として、農用地利用改善団体が制度的裏付けをもった組織として設立が推進されている。しかしながら、現在その組織率は低く、設立された地域でも十分に機能しているとは言い難い。農用地利用改善団体が機能しえていないのは、それが、もっぱら事業を導入するための一つの条件として設置され、そこでの課題も抽象的な農地の流動化という段階にとどまっているところに基本的な要因があると考えられる。したがって、ここでは、地域農業の課題と結び付けた具体的な農地利用の調整、例えば、さとうきび収穫作業の機械化を進めていくための農地利用のあり方、それに伴う地域的輪作体系の確立を含めた農地の利用調整の追求がなされる必要があると考える。

沖縄における農地の所有と利用の構造は、生存権的所有を基礎にし、したがって所有観念は強いが、一方、生存の条件としての所有であるがゆえに、利用については、農地を必要な者が利用するという比較的柔軟な“やりくり”の構造があった。このことは、農地の相続の形態とも相まって、極めて零細でかつ分散錯圃の農地の所有と利用の形態を形成し、その結果、さとうきび収穫機械などの効率的な稼働を阻む要因ともなってきた。しかしながら、機械利用の条件となるような農地利用の調整がなされる基盤もまた、歴史的に形成された農地の利用における柔軟性のなかに存在しているといえよう。

次の点は、若い担い手の就農の過程における農地の所有・利用の特質と農家の性格がもつ意義についてである。

沖縄の農家はいわゆる制度としての「家」の形成は未熟であったが、位牌の承継の観念は極めて強く、これは長男が承継すべきものとされた。そこでの農地の相続は、男子には分割するが、長男が優先されるといったものであった。

しかし、このような従来の農地相続の形態にも変化の兆しが現れつつある。すなわち、従来の長男を優先しつつ次・三男にも分与する形態から続柄に関係なく農業をするものに譲るといった形態への変化である。この変化の背景には、復帰後の野菜、花卉といった新しい商品作物の展開したことを契機に農外に流出していた若い労働力が農業に従事したことによると考えられる。ここでの特徴は彼らは必ずしも位牌の承継者、したがってまた「ヤー」の承継者たる長男ではないということである。長男はすでに農外の仕事に就業し生活の基盤を築いており、農業をするつもりはない。この場合位牌は慣行に従い長男が承継するが、農地は農業をする者が承継するのである。このことは位牌と農地の分離が微弱ながら始まっていることを示していると考えられるが、さらにいえば、農業を位牌や「ヤー」を継ぐことの結果としてやむなく行っていた段階から、個人の職業として選択する意識が生まれつつあるものとして注目される。

このことを家族の側からとらえると次のようになりそう。制度としての「家」の形成をみない沖縄の家族（ヤー）のもとでは、位牌承継の観念は極めて強いが、しかし位牌承継の序列とそれに関わる慣行を除けば、家族における関係は相互にフラットであり、このような関係のもとで家族労働力の流出と還流

も自由に行われた。

このことが次・三男が自由に農業を選択しうる条件を生み出し、さらにそのことが、彼らに農地が一括して譲られるという農地相続の変容を生み出していく基盤となっていると考えられる。

その意味で、この変化はまだ小さいが、家族のなかでの農業後継者の確保のみならず、さらには農外からの参入者を含めた農業の担い手を形成していくうえで重要な意味をもっていると考えられる。すなわち農業が個人の職業選択としてなされる体制の確立の可能性である。沖縄農業はその可能性を内包しているといえよう。これがまた日本農業一般における農地の「家産」的所有に対する沖縄における「家産」を媒介としない農地の所有のもつ意義でもある。しかしこのことを現実化していくためには、「家産」を媒介としない所有をベースとするところの村落共同体の性格と機能、さらにそこにおける生産者の連携と組織化の問題が理論的に解明されなければならない、これらの問題の解明が今後の課題である。

注

(1) 農地法の適用にあたっては次の三つの特別措置が構じられた。

- ① 「農地法」第6条第1項の規定については、6カ月の猶予期間をおく。
- ② 復帰前の農地の貸借関係については、貸し手、借り手の合意を得て市町村長にその旨の届けあるものは、正当な貸借関係として扱う。
- ③ 農地の売買について「農地法」適用前にすでに売買の契約がなされていたものについては、「農地法」第3条及び第5条の対象外とする。

さらに、アメリカ軍の占領に伴う移動の結果生じた不在地主については、次のような特別措置が設けられた。

- ① 「用地法」第6条第1項中の「市町村の区域」はその隣接市町村を含めることができる。
- ② アメリカ合衆国の土地使用と関連して市町村が分立した市町村は、分立前の区域を単位とする。
- ③ 昭和19年7月1日から27年4月28日までの間に他の市町村に住居を移転した者、及び27年4月28日以降アメリカ合衆国の土地使用によって、他の市町村に住居を移転した者の所有する小作地は、在村地主の小作地として扱う。

(2) 沖縄県農林水産部『農業関係資料・総括統計表』(1984年)による。

(3) 当初確認された所有できない小作地4,827haのうち、農地法第9条と第36条によって処理された面積は2,282haであるが、1987年3月現在の所有できない小作地が1,213haになっている。

$(4,827 - 2,282) - 1,213 = 1,332\text{ha}$ は相対によって売買されたと考えられる。

(4) 個人の不在地主の貸付地については、当時農林省において沖縄への農地法の適用問題を担当した中江淳一によれば「こんなこまごました住民の土地所有に対して、不在だの何だのといってもどうしようもない」(石井・来間『沖縄の農業・土地問題』p.217)という認識だった。もっとも、農地法の適用自体についても「農地法を適用すべきやいなやということが一つの論点だった」(同上、石井啓雄)とされており、農地法を適用すること自体が課題であったことをうかがわせている。

(5) 沖縄県農業会議・沖縄県農業協同組合中央会『農業者年金事業担当者研修会資料』1985年。

(6) 注(1)を参照。

(7) 沖縄県農林水産部『沖縄県の土地改良』1987年。

(8) 復帰前後に農外の企業に買い占められた土地は、沖縄総合事務局の調査によれば、12,123haにのぼり、そのうち農地が25%を占めた。沖縄総合事務局農林水産部『沖縄農業の動向と将来の方向』(1975年)。

(9) 農家の規定が「1985年センサス」までは経営耕地面積が西日本では5a以上の農業を営む世帯であったものが「1990年センサス」から10a以上に変更され、例外規定農家の規定については、「1985年センサス」までの農産物販売金額10万円以上から「1990年センサス」では15万円以上に変更さ

れた)。

- (10) さとうきび生産費調査における家族労働費の評価基準は、1975年までは農業臨時雇賃金、76年以降は農村雇用賃金である。
- (11) 「沖縄タイムス」1991年6月23日によれば、1990年産さとうきびの収穫放棄が71.5haに達しており、これは復帰後最も多い面積であるとされている。
- (12) さとうきび収穫作業機械化の方式としてはこのほか、集中脱葉施設を軸とした集中脱葉施設体系があるが、この方は現在のところ構想の段階である。
- (13) 沖縄総合事務局農林水産部農政課資料。
- (14) 沖縄県農業試験場経営研究室『さとうきび収穫機の運営利用実態と改善課題』1991年。
- (15) 前掲『さとうきび収穫機の運営利用実態と改善課題』。
- (16) 前掲『さとうきび収穫機の運営利用実態と改善課題』。

謝 辞

本研究の遂行にあたっては、九州大学農学部の栗山純教授、上野重義教授、長憲次教授に懇切な御指導と暖かい御援助をいただきました。心から御礼申し上げます。また、鹿児島大学農学部の陣内義人教授、岩本純明助教授（現東京大学農学部助教授）には鹿児島大学での文部省内地研修を通じて、多くの有益な御教示と暖かい御援助をいただきました。深く感謝申し上げます。

また、琉球大学農学部の吉田茂教授、福仲憲助教授には、研究上の便宜を与えていただくとともに、多くの御助言をいただきました。深く感謝申し上げます。さらに、沖縄国際大学商経学部来間泰男教授を始め沖縄の農業経済研究会の諸氏には常に議論に加えていただき、問題意識の醸成と課題の設定に有益な示唆を得ることができました。深く感謝申し上げます。

なお、本研究は、いくつかの農村調査がその基礎をなしているが、これらの調査においては、多くの農家の方々、行政機関、農協の方々に多大な御協力をいただきました。諸氏から寄せられた好意に対し、記して感謝の意を表します。

参 考 文 献

1. 安次富松蔵『旧琉球藩ニ於ケル糖業政策』（天野鉄夫・校注、1976）
2. ——— 編『琉球農業全書』（復刻版1977）
3. 安仁屋政昭・来間泰男「戦後恐慌から慢性的不況へ」（『沖縄県史』3，経済，1972）
4. ———・仲地哲夫「慢性不況と県経済の再建」（前掲『沖縄県史』3）
5. ———「県外出稼ぎと県内移住」（『沖縄県史』7，移民，1974）
6. 新垣進「祭祀相続と相続の形態変化の概観」（『琉球大学短大部紀要』1979）
7. 安良城盛昭「地割制」（『沖縄県史』別巻，沖縄近代史辞典，1977）
8. ———「進貢貿易の特質」（『新・沖縄史論』沖縄タイムス，1980）
9. ———「前近代の沖縄歴史研究をめぐる二、三の問題」（前掲『新・沖縄史論』）
10. ———「琉球における地割制度の起源と変遷（上）」（『大阪府立大学紀要』〈人文・社会科学〉第29巻，1981）
11. ———「琉球における地割制度の起源と変遷（下）」（『大阪府立大学紀要』〈人文・社会科学〉第30巻，1982）
12. 新崎盛暉編『沖縄現代史への証言—下』沖縄タイムス社，1982.
13. 石井啓雄・来間泰男『日本の農業』106・107—沖縄の農業・土地問題—農政調査委員会，1976.
14. ———「生存・労働条件としての土地所有と軍用地料—沖縄の軍用地料と『補償』について—」（駒沢大学経済学会『経済学論集』第15巻，第3・4号，1984）
15. ———「沖縄—裸地的零細農業と軍事基地の島の農地問題」（『工業化社会の農地問題』農山漁村文化協会，1989）
16. ———「当面する農業構造問題—家族経営と土地問題を中心に—」（井野隆一・重富健一・千葉燎朗編著『日本農業再建の道標』筑波書房，1991）
17. 石黒重明・川口諦・窪谷順次『鹿児島農業の諸問題』農業総合研究所，1966.
18. 石橋幸夫『農業経営の諸問題』育生社，1938.
19. 磯辺俊彦「家族制度農業の分析課題」（『土地制度史学』第119号，1988）
20. ———「基本法農政の農法論的基礎—正常な市場メカニズムの前提条件—」（『基本法農政下の農業・農政と今後の課題』農政調査委員会，1987）

21. 一木喜徳郎「一木書記官取調書」(『沖繩県史』14, 雑纂1, 1965)
22. 伊良部村史編集委員会『伊良部村史』1978.
23. 上野重義「沖繩における旧慣間切内法・村内法の類型的考察」(『九州大学農学部学芸雑誌』第44巻, 第1・2号, 1989)
24. 浮田典良「沖繩本島における村落形態と村落構造」(九学会連合『人類科学』26, 1974)
25. 牛山敬二「日本資本主義確立期」(暉峻衆三編『日本農業史』有斐閣選書, 1981)
26. 梅木哲人「近世沖繩の『地割制』の問題性」(和歌森太郎先生還暦記念『近世封建支配と民衆社会』1975)
27. 江守五夫『家族の歴史民族学—東アジアと日本』弘文堂, 1990.
28. 大里康永『沖繩の自由民権運動』太平洋出版社, 1969.
29. 太田朝敷『沖繩県政五十年』リュウオン企画, 1976.
30. 小川徹「羽地村真喜屋の社会誌学的研究」(東京都立大学南西諸島研究委員会編『沖繩の社会と宗教』1965)
31. 沖繩軍用地問題折衝渡米代表団『沖繩における軍用地問題』1958.
32. 「沖繩県日誌(明治十五年自七月至八月)」(『沖繩県史』11, 上杉県令関係日誌, 1965)
33. 「沖繩県日誌(明治十六年自三月至四月)」(前掲『沖繩県史』11)
34. 「沖繩県地方役場吏員更正セサル件」第一付属文書2(『沖繩県史』12, 沖繩関係各省公文書, 1966)
35. 「沖繩県土地整理法第六条第一項第四項ノ報償ニ関スル件」(『沖繩県史』13, 沖繩県各省公文書, 1966)
36. 「沖繩県旧慣間切内法」(前掲『沖繩県史』14)
37. 「沖繩県宮古島々費軽減及島政改革請願書」(前掲『沖繩県史』14)
38. 「沖繩県土地整理紀要」(『沖繩県史』21, 旧慣調査資料, 1968)
39. 「沖繩県旧慣租税制度」(前掲『沖繩県史』21)
40. 「沖繩県旧慣租税制度参照表」(前掲『沖繩県史』21)
41. 「沖繩県旧慣地制」(前掲『沖繩県史』21)
42. 「沖繩県糖業要覧」昭和9年(『沖繩県農林水産行政史』第11巻, 1981)
43. 「沖繩現代・経済史」(『琉球史料』第9集, 文化編1, 琉球政府文教局, 1965)
44. 沖繩県農林水産部『農業関係資料・総括統計表』1984.
45. 沖繩県農業会議・沖繩県農業協同組合中央会『農業者年金事業担当者研修会資料』1985.
46. 沖繩県農業試験場経営研究室『さとうきび収穫機運営利用実態と改善課題』1991.
47. 「沖繩移民関係資料」(『新沖繩文学』45, 1980)
48. 沖繩総合事務局農林水産部『沖繩農業の動向と将来の方向』1975.
49. 沖繩総合事務局農林水産部農政課『農家の土地保有・利用関係調査報告書』1983.
50. ———『農家の土地保有・利用関係基礎調査報告書』1985.
51. 奥野彦六郎『南島の原山勝負制の構成』農林省農業総合研究所, 1955.
52. ———『南島村内法』至言社, 1977. (初版1952)
53. ———『沖繩婚姻史』図書刊行会, 1978.
54. 小野武夫編『近世地方経済史料 第九巻』, 1932.
55. 春日文雄「『土地整理期』沖繩農村の社会構造」(『村落社会研究』23, 御茶の水書房, 1987)
56. ———「沖繩農業の階層構造—明治末期から大正期にかけて—」(冲国大南島文化研究所『南島文化』第12・13合併号, 1991)
57. 嘉陽安春『沖繩民政府』久米書房, 1986.
58. 加用信文監修『都道府県農業基礎統計』農林統計協会, 1983.

59. 川島武宜編『農家相続と農地』東京大学出版会, 1965.
60. ———『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店, 1957.
61. 菊山正明「杣山問題」(『沖繩県史』別巻, 沖繩近代史辞典)
62. 北原淳「沖繩のヤー(家)の二重的性格について」(『転換期農村の主体形成』村落社会研究27, 農山漁村文化協会, 1991)
63. 金城功「明治期の沖繩の糖業」(『近代沖繩の歴史と民衆』1970)
64. 金城正篤「近世沖繩の経済構造」(前掲『沖繩県史』3)
65. 来間泰男「昭和戦前期における沖繩県の経済構造について」(『沖繩歴史研究』8号, 1970)
66. ———「沖繩における土地問題」(九州農業経済学会『農業経済論集』第25巻, 1974)
67. ———「土地整理事業」(『沖繩県史』1, 通史, 1976)
68. ———「旧日本軍接收用地問題—宮古・石垣島の場合—」(『沖繩タイムス』1977年1月10日～15日)
69. ———『沖繩の農業』日本経済評論社, 1979.
70. ———波平勇夫・安仁屋政昭・仲地哲夫「近代沖繩農村におけるウェーキ・シカマ関係」(沖国大南島文化研究所『南島文化』創刊号, 1979)
71. ———「近代沖繩におけるウェーキ・シカマ関係についての研究状況」(九州農業経済学会, 1983年度大会, 報告レジュメ)
72. ———「戦前期沖繩農業研究批判への回答」(『沖繩経済論批判』日本経済評論社, 1990)
73. ———「近世沖繩における砂糖の生産と貢納」(沖国大南島文化研究所, 近世史研究会報告レジュメ, 1990)
74. 黒島為一「人头税」(『新琉球史 近世論(下)』琉球新報社, 1990.
75. 「黒糖集荷解説」(『沖繩県農林水産行政史』第11巻)
76. 佐々木高明「南島の伝統的稲作農耕技術」(渡部忠世・生田滋編『南島の稲作文化』法政大学出版局, 1984)
77. 里井洋一「多良間島塩川村丑年惣頭帳」(『多良間村史』1981)
78. 佐渡和子「沖繩における年齢階梯型村落」(『転換期の家と農業経営』村落社会研究26, 農山漁村文化協会, 1990)
79. 新里恵二『沖繩史を考える』勁草書房, 1970.
80. 陣内義人『人間と自然の生産力』農山漁村文化協会, 1989.
81. 杉原たまえ「沖繩における土地相続・利用調整の慣行特質」(『転換期農村の主体形成』村落社会研究27, 農山漁村文化協会, 1991)
82. 瀬長亀次郎『沖繩からの報告』岩波新書, 1968.
83. 「杣山特別処分ニ関スル件」(『沖繩県史』13, 沖繩県関係各省公文書2, 1966)
84. 「大正十年小作慣行調査」(農林省農務局『本邦小作慣行』1926)
85. 「大日本帝国議会史 第四巻」(『沖繩県農林水産行政史』第10巻, 1981)
86. 高谷紀夫「島社会としての構造と秩序」(前掲『南島の稲作文化』)
87. 高谷好一「『南島』の農業基盤」(前掲『南島の稲作文化』)
88. 武見芳二「沖繩県出移民の経済地理学的考察(下)」(『地理学評論』四の三, 1928)
89. 高良倉吉『琉球王国の構造』吉川弘文館, 1987.
90. 田中真砂子「沖繩の家族」(『家族の文化史』弘文堂, 1986)
91. 田名真之「身分制」(『新琉球史 近世編(下)』琉球新報社, 1990)
92. 谷本一志『耕作権と所有権の現代的構造』名古屋大学農学部食糧生産管理学講座研究報告第21号, 1985.

93. 玉城順彦「沖縄の位牌に関する資料」(『史海』No.2, 1985)
94. 田港朝昭「近代末期の沖縄農村について一考察—地方役人層の動きを中心に—」(『琉球大学教育学部紀要』第8集, 1965)
95. 「土地整理事業」(前掲『沖縄県史』3)
96. 田村浩『琉球共産村落の研究』沖縄風土記社, 1969. (初版1927)
97. 「地割制度」(前掲『沖縄県史』21)
98. 渡口眞清『近世の琉球』法政大学出版局, 1975.
99. 「富川親方宮古島規模帳(抄)」「富川親方八重山島農務帳」(『沖縄県史料—首里王府仕置2』1989)
100. 富山一郎『近代日本社会と「沖縄人」』日本経済評論社, 1990.
101. 鳥越憲三郎『沖縄庶民生活史』雄山閣, 1971.
102. 仲井間宗政・砂川恵伸「戦後における沖縄の土地所有権」(『琉大法学』第3号, 1960)
103. 中江淳一「沖縄県『土地整理』と商品生産農業の展開」(『土地制度史学』64, 1974)
104. 『名護市史』資料編1—近代歴史統計資料集, 1981.
105. 中尾英俊「鹿児島県の実態」(前掲『農家相続と農地』)
106. 名嘉正八郎「買上糖制度」(『沖縄大百科事典』上, 沖縄タイムス社, 1983)
107. 仲地宗俊「復帰後の沖縄における農地の移動」(九州農業経済学会『農業経済論集』第32巻, 1981)
108. ————「明治期沖縄本島北部農村の家族構成」(九州農業経済学会『農業経済論集』第38巻, 1987)
109. ————『南西諸島における農地相続慣行と農地の所有構造に関する研究』(昭和63年度科学研究成果報告書)1989.
110. ————「批評と紹介『沖縄近代経済史』」(『農林水産図書資料月報』)1988.
111. ————「農地」(『沖縄県農林水産行政史』第3巻, 農政編, 1989)
112. ————「戦前期浦添の農家—あるウェーキの農業経営—」(『浦添市史』別巻, 1990)
113. ————「農地の相続慣行」(『農業法研究』26, 1991)
114. ————「奄美諸島における農地の相続と農家の承継」(冲国大南島文化研究所『南島文化』第12・13合併号, 1991)
115. 仲地哲夫翻刻・現代語訳「耕作下知方並諸作物節附帳」(『日本農業全書』第34巻, 農山漁村文化協会, 1983)
116. ————「沖縄村落—首里王府の基本政策と村落の階層文化—」(『日本村落史講座』第7巻生活2近世, 1990)
117. 仲原善忠「集落」(『仲原善忠全集』下巻, 沖縄タイムス社, 1969)
118. 仲松弥秀『古層の村—沖縄民族文化論—』沖縄タイムス社, 1977.
119. 仲間勇栄『沖縄県林野制度利用史研究』ひるぎ社, 1984.
120. 中根千枝「南西諸島の社会組織序論」(『民族学研究』VOL.27, No.1, 1962)
121. 仲吉朝助「琉球の地割制度」(『史学雑誌』第39編, 1928)
122. 波平勇夫「部落有地・ウェーキ・小作人」(浦添市史編集委員会『浦添市史』第6巻, 1986)
123. 西里喜行「旧慣温存期の県経済の動向」(前掲『沖縄県史』3)
124. 西原文雄「土地整理」(『沖縄県史』別巻, 沖縄近代史辞典)
125. ————「『土地整理』に関する一考察」(沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆』1970)
126. 「農務顛末」第2巻(『沖縄県農林水産業政史』第10巻)
127. 農林省農政局『沖縄法制史』1941.
128. 農林省「沖縄における農地問題について」(沖縄現地調査報告, 謄写版資料)
129. 農林省農務局「道府県耕地ノ改良及拡張事業ノ概況」(『沖縄県農林水産行政史』第10巻)

130. 東恩納寛惇「地割制」(『東恩納寛惇全集 4』琉球新報社, 1979.)
131. 比嘉春潮『沖繩の歴史』沖繩タイムス社, 1959.
132. 比嘉政夫『女性優位と男系原理』凱風社, 1967.
133. 平良市史編さん委員会『平良市史』1979.
134. 福岡県内務部「沖繩県小作ニ関スル調査」(『沖繩県史』15, 雑纂 2, 1969)
135. 福武直『日本の農村社会』東京大学出版会, 1968.
136. ———『日本農村の社会的性格』東京大学出版会, 1949.
137. 福仲憲翻刻・現代語訳「安里村高良筑登之親雲上, 田方并芋野菜類養生方大概心得」(前掲『日本農業全書』第34巻)
138. ——— 翻刻・現代語訳「寒水川村金城筑登之親雲上, 耕作方相試田地奉行所へ申出之條々」(前掲『日本農業全書』第34巻)
139. ——— 翻刻・現代語訳「西村外間筑登之親雲上農書」(前掲『日本農書全集』第34巻)
140. 藤間五郎「沖繩県ニ於ケル米穀事情調査」(『沖繩県農林水産行政史』第11巻)
141. 平敷令治「イハイ」(『沖繩大百科事典』上 沖繩タイムス社, 1983)
142. 真栄田義見『蔡温』文教図書, 1976.
143. 松園万亀雄「沖繩座間味島の門中組織」(『日本民族学』71, 1970)
144. 松原治郎「沖繩農村の社会学的研究」(九学会連合沖繩調査委員会『沖繩—自然・文化・社会—』弘文堂, 1976)
145. 宮里栄輝「琉球古来の土地反別法」(『南島論叢』1970. 初版 1937)
146. 向井清史「両大戦間期沖繩における農民層分解」(『農業経済研究』第55巻, 第1号, 1983)
147. ———『沖繩近代経済史』日本経済評論社, 1988.
148. ———「戦前沖繩農業論—その論点確認のために」(冲国大南島文化研究所『南島文化』第12・13合併号, 1991)
149. 山里敏康『戦前の沖繩県農業』1971.
150. 山路勝彦「〈門中〉と〈家〉に関する覚え書き」(『日本民俗学』78, 1971)
151. 山本弘文「近代沖繩史の諸問題(一)」(『歴史評論』83, 1957)
152. 吉川博也『与那国』三省堂, 1984.
153. 吉永安俊「沖繩水利の実態分析と畑地灌漑に向けての小規模水利開発に関する研究」(『琉大農学部学術報告』第37号, 1990)
154. 与那国暹・鶴銅照喜「沖繩の村落と農民意識」(九学会連合『人類科学』26, 1974)
155. 「琉球見聞雑記—明治廿一年沖繩旅行記事—」(前掲『沖繩県史』14)
156. 琉球新報社編『トートナー考』1980.
157. 『琉球史料』第1集(『沖繩県農林水産行政史』第12巻, 1982)
158. 『琉球史料』第7集(前掲『沖繩県農林水産行政史』第12巻)
159. 「琉球列島における農業および経済復興について」(ヴィッカリー報告)(前掲『沖繩県農林水産行政史』第12巻)
160. 琉球大学法文学部地理学教室『南米における沖繩県出身移民に関する地理学的研究(I)』1990.
161. 琉球銀行調査部『戦後沖繩経済史』1984.
162. 和田正州「稲作技術の伝承」(前掲『沖繩—自然・文化・社会—』)